

- (14) 櫻井秀博士「蔽髮釵子位驗考」(考古界第七篇第八號) 明治四十一年
- (15) 櫻井博士論文(前出)所引『中務内侍日記』弘安十一年三月十五日の條に「御即位の行幸のきしき(中略)珍しくおもしろし(中略)扈從の命婦(中略)つねの衣の上にかいふの唐衣かうけちの裳ひらひたひなり」とある。
- (16) 櫻井博士は高著『日本服飾史』に「釵」の形態が退化固定して略式となり、「ひらひたひ」なる名稱が用ひられ始めたと言われている。
- (17) 『西宮記』皇太子元服の條上書に、「應和三年御記云本朝太子加元服之時、着幘雖無所見、於(檢)唐禮、太子加冠之儀着幘、又承平天皇加元服之時、已用之、合理髮了、不加幘者頗無威儀、乃依唐禮定着之」とある。即ち朱雀天皇御元服の式に於いて新に唐禮によつて制定されたものであり、童子の風である雙童髻を改めて既に一髻に理髮し、しかも冠なきは威儀を缺くとして、この空頂黑幘を召されたらしい。
- (18) 『枕草子』十二に見るしき物の中に「法師陰陽師のかみかうぶりしてはらへしたる」とあり、「宇治拾遺物語」十二に、「内記上人寂心といふ人ありけり云々法師陰陽師紙冠をきてはらへするを見つけて」云々などある。
- (19) 『夫木和歌集』西行法師の歌に「しのためてすぐる弓いるとのわらは、ひたひえぼしのほしげなる哉」とある。
- (20) 『和訓栞』「今死者に三角の紙をあつるも侍えぼしの表示也よつて元祿の頃までは罪を避る者皆此三角の紙をあて死者には三角の内に記を書きて分つといへり、近江高島のあたりには土えぼし也とす。佛家にては寶冠といふ」
- (21) 新に發見せられた輯安縣古墳壁畫については、池内宏・梅原末治兩博士共著『通溝卷下滿洲國通化省輯安縣高句麗壁畫墳』日滿文化協會發刊(昭和十五年七月)が詳細を悉してゐるが、之は豪華限定版で一般向きでない。自分は専ら日滿文化協會刊『滿洲國安東省輯安縣高句麗遺蹟』昭和十一年及び池内・梅原兩博士『滿洲國通化省輯安縣に於ける高句麗の壁畫墳』(考古學雜誌第三十卷第五號) 昭和十五年によつた。

- (22) 關野博士等『高句麗時代遺蹟圖版』(古蹟調査特別報告第七冊)
- (23) 關野博士等『朝鮮古蹟圖譜』第二冊及び關野博士「滿洲輯安縣及び平壤附近に於ける高句麗の遺蹟」(考古學雜誌第五卷第三・四號) 大正三年
- (24) 朝鮮總督府發刊の發掘報告にそれ／＼記載されてゐるが、これが通説として、濱田博士「新羅の寶冠」(寶雲第二冊) 昭和七年を讀むべきである。
- (25) 瑞寶塚出土の冠については、濱田博士論文(前出)によつた。
- (26) 漢六朝代の天冠については、原田博士『漢六朝の服飾』に據つた。
- (27) A. Salmony; Chinesische Plastik. Berlin 1925 より採る。O. Siren 採集品。なほ同書に巴里蘆氏所藏に同様式のものをおげしむ。
- (28) Strykowski; Altiran und Völkervanderung. Leipzig. 1917 に紹介されてゐる。
- (29) ルーヴル博物館藏 L'art Greco-Boudhique du Gandara. Par S. Foucher. 1918.
- (30) Stein; Serindia Ⅱ
- (31) Grünwödel Gibson and Barges; Buddhist Art in India, London. 1901.
- (32) 高橋先生の埴輪服飾論は數度公にされて居り、その都度この三角巾式のものに言及してゐる。
- (33) 高橋博士「越前國吉田郡石船山の古墳及び發見遺物」(考古界第七篇第八號) 明治四十一年
- (34) 濱田博士「新羅の寶冠」(寶雲第二冊) 昭和七年、後に同博士「考古學研究」 昭和十四年に收載

追記 佛像天冠については、小林剛君の好意を受けた。深謝の意を表す。

上古時代の帽に就て

一

『魏志』倭人傳に倭人は「露紵、木屨を以て頭を招く」と記してゐる。木屨を以て頭を招く以上、紵を露はにするところの義を解し難い。しかもこの倭人傳の記事が、九州一角の地域に於ける風俗に止まらず、尠くも大和文化の中心地域たる畿内地方のものを含めての謂であるか、否かを直ちに決することは出来ない。

随つて被帽の風の起源がいつにあるかを定めるに術がないが、後項述ぶるが如くんば、その淵源するところは相當古く、或は彌生式文化の時代に遡ることが出来るかも知れない。埴輪人物像の現はれた古墳文化中期末以降の風俗は、埴輪人物像着用のものによつてその制の主要を知り得べく、これによれば被帽の風は男子にのみ限られたものの如く、女子は所謂紵を露にしたものかも知れない。併し埴輪人物像は葬送の人々といふ特殊の意義をもつものであり、殊に女子像は喪祭を掌るものとすれば、埴輪人物像によつて、上古時代の風俗の縮圖とするは不可能であり、殊に女子が日常生活に於ける風俗を、この埴輪人物像の表現に求めるのは無理である。随つて

よしや埴輪女子像に笠・帽を被るものが見られないとしても、上代の女子にその風なしとすることは出来ない。中世の例を以てすれば、被帽のことは無いとしても、笠を用ひたことが無いとは言へない。しからば女子に於ける被帽の風の有無を斷じ得る直接の資料の無い今日、これを論ずるのは暫く後日の機会に譲り、今は埴輪人物像着用のものについて男子の帽のみを論ずることとする。

今、埴輪人物像着用のものによつて上古時代の被物を見るに、頭を巻く鬘即ち幘、これに立舉裝飾を施した被物即ち天冠又は寶冠、笠及び帽系統の四種に分けることが出来る。今、前二者の系統のものは別の機会に譲り、ここでは専ら帽系統の被物を論じ、笠については埴輪人物像着用のものを便宜附載する。

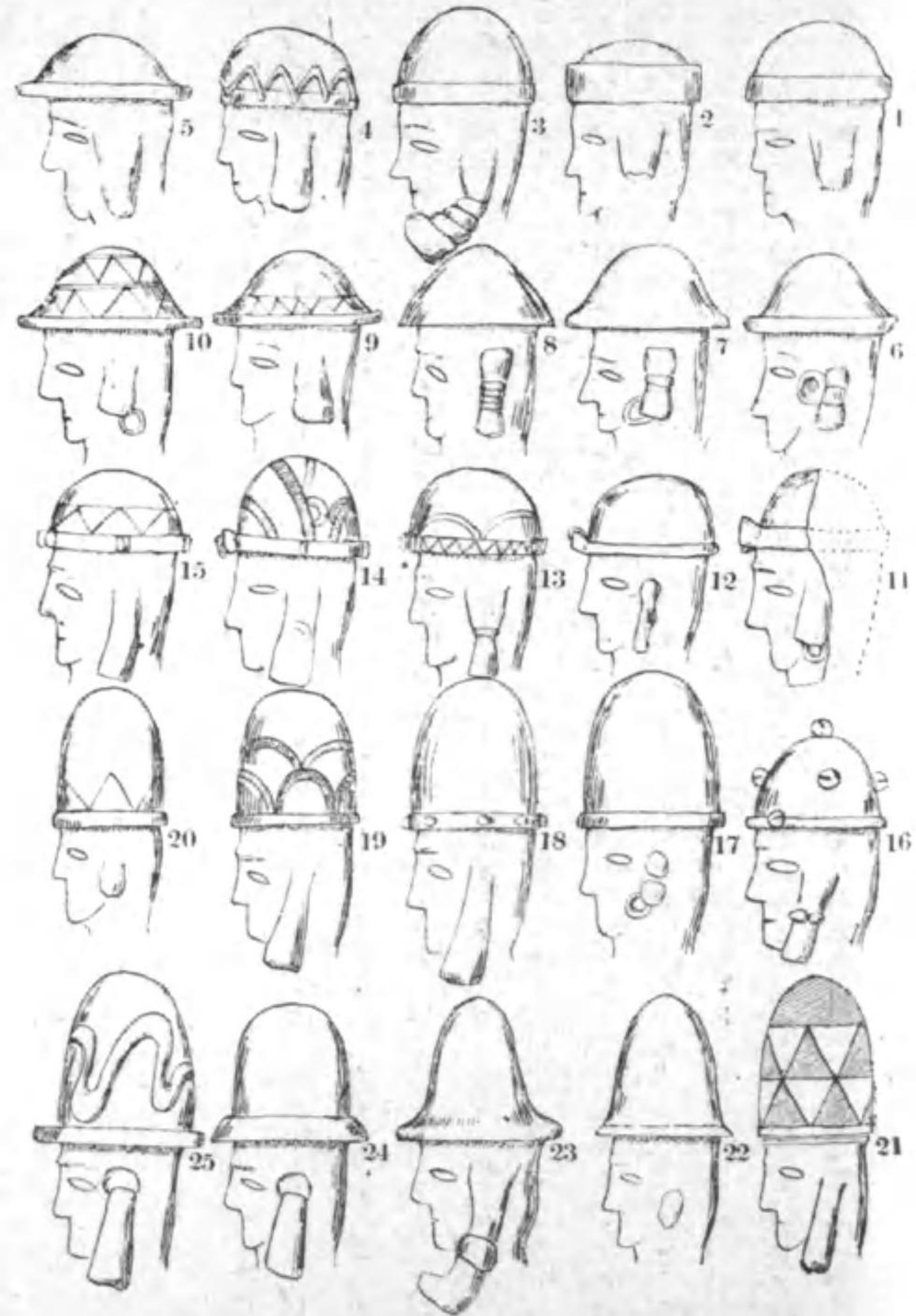
上古時代の帽に關する先輩の考説の公にせられたものは極めて乏しい。江戸時代の服飾史家は、上古の冠帽知り難しとして、推古朝の制に筆を起すを常としてゐる。明治に入り、黒川眞頼博士³が、埴輪男子像より三例（上野國佐波郡采女村大字園名・武藏國比企郡大谷村及び武藏國北埼玉郡上中條村出土）を圖示して、美豆良を結び冠帽を着たるものと説き、かつ頭髮を兩分して美豆良に結べば、頭上は自然に圓き形をするであらう。故に最初は冠帽を圓き形につくつたのであると説かれてゐる。

高橋博士⁴は、始めて冠と帽・笠等を分けて説かれ、帽には大別して2種あり、1は今のソフトハットに似た形のものとして、余の聚成圖6を代表的のものとし、2は紙袋を被つたが如きもの、後世の烏帽子の左右を前後にしたが如きものとして、聚成圖64の類を代表的形式とされてゐる。併しその出自及び後世の帽との關係に言及されてゐない。

高橋博士逝去後、人物埴輪の出土は著しく多く、随つて帽の形式も更に數種を新に加へ得るものがあり、かつ新資料によつて之等先輩の考説に是正を加へる必要の生じたものもある。

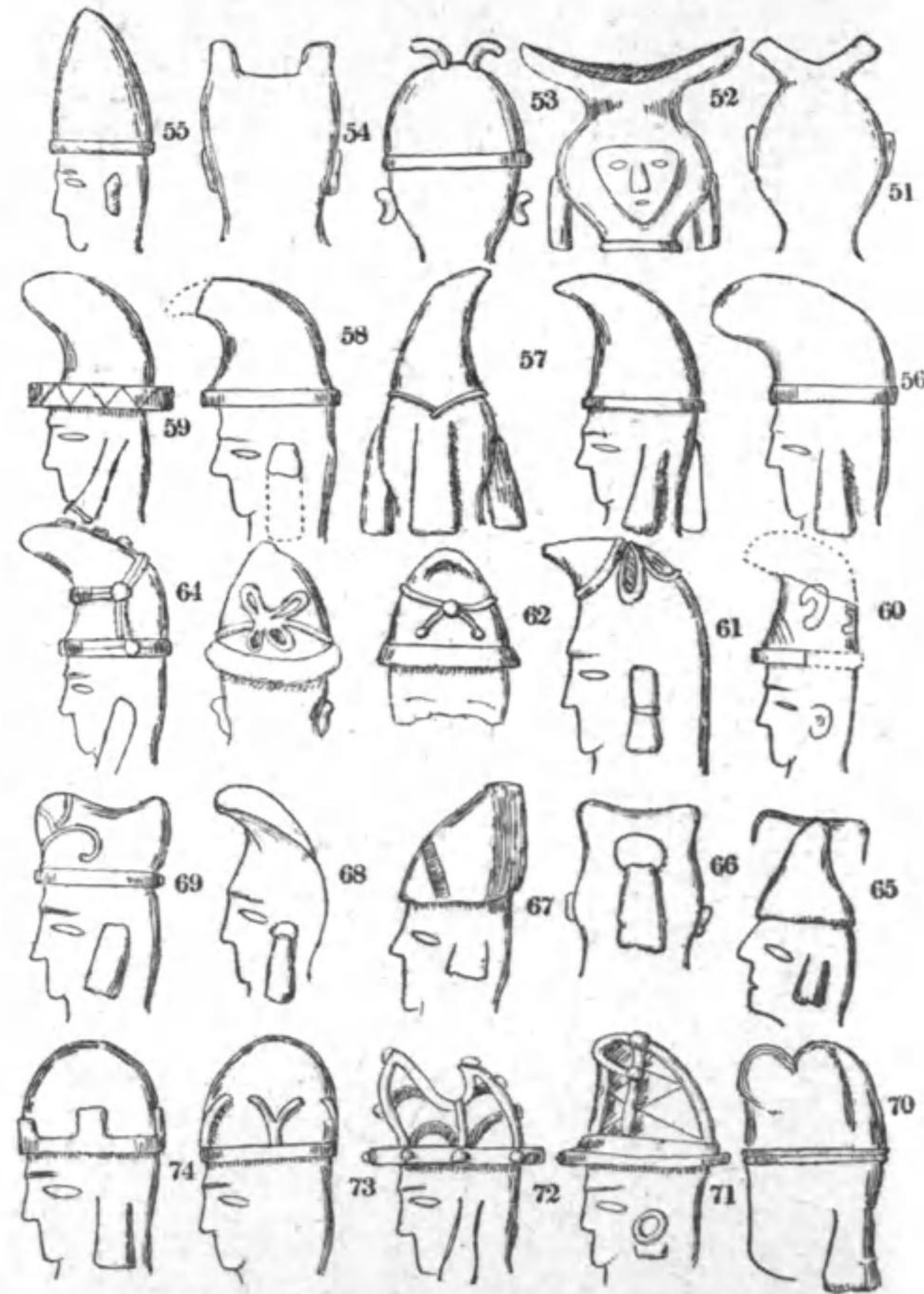
二

今、埴輪男子像より得た帽聚成圖(第一一六・一一七・一一八圖)によつて、帽の種類の通觀を試みよう。12は從來鬘かづりとされてゐるものである。上代に鬘の行はれたことを否定するものではなく、又埴輪人物像にその表現のものがなるとするものでもない。かの上野國佐波郡殖蓮村大字八寸出土の女子像(第九四圖)の如きは、この鬘着用かづりの風を現はしたものであらう。併しこの12の如き表現のものは、頭髮を現はすことなく、かつ16の如くその鬘とする部分だけでなく、頭部に鈴を附飾したものがあり、又4の如く鬘から頭部にかけて裝飾文を有するものもあり、又3738の如く峯頂(烏帽子では頭頂部を「峯」と呼んでゐる。支那で「屋」といふのもこれであらう)に鈕狀裝飾を有するものもある。しからば、この種の表現をとるものの中には、鬘を卷いた姿を現はしたものもあらうが、大部分は丸峯の帽即ち鉢形帽を被つた姿のものであり、鬘と見られるのは實は帽の縁かどと考ふべきである。而してこの縁には、26例の如く後頭部に於いて結び目を現はしたものもあるを見ると、後世の烏帽子に往々見る縁(第一二三圖67)の如く、布帛又は皮革を以てした縁紐の類もあらうし、又かの支那陝西省昭陵六駿馬の一の手綱を執る者の被帽(第一二四圖17)に見るが如く、帽の下縁を折り返したが如くにつけた厚縁を現はしたものもあらうと

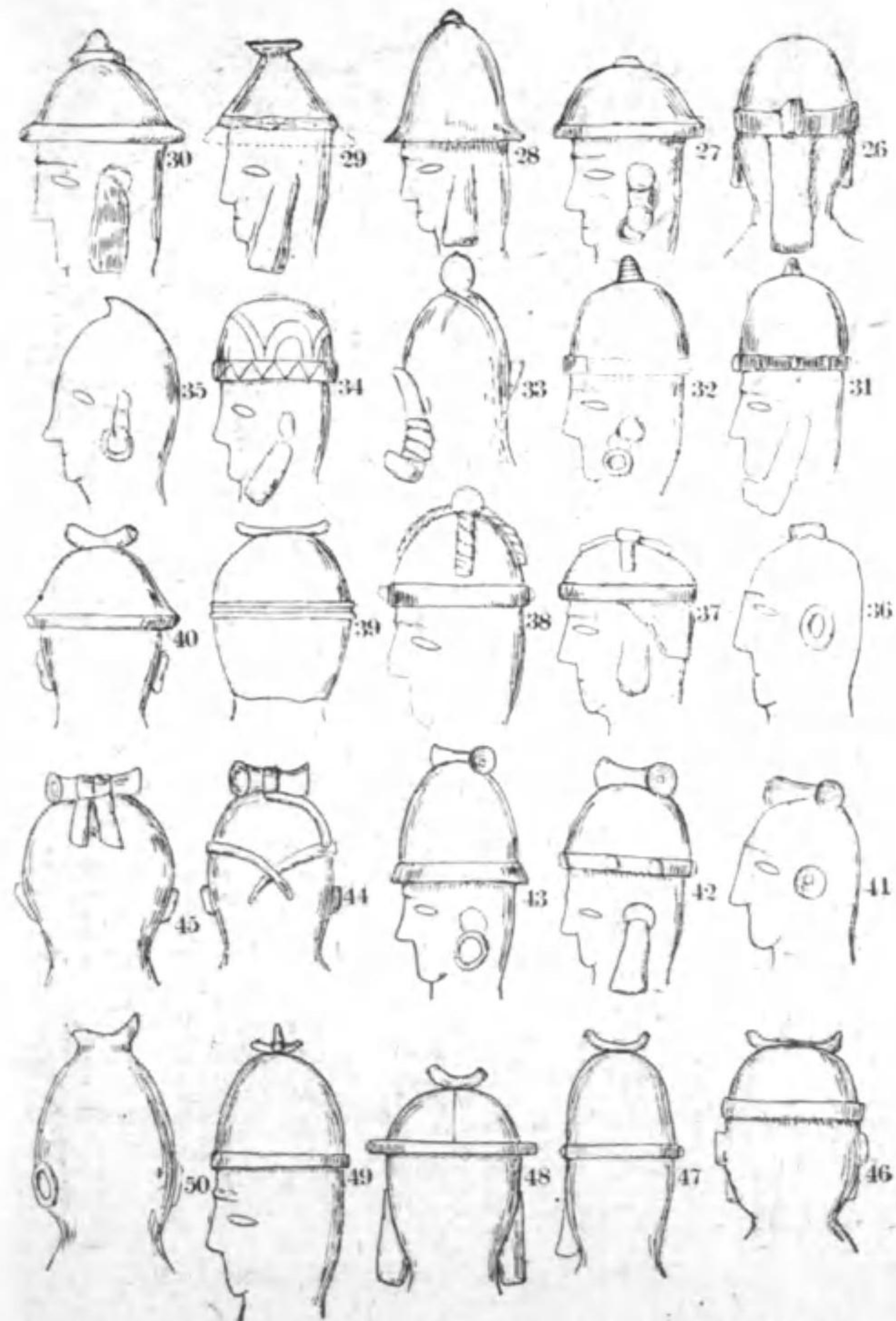


(一) 成衆の笠及び帽たれきは現に輪埴 圖六一一第

上古時代の帽に就て



(三) 成業の笠及び帽たれさは現に輪埴 圖八一—第



(二) 成業の笠及び帽たれさは現に輪埴 圖七一—第

思ふ。今、1:4の類を一類として「鉢形帽」とする。56は高橋博士がソフト帽に似たものとされたもの、鉢形帽の縁の著しいものとも思はれるし、又多少の鍔のあるものとしてもよい。形式よりいへば、前述の鉢形帽と同一系統のものといへるが、帽の實物からいへば、その材質に多少異なるものがあらう。123は布帛又は皮革を以て形を成し得るが、56に至つては布帛ならばその心をなす骨を必要とすべく、又後世の例を以ていへば菅・藤等を以て編んだものも可なるべく、今日を以ていへば鐵兜の如く金屬を以てする。孰れにするも強靱なる質を以てする必要がある。7も6と同形式のものかも知れないが、8に至つてはその形よりして、後世いふ網代笠に似たものがあり、或はこれを帽より除くべきものかも知れない。910も帽といふも可なるべく、又笠とするも妨げない。中間様式をなしてゐる。併し今は假りにこれを帽の鍔あるものの表現とし、567等と共に一部類に含めて「鉢形鍔帽」の名をあてることとする。

11は先輩の以て鉢巻をせる姿としたものである。前述の『魏志』倭人傳の「以木條招頭」とあるのは、今日いふ鉢巻の風をさしてゐるのであるか、又は今の臺灣土人に見るが如く數重これを巻いて頭を包むものであるかは明かでないとしても、かの『萬葉集』十一に「肥人の額髮結へる染め木綿の染みし心を我忘れめや」とあるのは、先輩諸學者の説かれるが如く後世いふ鉢巻の風のものであらうし、随つてわが古代に鉢巻ありとするを否定するものではない。又埴輪男子像に頭頂に毛髮を現はし、而してこの11の如き表現のものあるを以て鉢巻とすることを否むものではないが、この11のは、頭顛部に毛髮を現はすものがないし、12に至つてはその鉢部に玉附飾¹があり、13に至つてはその鉢部に裝飾文があるのである。而して11に於いて鉢巻の結び目を現はしたとす

る突出と趣を等するものを、頭の後背部にも有するものがあり、又1415の如く更に左右側面にも併せ有するものもある。しからば愈々以て鉢巻説の支持に困難を感じべく、随つて自分はこれらを合せて鉢形帽の縁飾りの一様式のものであらうとする。即ち16もそれと同じ性質のものであり、いま11—15の附飾の原形が何であるかを確めることかは出来ないが、16の鈴附飾をそれに代へたものであらうとすることが出来る。

17—21は、鉢の高さが著しく、中世公家の用とした立烏帽子を見るが如く、2223は縁に於いて裾を開き、ベルの形にも似たものがあり、かのイギリスの警官の鐵帽を聯想させられる。又2425は鍔が稍々著しく、十九世紀以後歐米に流行したシルクハットの形に似たものがある。今、如上17—25の類を一括して「深鉢形帽」の名を以てするも可なるべく、かの『孝徳紀』にある「鍔冠」はこれを言ふのではなからうかと想はせられる。

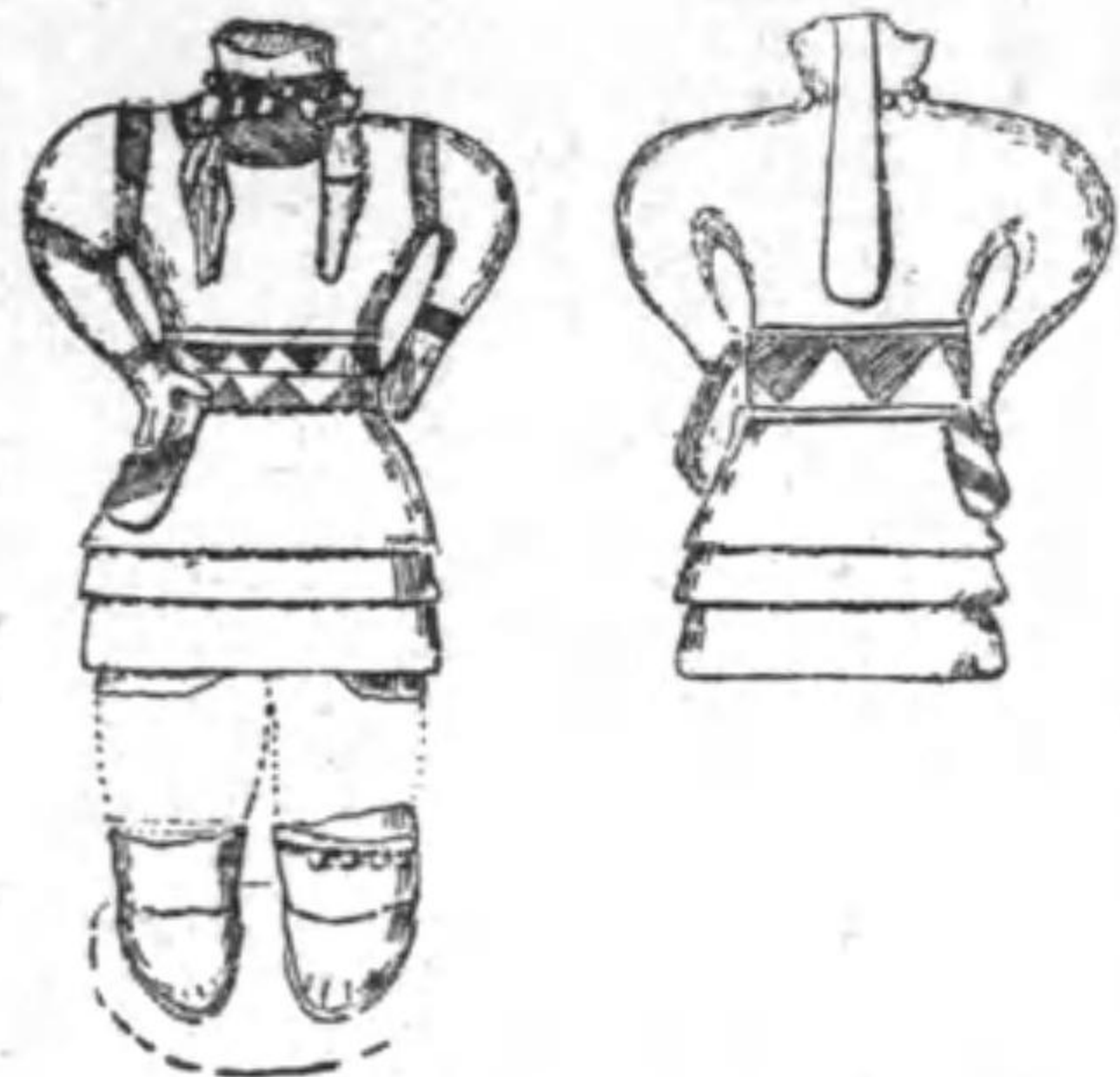
この中、18は縁に白彩の玉を繞飾したもので、黒川博士は古史にいふ玉鬘を示すものと説かれて、被帽の姿を認めず、依然としてこれをも鬘又は鉢巻系のもつとされたが、高橋博士は「上部塞がりて帽の如し」として帽の存在を認められようとしてゐる。深鉢形帽の縁金(鬘金)(縁は金屬でないかも知れない)を玉を以て飾つたものであることは更めて説く迄もない。19は赤彩青海波文、20は篋書鏤齒文、21は赤彩鏤齒文を以てそれ〴〵鉢を裝飾したものであり、この種のものを見たならば、恐らく何人もこれを帽として認めるに躊躇しないであらう。

2223は同じく深鉢形帽ではあるが、鉢の縁が稍々裾開きとなつて居り、前數者、殊に21の立烏帽子形とは明かに異なるものがある。『天武紀』十三年にある「男子に圭冠あり」といふ圭冠の形を聯想させられる。

しからば、2425の鍔のあるものを「深鉢鍔帽形」とすると共に、他の深鉢帽に一二のバラエティを認めてもよ

いが、今は煩雜を避けて「深鉢形」と「深鉢鋤形」との二種に分けることとする。

26は鉢形帽の一種であらうが、頭背部に結び目が現はされ、かつそこから背にかけて幅のある布帛が垂れてゐる。先輩はこれを以て奈良時代の支那渡來様式である幘頭の後脚即ち燕尾の如きものか、又は結束せる頭髪の餘りを垂れたものと解されてゐる。既に述べたる1例の如く、髪と見られたものを鉢形帽の縁とした以上、稀には幘頭の後脚の如くその縁を袋につくり、これに紐を通して後背にて結び、その餘を垂れる様式のものもあり得べきである。随つて先輩が26の後背に垂れた布巾をそれであらうとしたのも一應は可能と考へられるが、又一方、この種のものを見るに、垂巾は幅が廣く、かつ一枚たることを示して居り、後脚説に障礙をなしてゐる。若しそれ、これを頭髮なりとせば、男子に美豆良以外にもう一つ他の結髪様式の行はれてゐたことを認めねばならない。しかもこの種の表現の中には、これを髮毛なりとするに不都合のものが多い。殊に第一一九圖のもの如きは、その最たるものであらう。



第一九圖 墳塚輪子男像 第一九圖 墳塚輪子男像 (繪兵之川和)

そこで自分は、朝鮮土俗の額掩 (Ayami, Aiyome, Ayam) 又は遠く西域ダンダーンウイリク發見木額彩畫に

ある高鉢帽の背に垂れてゐる布巾 (第一二四圖) の様式を聯想し、これに類するものではないかとするのである。尤も今の額掩は婦人用といふことであり、帽の形も鉢形をなさないが、後者西域發見のものは男子用のものである。原田博士は『洛陽伽藍記』卷五城北凝園寺の條にある「于闐國王頭著金冠、似鷄幘、頭後垂三尺生絹、廣五寸、以爲飾」とあるを引かれて、この西域發見のものを解されてゐるに従ひ、26及び第一一九圖のは、まさにそれに類するものであり、唯帽に於いて彼は金冠、我は皮革・布帛の類と質を異にするに過ぎないのではあるまいかと思ふ。27—38は峯頂に鈕附飾のあるものである。これに2728の如き鐵兜式のもの、29の如くその鈕の形が後世の綾蘭笠の形を想はしめるものもあり、而して30は27と共に浅い鉢形をしてゐるが、鈕に座があるを異にすべく、31は深鉢形にして縁に突出部を繞飾したものであり、32は鈕が巻揚げとなつてゐる。

33は鈕が寶珠形をなし、且その根を結縛した緒の後脚が背に垂れてゐる。その様式はまさにかの推古天皇十一年御制定の冠が、「頂撮惣如囊而著縁」とあるのを聯想させられるし、随つてこの帽に於いては、頭髮を奈良時代式に一髻を結んだのであらうとも想像されるが、しかし本遺品に於いては、この帽を被ぶると共に、大形の美豆良を左右に垂れて居り、結髪の風に變化が起つたとも思はれない點もある。随つて今は、普通に美豆良に結髪した上に、稍々大形の鈕であり、かつその根に筋紐のある帽を被つてゐるとすべきである。而してこれに於いては、帽の下縁の表現を見ないが、これは略されてゐるとすべきであらう。しからば、3536もその縁の表現簡略化と見るべく、36は明かに有鈕帽を被つたものとしてよいが、35は或は後項に述べる尖帽の様式の略表現であるかも知れない。

34は鉢に篋書波文の裝飾があるを異とすべく、峯頂の鈕は僅にルヂメンタル・フォルムを止めてゐるに過ぎない。3738は峯頂の鈕から四方に鉢に縁つて垂飾のあるもの、殊に38はその垂飾が撚紐の姿を示してゐる。

4445は従来諸先輩によつて女子像とされたものであり、この頭上の表現を以て今日いふ稚兒髷の結髪又は銀杏返しとか、鼓髷の如きものとされたのである。この二例は共に美豆良を有せず、随つて男子としての積極的證左を缺くものではあるが、併し埴輪に於いては、他の部分の表現に徴してこれを男子像と目すべきものであり、しかも美豆良を有しないものが往々ある。單に美豆良のないといふを理由として、これを女子とすべきではない。陽物を露出して問題なく男子であることを認めなければならぬものに美豆良のないものがあり、又36例は楯を前にして居る表現のものであるに拘らず、これも亦美豆良を缺いてゐる。

又一方、414243はこの4445同一様式のものとなし得るものであり、3940464748はその略様式と見るべきものであるが、美豆良を有して男子とすべく、しかもその中には、4043の如く鐔髷であることの明かなものもある。而して44自身すら、後背部の拵は結髪の表現とはなし得ないものがある。

固より中世の古女神像には所謂銀杏髷式の結髪のものもあることは事實であり、随つて先輩の説くが如くこの結髪の風を上代に遡らしめ、以て上代にも銀杏髷風の結髪様式があつたらうとすることを否むことは出来ないが、併し奈良時代には唐風結髪の様式が新に流行したのであり、古神像に見る銀杏髷はその流れのものであるかも知れないことも思へる。随つてこの4445の如き基礎の薄弱な資料を提げて、以て上代の女子に銀杏髷風の結髪が行はれてゐたとする積極的證左とするのは當らない。自分は39—52までを一括して男子被髷の一様式とすべきであ

ると信ずる。(或は女子もこの種の髷を被つてゐたものがあるとし、この美豆良を缺くものの中に、女子被髷のものがあるとするもよい。兎に角に結髪風の髷を現はしたのではない)。

かくして39以下52までを、帽の峯頂に筭様の附飾のあるものとするものである。而して39は鉢形帽に低い縁のあるもの、41は縁の略されたもの、40は鉢形帽の縁が外に張り出して笠形となつたものとするのであり、4243は高鉢形帽のもの、而して42は縁に玉飾のあるものであり、43は鐔のあるものとする。

46以下は筭が略様式に現はされると共に稍々誇張されて居り、殊に49はこれが十文字形に現はされてゐるを見る。50は帽の縁が略されると共に、筭も變形して角の如き形となつてゐる。51は50の更に誇張されたもの、52に至つては誇張の甚しいものがある。53は筭の形を改め、相背く蕨手の裝飾が現はされて居り、54に至つては全く角の如き表現となつてゐる。この5354の二者は、これを筭の變形とするには、稍々無理のところもあり、或は別の裝飾様式とすべきものかも知れない。

55は深鉢形帽の變形かも知れないが、峯頂が尖つてゐるし、次の56以下のものと一類をなすもの、この55は立つてゐるし、56以下のは前屈したものとしてもよからう。今、後者を採り、尖帽の中での立尖帽とする。かの天武紀にいふ「圭冠」はこの種のもの了指したのかも知れない。

56—64の諸例は、後世いふ折烏帽子の如く、尖帽の半ばが前屈する。(折烏帽子の名を得たものは後屈するものが多いが、鎌倉時代の繪巻物を見ると、中にはこの埴輪の如く前屈するものもある、第一二三圖89参照)その中、5657は單に縁を繞すもの、殊に57に於いては、その縁を後頭部に於いて結び合したが如くに現はされてゐるところを見ると、或

は縁に括緒のあるを現はしたもののかも知れない。なほ本例に於いては、後頭部から肩にかけて、末に幅を廣げてゐる布裂らしいものを垂れてゐる。これを帽の一附飾と見ることが出来るとは既にこれを述べた。58 59 60の三例は如上の折尖帽に鏝のあるもの、その中59は鏝縁に篋書鋸齒文、60は帽に蕨手文の裝飾がある。これらは、實物にこの種の裝飾文があつたとしてもよいし、又填輪としての裝飾文と解しても差支ない。

61-64は折尖帽に紐を加へたものである。而してそのうち、61 63は背部で紐を結んだものであり、62は前に結び垂れて居り、64は縁と等しい紐緒を側面から上にかけて、中邊に於いて前だけに渡し、かつ大形の玉をその紐の辻及び帽全面に飾つてゐる。

かく帽に紐をかける以上、奈良時代の幘頭に於けるが如く、帽中に一髻を擧げ、それに帽を緊縛したとも思はれるが、その諸例は共に美豆良を有するものである以上、前にも述べた如く奈良時代式の一髻様式の結髪が既に行はれたとも思はれないから、暫くは比較的硬質の材料を以てした帽に渡した裝飾表現と考へざるを得ない。

65-68は、高橋博士が紙袋様の帽とされたものである。65 67が普通様式のものであり、まさに紙袋を横に破つたが如き形の帽をなしてゐる。68はこれが稍々前倒れになつたものであり、66は後頭部に長布を垂れてゐる。この紙袋の如き帽は、或は支那に於いていふ「巾」に近いものかも知れないが、便宜上「巾帽」の名をこれに當てる。古く八木井三郎氏は、これを朝鮮の喪冠と同じものとされたことがある。喪は冠麻布製であり、その形も兩者相似たものがある。上海附近に於いて行はれる喪列に加はるものも、これと同一形式のものを破つてゐる。70はこの巾帽の變形様式であらう、峯が二山に分れてゐる。

69は巾帽の形のものとしてよいが、峯は二山式をなし、かつ前に巾帽式としたものとは被り方を異にし、紙袋を縦に被つた形となつてゐる。

71はこの69の帽に鏝をつけたものとも解されるが、併し鉢は紙袋形をなさず、峯が前寄りとなり、爲めに眞向の斜面は急傾斜をなし、眞後は緩かに傾いてゐる。72は峯を缺き、頂邊を開いてゐるから、これを帽とすること



第一〇二圖
金透彫龍文裝飾帽
(後江田山田) 出土物(裝飾)

に多少躊躇するものであり、或はこれを天冠の一様式とする方が穩當かも知れないが、今は假りに71の變形様式とする。71 72は共に縁金を繞らせるが如くに現はされ、その拵は他の帽と異なるものがある。しかして珍しくも、これらと拵を等うし、同様式とすべき帽遺物(第一二〇圖)が、肥後國玉名郡江田村船山古墳から出土してゐる。

金銅製、龍文透をなし、縁金は曲線をなして頭顛の形に泥むが如くにつくられてゐる。今、これに従つて帽の前後を推考すると、斜面の急なる方が眞向となり、71と趣を等うする。而してその直後にあたる側縁に沿うて丸鉢形を先きにつけた蛇行狀針金が飾られてゐる。その丸鉢形には何か房狀裝飾が垂れてゐたのであらう。

この様式の被物遺物は、南群古墳から多く發見されて居るし、高句麗古墳壁畫(平安南道大同郡榮足面鎧馬塚玄室

壁畫)にもこの帽を被つてゐる人物が描かれてゐる。南鮮古墳出土のものは、金銅・金製等にして天冠と伴ふものがあり、又白樺製のものもある。随つて内地のもの、この朝鮮の同一様式のものとも想はれるが、我のは前に述べた如く急斜面の側縁のを眞向とするが、彼のはその逆となり、急斜面側縁が直後となつてゐるやうである。

この帽に垂れのある様式のもの、中世錦帽子と呼び、鷹匠の用のものとしてゐる。(第一二四圖89)わが國の鷹狩の風は、仁徳天皇の御代これを朝鮮より傳習したものであることは古史の記すところであり、しかも墳輪人物像に鷹匠の風を現はしたものがあつた。鷹狩の風は北亞に盛行したものであり、恐らく朝鮮のもこれを北亞地方より傳へたものであらう。しからば、鷹匠の風俗にも、北亞の風を傳へたものがあらうと思はれるし、殊に帽の如き一方は防寒を兼ねつつも、又一方その職業の表識となるべき帽の如きものに北亞の風の影響のあらうと考へるのは必ずしも見込違ひでもあるまい。

尖帽にしてかつ背後に長く垂れのある様式のもが、古くスキイテン族に普く行はれてゐたことはミンス氏の説くところ、その形はわが錦帽子に酷似してゐる。(第一二四圖12)而してこれが北亞人と風俗に共通點のある古代ベルシヤのもの(第一二四圖3)にもあり、又西域・シベリヤの地方にも流行してゐたと思はれる。

即ち西域流行の例としては旅順博物館藏吐魯番喀爾和卓發見(第一二四圖5)及び大英博物館藏西域アスターナ發見の騎馬人物泥象着用のもの(第一二四圖4)に見るべく、反町茂作氏藏胡服着用の男子の被つてゐるもの(第一二四圖6)、この型式のものとも見られる。又シベリアの例としてエニセイ地方發見紀元前後とされる石刻畫像の人物着用のもの(第一二四圖7)は後頭部の垂れの有無も明かでないが、峯頂に總らしいものを垂飾してゐる。いま

尖頂をとつて假りにこの部分に含めておいてもよい。

この特異の帽については、ミンス氏は今なほロシア民俗に *basylk* の名によつて行はれて居ると説き、原田淑人博士は、『中華古今注』にある「搭耳帽」を之に擬して居られる。即ち同書卷中に、「搭耳帽本胡服、以草爲之、以羔皮絡縫、趙武靈王更以綾絹皂色爲之、始並立其名爪牙帽子、蓋軍戎之服也、又隱太子常以花搭耳帽子、畋獵游宴、後賜武臣及內侍從」とあり、搭は挂也附也とあるし、爪牙帽子とあるところからの擬定であり、従ふべき高説と思ふ。

朝鮮の土俗、男子が冬期に用ふる吏帽子(Nanbau, Pundant)は峯を開き(小児のは開いてゐない)爲めに尖峯形を失つてゐるが、後頭部の垂れはこの搭耳帽に似てゐる。これに似たものの蒙古地方に行はれてゐることも人の説くところ、支那に於ける風帽兒(Fonnau)も類似の様式を有して居る。今これを年月の隔りを無視して同一系統のものとするべきか否かは、今後の研究の結果に俟つとしても、これをわが錦帽子にまで連ね、以て錦帽子の源流北亞にありとし、かつこれが鷹匠の風とされてゐるに見て、上古時代よりわが一部にも行はれたものとするところは、妄斷に過ぎるであらうか。しからば、わが上代には、一方には搭耳帽そのものが行はれると共に、また一方その搭耳帽本來の特徴たる垂れを失つたものが出來たのであり、これが71様式の帽であると解することも出来る。併しこれは單なる推定に止まるのであり、既に記せる如く南鮮にも垂れを有せざる様式が行はれてゐる以上、今はこれを搭耳帽とは別系統のものとなし、この17様式のもの形の形を採つて「斜帽」と呼ぶこととする。7374は鉢形帽の外周に立舉裝飾を繞したものである。鉢卷の如く頭顱を繞る鬘金を根とし、これに種々の形の

立装飾のあるものは、天冠又は寶冠の名を以て呼ばれて居り、帽とは系統を異にする被物である。内地及び南鮮の古墳副葬品にその遺物を発見することがあり、埴輪人物像にも往々それを被つたものを見る。しかるに、この二例は、その天冠と共に帽を被つて居るを現はしてゐるのである。

天冠と帽とが相伴ふ例は、南鮮の梁山古墳出土のものが古く注意され、その後、南鮮に於いては類例の二三が數へられてゐるが、内地の例に於いては、肥後江田の古墳から、前に斜帽とした金銅製の帽（第二〇圖）とともに、二個の天冠遺物（第七八圖及び第七九圖）が出土して居り、その孰れかが帽と相伴うて用ひられたらうと想定され得る外は、他に例がない。併し布帛・組物・編物の如き有機質を材質とする以上、帽は腐蝕し去つたと考へられる。而して7374の二例は、埴輪人物像着用のものにして、その天冠と帽との相伴ふことを現はしたものとするのである。

中世の禮冠は、帽と天冠との併用された形式のものである。固より中世の禮冠は、上古時代の被物の系統のものではなく、奈良時代以後新に唐制を受けたものではあらうが、この埴輪人物像着用のもの出自を考へる上に看過すべからざる一事實ではある。これについては後項に再述するであらう。

三

以上を以て埴輪人物像着用例を主なる資料としてのわが上古時代の帽について述べたつもりである。外形によ

つてこれを區別すれば、鉢形帽・深鉢形帽・尖帽・巾帽及び斜帽の五種に分ち得べく、更にこれに鈔のあるもの鈕のあるもの及び笄形附飾のあるものによつて、これをそれ／＼細分し得られる。而してその様式の中には、後世の例を以ていへば、笠となし得るものも含んでゐる。即ち789の三例がそれであり、若し埴輪製作上の制

限から裾のひろがりやを特に尠くしたものであり、實物に於いては表現された以上のものであり、しかも菅・藁の如きものを材としたとすれば、正しくこれを笠としても差支ないものである。併し又一方、逆に埴輪なるが爲めにその表現が多少誇張されたかも知れないし、かつはまた、その材を布帛・皮革又は氈の如きものに求めたとすれば、これを帽とするを妨げることも出来ない。

吾々は上代に菅又は藁を以てした笠の存在を否定するものではない。笠縫部の名のあるはその一證左とすべく、又畏けれども皇太神宮御遷宮式に調製する蓋に、菅蓋のあることが「延喜式」に記されてゐる。蓋と笠とは、その用を異にするものではあるが、



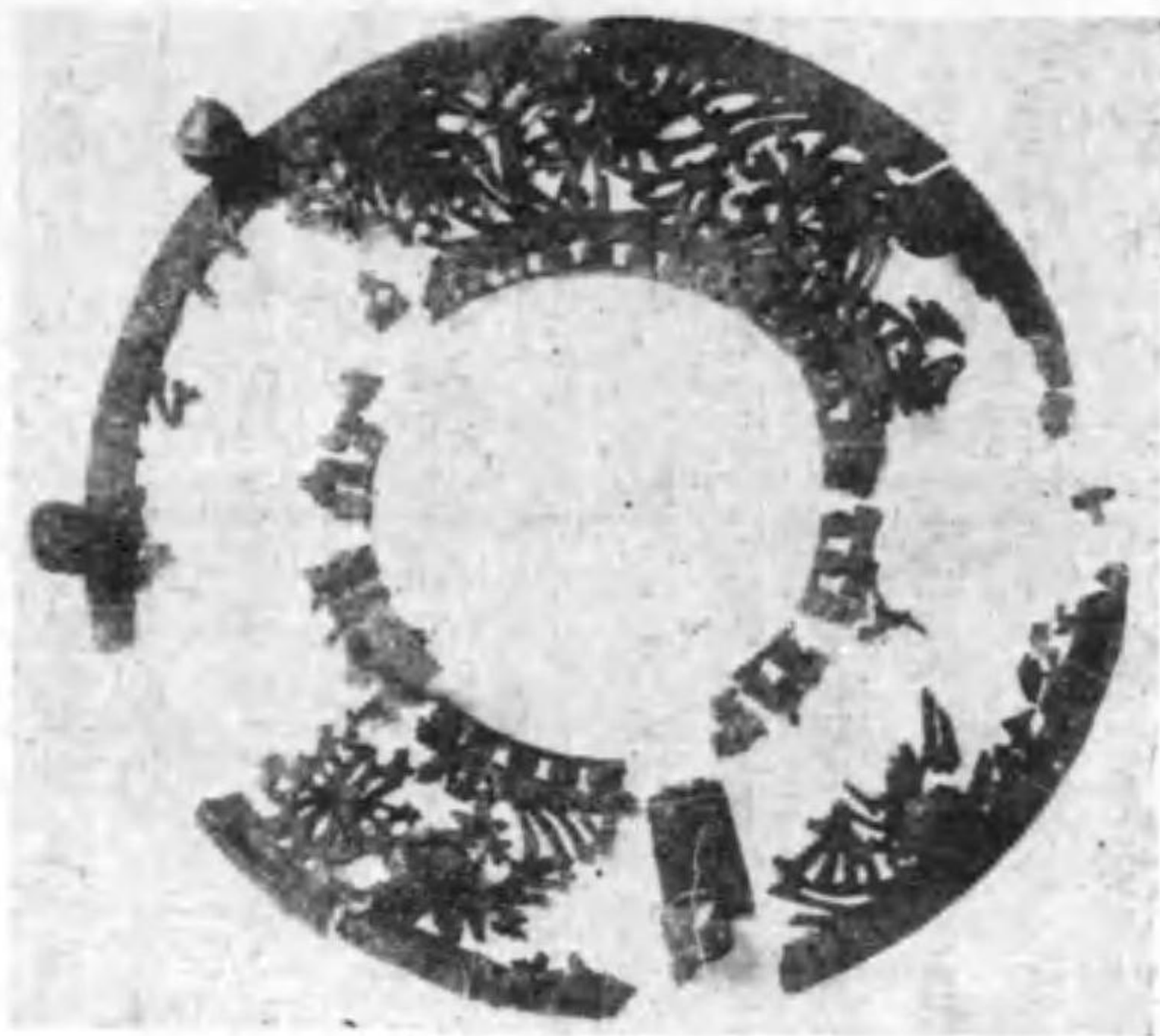
第一二一圖 埴輪輪帽 (東京博物館蔵)
下野下都賀郡大村字下田土山

意義に於いては相通するものがある。皇太神宮に於いて執り行はせられる御儀式又は御調度品には、上代の遺風を傳へてゐると目すべきものが多々ある。随つて菅蓋もその一であるとし、而して菅笠・藁笠の類が上古時代に早くも行はれてゐたとするものも、必ずしも誤りではあるまい。しからば、今、問題となつてゐる78910の類を

帽に非ずして笠なりとすることも不可能ではなく、随つて今は専ら帽を説くとして、これを除外してもよい。

埴輪人物像が殉葬を現はすべくつくられたものであり、農耕・漁獵の勞務に勵むものの姿を現はしたものでなく、又、貴族・豪族の風俗も、亦庶民の姿をもこれに求めることは出来ないとするれば、上古時代の帽の様式を、この埴輪人物着用例にのみ求めることには多少の無理がある。しかし既に考古學的事實に例證を求めることが出来ないとするれば、文獻にも材料のない今日、如上の様式以外のものを考定することは出来ない。只錦帽子の先容をなすものが、或は行はれてゐたかとも考へられるが、確證はない。

鍔帽は中世に行はれてゐない。併し器財埴輪に往々帽埴輪があり、鉢形・深鉢形の別はあるが共に鍔帽であり、かつその鍔は人物被帽のものに比して著しく鍔



鍔帽 圖二二一第

(蘇州古物社伊) 土出村佐赤郡名置頭江遠

てゐるのは、鉢部が破砕されてゐた爲めに發掘當時人の注意から逸し去つたのか、又は鉢部が錦繡の類を材質としてゐた爲めに、早くも朽失し去つたのかも知れない。

なほこの遠江根堅例と趣を等うし、ただ質を白樺としたものが南鮮慶州金鈴塚から出土してゐる。樺皮を扇形に切つたものを二枚合せ、十個を綴ぢ付けて以て鍔の形をなし、その表裏に黒と朱との二色を以て一種の唐草文を描いたものである。

かくして實物に廣鍔のものがある以上、聚成圖にある鍔帽は製作上の制限を受けて實物のよりも惣じて鍔を狭く現はしたのかも知れない。

帽の材質は明かでない。これを中世以後の例及び日本四周の地方に行はれてゐるものを参考すれば、布帛・皮革又は氈等を主たる材としたらうと思ふ。「南史」倭傳にわが上古の帽を敘して「富貴以錦繡雜采爲帽」とある。又わが中世に於いては帽の様式にも定まるものがあり、材質も布帛を以てするを普通とする。而してその中世の帽が、後項述ぶるが如く、わが上古時代の制を受けたものとするならば、或はわが上代に於いては布帛を専らその材としたのかも知れないが、埴輪に於ける表現によつて見れば、皮革製のものもあつたらうと思ふ。

南朝鮮に於いては白樺製のものが往々發見されるが、内地に於いても、南鮮同様にこの白樺製のものが行はれてゐたと斷することは出来ない。遺物の出土例が無く、後世にその遺風の傳つたものがない。

金屬製のものは、前に述べた如く、肥後江田例に帽があり、遠江根堅例に鍔がある。恐らく豪族の用に充てられたものであらう。

その色についても資料がない。「南史」倭傳の記すところの「錦繡雜采」云々を信すべしとすれば、その色に定まるものが無かつたとしなくてはならないが、又一方、後項述ぶるが如く中世の帽が黒一色であつたことを考へると、上代に於いても黒色が相當多く用ひられてゐたとすべきである。また埴輪に見る裝飾文は、埴輪なるが故に實物を離れ、意に隨つて描刻したものであらうが、寫實に近いものもあつたらう。前述の金鈴塚出土例は、内地のものではないにしても一の参考とならう。

四

埴輪人物像着用のもの及び遺物によつて知ることの出來た帽の諸型式の大部分は、古墳文化後期の時代に行はれたものである。即ち諸例の中、出土遺蹟の明かなるものにして、古墳文化前期に比定し得るものは無く、纒かに埴輪に於いて1の様式に屬するものが上野國佐波郡赤堀村大字今井茶白山古墳出土を傳へて居るし、肥後江田出土の金銅製帽(第二〇圖)も、その古墳築造年代より見て中期末とすべきである。

併し如上の事實を以て、帽の發生が古墳文化後期にありと斷定しようとするものではない。帽が腐蝕朽失し易い錦繡雜采なり、皮革なりを主なる材質とする以上、帽の遺物を古墳副葬品に求めることは出來ない。又埴輪人物像の一部は既に中期につくられたとするも、大多數が古墳文化後期に入つて現はれたのであるならば、よしや前期なり又は彌生式文化の時代なりに被帽のことがあつたとしても、これを考古學的事實に求めることは出來ない。

固より「魏志」倭人傳には「露新、以木絲招頭」とあるのみであり、被帽のことを説いてゐないが、既に説いたが如く「魏志」の説くわが古代風俗は北九州のみのことであり、畿内地方のことに及んでゐたとすることは出來ない。

わが上古時代人の被物の一たる天冠系統のものの中、その一部は或はその起源が前期又は彌生式文化に遡り得るものがあらうが、大部分は古墳文化中期末から後期にかけて支那大陸文化の影響になるものである。しからば帽もこの天冠と趣を等うするものであらうか。

今、帽と天冠とを比較するに、被帽の埴輪人物像は相當多數に上つてゐるが、天冠所用のものは極めて尠く、僅かに數例を數へ得るに過ぎない。而して被帽の埴輪人物像は、立像あり半身像あり、各種に互つてゐるが、天冠着用、殊に支那六朝文化の影響になるものとする様式のものを用ひてゐるものは立像か坐像に限られてゐる。埴輪人物像に於いて、立像・坐像表現のものすべてが上層級のものを現はしたものとすることは出來ないにしても、上層級のものが立像・坐像の表現をとるものが多いことは事實であらう。

而して埴輪人物像が葬送参加の人物を現はすものとすれば、全體に見て埴輪人物像は隨從者級の者を現はすを普通とすべく、隨つて埴輪人物像に被帽の風が普通であり、被冠のものが稀であるとすれば、被帽の風は庶民級に普通であつたとしなければならぬ。固より肥後江田出土のものに帽があるとすれば、江田古墳の主の如く當時の豪族にも帽着用の風があつたとすることも出来る。

これに反し天冠はこれを被むる埴輪人物像の例が尠く、その少數例は立像・坐像のものであり、かつ帽に比し

て天冠遺物の古墳副葬の例は多く、しかもこれを出土する古墳は當時の豪族の墳墓と目すべきものであるとすれば、天冠、殊に支那六朝文化の影響を受けたとする様式のもの、當時の豪族又はこれに近い階級のものに用ひられたとしなければならぬ。

由來海外文化の所産に係るものが輸入された時、これを最初に用ひるものは上層級の者であり、庶民級に浸潤することは遙か後代のことであることもあり、又は全然無關係に終ることもある。殊に氏族制度が行はれ、氏の上と族人との關係が主従の關係にある時代に於いては、上下の風俗の間隔も相當顯著であつたらうと想はれる。しからば、埴輪人物像の被帽の多數は、よしやそれが古墳文化後期に行はれてゐたものであるとしても、その多くは庶民の間に行はれてゐたものであり、隨つて外來要素のものではなく、永くわが國に行はれてゐたものであるとするに不都合はない。

帽は防寒を目的とし、笠は暑熱を防ぐ爲めのものとされる。併しこれは大體論であり、わが臺灣土人の間にも帽が行はれてゐる。隨つてわが上代の帽を以て、直ちに大陸、殊に北亞の影響になるものとすることは出来ないが、孰れかといへば北亞文化の色彩をもつものである。わが上古時代の末期に行はれた衣禪・衣裳が從來先輩の説かれてゐるが如く胡服を直接受けたとするのが誤つた考察であり、熱帯地方衣たる貫頭衣から發達したものであることが明かであるにせよ、禪を新に加へたところに北亞の香がするのである。隨つて帽に於いても、よしやこれを古墳文化に入つた後に、新に北亞に受けたものではない、古代から庶民の間にさへ行はれてゐたのであるとしても、被帽の風そのものに北亞文化の力の及んでゐることを認めなければならぬ。否、直截に述べるなら

ば、帽を被むる風俗が上古時代の庶民の間にあつたことによつて、わが上代人が一度は北地の生活を経たことを物語るものとするを認めなければならぬのである。

併し自分は被帽の風のすべてをかく解さうとするのではない、わが上代に行はれた帽の中にも、固有のもの外に、外來のものもあつたかも知れないとは思つてゐる。

しからば帽の何れの様式を固有とし、何れを外來とすべきであらうか。これは上代の帽そのものについて考へるよりも、わが中世以後に行はれた帽の様式を見、かつは古代に於ける北亞地方の帽を大觀した後に、多少なり可能性ある考察に到達し得るであらう。

五

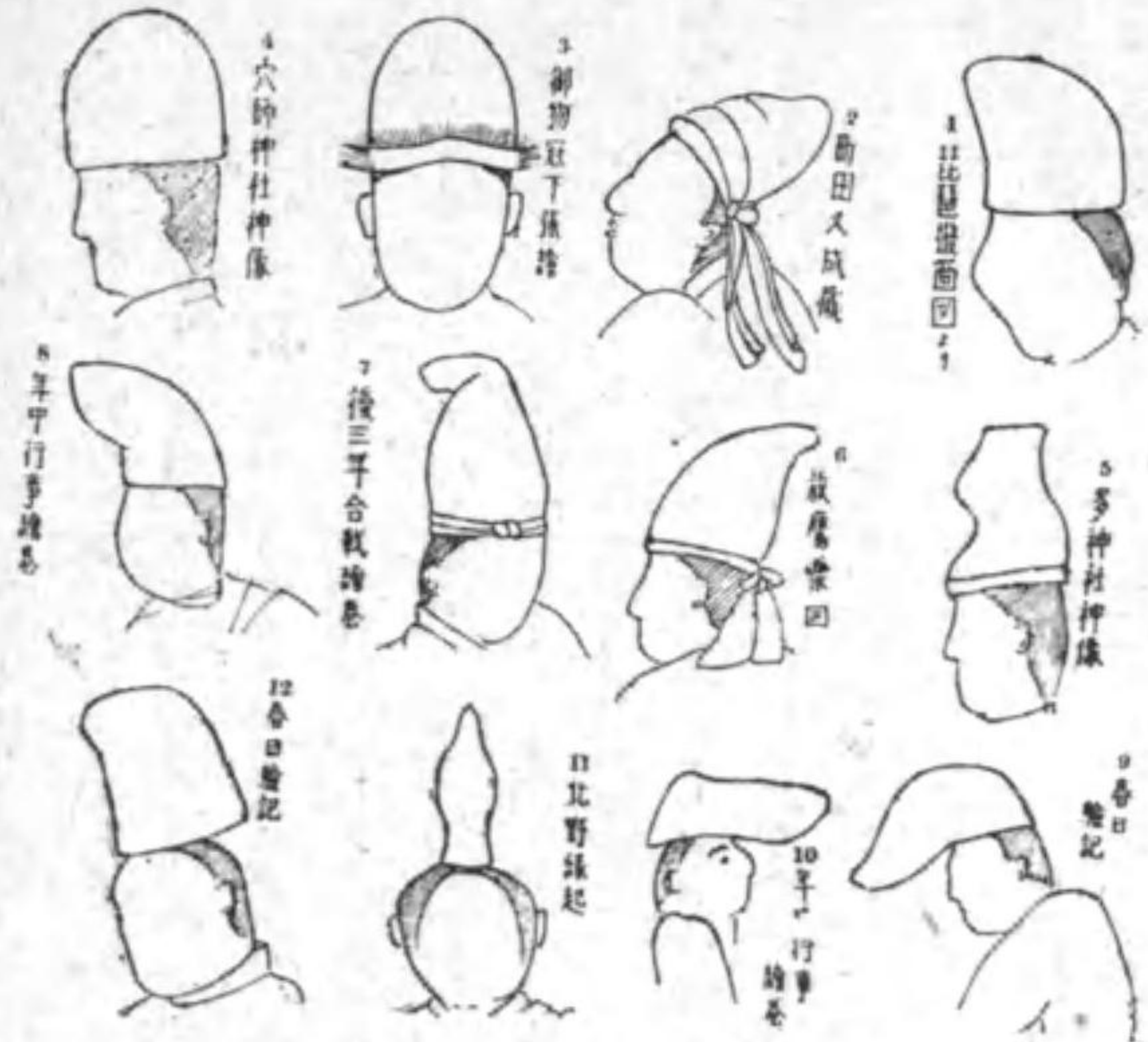
わが上古時代の末期に行はれた笠・帽・巾の類が奈良時代及び平安時代等に於いて、多少の變遷は見えるが、被物として盛行したことは興味あることである。今、中世の被物への推移について記さうと思ふ。

笠は埴輪に類例が尠いから、今は多くを述べない。併し防熱の具として、又防雨の具として一般庶民に盛行したらうし、隨つて中世の市女笠・綾蘭笠の類が、その根原を上古時代に有するであらうことは推察に難くない。

帽として最も種類に富む鉢形帽は、次第に型式の硬化を來たし、奈良時代を経て、平安時代に尖帽と共に烏帽子となつたのであるまいか。『孝徳紀』大化三年に七色十三階の冠の制を定め、その後「別に鎧冠あり、黒

絹を以て之を爲る」とあり、又『天武紀』十三年に一般人の服装を制する中に、「男子は圭冠あり」と記してゐることは前にも述べた。

第一三二圖 奈良時代及び中世の冠の形



(裏)に似てゐる故にツボカムリと呼び、當時一般に行はれた壺鏡(壺鏡の名は平安時代後期に入つて始めて現はれる)と

鏡冠については、古くこれを「ツボカムリ」と訓むを普通とする。新井白石はその著『冠服考』に於いて、當時行はれた鏡は、壺鏡であるし、その帽の形が壺鏡に似て居るところから得た名であり、後世の烏帽子はその遺象であると説いてゐられるが、黒川眞頼博士『日本風俗説』に結んでつぼめた被物であるからツボカムリといつたのである、鏡の文字を借りたに過ぎない。烏帽子原始形説には賛成出来ないとして、白石の説を駁されてゐる。

併し鏡冠をツボカムリと訓むことは、何等の原據あるものでなく、或はこれを文字の如くにアブミカムリと訓むだかも知れないし、又、形がツボ

の形の類似を採つて鏡冠の文字を與へたとしてもよい。孰れにするも、その形は余の鉢形帽・深鉢帽及び尖帽の系統のものをさしたのであるとすべきである。

圭冠については、鎌倉時代に既に『釋日本紀』が「今之烏帽子也」と解して以來、多くの學者はこれに従つてゐる。この名も形を採つた名であり、『日本書紀集解』が「按烏帽子之狀似圭、故名、說文圭瑞玉上圓下方」とする説に従ふべく、隨つてこれもわが上古時代の鉢形帽の系統のものをいふのである。黒川博士圖示(第一二三圖1-2)のものは、唐畫であるかも知れないが、形はそれに類するものであつたらう。

即ち奈良時代に於いては、一方唐制による冠の制定があると共に、襄の場合とか、又は一般民庶は、或は鏡冠、或は圭冠の名に於いて鉢形帽系統のものを着用したことを知ることが出来る。人或は疑ふであらう、孝徳天皇二年と、天武天皇十三年と、相隔つること幾何もないのに、或は鏡冠といひ、或は圭冠といふが如く、同一物に名を異にするの理由を解し難いと。併し大化改新以後、養老律令までの間は、改制咨至し、その都度服制に名を異にすることは、この鏡冠・圭冠だけではない。冠に於いても、これを「漆紗冠」といひ、「幘頭」といひ、又「頭巾」としてゐるのである。しかも鏡冠・圭冠共に和名なるが如く見えるし、形の類似を採つていふとすれば、名を二三にしても敢へて異とするには當らないと思ふ。

かくして鏡冠・圭冠が同物異名とし、その形の類似から來たものであり、しかも上古時代の鉢形帽・深鉢形及び尖帽の形に似てゐるとすれば、鏡冠・圭冠の類は、上古時代の様式をその儘受けたものとして差支ない。否、關東地方の古墳には、大化以後に降り得るものもあるのであるから、前に埴輪に求めて上古時代の帽として圖示

したものの中には、既に圭冠の名を與へられたものもあるかも知れない。

而して黒川博士が圖示されたところの正倉院御物舞樂の冠破片の下張紙に描かれた帽(第一三三圖3)が、若し奈良時代のもを寫したものとすれば、鉢形帽の型式のもの外に、鍔帽も一部の人士の間には行はれたものとすべきである。

笠冠・圭冠が、公式服飾に採用されず、庶民の用又は公家襲の用(19)にのみ供せられたのは、或は支那の風に倣つたのかも知れないと考へてもよい。蔡邕の「獨斷」に、帽を「自乘輿宴居下至庶人無爵者皆服之」とあるのは六朝時代のみでなく、隋・唐に於いてもさうであつたかも知れない。又笠冠が黒絹を以てつぐると限つたのも、「隋書禮儀志」に記す梁代の烏紗帽の制に倣つたのかも知れないとすれば、支那の影響波及を否定出来ないかも知れない。

かくして支那の制を受けたかとも思はれる點もあるが、又一方、唐制を受けて禮服・朝服を定めるに及んで、上古時代以來の服制の多くが、庶民のもの及び官吏の襲のものとなつたことを思ふと、前代に禮装の一部をなした帽も、この上代衣服と運命を同じうしたのであるとすることも可能である。而して上古時代に行はれたものの中、黒色帽のみが、質を絹として専ら行はれるに至つたのである。しかもこれは公文に定められたものであり、實際には布・革・氈を用ひたものも行はれ、色も黒以外に及び、形も鍔帽の如きものも一部の人士の間に行はれてゐたのではなからうか。(この意味で第一三三圖3例は重要な資料となる)

併し時代の推移は、漸次形式の硬化を見た。平安時代に入つては、鍔帽は全く廢されて來たし、鉢形帽も深帽

系統のみの盛行を見たのであり、材質は絹等の織物に限られ、色も黒一色となつたのであらう。鍔帽は帽としては防寒の用をなし、鍔は暑熱を防ぐといふことに於いて、帽と笠との中間形式のものである。しかるに笠の用が増し、かつ傘の工夫が起つて來てからは、この中間様式の存在價值がなくなるであり、殊に上古時代とは異り、帽が公式の用をなさなくなつた時代に於いては、この中間様式の消失は當然の歸趨といはねばならない。

又鉢形帽が深みのもののみになつて來たのも、我國の氣候に順應したものと見るべきである。我國は、夏時温度の増大を來すのであり、大陸とは全く趣を異にしてゐる。かかる氣候にあつては頭の形に従ふ淺鉢形よりも、頭上若干の空間を存する深鉢形のもを快適とするであらう。(強裝束となつた立烏帽子には、燕に「風口」なる換氣の場所を設けてゐる。第一三三圖12の背後が風口である。)

併し平安時代前期に於いては、その外形に未だ定るものなかつたことは、當代の神像の被むる帽に、定形のなかつたことによつて知られる。(第一三三圖4-5) しかるに平安時代後期に入つて、一般服制の硬化と共に、立烏帽子の定形を見たのであるし、一般庶民の間には深鉢形といふことだけが風をなしたが、その曲げ方には、立てるもの、前屈・後屈區々たるものがあり、その頂の形にも尖れるに近きもの、圓弧形をなすものと定まるものないことは、繪卷物に現はれる庶民の風を見てこれを察することが出来る。(第一三三圖6-10はその一二例を示すに過ぎない)この所謂變形折烏帽子のあることを、伊勢貞丈は立烏帽子からの變形であると説いてゐられるが、上古時代の末期に於いて多種多様であつた帽の型式を見ると、直に贊成することは出来ない。寧ろ前にも述べたが如く、上古時代の鉢形・深鉢形及び尖帽が漸次様式の硬化を來し、形・材質・色に於いて著しく局限されて來

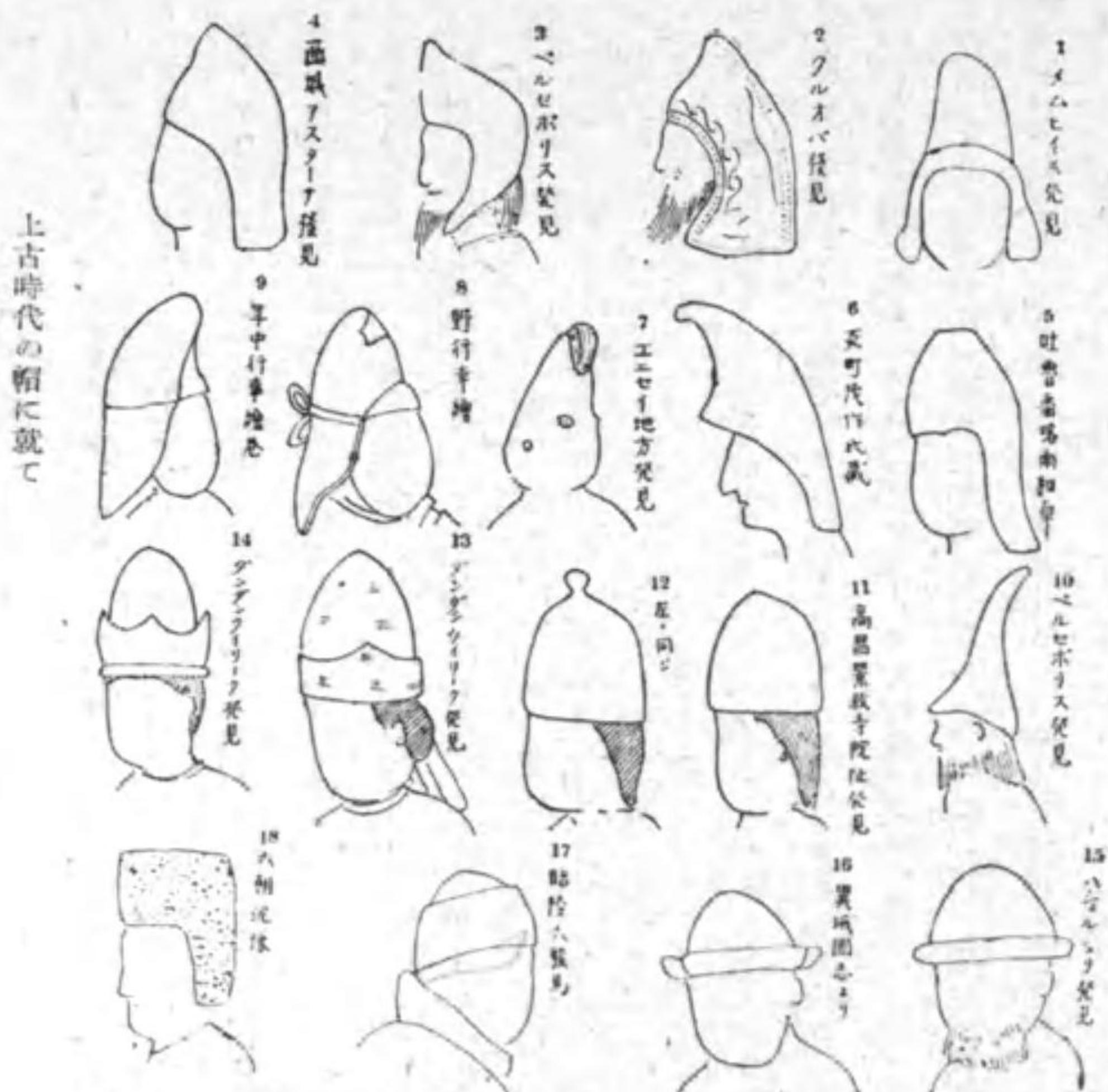
たのが、平安時代から鎌倉時代に於ける帽の様式であり、その中、深鉢帽の典型的のものが、硬化し、形式化して立烏帽子となつたのであるとすべきである。

即ち中世に於ける帽は、鍔帽様式のものを受けたものが烏帽子として、或は公家の褻の用となり、或は庶民日常の被物として行はれたのであり、これが固定化すると共に、種々の附飾要素を取去り、わが國民性に合ふべく簡素なる様式となつたものであるとするのである。なほこれについては、大陸、殊に北亞地方に行はれた古代の帽について大觀を試みた後に再説するであらう。

六

帽が防寒を目的として發達したものが多く、今日これを日本近隣の地に求めても、支那本土を始め北亞一帯の地方に盛行してゐる。朝鮮に於ける宕巾(Cantu, Camto, Tangon)支那の帽子(瓜帽)の如きは人の熟知するところ、これを古代に遡つては、前に述べた搭耳帽(第一二四圖1-2-3-4-5-6)鶏頭帽(第一二四圖13-14)の外に、スキイテンの風と見るべき第一二四圖10の尖帽、11-12の深鉢帽、15の鍔帽、11の有鈕鍔帽等を西域又は西部中央アジアより得べく、又われに於いては肥後江田出土の金銅帽の形式にして、白樺製のものが外蒙古ノイン・ウラ出土品にも類例が発見されて居る。なほこれを考古品又は土俗例に求めて多くの類例を得ることが出来るよう。

而して、支那六朝代には、烏紗帽(第一二四圖18)の如き特異の様式の盛行を見た。以上諸例の中わが墳輪帽に



第一二四圖 支那及び北亞地方の古帽 (日本中世)

外形の聯繫を求め得るものは、概ね胡風のものである。『南史』倭傳にわが上古の帽を敍して、「富貴者以錦繡雜采爲帽、似中國胡公帽」となし、『梁書』于闐傳に于闐國に胡公帽の行はれてゐることを記してゐるが如き、以てその一斑を察知することが出来る。又巾帽の例を古代のものに求めることが出来ないにしても、朝鮮の土俗にその例があり、殊にこれが古風俗の退避所たる喪儀に際して用ひられるとすれば、これが古代朝鮮に行はれたとして、彼此相似たものとする事も出来る。か

くしてわが上代の帽の諸様式のもが北亞に類例ありとすれば、これを彼に受けて我に發達したものとすることも出来る。固より帽としては、鉢形・深鉢形・尖帽の如き様式は世界各地何れに於いても發生し得るものであり、今日又は過去に於いて歐羅巴各地に行はれ又行はれてゐた帽の形から見ても、略々如上の三様式のもの普及を認め得るのであるから、必ずしもわが上代の帽を北亞様式とすることは當つてゐないかも知れない。これを自生とすることも出来よう。

併し又一方、わが國の氣候は帽の發達に必ずしも好適のものとはいへない。夏時暑熱の際の多湿は、尠くも帽の發達を妨げるであらう。随つて帽が我國に自生し得るものではないといふことも一應は考へて見なければならぬ。

わが國に於いて自生したものでない、しかも固有のものを物語るが如く、上古時代に既に庶民の用であり、中世に於いても亦公家の裝の用であり、かつ庶民の風俗であつたとする矛盾する事實を前におく時は、吾々はこれが一度は北亞の地に占居してゐたわが日本人が、日本島渡來の時にこれを北地から持つて來たものであるとするのが最も妥當な考へではあるまいか。而して氣候からの重壓は、逆に中世まで持ち傳へた帽を風俗界から消失させたのであらうとするのである。併しわが日本民族はこの日本島に於いて、天の時、地の利を得て文化の發展著しきものがあつた。その時代にこの帽にも最初は著しい發展を示し、諸種の附飾を加へ、帽文化の華を咲かせたのである。これの反映を吾々の埴輪人物像の被物に見たのである。併し前に述べた如く、帽には地の利を與へなかつた爲めに、漸次これに適應化を試みて、残り得るものだけが残り、以て中世の烏帽子となつたが、これもそ

の生命を長きに傳へることが出来なくなるし、又新しきを求める人の本性からも、この北亞將來の様式の持続の不可能となつたのではあるまいか。

併し埴輪帽の中には、天冠の如く六朝文化の波及の一として、新に我國に行はれるに至つたものもあつたかも知れない。かの斜帽の如きは或はその一であるかも知れないし、又天冠を伴ふ様式に至つては、これを六朝文化の一とするも可なるべく、又天冠の行はれるに及んで我國及び南鮮に於いて生じた一様式とするもよからう。

註

- (1) 『魏志』倭人傳の服裝に關する記事を見るに、一方に貫頭衣・袈裟衣の如き原始衣の行はれてゐるを説きつつ、又一方倭王が蘇衣貢獻のことを記して、矛盾を露はしてゐる。
- (2) 埴輪人物像を以て當時の空風俗の縮圖とすることの出来ないことは、拙稿「埴輪の意義」(『考古學雜誌』二二ノ一)にこれを説いた。
- (3) 黒川眞頼博士「日本風俗説」(黒川眞頼全集所收)
- (4) 高橋博士が埴輪によつて上代の服飾を論ぜられた論説は數篇を見るが、博士晩年の筆になり、随つて博士が最後に到達された説として見るべきは、「考古學講座」の「埴輪及び裝身具」であらう。
- (5) 高橋博士『日本埴輪圖集解説』
- (6) 八木井三郎「韓人行はるる冠り物の種類」(『東京人類學會雜誌』一八一)
- (7) Stein: Ancient Khotan 1242。

- (8) 原田博士『西域發見の繪畫に見えたる服飾の研究』
- (9) 『事物起源』に「古者以尺布裹頭、爲頭巾、後世以紗羅布葛縫合、方者曰巾、圓者曰帽」とある。
- (10) 『喪禮備要』記すところの縞布冠は、帽の形に於いてこの紙袋式のものに似たところがあり、ただ弁を加へてゐる。
- (11) 筆者實見

(12) 上古時代の鷹狩については、自分も「新發見の埴輪を語る」(歴史公論六ノ八)に略説してゐる。

(13) E. H. Minns; *Scythian and Greeks*, 1913, Cambridge

第八圖1は Egypt の Memphis 發見の caricature といふ。これは Kul Oka Vase にあるものと、Persepolis の Palace No. 2 にある刻畫である。

(14) 2例を原田博士・駒井和爱著『支那古器圖攷舟車馬具篇』昭和十二年刊より採る。

(15) 駒井和爱「唐代の胡祿に就て」(史苑第七卷第四號)よりとる。

(16) 原田博士『支那唐代の服飾』(東京帝國大學文學部紀要第四)

(17) 『靜岡縣史』第一卷。

(18) 梅原末治博士『慶州金鈴塚飾履塚發掘調査報告』(大正十三年度古蹟調査報告第一冊)

(19) 平安時代に於いては、帽は褻の用と明言されてゐる。『西宮記』臨時祭の條に、「烏帽子太上天皇或時著之、自餘公卿以下褻時所用也」と記してゐる。

(20) 『和漢三才圖繪』に鈔帽を「大帽」と名け、「大明國初高皇帝幸學見諸生、班烈日中、因賜遮蔭帽、此其制也」とある。

態々こんな例を引用しなくとも、鈔帽が遮蔭帽の爲めであることは、人の承知するところであらう。

(21) 伊勢貞丈の『貞丈雜記』による。

(22) E. H. Minns; *Scythian and Greeks*. Persepolis の Palace No. 2 の繪畫より、Minns はこれが Nomad の風を現はしたものと云ふ。ふたふた、fortunately prison he is, without his weapons and his national dress the only thing distinctive about him is the

very tall cyblosia upon his head. 云々云々云々。

(23) Die Copt; Chotscho, 420。

(24) 原田博士『西域發見の繪畫に見えたる服飾の研究』より。

(25) 『異域國志』所載として Minns; *Scythian and Greeks*. 207よりとる。

(昭和十五年人類學雜誌五五ノ五掲載)

上古時代の胄

上古時代の胄だけについて、しかもその形式についてのみ申上げようと思ひます。

胄と申しても、金屬製のもののみとは申されません。戦國時代あたりでも、張り抜きのものもあり、又皮革製のものもあります。又未開民族の例を求めますと、これが胄として、戦場で用を足すだらうかと疑はしめられるやうな脆弱のものが、武装として居ります。敵の利刃を防ぎ、飛び来る矢鏃・鈍槍から、多少なり頭を防禦し得れば、これを胄といつてよいでせう。

併しその意味では、時には平常の用である冠又は帽でも、胄の用をなすこともありませう。だからといって、これを胄に數へることは出来ません。結局常識から見ても、當時の武人が、頭の保護の爲めにつくり、これを戦場へ行くときに被つたものを胄としてよいでせう。

上古時代の胄と申しますと、古墳の中へ、遺骸に副へて葬つたもの、即ち副葬品に實物がありますし、又男子埴輪像にこれを見ることが出来ます。副葬品の方は、實物でありますから、大きさとか、細部の拵とかを知り得る便宜がありますが、土中に長く埋藏されてゐた爲めに、布帛・皮革の類がすべて腐朽し去つてゐますので、甲胄の拵の全部を知悉するといふことが出来ません。

これに反して、埴輪の方は多少ながらその皮革・布帛の用ひられた部分の様子を知ることが出来ますが、大體に於いて埴輪の表現は観念的であり、時には寫實を通り越してゐるのではないかと思はれるものさへあります。即ち實物と埴輪とは、それ〴〵一長一短があり、兩者を併せて見なければならぬかと思はれるのであります。

一

實物の方から申しますと、胄に二型式があります。一は従來「上つてしやうま衝角式胄」と呼んだもので、第二二六圖に示した通り、胄の眞向が鋭角をなしてゐるを特徴とし、他の一は「まぶたしやうま眉庇式胄」と呼び、眉庇が著しく大きいのを普通とします。

「衝角」の名は、實は吾々が選んだものであります。これは軍艦の軸が相當鋭角をなして居るので、これが衝角といふのであらうと考へて命名したのであります。軍艦の衝角といふのは、吃水線以下に多少角形に突き出た部分があるのをいふのであり、それも近年の軍艦にはないといふことでありますから、全く吾々の軍艦に對す

る認識不足から来た誤解に基く名でありますし、改めて行かなければなりません。「触角式」の名の方が適當であらうと考へますが生硬の嫌ひがあります。ところが胃を引くりかへして見ると、縁の輪廓が桃の實の形に近い



第一二五圖 横板鉄留桃形式胃 (銅製)

ことが考へられますので、「桃形式」と呼ぶ方がよいかと思ひます。しかし、戦國時代に鉢の形が桃實形をなして居つて、桃成と呼ばれてゐるものがありますので、それと混同する懼れもありますが、触角式より雅であります。それで「成」を「形」に戻し、「式」の文字を加へて「桃形式」と呼ぶことといたします。

桃形式胃は、鐵製を普通としたらしい。今迄に出土したものの中の大部分が鐵製であり、僅かに一二例の金銅製のものがあるに過ぎません。しかもその稀例の金銅製胃の中、形を完全に近く遺存してゐるのは、今は御物になつてゐる紀伊新宮藩主水野忠央氏獻納のもの(第一二五圖)ばかりであります。(殘片のみものが駿河國駿東郡浮島村から出土してゐる)

さてその金屬製の遺品を見ますと、横に長い板を鉄留にした「横板鉄留式」のもの(第一二六圖)、短冊形に小さく截つた板、即ち小札を横に並べて鉄留した「小札鉄留式」(第一二七圖)、外見はこの小札鉄留式に似てゐるが、その小札の丈が長く、中央に横巻した板のないもの、又あつても



第一二六圖 鐵製横板鉄留桃形式胃 (中世前期八雲國産)

その長い板を定着させるに過ぎないといふのであり、多少前者と趣を異にしてゐるのでこれを區別して「横板鉄留式」といふべきもの、(第一二八・一二九圖)、三角形に截つた板を鉄留にした「三角板鉄留式」(第一三三圖)、この三角板を鉄留にせず、革で綴じた「三角板革綴式」(第一三四圖)とすべてで五様式にこれを分けることが出來ます。これから各々のものについて述べて見ませう。

横板鉄留桃形式胃 加賀國江沼郡勅使村狐塚出土のもの(第一二六圖)を代表例として採りませう。これは鉢の口徑に於いて、左右が一八・四釐、前後が二二・八釐、高さが一五・三釐あります。腰巻板があり、頂邊にある伏板は、その儘眞向に垂れ、九十度近くの角をなして腰巻板を覆ふ迄に至つて居ります。鉢の中邊に所謂胴巻板が繞り、その上下の地板の上に伏せて居ります。これらの板を、頭が甲高になつてゐる鉄で留めて居り、その鉄の頭が、胃の表面に連つて居ることは、中世の星兜と趣を等うして居ります。



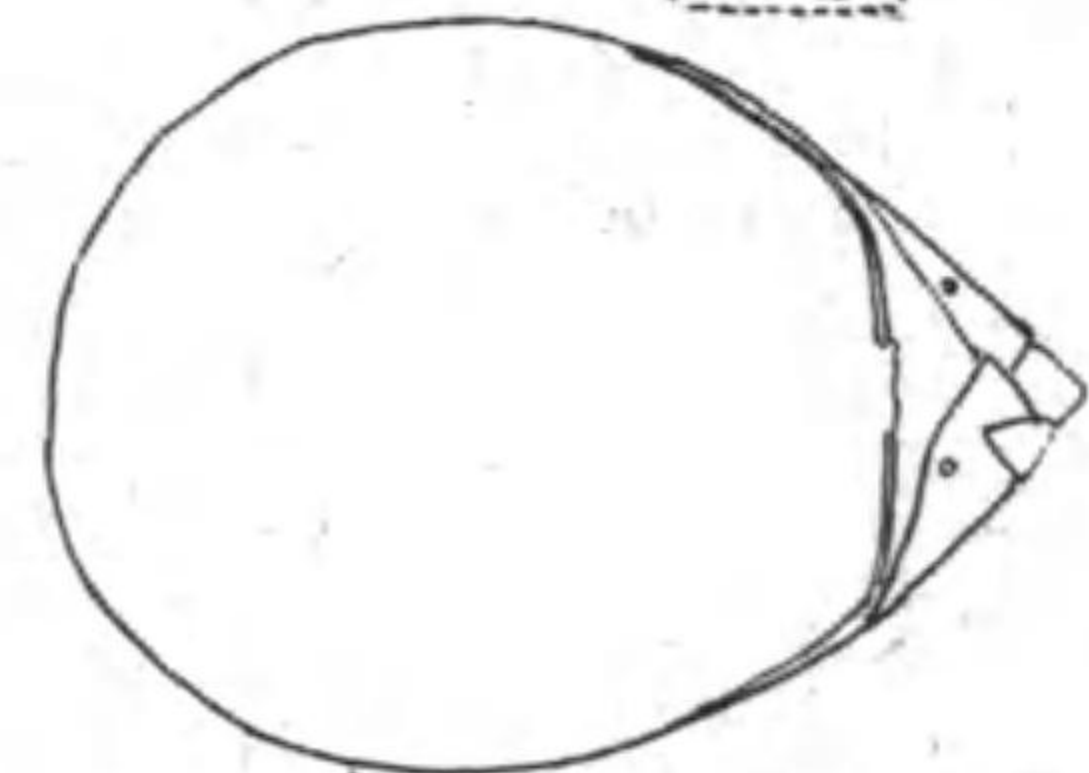
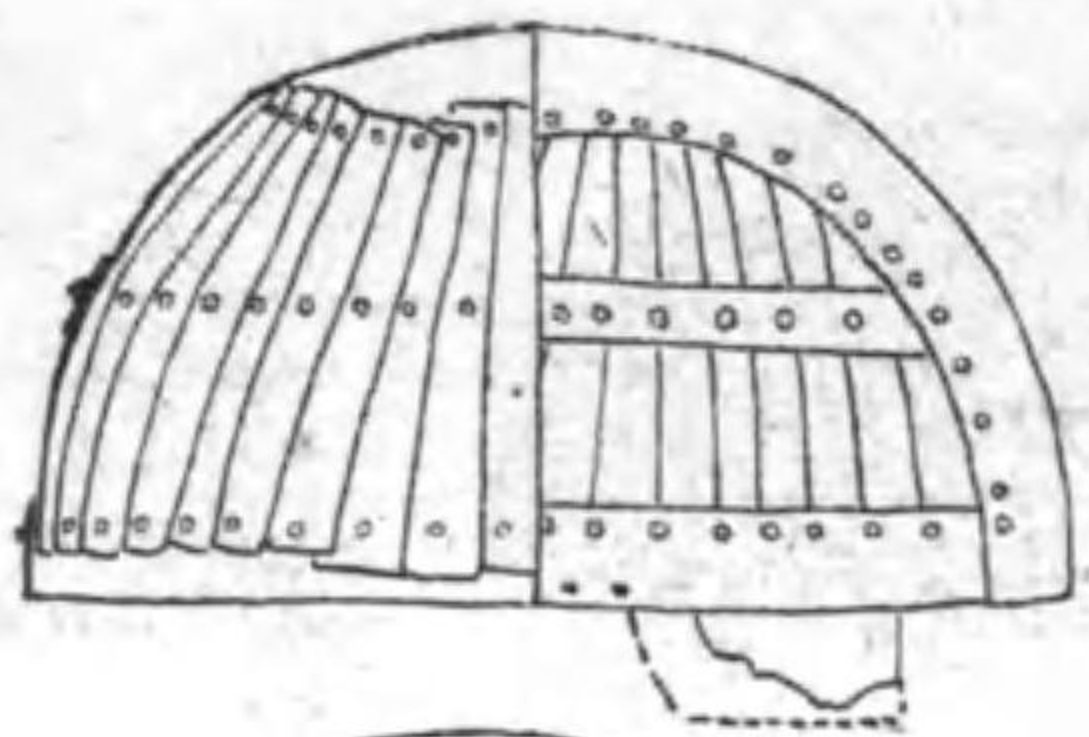
第一二七圖 小札鉄留桃形式胃

(土田村中真野郡西園向日)

なほ真向下に小形の眉庇をつくつて居ります。これは長さ二〇〇、幅二一、纏ばかりの鐵板を鉢裾裏に貼付けたものであります。
一體この桃形式胃の頂邊には、小さい孔が數個穿たれて居るし、又腰巻板の裾縁にも小孔が列をなして穿たれて居るを普通といたします。頂邊の孔は、後に申述べますが、三尾鐵とも呼ぶべき三脚の飾金なり、鳥羽なりを附飾する爲めのものであり、腰巻板の裾縁の孔は、袴を綴付ける爲めのものであります。ところが、この加賀勅使村出土のものには、兩方ともその孔の所在を發見することが出来ません。或は腐蝕の爲めに孔が塞がれて仕舞つたのかも知れません。埴輪を見ますと、三尾鐵附飾のものはありませんから、多くの胃の中には、これがなくても差支ありませんが、袴の方は、どの埴輪にも必ずありますし、又現にこの古墳からは、甲の草摺りに用ひたものもありませうが、又中にはこの胃の袴を形成してゐたかと思はれる小札類も發見されて居りますので、腰巻板の袴付孔を私が發見出来な

いのかも知れません。
前に申上げた、今は御物となつて居る金銅製の胃(第一二五圖)もこの横板鉄留式のものであります。

小札鉄留桃形式胃 前に申上げた横板鉄留式の地板に當る部分を、小札に代へたものであります。第一二七圖に示した日向國西諸縣郡真幸村出土のものは、この様式のものの中では小札の幅が狭く、上段に片側二十一枚、眞後の押への板を合せて兩側で四十三枚、下段は四十九枚を用ひ、精巧のものといふべきであります。魚いものになりますと、その半に達しないものもあります、この精粗の區別は、製作の精粗であり、随つて同一時代のものにも精粗兩様があつてもよいのですが、同時に時代的にも變化があつたやうであります。古い時代のものは通じて小札が細いやうであります。



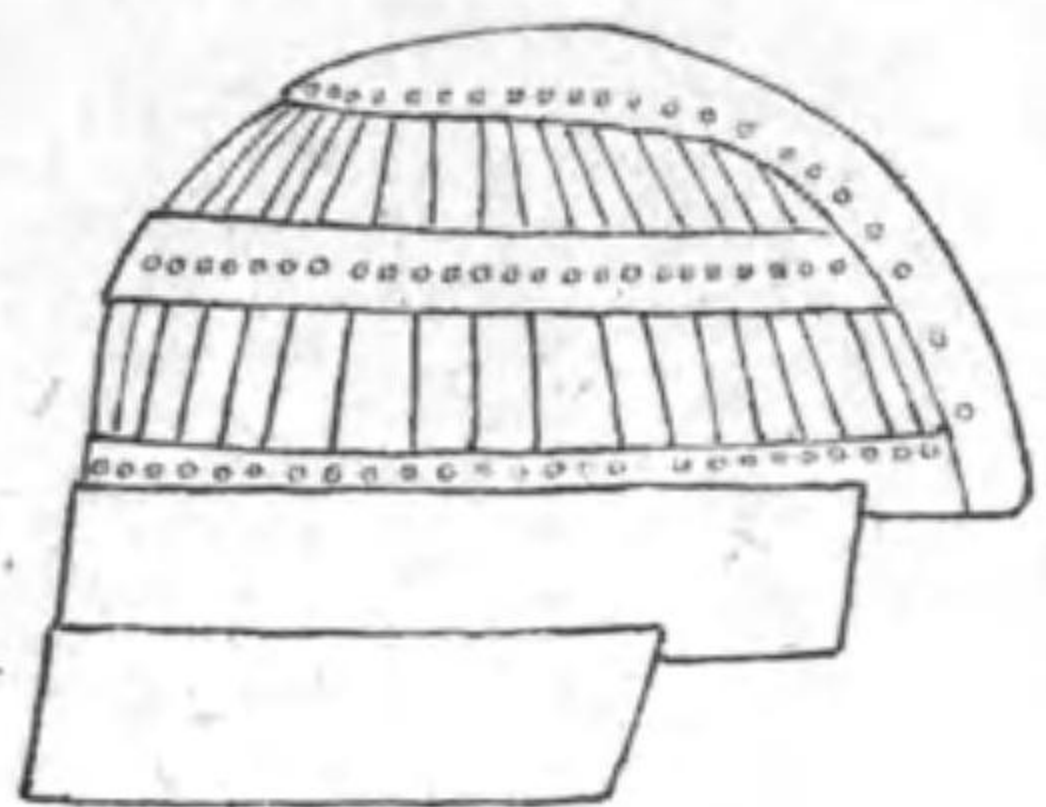
第一二八圖 堅鐵板留桃形式胃
(土田村車村川津久郡西園向日)

るものと、これを缺くものとの二様式があります。今前者の例として、山城國久世郡久津川村車塚出土のもの(第一二八圖)を示しませう。

前に申述べました上下二段の小札拵を上から下まで一枚の堅板を削いで行つたもの、胴板はその堅板を固着せ

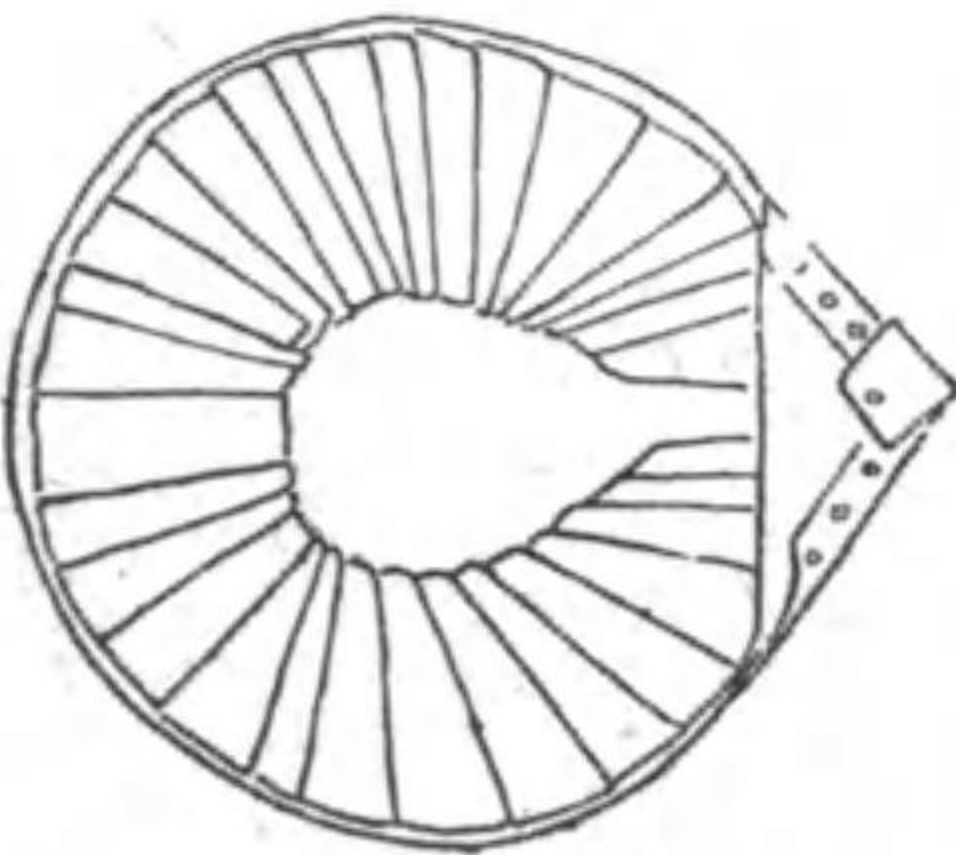
しめるに用ひられただけであるから、鉄も一列に留めて居ります。この堅板は總計三十六枚となつて居り、比較的細い方であります。

眉庇は比較的に丈が高くなつて居ります。この眉庇は裾の内側におかれ、腰巻板の端を少し張り出させ、その眉庇板の上側に無造作に伏せ、これを鉄着させて居ります。



胃式形桃留鉄板堅鐵 圖九二一第

(土出墳古七村島舌百郡北野國和)



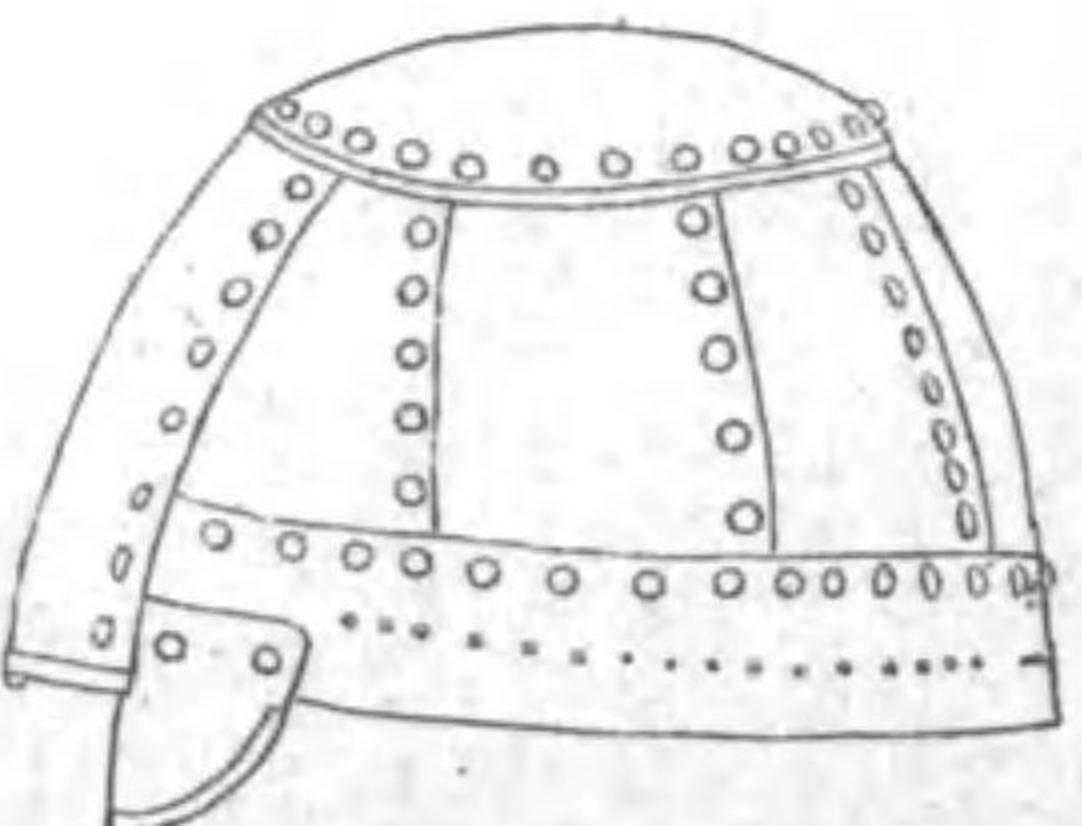
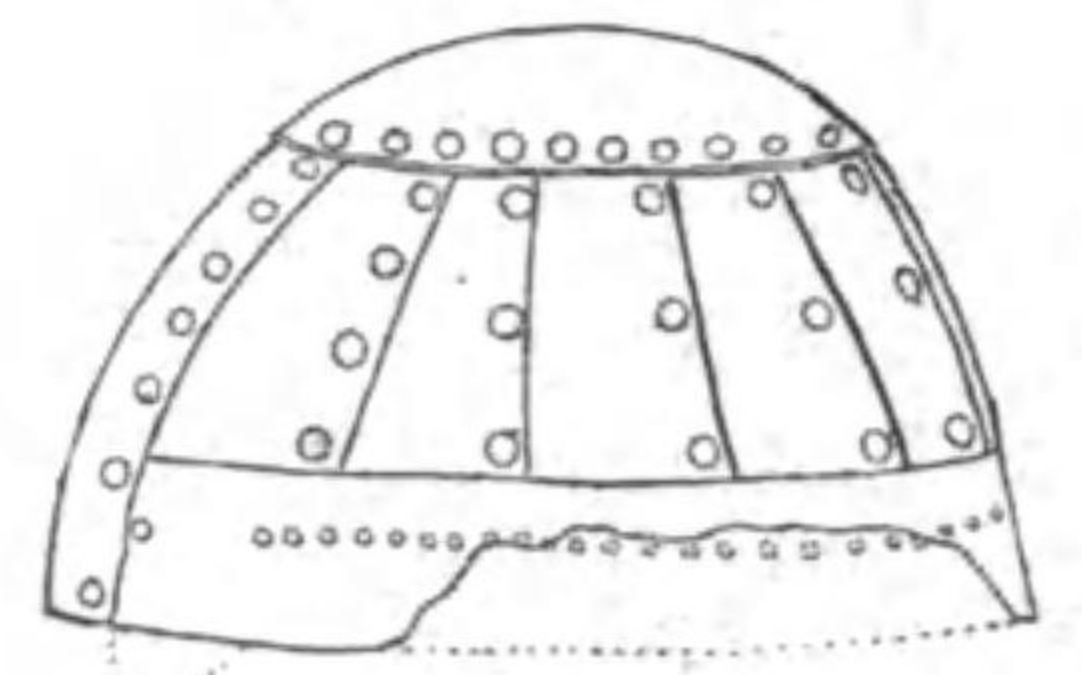
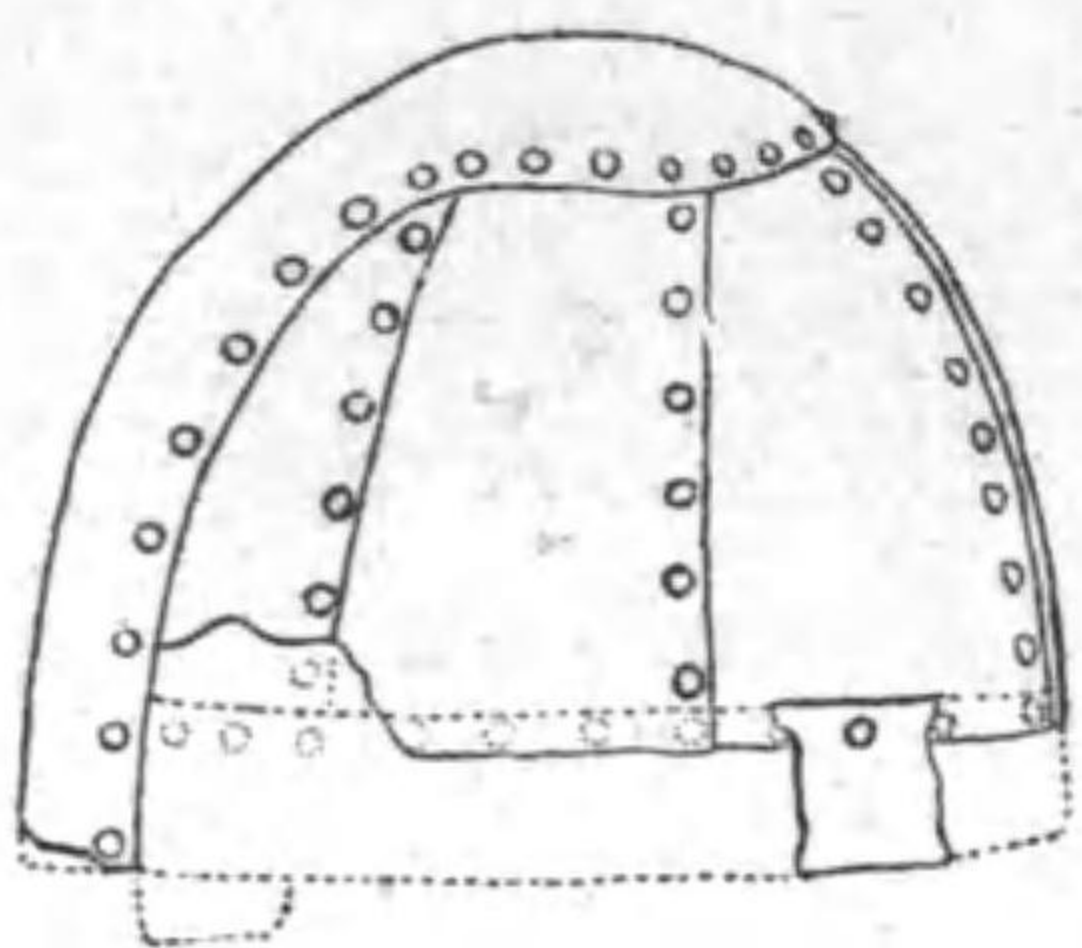
を通した孔と見るべきでありますから、鞆が用ひられてゐたと存じます。今その鞆板の残存してゐないのは、鐵板が朽失したのか、傳來の途中で離れ／＼になつたのか、又は鞆が皮革を材としてゐたからか理由によりませう。

同じく堅板鉄留式のものでありますが、第一二九圖の和泉國泉北郡百舌島村七觀古墳出土のもの、堅板の幅

が稍々廣くなり、爲めに二十四枚と堅板の数を減じて居ります。

圖で見ますやうに、左右の幅が著しく増して、鉢の口邊の形は圓形に近いものとなつて居ります。随つて眞向の角度もすつと鈍くなつて來るのでありますが、これでは外形の美を求めることは出来ません。

三尾鐵が附裝されて居りましたでせう、鉢裏に綴紐に用ひた紐紐が残つて居ります。鞆は二枚板のを用ひて居



胃式形桃留鉄板堅鐵 圖〇三一第

土出見小村木宮郡王地北野國武 (上)
土出時宮大郡父原國武 (中)
土出時岡郡野多國野上 (下)

ります。圖では假りに鞆の形に復原して鉢の腰巻板につけて見ました。一體、二枚の鞆板といふのは、類例が少いものでありますが、本品のは鞆板の幅が廣いから、圖で御覽になります通り、仕付けた形はさまで不様ではありませぬ。

第一三〇圖に載せた三個の冑も、豎板を削ぎ、それを鋸留めにしたところは、豎板式とした前二者と趣を等うしてゐますが、この三個はその豎板の数が俄然と減少し、十一枚（第一三〇圖中）から七枚（第一三〇圖上及び下）と著しく減少します。しかも中・下に示したものは、伏板と突角部とが一連をなさず、別々の拵となつて居りますし、かつ鉢の中邊にありました胴巻板を略して居ります。

この新しい拵は、一面には今迄に述べましたものを精製とし、これを略製とすることも考へられます。豎板の数を著しく減少させたことに於いて、又胴巻板を略したことに於いて、又、伏板と突角部とを別々にしたことに於いて確かに手を抜いて居ります。

併しこれらの出土した古墳を見ますと、孰れもその地方に於ける大古墳であり、随つてその墳墓の主は、下級者ではなかりさうであります。しかもその三者の孰れも古墳時代後期のものであり、今迄申述べましたものよりも、時代が降つて居ります。それ故、冑の拵も漸次様式を改めて來たのであり、

この第一三〇圖のやうなものが、古墳時代の終頃の姿であらうと考へてもよいと思ひます。さう考へて來ますと、この種の冑の拵について、更に見なほさねばならない點が出て參ります。それは中世の兜の形に近寄つて來たといふことであります。

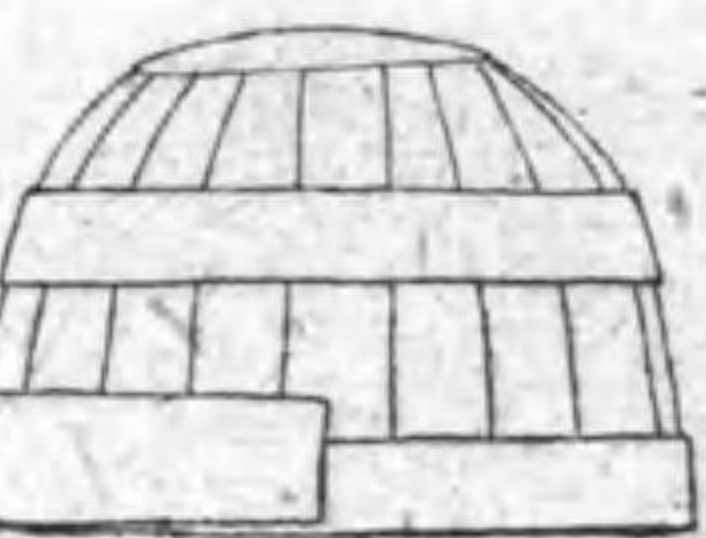
第一三二圖の兜は、伊豫の大三島の大山祇神社藏のもの、鉢だけであり、八幡座の金具・眉庇・袴等を缺失し



第一三二圖の兜 (伊豫大三島大山祇神社藏)

て居りますから、中世の兜の代表的のものとするは出來ないかも知れませんが、これに伴ふ胴の小札からいつても、恐らく現存兜の最古の様式のものといつてよいでせう。

又、第一三三圖のものは、奈良時代の冑といふことが出來ます。それは伴出品から見てのことです。唯、惜むらくは、土中品である爲め、錆が著しく、鋸頭と錆蝕との區別がつきませんので、圖の上では、鋸頭を描くことを略しましたが、この兜を中間に置きまして、第一三〇圖のものを考へますと、餘程中世様式へ近寄つてゐることが察せられます。殊に第一三〇圖の上野國藤岡町出土のもの、眉庇は、眞



第一三三圖の冑 (奈良時代) (伊豫大三島大山祇神社藏)

向の突角部の下ではありますが、鉢の外に出して打ちつけて居り、その點からいつても中世の様式に酷似して居ります。又この第一三〇圖のものになりまして、腰巻板の拵の孔が、圖に示した通り一連のものとなつて居ります。これは今迄に見たものと様式を異にし、袴が小札威のものか、皮革製のものかと思はれるのであります。

冑の拵については、後にもう一度、纏めて申上げる積りではありますが、實物の方で、この桃形式のものには、板袴を普通とし、小札威の遺物には接しません。併し埴輪の冑には多くの例があります。而して實物の場合には、威毛が腐蝕します關係上、威の姿をその儘に遺存する袴がないとしても、敢へて異とするには足らないでせう。

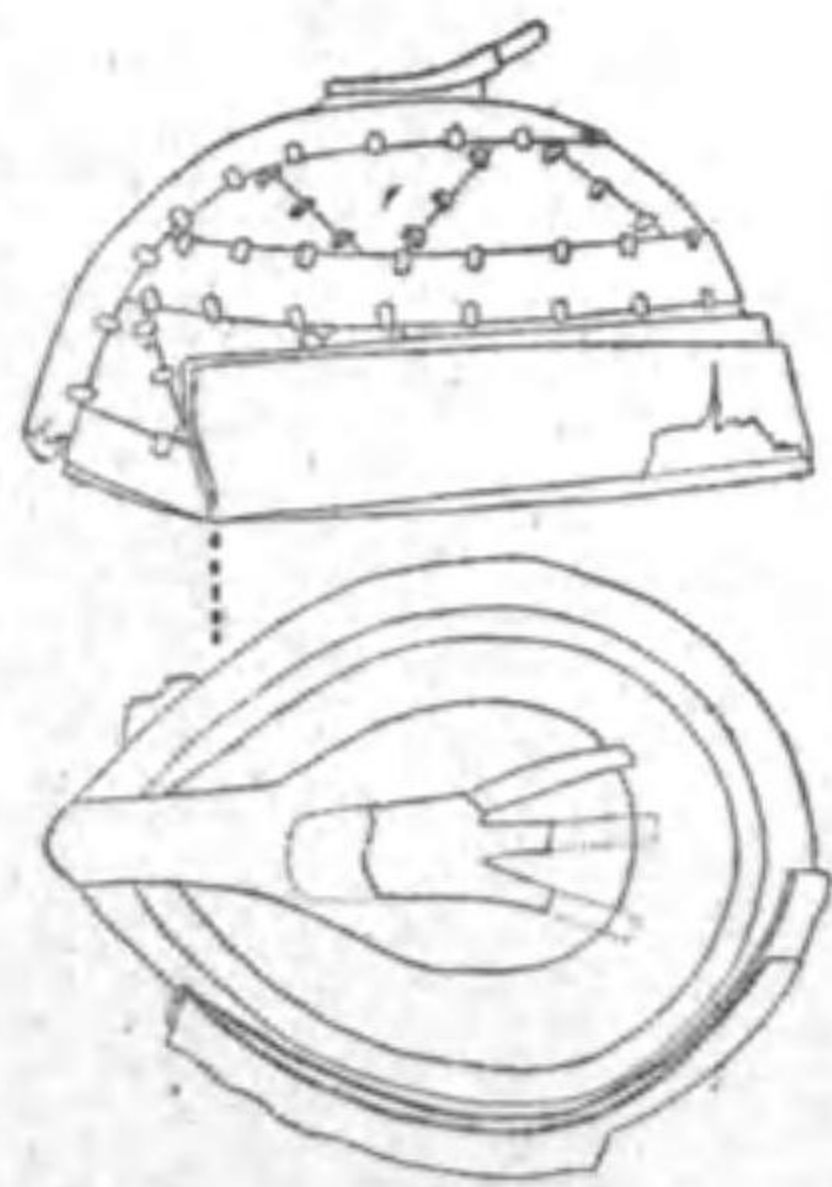
三角板鋸留桃形式冑 これは今のところ、第一三三圖に示す丹波國多紀郡雲部村東塚出土の一特例があるに

過ぎません。前に申上げた横板なり堅板なりと異り、三角形をなす板を横に並べて鉄留めにしたものであります。

ただ本例に於いては、眞向の突角部にあたるところが、異常の形となり、大きく瘤状の空洞部をなして居ります。何の爲めにかかる異状の形式のものをつくつたのか、その理由には



三角板革綴桃形式冑 圖三三一第
(土山塚車東村高野郡紀多野遺跡丹)



三角板革綴桃形式冑 圖四三一第
(土山塚古蹟七村島舌百野北泉國全朝)

したいと存じます。

三角板革綴桃形式冑 これも類例は極めて稀であります。今のところでは、第一三四圖にその一を示した和泉

國泉北郡百舌鳥村の七観古墳出土の三例あるを知るのみであります。前に申上げた三角板鉄留とは趣を異にし、三角板を横に連ねたものを、革緒か組緒かを用ひて綴ちつけて行くものであります。即ち眞後に第一の三角板を置き、その左右に縁を上重ねするやうにして、上段は十枚、下段十一枚の三角板をそれ／＼革紐で所々を綴付けたものであります。

ここに示したものは、二枚の板幅がついてゐます。一枚の板幅が二寸二分ありますから、垂れは四寸位になりませう。なほその両端は若干の割り込をなし、捻り返しをつけてゐることあります。更にこの冑で著しいのは、鉢の頂きに三尾鐵のついて居ることあります。このことについては、後に述べませう。

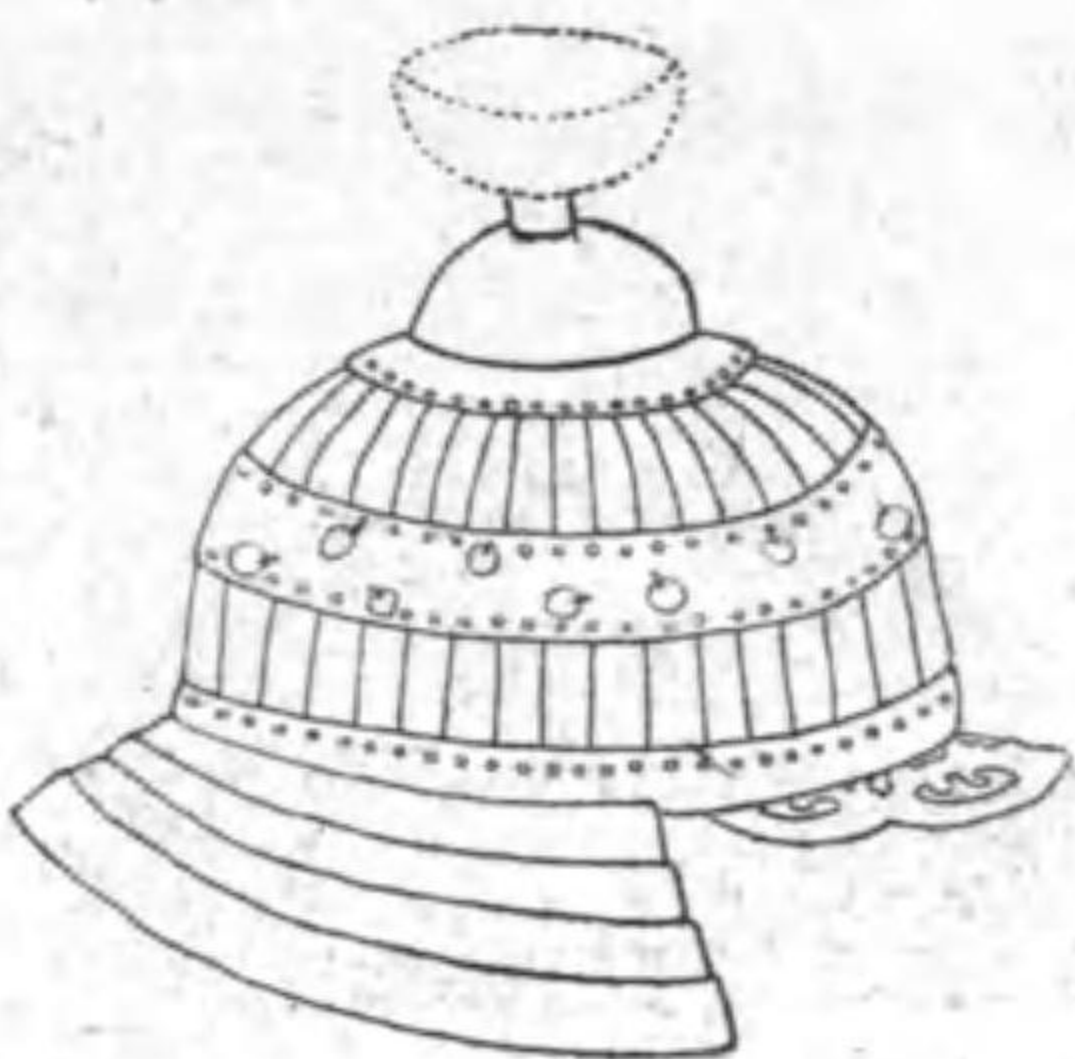
三

以上で桃形式冑の様式の解説を終り、次に眉底式冑について申上げます。今迄申上げた桃形式冑にも、眉底はついて居りますから、特に眉底式といふのは、少し變であります。圖で御覽になる通り、眉底が非常に大きく、かつ前方へ突き出て居り、見るものに眉底の印象を強く與へますので、眉底式の名を與へた次第であります。

この眉底式冑は、前者よりも裝飾要素が著しく、随つて實用的らしくない感じを與へられます。しかもこれを發見した古墳は、その地方での豪族のものと思はれるものが多いことを考へますと、自から冑の性質を察するこ

とが出来ます。

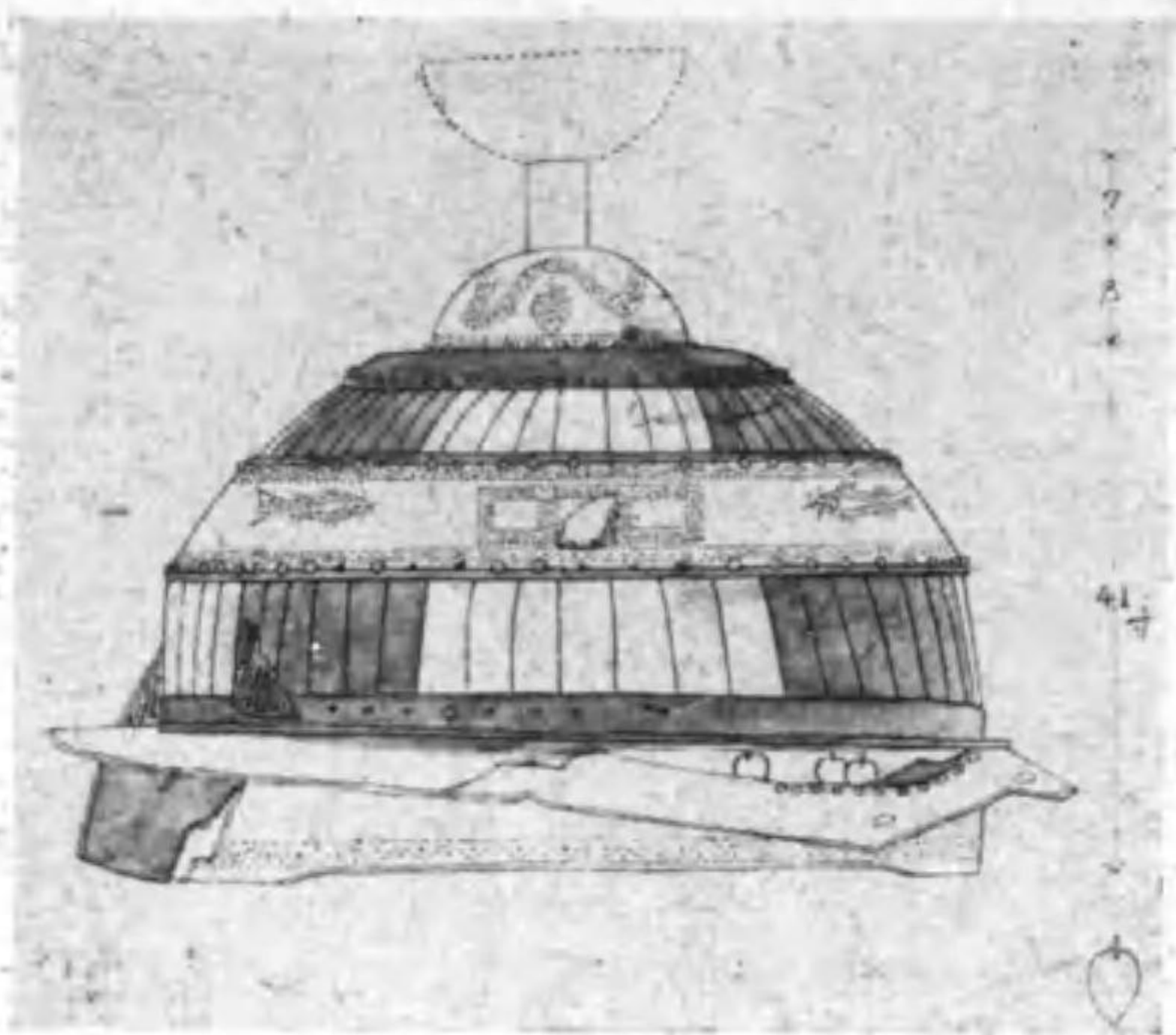
製作の上から様式を分けますと、小札を上下二段に並べまして、中央を胴板で抑へた「小札鋸留式」と、上から下までの一枚の縦板を並べ、その中央を單に胴板で抑へた「縦板鋸留式」と、横板を上下二段用ひ、中央に胴板を用ひた「横板鋸留式」、それにたつた一例であります。即ち今のところ、鋸留式のみであり、革綴のものがなく、かつ三角板を用ひたものはありません。まづ「小札鋸留式」のものから申上げませう。



金小札留鋸式底式 圖五三一第
(土出物某御位和印)

小札鋸留底式 此の型式に属するものには、金銅製のものもあり、鐵製のものもあり、又後世の兜に二方白、四方白と呼んでゐるものと趣を等うして、鐵・金銅入交ぜのものもあります。共に小札形の板を、上下二段に張り繞し、胴巻板を中央に巻いたものであります。そして桃形式と異り、鉢の縁も扁圓形をなし、眞向が突角形をなして居りません。そして頂邊に、伏鉢、即ち鉢形のものをして伏せ、その中央から突き出てゐる軸金の上に、その伏鉢と同形の鉢形のを、上を向けておいてあります。この上を向けた鉢、即ち受鉢の中には、何も收めてなかつたやうであります。鉢の縁寄りに沿うて、小孔列が繞つて居ります。今迄のところでは、その

小孔が何に用ひられてゐたか、明かにしやうもありませんが、恐らく何かの垂飾品が施されてあつたことと存じます。



四方小白鉢留鋸式底式 圖六三一第
(土出物古岡月内氏社八町井吉郡羽浮後筑)

各七枚の金銅小札を配し、その間に黒漆塗の鐵小札をまぜてあります。

上古時代の物

四一三

さてこの型式の遺品の中で、著しいものや、特殊のものを紹介して見ませう。
第一三五圖は、和泉國某御陵出土と傳へられるもので、今は圖のみが残つて居ります。金銅製、受鉢は缺失して居ります。板袴四枚仕立のものと見えますし、胴巻板に步搖裝飾が施されて居ります。

今、紐育のメトロポリタン博物館の所蔵に歸してゐるのは、頂邊の受鉢・伏鉢・管及び眉庇が金銅製、他は鐵地金銅薄板被せのものでありますし、筑後國浮羽郡吉井町八幡社境内月岡古墳出土のもの(第一三六圖)は、末永雅雄君の調査によりまして、四方白といふべき特殊のものであることが明かにされました。即ち圖に示しました通り、眞向・眞後及び兩側面の四方に、

この冑は、他にも特異の點があります。受鉢は失はれてありますが、鐵地金銅被せの伏鉢はその下縁を外方へ捻り返し、それを使って鉢の伏板に鉄留して居りますところは、他に類稀なる手法でありますし、伏鉢及び胴巻板にある蹴彫文様も注意すべく、眉底のところに步搖附飾のあるも珍しいと思ひます。この胴巻板は鐵製であります。その上に金銅薄板をのせてあり、それに文様を施してあるのであります。全部鐵製のもので、越前國吉田郡吉野村岩船山古墳から出土して居ります。これは珍しくも受鉢・伏鉢二つともに皆具して居り、完全なる形のものとして人に知られて居ります。ただこの冑の腰巻板は、後半が缺失して居り、爲めに騎付けの様子を確實に知ることが出来ませんが、板袴が用ひられてゐたことは察するに難くありません。なほこの冑は、三角板鉄留式の短甲と併出して居るのでありますから、若しこの冑を着用する武人を現はさうとされるならば、甲には短甲を用ひても差支ない。即ち眉底式冑も時に短甲と併用されることがある事實を示してゐるとして差支ありません。



第一七三圖 金銅堅板留眉底式冑
(上出越前村岩船山古墳)

「堅板鉄留眉底式冑」以上で「小札鉄留眉底式冑」を終ります。次に外見ではこの小札鉄留式と相似て居ります

が、小札の代りに上下相連る細い堅板を用ひ、これを締める爲めに胴巻板を用ひた「堅板鉄留眉底式冑」について申上げませう。これにも、頂邊に受鉢・伏鉢の裝飾があり、袴も板袴が用ひられてゐたと思はれますし、鉢も全部を金銅製にしたもの、四方白のもの、及び全部鐵製のものとの三様式があります。

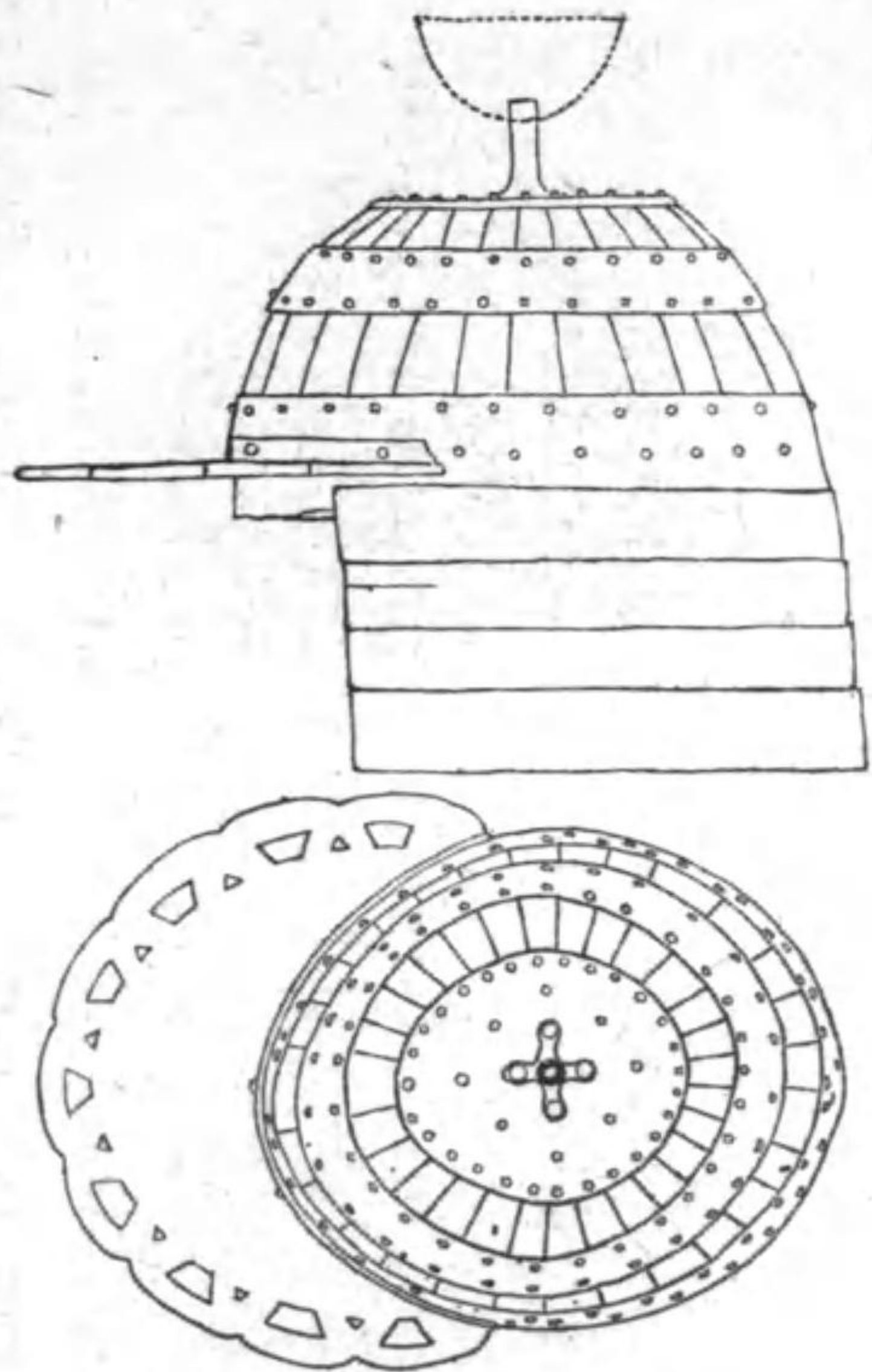
金銅製のものには、上總國君津郡清川村出土のものがあります。通體が金銅製である上に、裝飾文様が著しく、今のところでは古墳時代の冑の王とされて居ります。(第一三七圖)

細い堅板を五十六枚も用ひたものであり、それを締めた胴巻板に施されてゐる蹴彫文様が著しいものとして人に知られて居ります。今は袴を缺失して居りますが、腰巻板に残る袴付孔の様式から見て、板袴であつたことに疑はなく、かつ今は失はれて居るとはいへ、鉢が金銅製なることからして、袴も皮革製のものではなく、矢張り金銅製板袴であつたと考へて居ります。

伏鉢か受鉢かのどちらかが缺失して居ります。なほこの冑に伴つて發見されたのは、金銅製小札威の挂甲であつたのであります。即ち眉底冑は、前に申上げた越前國岩船山例の如く短甲に伴ふこともあり、又この例の如く挂甲に伴ふこともあつたのであります。

和泉國泉南郡淡輪村から出土したものは、鐵地金銅製のものであり、前に申上げた筑後國月岡古墳のもの如く、四方白の袴となつて居ります。なほこの冑の袴は、四枚の板袴であります。第一、第三の兩段が黒塗鐵、第二、第四が鐵地金銅張といふ念の入つたものであり、かつ各段の兩端及び第四段の下縁には小孔が穿たれて居りますが、これを調査された末永君は、布の覆輪が施されてあつたとを報せられて居ります。併しかくも念入り

の拵であるとする、その覆輪には、布のやうな粗末のものを用いたのではなく、錦又は絹等を飾つたのではないでせうか。



（土山御南） 冑式庇眉 圖八三一第

地の様式のもが発見されて居りませんでした。この意味で、本遺品は重要視されべきものであります。拵は今
は繡著して居りますが、圖では假りに原形を想定して見ました。四枚の板拵であります。

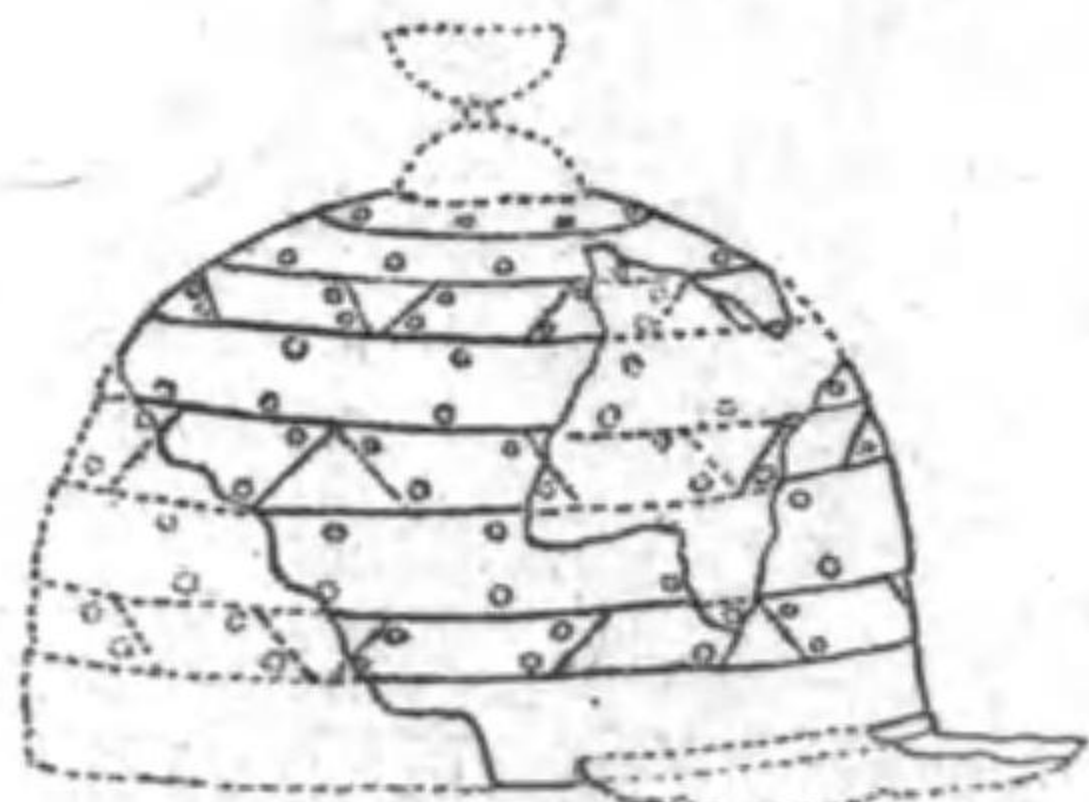
次にこの細縦板を全部
鐵でつくつたものの中
で、南朝鮮出土のもの
があります。これも幸ひに
殆んど完全に全形を遺存
して居ります。（第一三八
圖）これが南朝鮮出土で
あることに、第一の價値
があります。南朝鮮の古代
文化は、種々の點で、内
地のものとの共通點があり
ますが、甲冑だけは、内

なほこの冑に於いて注意すべきは、前邊の拵であります。受鉢も伏鉢も遺存して居りませんが、鈔くも受鉢は
あつたことと想像して居ります。併し伏鉢の方は存否孰れかを決することが出来ません。圖で見ます通り、管金
は、四脚に分れ、その端を丸くつくり、かつ鉄留にして居り、これを繞つて鉄飾りがあるところは、伏鉢を缺い

てゐたのではないかといふ
ことを考へさせられます。



冑式庇眉留鉄板横 圖九三一第
（土山村宮豊時代八東國聖甲）



冑式庇眉留鉄板菱 圖〇四一第
（土山墳古寺園園村爾部部生園和）

あるのみであります。又大和國生駒郡帶解村圓照寺古墳からは、その横板の代りに、菱形板を鉄留したものが出
土して居りますが、これらは、今のところでは類例が多くありません。併し鈔くとも、前者の鐵横板のものは、
あり得る型式であり、今後なほ多くの類例を発見し得るかも知れません。

これで堅板鉄留眉庇式冑
の記述を終ります。次に桃
形式冑には、相當數多くあ
つた横板を鉄留にしたもの
で、眉庇式のもの即ち「横
板鉄留眉庇式冑」を見ます
と、これは類例が極めて稀
であり、僅かに一二の例が

さてこの眉底式冑は、その全形から見ましても、戦場馳驅に便利なもの、即ち實用に堪へ得る様式のものとは申されません。裝飾的要素が著しく現はれて居ります。又これを出土した古墳から見ても、決して下級者のものではないと申せません。尠くも豪族の用ひたもの、しかも儀式的色彩の著しいものと申してよいでせう。

これで眉底式冑の様式觀を終つた譯であります。僅か一例であります。紀伊國海草郡椒濱出土のものに、特殊の形があります。これは桃形式にも、眉底式にも屬しない様式のもので、世に蒙古兜といはれるものに類似した形のものであります。

六枚の梯形豎板を鋸留にして、稍々丈の高い鉢をつくり、その頂邊を被ふに一個の半截楕圓形の伏鉢を以てしたものであり、その點からいふと、眉底式冑の豎板を六枚翅とし、頂邊に著大の伏鉢を伏せたものであると見ることが出来ます。しかし眉底を具してゐなかつたと思はれる點に於いて、眉底式冑の直系とは申されません。

四

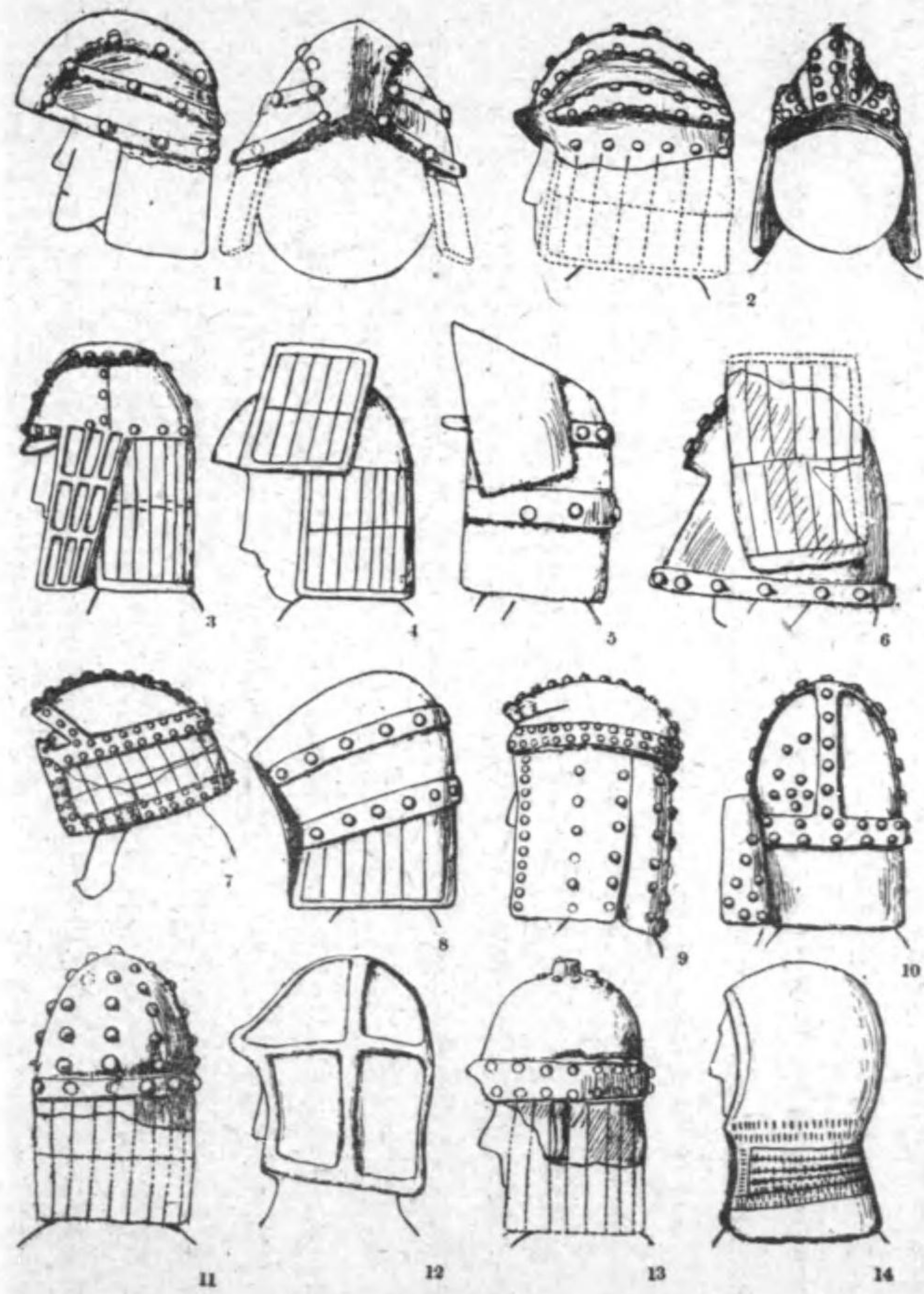
さて古墳出土の冑は、以上で大體に型式を盡した積りでありますが、埴輪の武裝男子像を見ますと、ここに申述べました様式以外のものが多少あるのであります。これは一には、埴輪には寫實以上に出て、想像的表現を加へたものもありますから、埴輪に現はれた全部が、實在したものとするには出来ません。併しそれと共に、甲冑にも皮革の如き有機質を用ひたものが相當多かつたのでありませうし、これが實物の場合には、土中で腐蝕し去

つたものがあることを考へることは出来ません。今、埴輪男子像に見る冑の様式の中で、著しいものを集めて大觀して見ませう。第一四一圖がその聚成圖(著しいもののみ)であります。

12が横板鋸留桃形式冑の様式に屬するものであることは明かでありませう。ただ1に於いては眉底の表現が略されて居り、2に於いては、眉底が突角部の外について居り、正面から見た様式は眉底式を見る觀がありますが、眉底式冑のよりはすつと小形であり、まさに眉底式と桃形式との中間様式をなして居ります。2には明かに小札鞆の一部を遺存して居りますが、1の鞆の様式は明かではありません。ただ鞆が附裝されてあつたといふことを推察し得るに過ぎません。

3は豎板鋸留桃形式の冑の形をよく現はして居りますが、四枚鉢となつて居り、腰卷板はただ鋸頭の列を現はしたに止めて、板そのものの表現を略して居ります。この冑を被つてゐる埴輪は、挂甲着用の武裝男子像としては頗る精緻な表現を採つてゐるに拘らず、又、この冑も形の要領をよく捉へてゐるのに、かく腰卷板の表現は、鋸列を以て具象させてゐるに過ぎません。埴輪表現にはかくの如き表現のものが多い。一から十までを寫生してゐるものでないところに妙味があります。眉底は前に實物で見た上野國藤岡出土のもの(第一三〇圖下)に似て、眉底付の鋸を現はして居り、かつ鉢も丈が高くなり、まさに古墳時代末期の相を呈して居ります。456は、或は全部、或は一部と、鉢の伏板なり、胴卷板なりの表現を略して居りますが、眞向が突角をなし、桃形式冑の特微だけはよく捉へて居りますから、これも實物の冑と等しい様式のものといつてよいでせう。

13は、或は眉底式冑を現はしたものと認めてもよいでせう。鉢の形は圓形を呈し、眞向が突角形を示して居り



成衆式樣冑用着像子男裝武輪埴 圖一四一第

ません。胴巻板も略されて居りますが、これを胴巻板のないもの、而して鉢に堅板の表現もないから、或は最近の鏡兜なり、歐州の兜に見るやうに、丸鉢形に鑄たものか、又は打出したものかとすることも出来ませう。この様式の冑は、古墳出土の實物には全然見當りませんし、又、中世の兜にも有りませんが、戦國時代に降ると稀にはあります。それ故丸鉢打出の鉢があつたとしてもよいでせうが、今のところは堅板の矧目なり、胴巻板なりの表現が略されたものと見るべきでありませう。

頂邊の伏鉢なり、受鉢なりの表現もありません。受鉢を埴輪につくることは困難でありますから、これを略したといつてもよいでせうが伏鉢は容易に現はし得ます。頂邊の圓壙形表現がそれであるとは申されないでせう。併し實物でも、朝鮮出土のものに伏鉢なしと明言し得るものがあるのでありますから、或はあの朝鮮出土のものも、頂邊の上突き出た管だけで完きもの、受鉢缺失として、圖上に想定復原したのが誤解であり、この埴輪の如くにあつたのかも知れません。肩庇が、僅かの幅で突き出でるに過ぎませんが、これは埴輪である以上、精神だけで、形の方は寫實に出なかつたのでせう。

IIが、又特異のものであります。眞向の部分が、少し缺けて居りますが、桃形式に屬するものとは申されません。併しこれが、精密な寫實でないことは頂邊の伏板の表現を缺いてゐることで察せられます。随つて鉢頭も抽象的に過ぎ、實際の形よりも誇張化されたと申してもよいでせう。埴輪にかかる表現を採る場合の多いことは、人の熟知するところであります。併し兎も角も鉢頭が他に見るよりも大形に現はされ、如何にも平安末期から源平時代にかけて盛行した嚴星の兜を見る觀を呈して居ります。一體この嚴星の兜は、堅板鉢留式の鉢頭を大きく

したに過ぎないものでありますから、古墳時代の竪板鏝留式冑に嚴星のものがあつても差支ない譯であります。併し前にも申した通り、多少確實性はないとしても、これが桃形式冑ではないとすれば、肩庇式冑に近いものがあります。それに胴巻板が略されてゐるとすると、既に中世の様式へと近接したこととなります。併しこれも13を説いた場合の如く、埴輪である爲めに胴巻板の表現が略されたのかも知れません。

で、絶対性はありませんが、この11といひ、又13といひ、胴巻板のない肩庇式冑系統のもの、しかも肩庇が縮小した形のもが古墳時代末期に現はれたのであり、今のところは、實物の出土例には接しないが、將來この種の遺物の出土にぶつかるかも知れないと期待してゐてもよいかも知れません。

以上は、實物と同一様式のものか、或はその系統のものであつて、多少變形したものを埴輪に求めたのでありますが、埴輪にはそれ以外に、實物に見ない様式のものがあります。

14は明かに皮革製のものを現はしたものであります。一體これを冑と見るべきものかどうかにも疑問があります。これは、他の武装埴輪像が關東地方出土のものであるに對し、肥後國八代郡野津村出土とあつて、關東地方からは遠く離れた南九州のものであるところに、特異の點がありますし、楯を前にしたものではありませんが、胴體は圓筒形式となつて、服装のところは、武装か平装かが明かではありません。併し廣く楯を前にする埴輪の例を求めますと、冑着用でないものが多いやうであります。随つてこれも冑ではないとしてもよいのですが、又一方既に先輩や友人などが種々の論著で申述べてあります通り、北亞地方の武装にこの兜を見ることがあります。

一體、皮革だけの兜は、敵の利刃なり矢鏃なりを防ぐには餘り適當のものとは申されません。中世の鎧の小札

の如く、皮革の表皮を何枚も刳ぎ合せたものと、相當に強靱性を有しますが、どうもこの被物の皮革にそんな工事が施されてゐるとは見られませんから、冑としての實用性には乏しいものとしなければなりません。尤も鐵薄板を間籠めにしたものであるとすれば、問題は別となります。で、楯を前にする埴輪男子像としては、冑と見る可能性を弱められるが、従來の説に従ひ、冑の一種と見てもよい位にしておかうと思ひます。

ところが、12になりますと、胴には短巾を着用して居りますから、明瞭にこれを冑の一種と見てよいでせう。しかもその冑は、古墳出土のものに類を見ないものであり、鉢は兩側各二枚、合せて四枚の皮革を用ひ、その合せ目に、帯板を伏せて形をなしたものであり、袴も又鉢と同様の手法によつて居ります。

10はこの12と稍々似て居りますが、これになると、材が金屬か皮革かを明かにすることが出来ません。寧ろ金屬製と見るべきでありませう。丈が著しく高いのが特徴であります。789の三例も、用ひられた材質を明かにすることが出来ませんし、形も桃形式の趣を有して居りますが、多少異つたところもあります。いくら埴輪の寫實性を缺くものがあるとしても、全くの架空の表現とはいへないでせう。それで古墳時代の後期には、こんな様式の冑もあつたのかも知れませんかといたします。

以上で古墳時代の冑の鉢についての記述を終ります。次に袴、眉庇等冑の附屬品について申上げようと思ひます。

五

袴には、實物として板袴と小札袴とがあります。

板袴は、後世の兜に類例の稀なるもの、幅一寸前後の帯板状のものを四枚か五枚かを漸次上重ねにして垂下したものであり、又第一二九圖に示したやうに、幅二寸餘のものを二段作りにしたものもあります。垂れが五寸と なりますと、既に肩につかへて参りますから、垂れの全幅が既に定まるので、段数は各々の板の幅によつて自ら定まつて参ります。

各段の長さは等しく、随つて袴の前縁は眞直ぐにつくられるを普通といたしますが、稀には下になるに随つて、長さが短くなるものもあります。

又裾板の肩にあたることを、楕形に切り込んだものもありますが、かかる拵を見ないものもあります。

この袴板の綴り付けは、後世の素懸の如く、前寄りの左右兩側及び眞後に、四つの小孔を穿ち、これに革緒か組紐かを通して綴り付け、それを鉢の腰巻板にある同趣の小孔へとかけたことと思ひます。

なほ末永雅雄君の注意されたことではありますが、袴の裾板に特殊の形の板を鍍着したものがありません。その様式の明かに遺つてゐるのは、筑後月岡古墳出土の肩庇付冑にあるもので、これには幅一寸二分の鐵製板袴の最下段の板即ち裾板に、長さ四寸餘、幅八分、そして一端が薙刀身形につくられた帯板を鍍着させてあります。これ

を復原すれば、前に申上げた裾板を楕形に刺つたものと趣を等うして居ります。而して、この縁に小孔を列をなして穿つて居りますが、これが、肥後玉名例の如きものでありますと、小縁をつくる爲めの孔と考へることも出来ますが、大和圓照寺出土例の示すところは、孔列が縁を繞らす、その薙刀部のところだけとなつて居ります。

そこで末永君は、この裾板から更に何かを垂下したのであらう。若しさうであるならば、袴の裾板が既に肩につかへる位の位置にあり、袴としての最大限度の垂下をなして居るのであるし、若し更にこれ以上に垂下するものがあるとすれば、それは硬い質のものでは不便のものとなるので、布帛か又は皮革質のものであらう。そして双肩の掩護の爲めのものであらうとして袖袴の名をつけて居られます。埴輪にはかかる拵の物を見ませんが、既に埴輪に板袴を見ないのでありますから、埴輪にその拵を求めることが出来ないとしても、かかるものはなからうとは申されません。末永君の言はれる通り、將來にこれを實證する装具が発見されることがあるでせう。

小札袴は、實物としては紀伊椒村出土のものがあるだけでありませんが、桃形冑の豎板式のもの腰巻板に小孔列が圍繞するものがあり、これが板袴綴り付のものではなからうと想はしめられるものがあることは、既に前に記しましたし、又この種の袴は、古墳時代後期のものであることをも注意しておきました。しかるに、埴輪を見ますと、その殆んどすべてが、小札袴であります。武装埴輪人物像の殆んどすべてが古墳時代末期のものであることは、既に本文の中でも申上げたのであります。随つて小札袴は古墳時代後期になつて、盛行したと申してもよいでせう。

紀伊椒村出土のものは、七段となつて居ります。全形が遺存してゐるのではなく、かつ關東大震災の厄を受け

て紛失して仕舞つたので、今その細部を注意することが出来ないのを遺憾といたします。随つて後世の袴の如くに、裾板に菱縫があつたかどうかを明かにしませんが、胴に用ふる挂甲にもこれを見なかつたらしいので、未だそこまでは至つてゐなかつたと申してもよいでせう。埴輪にも見られません。

後世の例で申しますと、袴に使ふ小札は、胴に用ふるものよりも小形のもを普通といたします。紀伊椒村例のもどちらかといへば小形の方であります。埴輪の方は孰れも大形のものを用ひ、二段威しとして居ります。一體、挂甲の例を見ましても、當時の小札の形は、大小がさまで一定して居るとも申されません。今、上野國藤岡町古墳から、第一三〇圖下の冑と伴出した小札は、比較的に数が尠く、一の挂甲をなしてゐたとは思はれませんが、或はその豎板鉸留式の冑に伴つたもの、即ち袴をなしたものであるかも知れません。さうすると、これでは三段位が恰度よい形の袴となります。随つて二段又は三段下りの袴もあつたのかも知れません。

次に埴輪の場合を見ますと、その小札袴に特異の様式のものがあるのであります。第一四一圖3は眞後を示してゐないから、圖によつて見て頂くことは出来ませんが、眞後が割れて居り、中世の草摺を見る如く、左右二枚の袴となつて居ります。この様式のもが、稀には見られますので、そしてこれが古墳時代末期のものでありますから、一時は用ひられた袴の様式と思はれます。併し平安朝時代の兜にはこれを見ることが出来ませんから、この上古時代の割袴は、その末期に現はれた一時的現象であつたのでせう。

9に見る袴も特異の様式であります。これは左右と後との三枚に割れて居りますし、その垂れの様子は、鐵板といふやうなものではなく、又小札袴と見られる表現もありません。寧ろ皮革を用ひたか、或はカルタ金のやう

な小鐵板を心にして、外を布帛の類で包んだといふやうなものであります。中世の兜に稀に見る下散袴げさんこの様式によく似て居ります。

なほ埴輪に於いて、著しいものとして吾々の注意を惹くのは、3及び10に見る袴の副板であり、これと聯關する456の鉢の側副板の拵であります。310の袴の副板は、明かに袴の目的を増強させる目的のものであり、これによつて側面から来る敵の矢を防ぐことが出来ます。それならば別に袴からこれを離さず、袴をそのまま前に延せば用が足りる譯であります。10の方は、全くその副板が定着して居るのもその爲めです。併し3の方は、動かされる必要がない時には、鉢の方へあけておくことも出来るやうに見えます。4はその上にあけた姿であると解することも出来ますが、ただ4の類は、56と聯關させてその性質を考ふべきであり、かつ3を上にあけると、表・裏が同じ拵でない限り、4の面に裝飾といつては少し變ですが、3の面に見る拵と同一表現をさせてゐるのを解釋出来ません。それで、4のやうな形に、上にあけることは出来るが、埴輪にその姿を現はしたものは無い。4は56と共に、袴關係のものではなく、随つて3とは趣を異にするものと思ふべきであると思ひます。

この3及び10が、後世の吹返しに縁の近いものであるといふことは、既に先輩によつて説かれて居ります。これは、310の前端なり、又は全部なりを、外方へ捻り返せば、直ちに吹返しになりますし、又、吹返が兜の威容を増すことに役立つと同様に、この副板も顔面を護る以外に、多少冑としての威容を増しませうから、吹返を聯想しても誤つた見解ではありません。併しこの副板が、古墳時代のどの冑にもあるといふのではありません。殊に實物の冑にこれを求めることは出来ませんが、これも將來發見し得るでありませう。

鉢の側副板は、4のやうに後へと傾斜するものと、5のやうに前に傾斜するものがあります。小札威の感があり、後世の大鎧にある梅檀の板を鉢に付けたやうなものでありますが、小札威では直立させておくことが困難でありますから、實物があるとなれば、矢張り金屬板のものではなかつたでせうか。

この副板の用は明かではありませんが、防禦を二重にする。鉢と副板を重ねておけば、側面からの防禦効果は大されませう。併しこの實用と共に、中世の兜に見る鉢形のやうに、冑としての威容を増す、即ち裝飾價值もあらうと思ひます。

これも實物に例を求めることは出来ません。又、これが腐蝕し去つたとか、又は家地になつてゐた部分が腐蝕し去つたにしても、鉢に絡みつける孔があつてしかるべきであります。それと推定し得るものもありません。併し埴輪が如何に觀念的表現を探るとしても、實物に全然無いものをつけるといふことは無いでせうから、これも將來實物の例を発見する機会に恵まれることと存じます。

次に肩庇について見ませう。肩庇式冑に肩庇のあるのは當然であります。桃形式冑にもあるのであります。ただ肩庇式冑の比較して、著大でないだけであります。

肩庇式冑のは、如何にも著大であり、實用價値を通りこして居ります。そしてそれに透文が施されて居るところは、戦場馳驅の際に用ひられる冑よりも、儀禮用といふ感が強く現はれて居ります。

桃形式冑のものは、鉢の内側に張りつけてありますから、當然下向きになり、随つて肩庇式冑のもの如くに著大につくることは出来ないでせう。一寸幅位の垂下を限度といたします。しかるに第一三〇圖の上野藤岡出土

のものは、その眉庇を鉢の外縁に張りつけ、しかも稍々外へと張り出るやうに鈺留してあります。眉庇式冑のが水平に外に張り出て居り、一般の桃形式冑のが、垂直に垂れてゐるのですから、この上野藤岡例はまさにその中間様式といつてもよいのですが、未だ垂直から少し張り出てゐるのですから、相當急傾斜面をなして居ります。この點は、平安時代後期の兜の冑庇の様式に多少似て居ります。或はこの藤岡例が古墳時代後期から奈良時代を通じて平安時代にまで及んだのであり、平安時代後期のものは、これの上に發達したものの、裝飾を加へられたものであるかも知れません。眉庇式冑の眉庇は、上古時代で終つたものらしく思はれます。

最後に鉢の頂邊の裝飾について申上げませう。平安時代後期の兜には、頂邊に大きい八幡座の裝飾があります。これは一面には、換氣孔の用をなすものであることは申上げる迄もなく、御承知おきのことと存じます。

この八幡座が古墳時代のものにありません。眉庇式冑の頂邊にある伏鉢受鉢を貫く管は、鉢裏に口を開いて居りますが、換氣の用からいへば問題になりませう。桃形式冑の方には換氣裝置が全くありません。

中世の兜も、室町時代に入つて、頂邊を護る必要から、漸次八幡座の孔を縮小し、遂にこれを廢することによつて、折角の換氣裝置を失つたのでありますが、その代りに鉢の高さを増し、かつ頭と鉢頂との間に、多少の空間をつくる爲めに、浮張うりばと呼ばれる裏布うらふを張つて居ります。

古墳時代の冑を見ますと、その末期に於いて多少その丈を高くして居ります。随つて浮張をつくれれば、多少の空間を鉢と頭との間につくり、換氣の用をなし得るのでありますが、どうも古墳時代のものに、裏布を張つた痕跡を發見して居りませんし、況んや浮張の工夫があつたらうと論ずることが出来ません。随つて古墳時代の冑は

着用してゐる間は相當不愉快のものであつたらうと察します。

かくして、冑の頂邊には八幡座の原始形式すらもこれを求めることが出来ませんが、桃形式のものには三尾鐵の附飾があり、眉庇付のものには、伏鉢、受鉢による裝飾があります。

三尾鐵は、末永君の注意されたものであり、圖(第一三四圖下)の如き形の鐵製品を鉢の頂邊に綴付けたものであります。根と手との二部に分れ、根には双孔二列、即ち四孔がありますし、鉢の頂邊にこれと相應する四孔がありますので、革緒か組紐かを用ひ、その根を鉢頂へ縛りつけることが出来ます。和泉七觀古墳出土のものには鉢裏に組紐が遺存して居り、丹波雲部出土のものには革緒が遺つて居りました。手は普通三又をなし、その端はぐつと上向きとなつて居ります。

さてこれだけの鐵片が、頂邊についてゐるからといつて、左程裝飾の目的を達することは出来ません。ところが、その三手に鳥の羽や何かの植物性纖維が附着して居るものがありますところを見ますと、この手にそれ／＼羽毛か花枝の類を副へたのであらう。さればこそ、この三尾鐵を鉢に眞留にせず、内面にも一々紐で縛りつけたのでありませう。即ちその羽毛の軸なり、花枝の根元なりを三尾鐵と同時にその紐に縛りつけたのであり、それを時々新にする毎に、縛り改める必要もあるのであります。

冑に鳥の羽とか、花枝とかをつけることは、後世の兜を見慣れたものには一寸異に感ぜられませうが、原始文化に近い時代であつたことを考へれば、當然といふことになりませう。

次に眉庇付冑の頂邊の裝飾も、下に伏鉢、上に受鉢ありといふ特異のものであります。この受鉢の中が空であ

ることは、そして外側が金銅であつても、その内側は素銅地をなしてゐるのでありますから、何かをその受鉢の中へ盛つたことと察せられます。しかもその受鉢の縁にそつて小孔が列をなして圍繞してゐるところは、そこから垂れて鉢の周圍を、飾つたものがあつたことを想はしめられます。併し實物に於いて、その垂飾品の性質を想はしめるやうのものが附着殘存してゐたことがなく、又、埴輪にもこれを示すものがありませんから、現在のところでは、その裝飾を復原することが出来ません。房々とした毛なり絲なりをその垂飾品と考へることも可能であります。

六

さて以上で古墳時代の冑の形式についての大體の記述を終りました。

實物で見ると、桃形式冑と眉庇式冑の二種があるに過ぎませんが、埴輪にはそれ以外のものもあります。而して埴輪にあつて、實物に見られないもの多くは、皮革製のものでありますから、實物の方は土中で腐蝕し去つたのであらうと解して差支ないでせう。かくして、有機質のものを材質としたものが、實物には求め得られないとすれば、實物だけで冑の發達を論ずることは出来ません。といつて埴輪を補助材料に使ふことは出来ませんが、埴輪人物像の年代を古く遡らしめることは出来ない、尠くも古墳時代前期に比定し得るものがないのですから、今、吾々に與へられてゐる實物と埴輪とだけで、わが古代の冑の發達を論ずるのは無理であらうといふことにな

ります、併し尠くも實物だけを探つていへば、桃形式冑は、古墳時代前期の終頃には、既に整つた形のものとして現はれて居ります。横板鍔留式が、手法としては原始的でありますが、古墳の實際からいへば、堅板鍔留・三角板鍔留及びその革綴のものも、さまで時代の前後なくして現はれて居ります。併し胴巻板が略され、堅板の幅の廣くなつたものが、終頃に現はれたものであることは、既に申述しました。

眉底式冑は、古墳時代中期に盛行しました。併しこれが豪華なるものであり、裝飾要素を多分に含んだものであり、實用性の乏しいものであります。古墳時代後期にはさまで流行しなかつたらしい。當代古墳出土と目し得るものもないし、埴輪にも一例あるだけです。恐らく桃形式冑に吸収され、以て奈良時代以降の兜の形式を形成させたのであらうと思ふのであります。

本稿を草するに當り、末永雅雄君著『日本上代の甲冑』に受けたところが多い。記して深謝の意を表するものである。

(昭和十五年刀と鐵道二ノ七掲載)

古墳副葬の玉の用途に就て

一

古墳内部から発見される玉類が、死者に装はしめた服飾の具であらうといふことは、一般に認められてゐるところである。併し従來發掘された例からいつても、又自分が關係した發掘調査の結果からいつても、この古墳内部から出土する玉類の中に、死者に装はしめた服飾具とは認め難いものもあり、古墳發見の玉類の用途に對しても、一應の考慮を拂ふ必要がある。

昭和八年十月、高橋直一・相川龍雄君等と共に發掘調査した上野國多野郡平井村大字白石所在稻荷山古墳に於いて、遺骸を安置したと思惟すべき部位より離れ、その北邊、即ち枕の上に石製刀子・石製劔身及び銅製刀子柄等と共に大小百十五顆の勾玉を發見した(第一四三圖)。その中、大形の二顆を除く百十三顆は、石室の側壁をなす一の大石の下陰に雜然として積み重ねられてあり、二顆の大形勾玉のみが、枕の上に散らされた貌を以て發見さ

れたのである(本古墳には石枕がおかれてあった)。

固よりこれらの勾玉は、滑石を材としたものであり、随つて廣義の石製模造品の中に數へられべきものであらうし、かつ本遺蹟に於いては、石製刀子の類が、別に一の堆然たる積み重ねを示せるとも相似たものがあり、見るものをして直ちに兩者性質を等うする遺品たることを想はしめられた。

山城國久世郡久津川村大字平川字車塚の大前方後圓墳の石棺内に、多數(五千内外)の滑石製勾玉の類が散布されてゐたことも、既に古くから人に知られてゐるところである。而してこの散布の状態を見る時にはこの多數の勾玉が、服飾品以外の目的を以て、副葬されたらうと考へるであらう。

由來一古墳より多數の勾玉を發見することは往々ある。石製履等の出土を以て著しい山城國乙訓郡大原野村大字石見古墳からは、大形の臘石製勾玉二顆及び小形の滑石製勾玉百三十八顆を出土し、攝津國武庫郡六甲村大字高羽十善寺境内古墳より瑪瑙製勾玉四顆・碧玉岩製勾玉八顆・臘石及び滑石製勾玉八顆計二十顆を、伊賀國阿山郡府中村大字一ノ宮より瑪瑙製勾玉二顆・硬玉製勾玉一顆・臘石及び滑石製勾玉百三十一顆を、常陸國新治郡新治村大字市川字斧ヶ崎古墳より碧玉岩製勾玉一顆及び瑪瑙製勾玉三十顆を、播磨國加東郡小野町大字小野字奥よりは硬玉製勾玉二十六顆を、播磨國飾磨郡糸引村大字北原字打越山古墳よりは、碧玉岩製勾玉十二顆・瑪瑙製勾玉十五顆を出土してゐる。

固より如上の遺蹟のすべてが古墳であるかどうかは明かでないし、又古墳であるとしても、出土状態が明白でない限り、その用途について解釋を試みることは差控へべきであらうが、併し二十顆以上の勾玉を以てした頭玉

を考へることが無理である以上、頭玉以外の用途をこれに當てることは差支あるまい。而して前に述べた上野國白石稻荷山古墳又は山城國久津川車塚例の如く、その數十個一括出土の勾玉を以て、奉養の用のものとする事も考へ得られるであらう。勾玉の如き特殊形態のものを以て、奉養の用のものとする考は、一見特異なるが如きものがあるが、既に古文獻にこれを裏書するものがあり、又神社御神體及び神社關係地域から、如何にもこれが奉養の爲めに埋藏せられたが如くに思はれる状態の下に發見せられてゐる。

別ち古文獻としては、『古事記』、『日本書紀』、『古語拾遺』に記述されてゐる天岩戸の項に於いて、神に勾玉・鏡を取繋げたとあるを初見とし、『景行記』、『仲哀記』及び『筑前風土記』逸文に於いて、天皇御親征を奉迎する爲めに、同じく神に勾玉・鏡・劔を飾つたとあるし、又『神代紀』に於いて、天照大神が素戔鳴尊と御誓ひを遊ばされた時に、勾玉を噛み砕かれたとも、これを掌に握り給うたともあり、しかもそれによつてそれ／＼神子出生のことがあつたと記してゐるのは、まさしく勾玉に一種の靈威ありとしたからであらう。

勾玉を神社の御神體と齋き奉つたことも、勾玉に一種の靈威ありとしたからであらう。筑前の宗像神社の奥宮・中宮の御神體が玉であることは古くから説かれてゐる。即ち『筑前風土記』逸文に、

「宗像大神自天降、居崎門山之時、以青麩玉置奥宮之表、以八尺紫麩玉置中宮之表、以八尺鏡置邊宮之表、以此三表成神體之形、納置三宮、即隱之因曰身形郡云々」とあり、『釋日本記』卷七に、

「先師説云、胸肩神體者爲玉之由見風土記」

古墳副葬の玉の用途に就て

とある。これに對して、栗田寛先生の『古風土記逸文考證』には、

「私記曰……胸肩神者、或是五百御統、或八尺曲瓊也、然則取神明所持之物、爲其神像者、其類甚多」

として、服飾關係のものが、そのまま御神體となつたかの如くに解されてゐるが、この宗像三神は、『神代紀』の記すところに從へば、天照大神が素盞鳴尊と立誓された時、勾玉を嚙むで生れました神々であることを思ふと、勾玉に一種の靈威を感じたからといふことではなからうか。

又遠江國濱名郡新井町二宮神社・信濃國埴科郡東條村玉依比賣神社及び越後國中頸城郡斐太村神社は、それ／＼勾玉を主とする玉を御神體又は御神寶としてゐるを以て著しい。二宮神社のものは、硬玉製七・碧玉岩製一五・瑪瑙製一一五・大理石製三・臘石製一〇・滑石製一八・粘



第一四二圖 石室内 部
(上野多郡平井村高野山古蹟)

板岩製一合計二八四顆の勾玉を主とし、二十年毎の大祭に、新居の濱に於いて、これを海水にて揉み洗ふ行事があるといふ。固より『靜岡縣史』の説くが如く、玉の數には後世の増減があるが、信仰の本體は古代からあつたことであらう。又玉依比賣神社に於いては、「毎年正月七日、神寶二百餘顆の曲玉を出して年の吉凶を占ふ。之を玉占神事と云」とある『神祇志料』の記事を見ても、單なる御神寶とは見做し難い。玉に宿る神靈の力に仰ぐところがあるとしなければならぬ。

大和國石上神宮の禁足地から、勾玉・管玉・棗玉の多くを發見したことは人の知るところ、今は社寶として藏せられる勾玉は十一顆の硬玉製品に過ぎないが、發見の當時多くの散佚品のあつたことを考慮に加へると、相當數の發見のあつたことは推測に難くない。禁足地の由來については、應仁以來の兵亂によつて、神劔への冒瀆を畏怖するの餘り故意に瘞ひ埋めたとする菅政友大宮司の説を掲げつつも、一方本殿なき大神神社と類似の社制を考へられた大場磐雄君の考説に、一理あるを思ふ。而してこの禁足地發見の玉類の中には、『垂仁記』八十七年の條にある丹波國桑田村の甕襲が山獸牟士那の腹中より獲た八尺瓊勾玉を獻じたが如き場合もあらうが、神のものとして當社隸屬の玉作部が調進したものが多數あらうと思ふ。

又大和國磯城郡三輪町大字馬場山ノ神は、古社三輪神社に近接し、古代祭祀の遺蹟として著しいが、ここからは他の遺物と共に、碧玉岩・水晶等を材とした勾玉等を發見してゐる。上野國勢多郡宮城村三夜澤所在赤城神社關係の權石附近から發見した祭祀關係遺物の中に全長二寸五分四厘といふ硬玉製の大勾玉一顆が著しいし、出雲大社境内に於いて、クリス形廣鋒銅戈と伴出した硬玉製勾玉も、これを古墳副葬品とすることは出来ない。

古墳副葬の玉の用途に就て

又、今は神社境内と無関係らしく見えるが、古代の祭祀関係遺蹟かと思はれる地域から、石製模造品とか、土器とかなどに伴つて勾玉類の出土することは、祭祀遺蹟を説く報文の中に屢々記されて居り、ここに繰返す必要もない。

奈良市芝新屋町元興寺塔心礎附近に於いて、硬玉・碧玉・瑪瑙等の勾玉十顆が、多くの丸玉・捻玉・金小塊・金延板及び古銭の類と共に発見せられたのは、奈良時代に於いて地鎮の爲めに埋納したものであらうし、時代の推移に伴ふ用途の変化を考へさせられるが、意義に於いては、上古時代の風と相通するものがある。

以上に述べたところは、古墳副葬の勾玉が死者の装うた服飾品以外のものと考へられるものもあることを説かぬが爲めに過ぎないが、かかる奉賽の用も、結局神の服飾品として奉納したものであらうといふ考説も可能となるかも知れない。かの鎌倉八幡宮所藏の國寶五衣は兎も角として、熊野神宮の國寶神衣は、まさに神の御衣として奉賽せられたものである。中世の甲冑を、一種の靈威の力として尊崇する例も尠くないが、これらも、服飾関係の遺品であつたものが、神の用として奉納された爲めに起つたからとも解し得られる。

とはいへ、古墳副葬の勾玉の場合は、自からこの中世の風俗と異なるものがある。既に遺骸には頸玉が装はれて居るし、刀劍も配せられて居るに拘らず、多數の粗質の勾玉が、形を備へたに過ぎない多數の石製刀子と共に、それ／＼塊状をなして頭の上に置かれてあるのである。これを見ては、誰しもが、頸玉に装はれべきものとしてといふよりは、死者の靈に供へようとしたのであると考へさせられるのであらう。死者の靈に供へることが、除魔の爲めかどうかは明かでない。併し自分は、石製刀子に十數の型式別のあるを注意して、死者の一族知友が、

恰も今日香花を供へるが如く、石製刀子を供へたのではなからうかといふ臆断を記したことがあるが、これを勾玉の方に延用することが聽されてもよからうと思ふ。しかしその臆断は否認されてもよい、又死後の世界の頸玉の用として奉賽されたとしてもよい。尠くとも死者に装はしめた服飾具ではない、死者生前の服飾具の一ではなかつた勾玉の類が、古墳副葬品の中にあることを説き得ればよい。而してその玉には、滑石製のものが多いが、又滑石以外の質のものもあり得るであらうし、それと共に、後期古墳時代の下級者の古墳には、滑石なり臘石なりを頸玉に用ひたものがあることに鑑み、滑石製の勾玉類のすべてが奉賽の用であることを断することも避けなければならぬ。要は副葬状態に對する正しい判断の結果に俟たねばならないことを説くのである。

二

「白玉」の名は、高橋健自先生も説かれたが如く、その形が茶臼に似てゐることによるもの、管玉を長さ一分内外に裁つた形のものであり、質は臘石又は滑石のものをいふこととしてゐる。ところが、吾々がガラス製の小玉と呼んで居るものの中に、形、扁平、この白玉に近いものがあり、彼此區別を困難することが多い。纔かにその側面が外曲面をなし、恰も球形を孔の長軸に従つて上下から極度まで壓し潰したと解して白玉と區別するを普通とする。

白玉を古文獻にいふ「竹玉」であらうといふことは高橋先生の既に説かれたところ、かつこれが祭祀関係の遺

品であることは、大和三輪を始め、多くの古社境内等からその出土を見ること、及び『萬葉集』祭祀を歌ふものに、竹玉を用ふることのあるによつてこれを信じてよい。ところが、又一方、古墳からもこの白玉が発見されることが往々ある。これに對して、森本六爾君が「先輩これを葬祭用のものとなすも、余等またこれを肯定すると共に、一面頭飾其他の實際にも装用せられしこと不可能には非ずと想像す」と説かれて居るが如く、服飾品とする考説も一部にはあらうと思ふ。併しこれを肯定すべきであらうか。

既に装身具たることの歴然たる勾玉等が、装身具以外の用をなしたとする愚説が眞であるならば、逆に祭祀關係の遺品たることの歴然たる白玉が、服飾品たることも有り得るとして、古墳副葬の白玉を服飾關係の遺物とすることが可能と説くのものにも一理はある。併し既に本文に於いても、副葬の状態・位置こそその用途を決定する重要な點であるとし、勾玉にも祭祀關係のものがあるとしたのである。白玉の場合に於いても矢張りその埋葬位置を考慮して、その用途を考へる必要がある。

所謂學術的發掘調査の試みられた古墳の中で、白玉出土のものは極めて稀である。その稀例の中、播磨國飾磨郡糸引村奥山古墳に於いては、装身具として用ひられたと考へ得る場所から、千有餘の白玉の発見が傳へられてゐるが、これは質ガラス製とあり、多くの小玉に見るが如く、小丸玉が押し潰された形のもの、白玉とすべきでないことは既に述べた。

上野國佐波郡赤堀村今井所在茶白山古墳は、自分等の發掘調査したものであるが、木炭塚に於いて、遺骸を安いたところよりも東に離れて、即ち枕より稍上の位置に於いて、滑石製勾玉と共に、滑石製白玉二十五個を發

見し、明かに遺骸に装はしめたものでないことを示してゐる。又前に述べた上野國白石所在稻荷山古墳に於いては、石枕の下から、千有餘の小玉と共に、百餘の白玉が発見されて居り、これ又明かに服飾品以外の用をなしたものであるとすべきである。

しからは、結論に達する爲めには、今後なほ多くの場合を精査した結果に俟つとするも、今は暫く假説として、古墳発見の場合にも、白玉は服飾關係のものではなからうとしてよい。

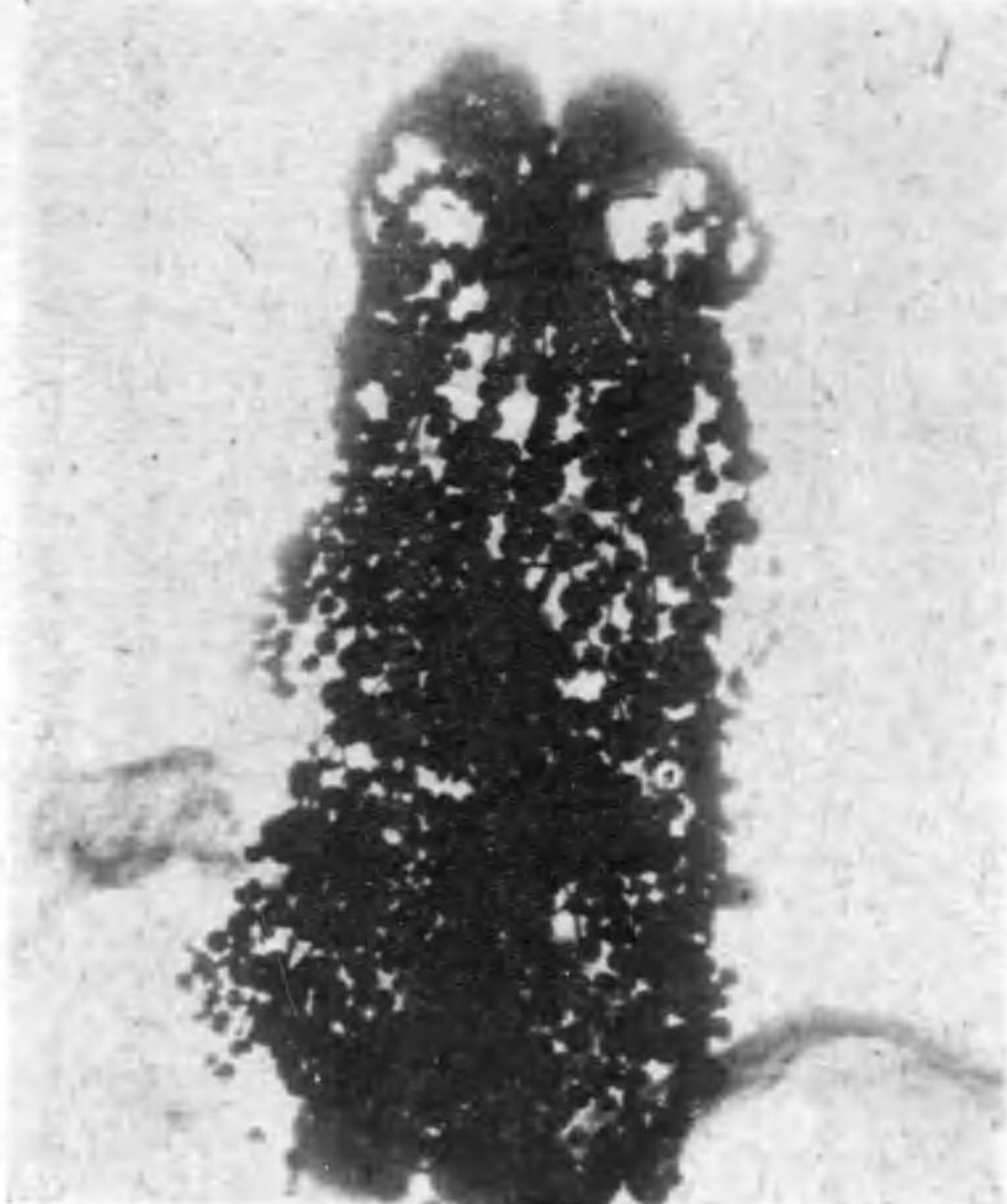
三

攝津國三島郡奈佐原村阿武山に於いて乾漆棺を有する一古墓が発見され、しかもその乾漆棺内に、今日いふ坊主枕の形状をなす絹布製の枕がおかれてあつた。ところが、その枕は破れ口から見て内部は丸玉を銀針金で緒通したものであることが知られたのであり、しかもその玉心の拵が複雑なものであることが、本遺蹟の精査を試みられた梅原末治君によつて報告されてゐる。今その大體を再述しよう。

玉は吾々の丸玉・小玉と呼ぶ形式に屬するものであり、大小二種ある。大きい方は、徑寸餘の球形をなすものがあり、瑠璃色をなす。小なる方は、草色ともいふべく、徑二三分の小玉のものを普通とするが、その中で稍大なるものは瑠璃色である。

枕の拵は、志田博士のつくられたレントゲン寫眞(第一四三圖)及び一部の破れ口より窺知し得たところによる

と、枕の長軸に従つて、大形玉七個を、孔を上下にして一列に並べ、両端に更に各二個を置き、その各々を連ね



第一三四三 玉 枕 (見物山古墳出土)

るに、小玉を集め貫いた銀の針金を以てし、これを中心として左右上下に同じく小玉を連ね貫いた針金数條を組み合せて、一種の籠形の體をなしたものであり、かくして形を成した中央で幅三寸、長さ一尺を越えたものを、幅廣の絹布五枚以上を重ねて巻き、兩端を約して枕の形をなしたものであるといふ。

枕としては、極めて特殊の拵であるを以て、梅原君は「今日の常識からも、又實用と云ふ見地からすると、以上の作りには一見解し難い點を含んでゐるが、それは實用以上に出たかか器を作ると云ふ文物の進んだ時代の一の姿とも見る可く、或は副葬品を入れることの許されなかつた一般の風潮から來た特殊の事情が、かかる隠された玉枕の作りを生じたかとも想像せられ

るのである」と説かれてゐる。

玉枕とも呼ぶべきこの種の拵のものが副葬されたのは、他に例がないし、遺蹟そのものも、古墳といふ概念に含め難いものであるが、兎に角に本例のあることによつて、實用に適し難いものを、死者埋葬に用ひたことは、梅原君の高説の如き理由によるのかも知れない。併し又一方、玉を枕とするといふことに、死者埋葬に伴ふ何かの民間信仰があつたのではなからうかといふ想像も出て來るのであり、しかもその民間信仰は、古墳時代に既にあつたのではなからうかとも想像する。それは、これも前に述べた上野國白石所在稻荷山古墳⁽³⁾での調査當時の所見から出たことである。即ち吾々が石室調査の際、遺骸の頭を安置したと想はれる石枕を除去してその下を見ると、千有餘の瑠璃色ガラス製小玉及び百餘の滑石製白玉が散布されてゐるのを發見したのである。

(一) 頸飾に用ふべきものを、既に遺骸には勾玉を親玉とする一連を懸けてあるので、補ひの意味で石枕の下に納めたのである。

(二) 頸飾か、玉鬘かに用ひたものが、緒の腐蝕後、石枕の下に落ち込んだのである。といふどちらかであらうと思ふ。一の場合の如きことが埋葬に行はれたかどうかといふことは、慎重に考へねばならぬ。又よしやかかる場合があつたとしても、これを態々石枕下に納める必要があつたかどうかとも考へなければならぬ。しかもその石枕下の玉類には、勾玉も管玉もなく、小玉千餘個の多數と共に、頸飾には不向きな白玉の一群があつたのである。

二の場合も同様に可能性が尠い。既に頸飾をなす玉類は、石枕上からかけて、恰度胸部あたりと思はれるところに、一聯をなす位置に於いて發見されてゐる。所謂玉鬘なるものもあり得るが、それが緒の腐蝕から頽れたとすれば、當然石枕の上か、石枕の左右かあるべきであり、石枕の下へ移動することはない。若し遺蹟が堅穴式石室か横穴式石室であり、しかも雨水等の浸透があつたとすれば、その水の爲めに、小玉類が偶然石枕下に流れ込んだといふこともあるかも知れない（底に小砂利を敷きその上に石枕を横へてあつたから）。しかし本遺蹟は、前期古墳に往々見る粘土槨・礫槨と堅穴式石室との合成様式の如きものであり、遺骸の上を覆うてゐた粘土の完全裝備の爲め、雨水浸透のことはないし、随つて流動して石枕下に集るといふことも考へられない。

しからば、遺骸埋葬の當時に、枕の下に小玉と白玉とを敷いたとすべく、それが何かの民間信仰によつたものと解すべきである。固よりこれに類したものが、報告されてはゐない。随つて、僅か一例を以て玉を枕の下にし、風があつたと斷することは出来ない。併し又一方、學者の計畫的發掘による例は稀少であり、九分九厘までは密掘である今日の實情に於いて、里人の注意を逸し易い小玉類の副葬位置について、精確な資料の乏しいのは當然のことといはねばならない。従來の發掘品中、その副葬位置こそ明かでないが、一古墳から數百以上の小玉が一括發掘された例がないでもない。固よりかかる例のすべてを、玉枕用とすることは出来ないが、又これを無しと否定し去ることも出来ない。要は副葬位置の調査の結果にまたねばならないが、兎も角も、古墳副葬品として數へられる小玉の類にして、服飾品以外の用途をもつたものに、かかる特殊の場合のものもあるといふことを説き得れば事が足りる。

四

器物に玉を飾つたもののあることは、既に古く高橋先生の説かれたところ、高橋先生は筑前國早良郡金武村大字羽根戸出土の裝飾付須恵器に勾玉を飾つたものを採り、玉の緒を纏いた状を摸したものであり、祭祀に用ひたものであらうとされた⁽¹⁸⁾。内地出土のものではないが、朝鮮慶州金冠塚出土の金製冠に五十七餘の硬玉製勾玉を装うたもののあるは人の知るところ⁽¹⁹⁾、又玉繩太刀の原始形と見るべき埴輪大刀に、丸玉を装うたもののあることは、既に本誌上でこれを詳述したことがある⁽²⁰⁾。

これも上野國白石所在稻荷山古墳に於いてのことであるが、前に述べた滑石製勾玉の群とは反對の位置、即ち前方部からいへば入口に當るところに、一口の劍を發見した。その邊には陪葬するだけの餘地なく、その劍を中心とするが如く副葬されてゐたのである。ところがその劍に小玉が附着し、一部には緒の殘片も残り、如何にも緒に貫いた小玉を以て飾つたものの如くに見えた。玉の數も尠く、かつ鞘の部分にこれを見たのであるから、これを以て玉繩太刀に結びつけるのは早計であらうが、尠くも玉を以て飾つた刀劍遺品の例とすることは出来る。かくして、勾玉や丸玉・小玉の類には、身體裝飾品以外に、器物を飾つたものもあるとせねばならぬ。

五

古墳副葬の玉類に、祭祀用のものがあり、又器物を飾つたものがあるとしても、玉類全體の用から見れば、特殊用途のものといふべく、本來は装身具たるを旨としたことは言ふ迄もない。

身體の如何なる部分を飾るに、玉類を用ひたかといふことについては、既に高橋博士が、高著『鏡と劍と玉』に於いて古文獻と埴輪人物像とに資料を求めて、頸玉が主をなすものであらうし、玉鬘・耳玉・釧(管玉)・足玉の類もあるとされた。ただ高橋博士の採られた埴輪人物像の例を以てすれば、丸玉のみを用ひた頸玉が多く、これに勾玉を加へたものを一二數へ得るに過ぎない。しかるに、遺物に於いては、丸玉・勾玉以外に、管玉・切子玉・平玉・棗玉・山梔玉・算盤玉等を數へることが出来るといふ事實の不一致に一段の考察を必要とする。

固より埴輪の表現は極めて大まかであり、管玉と玉の緒とは、これが表現を別にし難く、又切子玉以下のものは、丸玉と混同し易いといふことも考へ得られるが、埴輪の實際について見るに、丸玉を現はしてゐるとするものは、幅よりも長さの方が短く、如何に小異をすてて大同を探るにしても切子玉等の歪形表現と見ることの出来ないものが主を占めてゐる。随つて、裝飾様式の大要を推知することは出来るにしても、玉の各種類のものが、如何なる様式によつて装はれたかを推知する資料としては、埴輪人物像に多くを求めることは出来ない。矢張り墳墓内部に於いて、その副葬状態が最初からの状態、即ち處女状態を保つてゐたものについて、考察を試みなければならぬ。

ればならない。併し今日迄に發掘せられた各地の古墳の中、専門學者の發掘調査したものに於いてすら、所要の玉類出土状態を綿密精確に圖示し、以て頸玉及び他の場所の装身様式を、心安んじて復原し得るものは稀有といはねばならぬ。これを以て、吾々は次善につき、略々装身の位置を知り、しかも遺物の散佚したらしい懸念のないものを採つて、以てその様式の大體を推定して見よう。

今、地方の順序について、瞥見を試みる。

山城國乙訓郡乙訓村大字長法寺小字南原所在古墳^① 前期に屬する大前方後圓墳であるし、梅原末治君の調査せられたものである。

出土玉類は硬玉製勾玉六顆・管玉十九個・ガラス製小玉二百八十七個を數へ得るが、その中、勾玉六顆と若干の管玉・小玉は頸玉の位置に點在し、他の多數の小玉及び管玉、殊に小玉は遺骸の安かれてあつたと思はれる邊に、廣く散在してゐたといふ。随つて六顆の勾玉と、若干の管玉・小玉とが一聯、以て頸玉をなしてゐたことになる。併し勾玉の一々の位置は不規則であり、殊にその中の一顆は、頸玉としての位置を離れ、東壁に近い砂利の上にあつたといふのであるから、若しこれらが頸玉一聯をなしたものとすれば、埋葬の際に、故意か又は偶然かの理由によつて、早くも玉の緒が切れて、一聯の形を失つたものとせねばならぬ。

併し兎も角も、一聯の頸玉があつたとすれば、硬玉製勾玉は、偶數をなしてゐるから、左右各三個の副玉となり、親玉の位置に管玉若くは小玉をおき、その外に管玉・小玉を連ねたもの(管玉・小玉の數は不明)を想像し得られる。なほ管玉・小玉の數が明かでないから、頸玉は埴輪人物像に見る如く頸の周邊を緊着して繞るものである。

か（これを頸巻式と假に呼ぶ）又は胸邊にまで垂下した様式（これを垂繫式と假稱する）のものであるかは明かでない。近江國蒲生郡安土村宇宮津所在瓢箪山古墳⁽²⁷⁾ これも前期古墳と目すべきもの、その發掘調査をされた梅原君は「腐朽の物質等こそ失はれたが、後世の攪亂を受くる事」がないとされて居り、余のいふ副葬品として處女状態を保つてゐる一例となし得るものである。而して本古墳は、墳丘の規模も雄大、副葬品も鏡・石製品等豊富にあつたが、玉類としては、管玉約二十三個の發見を見たのみであり、勾玉・丸玉の類の伴出を見なかつた。この約二十三個の管玉は、頸骨のあつたところから、胸部あたりと思はれる邊にまで混在してゐたとあるから、一聯をなし、所謂垂繫式の頸玉に用ひられてゐたものと推定し得られる。

管玉は碧玉岩製、断面の太いものと、稍細いものと二群に分け得べく、太い方の数は十四個、長さ一寸から一寸三分位、細い方の長さも似たものと思はれるから、一聯の長さ二尺三四寸のものとなる。大古墳の主の装身具としては、餘りにも簡單のものといつてよい。

梅原君は、本古墳の主を男性と推定されてゐる。

近江國高島郡水尾村宇鴨所在稻荷山古墳⁽²⁸⁾ 學者の手によつて發掘調査されたものではないが、副葬品が遺物の混亂を起し難い石棺内にあつたし、多數數立會の下に調査せられたのであるから、地方人の調査手記にも信用し得るものがある。

而してその調査手記によれば、玉類は一括して、遺骸の胸部邊といふよりも寧ろ頭の上にあつたらしいので、これがすべてを頸玉とするのは無理かも知れないが、頭上といふことに重きをおいて、假りに頸玉の類として見よう。

發見の玉類は水晶製切子玉二十八個・玉髓製切子玉十四個・琥珀製棗玉十二個計五十四個だけで、勾玉・管玉・丸玉の類を缺いてゐる。その各々についていへば、長さに不同があるが、平均五分強とすると、一聯約二尺六七寸の頸玉を成形し得るし、水晶・玉髓・琥珀各々が偶數をなすので、左右同様聯貫の垂繫式のもの考へてよい。白色透明の水晶、飴色半透明の玉髓、赤褐色の琥珀を交互に並べた頸玉は美しい色の取合せである。本古墳は古墳時代中期末か、後期始めに比定さるべきもの、而して副葬品の種類から見ても、男子を葬つたものとすべきである。

河内國南河内郡小山村大字津堂所在城山古墳⁽²⁹⁾ 中期に比すべきものであらう。本古墳も學者によつて發掘調査されたものではないし、遺骸を藏めた石棺内部の處女状態をも明かにし難いが、諸般の事情から見ても、尠くも石棺内出土遺物の種類及び數には、副葬當時の状態が保たれてゐたらうと推定すると、頸玉に用ひられたと思はれる玉類には、硬玉製勾玉三顆、碧玉岩製管玉二十二個及び硬玉製棗玉一個とを數へることが出来る。而して三顆の勾玉の中、一は長さ九分内外、丁字頭の裝飾あるものであり、他は長さ七分八厘のものであるから、その丁字頭あるものが親玉をなし、他の二個が副玉であつたことは想像に難くない。管玉二十二個とあつて偶數をなしてゐるから、左右各十一個とならう。棗玉が一個といふのが、最初からの數であるとすれば、「うなじ」に當るところにでも着装したものであらうか。かくして、本例に於いては、丸玉・切子玉等の普通品を缺くし、組合せによる多彩の美を求めるとも出来ない。

遠江國磐田郡御厨村大字新貝所在松林山古墳 前期古墳の一例となし得るものである。副葬品の配置状態から見て、頸玉の位置に於いて、硬玉製勾玉二顆と碧玉岩製管玉二十九個とが發見され、更に、頭の上近く、布帛の腐蝕物らしきものの堆積の中に、碧玉岩製管玉五十個が一塊となつてゐた。

本古墳石室に於いては、遺物の二次的轉位は殆んどなかつたらしい。ただ頸玉の場合は遺骸を中心とすれば、その左右に分れて群在してゐたのであるから、副葬に際して、一の民間信仰から、故意に玉の緒を斷ち切るやうなことがあつたのか、又は遺骸の腐朽以前、早くも玉の緒が朽ちて、遺骸の左右に玉が分れて落ちたかの何れかの場合を考へ得られる。併し兎も角も、玉の數に變化がないことは確實と思ふので、これによつて頸玉を復原すると、硬玉製勾玉は二顆であるから、左右の副玉をなすのであり、管玉は二十九個といふ奇數であるから、その中の一個が、勾玉二顆の間におかれ、残りが左右十四個連つて一聯をなしたことになる。管玉は長さ四分内外のものであるから、そのすべてを連接すると、一尺二寸内外となり、これに勾玉二顆を加へても、垂繫式の頸玉には、長さが足りない。併し副葬の位置からいふと、管玉が勾玉附近にのみあり、「うなじ」の方に及んでゐないから、矢張り長さ二尺五六寸の管玉を考へ、「うなじ」に當る邊は、緒のみであつたと想像する方がよい。

さてこれで、本古墳に於ける頸玉の形式を復原することが出来たが、ここに問題となるのは、この頸玉群と共に、所謂琴柱形石製品一個が發見され、如何にもこれが頸玉の一聯子をなしてゐたが如き状態をなしてゐたことである。

琴柱形石製品の名の下にある石製品のすべてが、同一性質のものであるか、否かが既に疑問であるが、假りに

これを同一性質のものとしても、その用途については、未だ定説がない。しかも、その形から見ても、その用途を推知することも出来ない。併し多くの石製品が、最初は實用の具であり、それが漸次實用を超越した形にまで形式化してゐることに徴して、この琴柱形石製品も最初は實用品であつたらうとしてもよい。而して本古墳の場合には、この琴柱形石製品の副葬位置の明確にされた唯一の例であるし、かつ遺物そのものは形式化の著しくないのである。

併し本古墳の報告書に於いても述べたことであるが、この琴柱形石製品は、垂懸に甚だ不都合な拵であり、副葬用のものならばいざ知らず、生前、これを装うた頸玉をかけて、動きまはると、直ちに脱落する懼れがある。しかも前に述べた如く、管玉の數が奇數であり、親玉の位置にその一個の装ひを考へねばならないから、今はこの琴柱形石製品に、多分の未練をつなぎつつも、頸玉の一聯子とすることを否認しなければならぬ。

なほ装身具として遺骸に装はれたとは思はれない位置から、管玉五十個といふ何かの定數を意味するかの如き一括が、布帛につつまれた貌を以て副葬されてゐたことを如何に解すべきであらうか。固より管玉のみの頸玉もあり得たのであるから、これをも死者生前に用ひてゐたものとし、遺骸に装はれてゐたのを所謂晴れの用とし、この取外しておいたのを襲の用のものと想像することも出来よう。この五十個一括の方が、長さも長く、又より太くもあり、如何にも平常用といつても差支ないものである。

武藏國都筑郡中里村市ヶ尾所在横穴 石野瑛君等の發掘調査せられたもの、後期に於ける好例とすることが出来る。第六號横穴に於いては、齒の附近に於いて琥珀製管玉二・碧玉岩製管玉一個・碧玉岩製平玉一・綠色ガラ

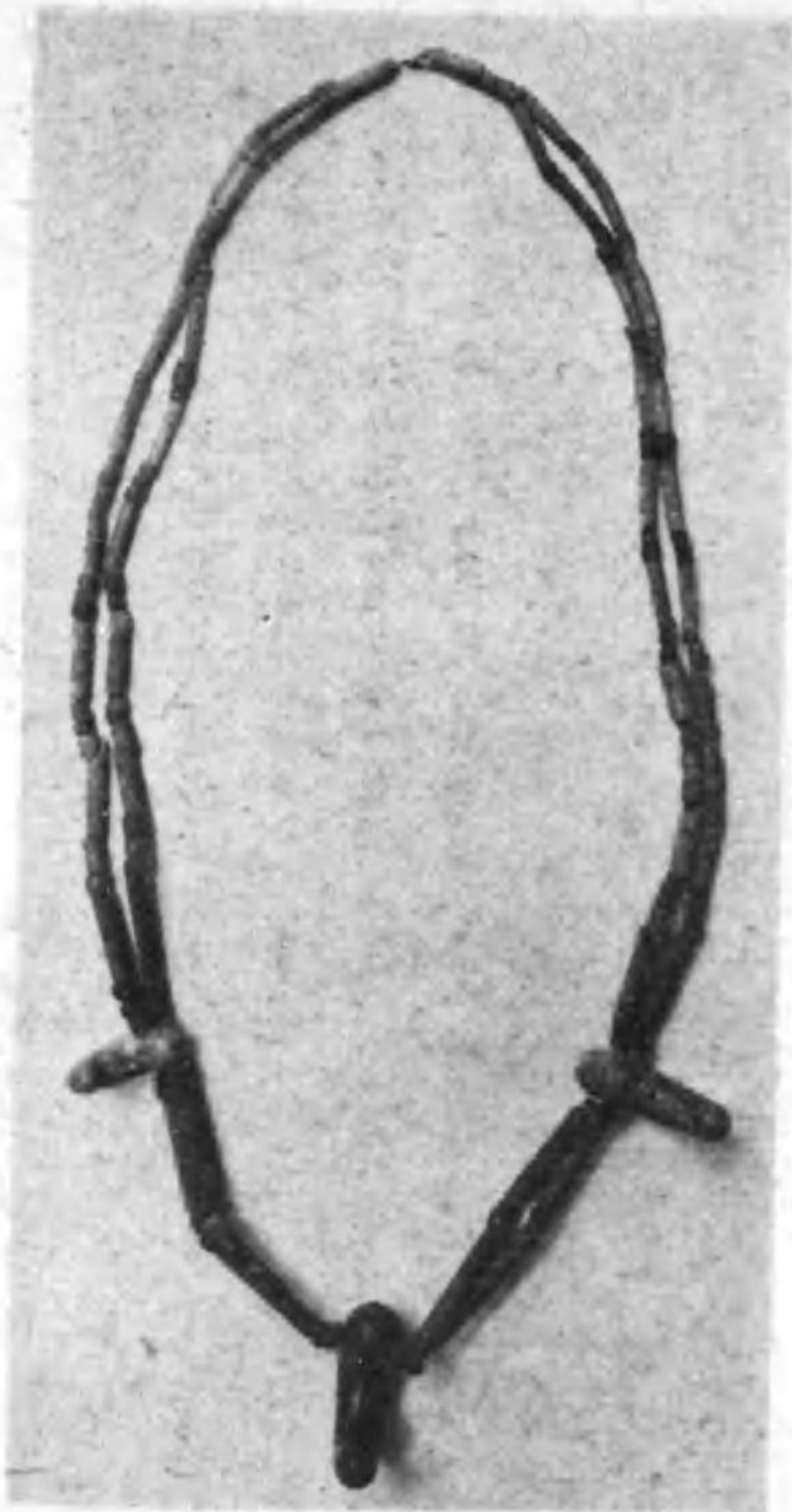
ス製丸玉（報告書には單に「玉」とあり）三個・碧色ガラス製丸玉（同前）四個・瑠璃色ガラス製（推定、報告書には色・質の記載なく、單に「小玉」とあり）小玉三十餘個・黄色ガラス製小玉一個を、第十號横穴に於いて、水晶製切子玉九個及び小玉三十餘個、第十二號横穴より丸玉五個、小玉約二百餘個、第十五號横穴より碧玉岩製勾玉二顆・瑠璃製勾玉十一顆・小玉三十餘個を發見したといふ。數に奇數のあるのは、果して最初からのことであるか、又小玉が二百餘個の場合、玉の緒が二條であつたか、又は二條以上であつたかは、配置状態の精密調査圖のない限りは、これを確めることが出来ないが、兎に角、丸玉のみの頸玉、勾玉十三顆の頸玉等、この横穴と年代の近い埴輪人物像に見るものに類似せるもののあるのは面白い。

信濃國北佐久郡五郎兵衛新田村土合所在古墳 小圓墳、横口式石室を有するものであり、副葬品から見ても、これを後期のものとすべきである。學術的發掘のものではないが、埋土による混亂もなく、遺物には比較的よく注意されたいので、これを採つて見ると、胸部近くにあつた玉類は、瑠璃製勾玉四個・管玉（碧玉岩製であらう）二個・水晶製切子玉三個及び小玉若干（ガラス製であらう）とある。奇數をなすのは切子玉であるから、その一が親玉の位置におかれ、その左右に勾玉各二個、切子玉及び管玉各一個が副玉となり、小玉が間玉となつてゐたと想像するが、その順序は明かでない。

上野國多野郡平井村大字白石所在稻荷山古墳 本論文で、既に數回引合に出した古墳であるが、前期末又は中期に比定すべきもの、東郷・西郷と並葬されて居り、自分は前者の主を男子、後者を女子のものとしてゐる。東郷の方は、地方民の發掘したものであるから、副葬の位置は明かでないが、後者の方は、自分の指揮の下に發掘

したものであり、殊に頸玉の部分は、直接自分の手で、綿密に調査したもので、幸に頸玉の様式を復原することが出来た。そこで西郷の方から述べよう。

西郷に於ける頸玉の親玉及び左右の副玉をなしたのは、碧玉岩製勾玉であり、その中、親玉の位置にあつたもの



玉類 圖四四一第
（土出墳古山稻荷野上）

のは、長さは四三耗あつて、三個の中での最大をなしてゐるが、形も整はず、丁字頭裝飾もないのに、向つて右側の副玉をなしたのは、長さは四〇・五耗あつて親玉に次ぐ大きさであり、形も整ひ、丁字頭裝飾もある。勾玉

の間玉をなしたのは、碧玉岩製管玉と瑠璃色の小玉とであり、自分はその副葬状態から見て、管玉・小玉を貫く緒は二條と推定した。固より積極的證左がある譯ではないが、二條の玉飾りは埴輪人物像の頸玉にも稀に見るところでもあるから、これは許され得る推定かと思ふ。かくして圖（第一四四圖）の如き頸玉につくつて見たのであ

る。

本例に於いても、管玉・小玉の類の位置は、多少の散亂状態を示して居り、これを遺骸に装はせたままに埋葬した相とすることが出来ない。而して本古墳の場合には、遺骸の上に直接に粘土が覆うてゐたのであるから、この散亂が遺骸朽失後に起つたものとする事は出来ない。埋葬の際に、故意に玉の緒を切り離したらうと推定しよう。

東郷の方は、碧玉岩製勾玉が一顆・ガラス製管玉一箇・ガラス製切子玉二個・碧玉岩製管玉九個・碧玉岩製算盤玉百二十五個を出土してゐる。村民多數の發掘故、隠匿はなからうが、本古墳の如く、遺骸の上に粘土を覆うたものに於いては、その覆土の中へ紛れこむ危険性は伴ふ。勾玉の一顆は、これを親玉と考へれば差支ないが、ガラス製六角方壱形ともいふべき特殊のものが一個、管玉の九個、丸玉の代りをしたと思はれる碧玉岩製算盤玉の百二十五個といふが如き奇數出土、殊に六角方壱形のガラス製管玉の一個出土の事實に疑念を抱かせられる。併し全數で、長さ二尺六寸一聯の頸玉が考へ得られる。

下野國足利市大字助戸字西畑所在十二天塚²⁴ 後期古墳の一例としてよい。學者の發掘調査にかかるものでもなく、石棺内發見のものでもないが、現地には丸山瓦全氏が居住されて居り、かつ發掘直後に高橋健自先生が實査されたのであるから、遺物の出土状態こそ明かでないにしても、その數・種類には散佚がなかつたと假定して玉類を見ると、瑪瑙製勾玉一顆・碧玉岩製管玉六個・瑠璃色ガラス製小玉八個とある。随つて勾玉が親玉をなし、その左右に三個づつの管玉を繋ぎ、間玉に小玉を用ひたものとする、長さ一尺以上の一聯を想定することが困

難となり、随つて貧弱な頸卷式のもの想定させられる。高さ十八尺もあつた古墳であり、鏡が三面に多くの馬具を出土した古墳の主のものとしては、少し物足りない感のある頸玉である。

越前國遠敷郡瓜生村大字脇袋字野口所在西塚²⁵ 中期又は後期初の前方後圓墳である。地方民の發掘にかかるものであり、遺物の種類及び數に散佚なきを保し難いが、古墳に關する地方民特殊の尊崇に鑑み、「うぶ」に近いものとする。玉類は、長さ一寸八分・丁字頭裝飾の硬玉製勾玉一顆、碧玉岩製管玉十二個(長一寸より六分)、青玉岩製(碧玉岩であらうか)管玉三十個(長五分内外)以上とあるから、これで勾玉を親玉とする頸玉一連を考へることが出来る。

加賀國江沼郡勅使村字二子塚所在狐塚²⁶ 中期の前方後圓墳とすべく、内部は一種の組合式石室であり、上田三平氏が發掘直後實査されたのであるから、資料となすことが出来る。遺骸は壯年の男子と見るべく、四顆の硬玉製勾玉、二顆の瑪瑙製勾玉、三十五個の碧玉岩製管玉及び二十個のガラス製管玉は、共に遺骸の頸部附近から發見されたところから、その配列状態が明かでないとしても、一應これを以て、一聯の頸玉を想定して差支ない。

勾玉の中、硬玉製四顆のものは、略々同大であり(一個稍々大きいものがある)、かつ丁字頭裝飾もない。瑪瑙製二顆の方は、形も整つたものであり、かつ大きくもあるが、共にその數が偶數であるから、親玉に用ひられずすべてが副玉となつてゐたと思ふ。管玉は長くして細形のもの二十個、稍々太くして短いもの中、十五個が碧玉岩製であり、ガラス製瑠璃色の二十個とあるから、太い碧玉岩製一個を親玉の位置に置き、その左右に副玉として勾玉を配し、左右へ勾玉・管玉と分けて行く、長さ二尺以上の頸玉を想定することが出来るし、硬玉の青緑

(今は白味がかつてゐる)碧玉の碧、瑪瑙の赤褐、ガラスの瑠璃色と多彩美しいものとなる。

越後國中頸城郡菅原村大字岡野區字諏訪 自分のいふ横穴式石室と竪穴式石室との併合様式のもの、後期に於ける地方的中位(その地方での中位)の古墳例である。發掘に際し、齋藤秀平氏の立會ありしもの、しかも玉類は石室の中央西側に、縦六寸・横九寸の長方形輪廓に六個の石を以て石圍ひをしその上に蓋石をしてあつたところに納めてあつたといふことであるから(齋藤氏はこれ菅原古墳群の何れの古墳もが有する特徴としてゐる)、頸玉に用ひられてあつたかどうかといふことには、何等積極的證左がないが、その發見された遺物の種類及び數によつて、一の頸玉を復原することは出来る。何か特殊の地方的習慣によつて、頸玉を特に納める構設をしたのではあるまいか。遺物としては、水晶製勾玉一顆・水晶製切子玉七個・琥珀製切子玉一個・碧玉岩製管玉二個・ガラス製瑠璃色丸玉六個・ガラス製小玉八十六個を數へ得るので、勾玉を親玉とし、一聯長二尺餘のものをつくり得るのである。而して切子玉は水晶製のもののみでは五個で奇數となるが、琥珀製のもの、棗玉の形をとらず、六稜形をなし、形も切手玉に近いので、水晶製のものと同對をなして用ひられたとすればよい。

丹後國與謝郡桑飼村大字明石作り山古墳 前方部が短くかつ著しく低い前方後圓墳であり、内部に組合石棺を有するもの、前期末又は中期のものとしてよい。本古墳の調査には、西田博士等が立會はれたのであり、石棺内の遺物であつたから、その副葬位置も明かであり、數にも散佚がなかつたらう。

即ち頭蓋骨の下邊に沿うて小玉を主とした多量の玉類があり、その左右兩側に互つて管玉類が多く、東方には一個の勾玉を混じて、之等の上にその被葬者の佩した頸玉たるの原形を推し得るものがあつたし、なほ遺骸の頭

部上に、管玉數個と碧玉岩製勾玉一個があつたといふ。今、當時發見のものとされてゐる管玉は三十五個、これが稍々太形にして長目のものが十八個、細形のもの十七個となるが、その二種類のものの出土位置を明かにしない。今、他所出土の頸玉形成の管玉を見るに、大小長短を區々として居るし、かつ本例に於いて、頭部上から出土の管玉は、數個とあるから、頸玉をなしたものに、この二様式のもの混じてゐたかも知れない。小玉は濃い水色のもの約五百個とあり、この小玉だけを連続しても、長さ六尺四寸になるので、小玉だけは三四重のものとしなければならぬ。或は勾玉を親玉とし、緒を三重位にし、管玉數個に小玉を連ねたものとなるかも知れないし、又小玉は頭蓋骨下に及んでゐるので、小玉の多數は前に述べた上野國白石稻荷山古墳例の如き枕下に散り敷いたものかも知れない。併しいづれも推定であり、これ以上に考へを進めるには、もう少し精密な遺物配置圖を必要とする。

播磨國飾磨郡糸引村奥山所在古墳 長徑五十尺、高さ約一丈の圓墳であり、内部構造及び副葬品から見て、中期に比定し得るもの、その發掘調査は縣史蹟調査囑託の武藤君が主任してゐられるのでこれを一の資料とする。遺骨を検出することは出来なかつたが、副葬品配置の状態から見て、管玉・丸玉等から成る頸玉、丸玉を以てした手玉(右手のもののみ)及び足玉の装ひがあつたものと思はれる。

頸玉をなすものは碧玉岩製管玉五個とガラス製瑠璃色小玉(徑二分位)七十二個らしく(小玉の數千餘とあるが、これの發見位置が明かでない)一聯の長さは推定し難いが、兎も角勾玉を缺くものであり、管玉五個の中の一個が、親玉の位置におかれたものと思ふ。

手玉をなす丸玉一群の発見は珍しい。その位置からいへば、右腕のもののみであるが、報告書掲載圖には黄色玉と註記あり、本文遺物の項に黄色小玉徑一分大のもの二百七十五個とあるをこれとすれば、一聯二尺五六寸の長さのものとなる。腕を纏くとすれば、一纏約八寸の長さとして、三纏又は四纏の手玉即ち玉釧を考へることが出来る。埴輪人物像に二纏き又は三纏きの玉釧を纏くものを見るのであるから、實物に三纏き又は四纏きものがあつても差支なからう。

「足玉」の名は『仁徳記』四十年の條に出てゐる。而してこの『仁徳記』によれば、足玉は雌鳥皇女が装うて居るものであり、かつ「皇后奏言雌鳥皇女定當重罪、然其殺之日不欲露皇女身、乃因勅雄師等、莫取皇女所賣之足玉手玉」とあるを見れば、高橋先生が「鏡と釧と玉」に説かれるが如き男子が禪の上に纏いた脚結ではなく、裳を纏く女子も施したものであり、脚に直接した裝身具であり、随つて埴輪人物像にこれを見ることが出来ないであらう。この奥山古墳の場合は、頸から四尺内外のところに百五個の瑠璃色ガラス製丸玉(徑三分位)があつたといふのであるから、これを双脚に纏いたものとして、片脚五十二三個、一聯一尺五六寸となるから、一纏き六寸位の長さとし、二重又は三重の足玉を復原し得られる。

肥前國南高來郡三會村景化園跡發見甕棺 狹鋒銅銚二口が棺外から、硬玉製勾玉一顆及び碧玉岩製管玉十五個が棺内から發見されたといふ。學者の發掘したものではないから、管玉の數に精確を期し難いが、原始古墳時代の頸玉の一例として記録されるべきものである。勾玉は、横孔の外に縦孔のあるもの、親玉として用ひられたことに疑はなからう。管玉は、長さ三分から一分八厘に互るものであるから、一聯の長さ四寸を出ない短いもの、頸卷

式を考へざるを得ない。

日向國東臼杵郡東海村七曲古墳 圓墳であり、内部に二個の粘土槌があつた。その一を鳥居博士は發掘調査されたのであるが、頸玉の位置から硬玉製勾玉大小二顆・碧玉岩製管玉十三個及び瑠璃色ガラス製丸玉三個を發見されたといふ(他に副葬品はない)。而して鳥居博士は、勾玉の稍大形の親玉とし、他の一つを向つて右の副玉に推定されてゐるが、管玉が十三個といふ奇數をなすのであるから、矢張りその中の一を親玉の位置におき、勾玉はその左右にあつたとする方がよいかと思ふ。丸玉が三個とあるが、丸玉の類は餘程細心の發掘に於いても、注意から逸し易いもの、恐らく四個あつたものではあるまいか。

日向國(東臼杵郡)延岡市大字恒富村字小野 これも鳥居博士の發掘調査せられたもの、圓墳・舟形石棺遺蹟でもあるから、副葬位置及び遺物の數は比較的に正しい。頸玉の位置に於いて、ガラス製小玉一千一個、内黄色一・乳色七・瑠璃色二五二・淺黄色一〇一・綠色五七五・赤色五六と多彩美しいものがあつたといふ。小玉のみの頸玉であり、一千一個とすれば、一聯十尺に近いものであるから、これを五條以上のものとしなければならぬ。それで、これを頸玉を二聯かけたとするか、又はその中で、瑠璃色や綠色のもの多數は、枕下に敷かれたものかも知れないとする。

日向國東臼杵郡南方村字吉野所在古墳 直徑二十尺・高さ四尺二寸の圓墳といふから、先づその地方でも小規模に屬する方であらう。内部には粗製組合石棺があるし、副葬品も劍一口と鐵鏃一括だけとあつて、貧弱さは古墳の形狀に釣合つてゐる。先づ後期のものとしてよからう。頸玉はガラス製薄紫色小玉六十個許りとあるから、

所謂プロ級の頸玉についての概念を得るであらう。

日向國東臼杵郡南方村大字南方字天下⁽⁴⁰⁾ 柄鏡塚であり、内部に粘土椀があつた。これも鳥居博士の調査にかか
るもの、中期と比定してよからう。玉類は頸玉をなす硬玉製勾玉三顆と碧玉岩製管玉二十三個（一個遺佚したので
はなからうか）だけである。

日向國東臼杵郡南方村大字上の原翁塚⁽⁴¹⁾ 圓墳内部は組合石棺、鳥居博士の發掘調査せられたもの、頸玉は勾玉
一顆・瑪瑙製管玉三個・ガラス製（深緑・淺緑・淺紫）小玉百數十個から成つてゐる。石棺内のものであるから、遺
物が遺佚する懼れは尠いとす、管玉三個を「うぶ」の數とすると、奇數になるが、本古墳出土のものは瑪瑙製と
いふ特殊のものであり、かつ三個の中、一個が長く、他の二個を併せた長さのものとなるので、三個は即ち二個
に當るものとし、親玉の傍玉にこれをあててもよからう。古墳は後期のものとする。

日向國東臼杵郡細島町伊勢ヶ濱古墳⁽⁴²⁾ 小圓墳にして横穴式石室あるもの、頸玉をなすものは勾玉三顆（寫眞で
は三顆）・管玉二個・水晶製切子玉十五個（寫眞では眞不明、兼玉に近いもの一個を更に加ふ）ガラス製丸玉小玉合せて
五十個となつてゐるし、なほ硬玉製玉（形は石器時代に近きもの）三個ある。散佚したものがあつかうかは、明確
でないが、親玉は勾玉（挿圖版の寫眞の如きものであるならば、兼玉をこれに代へる）副玉も勾玉となり、管玉・切子
玉（奇數故、或は硬玉製玉三個をこれに代へて偶數としてもよい）及び丸玉・小玉を以て一聯二尺内外の長さの頸玉を考
へてもよい。古墳は後期のものであらう。

日向國東臼杵郡南方村大字大貫横穴⁽⁴³⁾ 鳥居博士の發掘調査せられたもの、横穴に葬られたものの頸玉として注

意さるべきである。碧玉岩製管玉十二個・ガラス製小玉二個といふ貧弱のものである。

六

さて以上二十六例について見た。從來發掘された古墳の數に比較すればその數尠く、九牛の一毛に過ぎないが、
種々の様式のものがあり、しかも時代色をも示してゐる。今、先づこれを推定時代別に表示して見よう。

原始時代及び古墳時代前期

- 山城國乙訓村例 硬玉勾玉六・碧玉管玉及び瑪瑙色小玉若干（頸玉）
- 近江國瓢箪山例 碧玉管玉二十三（男子の頸玉か）
- 遠江國松林山例 硬玉勾玉二・碧玉管玉二十九（頸玉）、なほ碧玉管玉五十個一括（頸玉？）のものあり。
- 肥前國三會村例 硬玉勾玉一・碧玉管玉十五（頸玉であらう）

古墳時代中期前後

- 近江國稻荷山例 水晶切子玉二十八・玉髓切子玉十四・琥珀兼玉十二（頸玉）
- 河内國城山古墳例 硬玉勾玉三・碧玉二十二・硬玉兼玉一（頸玉）

古墳副葬の玉の用途に就て

- 上野國稻荷山古墳例
- 越前國西塚例
- 加賀國狐塚例
- 丹後國作山古墳例
- 播磨國奥山古墳例
- 日向國七曲古墳例
- 日向國小野古墳例
- 日向國天下古墳例

(東郷)碧玉勾玉一・ガラス管玉一・碧玉管玉九・ガラス切子玉二・碧玉管玉百二十五(男子)
 (西郷)碧玉勾玉三・碧玉管玉四八・ガラス小玉一三二(類玉)
 硬玉勾玉一・碧玉管玉四十二(類玉)
 硬玉勾玉四・瑪瑙勾玉二・碧玉管玉三十五・ガラス管玉二十(類玉)
 碧玉勾玉一・碧玉管玉若干及び多數小玉(類玉)、外に碧玉勾玉一及び碧玉管玉若干のもの一括(類玉であらう)
 碧玉管玉五・ガラス瑪瑙色小玉七十二(類玉)・ガラス黄色小玉二百七十五(手玉)・ガラス瑪瑙色小玉百五(足玉)
 硬玉勾玉二・碧玉管玉十三・ガラス瑪瑙色丸玉三(類玉)
 ガラス小玉(黄色一・乳色七・瑪瑙色二百五十二・淺黄色百一・綠色五百七十五・赤色六十五)(類玉)
 硬玉勾玉三・碧玉管玉二十三(類玉)

古墳時代後期のもの

- 武藏國市ヶ尾横穴第六號例
- 武藏國市ヶ尾横穴第十號例
- 武藏國市ヶ尾横穴第十二號例
- 武藏國市ヶ尾横穴第十五號例
- 信濃國五郎兵衛新田村例
- 下野國西畑古墳例

琥珀管玉二・碧玉管玉一・碧玉平玉一・綠色ガラス丸玉三・碧色ガラス丸玉四・瑪瑙色ガラス小玉三十餘・黄色ガラス小玉一(類玉)
 水晶切子玉九・小玉三十餘(類玉)
 丸玉五・小玉約二百餘(類玉)
 碧玉勾玉二・瑪瑙勾玉十一・小玉三十餘(類玉)
 瑪瑙勾玉四・碧玉管玉二・水晶切子玉三及び小玉若干(類玉)
 瑪瑙勾玉一・碧玉管玉六・瑪瑙色ガラス小玉八(類玉であらう)

- 越後國菅原古墳例
- 日向國吉野古墳例
- 日向國希塚例
- 日向國伊勢ヶ濱古墳例
- 日向國大貫横穴例

水晶勾玉一・水晶切子玉七・琥珀切子玉一・碧玉管玉二・ガラス瑪瑙色丸玉及び小玉九十二(類玉であらう)
 ガラス薄紫色小玉六十許(類玉)
 勾玉一・瑪瑙管玉三・ガラス(深緑・淺綠・淺紫)小玉百數十(類玉)
 勾玉二・管玉二・紫玉一・水晶切子玉十五・ガラス丸玉小玉五十及び硬玉三(類玉)
 碧玉管玉十二・ガラス小玉二(類玉)

即ち原始古墳時代及び前期古墳時代のもは、山城國乙訓村例の如く、小玉を加へるものもあるが、多彩色でなく、青一色系統のものといふてよいし、中期以降漸く多彩の變化豊かなものとなつて来る。玉質に於いても、前期迄は硬玉・碧玉等が主を占めてゐたが、中期以降、水晶・瑪瑙・琥珀の類がこれに加つて居り、硬玉は寧ろ數を減じてゐる。ガラス製のものは、前期に既に行はれてゐるが、その技術の進歩を物語る多彩は、中期以降のことである。

なほ出土状態の明かならざる爲めに、資料に採らなかつたものをも加へると、上野國佐波郡玉村大字角淵所在大圓墳の如く、前期に比定し得るものに、琥珀製勾玉の出土を見ることもあるが、大體に見て勾玉に於いて蛇紋岩・ガラス・金銅・銀銅、管玉に於いて水晶・鐵石英・珉瑯、切子玉に於いて瑪瑙・蠟石・埋木、紫玉に於いて水晶・珉瑯・ガラス・埋木、丸玉及び小玉に於いて碧玉・水晶・金銅・銀銅・蛇紋岩等のものは、概ね中期又は後期の古墳出土のものである。又ガラスに於いても、多彩が後出のものであると共に、ガラス製造技術上より見て一段の進歩を物語る象嵌細工によるものは、蜻蛉玉にせよ、又雁木玉にせよ、いづれもこれを中期以降のもの

とすべきである。

又、玉の形態についていふも、前期に於いては勾玉・管玉が専ら行はれ、丸玉を加へ得るに過ぎない、切子玉・蜜柑玉・山梔玉・平玉の類は、中期以降に入つて漸くその用を見るに至つたのである。

随つて頸玉を形成するに當ても、前期に於いては勾玉を三個以上用ひたものは稀なるべく、かの埴輪人物像に見る如く、勾玉を七八個以上も連繫するものは後期に入つて始めて確例を見るべく、かの木内石亭の『曲玉問答』又は伴信友の『神名帳考證』に載すところの『對馬國住吉神社曲玉圖』の如きものは、實例にこれを求むべくもない。併しそれと共に、頸玉に關する限りに於いては、埴輪人物像の示すものは、後期に於ける下級（中級があれればそれも含める）者のものといはざるを得ないこととなる。

又ただここに留意すべきは、今ここに後期古墳の例としたものは、不幸にして當時に於ける支配階級のものではなく、そのすべてが被支配階級といふべきか、又は下階級といふべきものであつたのである爲めに、復原さるべき頸玉が如何に貧弱のものであつても、これを異とするに足りない。しかるに前期に遡る時は、近江國安土例の如く管玉のみのももあり、又遠江國松林山例の如く、晴の用にこそ硬玉の勾玉を用ひるが、平常の用には矢張り管玉のみの頸玉を用ひてゐたのである。しかも之等の古墳の主は、國造ともいふべき権力者であつたらうと考へられるのである。しかるに、當時の下級者はこれら簡粗のものよりも更に簡粗のものであつたとせねばならない。恐らく山野に自生する竹管を切つて頸玉をつくつたものか、又は全然頸玉をつけなかつたものもあらうと想像する。

又頸玉佩用は、社會的差別に於いて有無を定めただけでなく、個人の趣味等によつて、権力者すらこれをつけなかつたこともあらうか。古墳の發掘に於いて、全然玉の類を發見しない例が相當多い。

固より偶然的發見に於いては、これを看過して玉なしと報告することもあらうし、又、古墳の發掘に於いて最も多い密掘には、隠匿することもあらうが、學者の手によつて發掘調査された場合、又は攪亂の懼れの渺い石棺内の發見に於いてすら、佩玉關係遺品の出土のなかつたことは往々あるのである。かの末永雅雄君の調査された大和國添上郡帶解村圓照寺古墳^(註)、余の發掘した上野國佐波郡赤堀村大字今井茶白山古墳^(註)、梅原末治君の調査せられた丹後國與謝郡桑飼村蛭子山古墳^(註)、播磨國明石郡垂水町西垂水小字歌敷山古墳^(註)、播磨國加西郡在田村龜山古墳^(註)の如きは、佩玉關係遺品の發見がなくて、しかも大古墳の例である。

七

古墳副葬の玉類が、裝身具であるを専らとしつつも、なほ祭祀に用ひられたものもあり、又玉枕の如き特殊の用に供せられたものもあるし、器具を飾つたものも尠くない。これらはすべてその副葬の位置状態を精確にし得たことによつて知ることが出来るのである。

又頸玉を主とする裝身具の場合にも、埴輪人物像は、單に一の時代、一の階級のものの風を示すに過ぎない。上古時代を通じての知見は、矢張り副葬品に求めなければならぬし、しかも精密なる副葬状態の調査によつて

のみ、これを確めることが出来るのである。

註

- (1) 高橋健自先生の名著『鏡と劔と玉』の「玉」概説に於いて、「身體に裝飾するは社會の文野を問はず、古今人類の通性なり、日本民族が上古に於いて玉を愛用し、これを以て盛に身體を裝飾せしは顯著なる事蹟にして」云々と説かれてゐる。
- (2) 相川龍雄・後藤多野郡平井村白石稻荷山古墳(群馬縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第三輯) 昭和十一年
- (3) 梅原末治博士『久津川古墳研究』大正九年
- (4) これらのすべてが、古墳であるかどうかは明かでない。殊に播磨國小野村の例は、他に伴出品がないところから見ると、遺蹟精査の必要がある。又ここに挙げた数が副葬されてゐたものであるか否かも明かでない。密掘によるものは、散逸品が多い。
- (5) 「天香山之五百津眞賢木矣、根許士爾許士而、於上枝取著八尺勾瓊之五百津之御須麻流之玉、於中枝取繫八尺鏡、於下枝取垂白寸手青寸手」
- (6) 「掘天香山之五百箇眞坂樹而上枝懸八坂瓊之五百箇御統中枝懸八尺鏡下枝懸青和幣白和幣相與致其所禱焉」
- (7) 「掘天香山之五百箇眞賢木而上枝懸玉、中枝懸鏡、下枝懸青和幣白和幣令太玉命捧持稱讚」
- (8) 景行紀十二年神夏磯媛……聆天皇之使者至一則拔磯津山賢木以上枝挂八握劔、中枝挂八尺鏡下枝挂八尺瓊亦素幡樹于舟船軸參向而啓之曰云々云々
- (9) 『仲哀紀』八年の條「筑紫伊縣縣主祖五十連手開天皇之行拔取五百枝賢木立子船之軸上枝掛八尺瓊中枝掛白洞鏡下枝掛十握劔參迎子穴門引嶋而獻之因以奏言臣敢所獻是物者、天皇如八尺瓊之勾以曲妙御宇、且如白洞鏡以分明、看子山川海原、乃視是十握劔、于天下矣」
- (10) 「怡土縣主五十跡手、開天皇幸(仲繼天皇)拔取五百枝賢木立子船船軸上枝挂八尺瓊中枝挂白洞鏡下枝挂十握劔參迎穴內引嶋獻之」
- (11) 『古風土記逸文考證』には、『西海道風土記』とあつて『筑前風土記』とはなし。又社傳にも同様『西海道風土記』とある。
- (12) 『神代紀』一書に「天照大神則以八坂瓊之曲玉浮寄於天真名井響斷瓊端而吹出氣噴之中化生神號市杵嶋姫命是居于瀛者也、又響斷瓊中而吹出氣噴之中化生神號田心姫命是居于中瀛者也、又響斷瓊尾而吹出氣噴之中化生神號瀛津姫命是居于海濱者也、凡三女神」
- (13) 『靜岡縣史』第一卷
- (14) 筆者聞書
- (15) 大場磐雄『石上神宮寶物誌』昭和四年
- (16) 本遺蹟を最初に學界に紹介されたのは、高橋健自先生の「三輪町大字馬場山の神古墳」(奈良縣史蹟勝地調査會報告第七回)であり、破壊された古墳の出土品とされ、祭祀遺蹟説に對しては、消極的態度を採られた。その後、樋口清之「奈良縣三輪町山の神遺蹟研究」(考古學雜誌第十八卷第十・第十二號) 昭和三年、大場磐雄「上代祭祀社とその遺物に就て」(考古學雜誌第二十卷第八號) 昭和五年等の報文が出たが、これらは祭祀遺蹟説を採つてゐられる。
- (17) 大場磐雄「赤城山神蹟考」(考古學雜誌第二十五卷第十一號) 昭和十年
- (18) 稻森賢次「元興寺塔址埋藏品出土狀況報告書」(奈良縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第十一冊) 昭和五年
- (19) 高橋健自博士『鏡と劔と玉』明治四十四年

古墳副葬の玉の用途に就て

- (20) 森本六爾『金鍍山古墳の研究』大正十五年
- (21) 梅原末治、武藤兩氏『奥山古墳』(兵庫縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第十一輯) 昭和十一年
- (22) 後藤『上野國佐波郡赤堀村今井茶臼山古墳』(帝室博物館學報第六冊) 昭和八年
- (23) 梅原末治博士『攝津阿武山古墓調査報告』(大阪府史蹟天然紀念物調査報告第七輯) 昭和十一年
- (24) 濱田博士『新羅の寶冠』(寶雲第二冊) 昭和七年
- (25) 後藤『所謂消火器形埴輪に就て』(考古學雜誌第二十二卷第七・八・十二號) 昭和七年
- (26) 梅原末治博士『乙訓村長法寺南原古墳の調査』(京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告第十七冊)
- (27) 梅原末治博士『安土瓢箪山古墳』(滋賀縣史蹟調査報告第七冊) 昭和十三年
- (28) 濱田・梅原兩博士『近江國高島郡水尾村の古墳』(京都帝國大學文學部考古學研究報告第八冊) 大正十三年
- (29) 調査手記によれば、冠よりも更に上——即ち遺骸よりは離れてゐる——にあるが、梅原君等が石棺内部の清掃を試みた際に、残存の玉(切子玉)が冠よりも下にあつたのである。そこで京都帝國大學の報告書には、「丁度遺骸の胸部に當つてゐる」とされてゐる。
- (30) 梅原博士『河内國小山城山古墳調査報告』(人類學雜誌第三十五卷第八・九・十號) 大正九年
- 同 『河内國小山城山古墳調査報告補正』(人類學雜誌第三十六卷第四・五・六・七號) 大正十年
- (31) 内藤政光・高橋勇及び後藤『松林山古墳發掘調査報告』 昭和十四年
- (32) 石野瑛『武藏國都筑郡中里村市ヶ尾横穴群調査報告』(考古學雜誌第二十三卷第七號) 昭和八年
- (33) 八幡一郎『北佐久郡の考古學的調査』 昭和九年
- (34) 高橋博士『下野國足利町助戸の古墳及び發掘遺物』(考古學雜誌第三卷第六號) 大正二年

- (35) 上山三平『西原古墳』(福井縣史蹟勝地調査報告第一冊) 大正九年
 - (36) 上山三平『狐塚古墳』(史蹟名勝天然紀念物第七集第三號) 昭和七年
 - 同 『狐山古墳』(史蹟調査報告第七輯)
 - 後藤『加賀國江沼郡勅使村字二子塚所在狐塚古墳』(古墳發掘品調査報告) 昭和十二年
 - (37) 齋藤秀平『菅原古墳群』(新潟縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第一輯) 昭和五年
 - 遺物については、筆者實査
 - (38) 梅原博士『桑洞村蛭子山作り山兩古墳の調査』(京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告第十二冊及び第十四冊)
 - 後藤『丹後國與謝郡桑洞村蛭子山及び作り山古墳』(古墳發掘品調査報告) 昭和十二年
 - (39) 島田貞彦『墓棺内新出の玉類及び布片等に就て』(考古學雜誌第二十一卷第七號) 昭和六年
 - (40) 島居博士『上代の日向延岡』 昭和十年
 - (41) 後藤『上野國佐波郡玉村町大字角瀧古墳』(古墳發掘品調査報告) 昭和十二年
 - (42) 末永雅雄『添上郡帶解町山村圓照寺墓山第一號古墳調査』(奈良縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第十一冊) 昭和五年
 - (43) 梅原博士『垂水歌敷山古墳の調査』(兵庫縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第五輯) 昭和六年
 - (44) 梅原博士『在田村龜山古墳と其の遺物』(兵庫縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第十四輯) 昭和十四年
- (昭和十五年考古學雜誌第三十卷第七號掲載)

古代の下駄

一

わが日本に始めて来た歐米人が、来る早々注意するのは女子の廣帯と道路や停車場の歩廊に高々と鳴る下駄であるとは、これを屐、耳にするところである。辰巳藝者の誇りとされた素足の美を引立たせたのも下駄であつたらうが、江戸時代から今日にかけて日本服飾の特徴をなしたのも下駄である。

中世公家は沓や靴を用ひたが、これも晴の用を主としたのであり、襪の履物としては草履・草鞋の類が相當程度に幅をきかせたらうと想像するし、庶民に至つては沓・靴の類を用ひるものはあつても、大多數は草履・草鞋か、徒跣か又はこの下駄を履いてゐたらしい。かくして、これを江戸時代に比較すれば、履物としての下駄の位置は江戸時代には比較し得る程に優位を占めてゐないが、併し江戸時代のものの先客をなすものとして存在してゐた。而してその風は、奈良時代を遡つて上古時代にもあつたのであり、わが服飾の誇りとする下駄の起源

は遠く上古時代にあつたとしなければならぬ。

上古時代の下駄については、既に古く神田孝平・下村三四吉兩氏の報告があり、高橋博士は石製履としてこれを総合せられてゐる。又中世のものについては鈴木敏雄君の報告があり、又近く平城宮遺溝出土のものについての報告を兼ねて、岸熊吉氏は再び上代の下駄（屐）について総合的記述を試みられてゐる。

石器時代殊に縄文式文化時代の下駄は、遺物も無いし、固より文献も無いが、北方寒冷の地方に於いては、防寒を兼ねての履物が無かつたとは思はれない。今なほ土俗に見る雪靴の類の起源は明かでないが、或はその淵源するところ、遠くこの石器時代にあるかも知れない。

『魏志』倭人傳には「皆徒跣」と説いてゐる。倭人傳に記されてゐる風俗は、北九州一角の地域に限られて居るらしく思はれるし、それも地方土俗の見聞ではなかつたかと思はれる。倭人なるものが、九州一部のもののみをいふとするか、又は廣く既に古墳文化にあつた西日本一帯の人々をさすのであるかは、今後の研究に俟つとしても、倭人傳に記された時代は、考古學的事實からいへば九州といはず、近畿地方といはず、又中部地方から關東地方の一部といはず、等しく既に彌生式文化を基調として發達した古墳文化に光被してゐたところであり、随つてその世紀代といへば、北九州地方は大和文化に對立し、所謂原始古墳文化の發達してゐたところであり、隨つてその地方民の風俗にも大和文化地方のものとの間には多少の差があつたかも知れないが、等しく彌生式文化を基調としてゐる以上それは少差であり、根本的差異があつたとは思はれない。随つて地方民の日常生活に於いては、徒跣を専らとしてゐたとしても誤りはなからう。併し一部に既に下駄の用がなかつたとは言へないであらう。

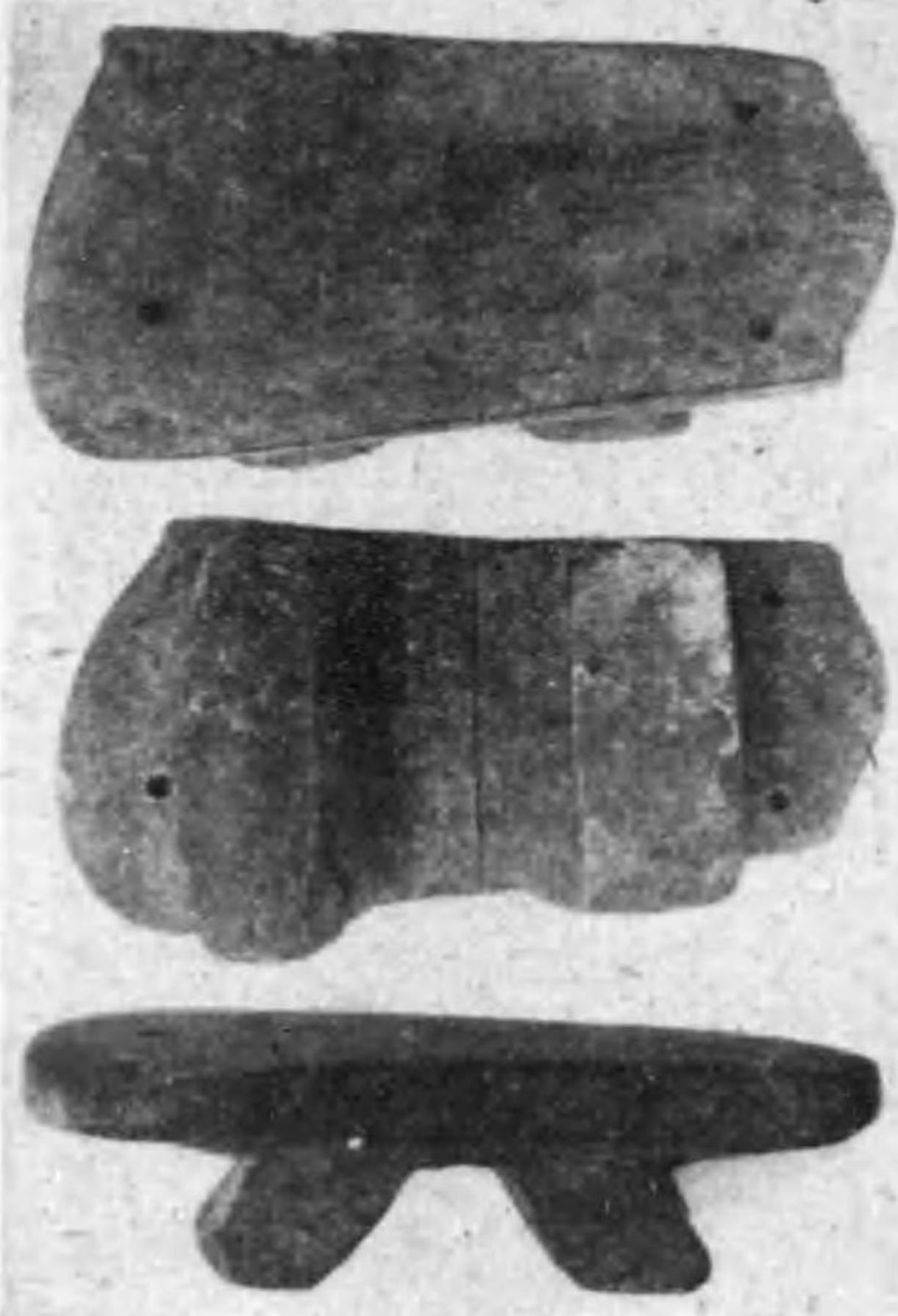
古墳文化の中期以降に於いて下駄が用ひられてゐたことは明かである。石製下駄が古墳副葬品として発見されてゐる。今その出土例を摘記すれば、

- 1 2 3 山城國乙訓郡大原野村大字石見上里小字林ノ平所在鏡山古墳三足（すべて帝室博物館²）
 - 4 大和加瀬古墳一足（伯林國立博物館藏）
 - 5 河内國南河内郡道明寺村澤田古墳一足¹
 - 6 和泉國岸和田附近出土⁶
 - 7 武藏國東京市世田ヶ谷區等々力大塚古墳一足（荏荏原郡玉川村大字上野毛小字谷川上）（帝室博物館藏³）
 - 8 上野國多野郡平井村大字白石稻荷山古墳一足（帝室博物館藏）
 - 9 上野國新田郡藏塚町附近出土（杉山壽榮男氏藏）
- の六ヶ所出土九足例を數へることが出来る。

石製模造品の意義については、古く高橋博士はこれを支那の明器に似たものとしてゐられる。併し遺物については、必ずしも然りとはいへないものもあるが、この石製下駄の如きは正に實物の木製下駄の形を寫して埋葬の用として調製したものであらう。滑石・臘石の如き軟質の石材が選ばれたにもせよ、木製のものよりも加工に對して多少の困難を感じるであらうし、隨つて石製下駄の形の隅々までが忠實に木製下駄のを寫したとすることは出来ないかも知れない。併し尠くも形の要所はこれを現はしてゐたとすべきである。

石製下駄の出土地は、中央、畿内の地方から東日本の地域に及び、かの倭人傳に「皆徒跣」と記されてゐる西

日本の地域には一例の出土もない。併しこの事實を根據として、當時下駄の用が中央から東日本の地域に限られてゐたのであり、西日本の地域は倭人傳の記事の正しさを裏書するものであつて、下駄の用が無つたのであるとする事は出来ない。それは曾に石製下駄と言はず、石製模造品の発見は殆んど東日本に限られて居り、殊に履



第一四五圖 石製下駄 (土出原郡鏡山)

や機織具・案・埴といふが如き家具調度品を模造したものは、全く西日本の地域から出土してゐないのであるといふ大勢を見ると、石製下駄の出土のないは土俗下駄を用ふることが無かつたのであるとは言はれない。

しからば當時、下駄の用は上下おしなべてあつたのであり、恰かも今日の如く日用品として普通のものであつたらうか。これは既に述べた如く、下駄

の普及は近年のことであり、數十年前の地方農民の生活を憶ひ出して見ても考へ得られるやうに、平素は徒跣か草履であり、晴れの時にのみ下駄の類が用ひられてゐたことと思ふ。實際石製下駄を出土した古墳は、その地方に於ける大規模のものであり、隨つてその地方に於ける豪族の奥都城であつたとすべきである。上野國稻荷山古

墳は關東古墳國として著しい上野國に於いても有数の大古墳であり、祕かに緑野屯首の墳墓に擬してゐるものである。山城國鏡塚は副葬品から見ても、大古墳の一とすべく、武藏等々カ古墳は多摩川沿岸に築かれた古墳群中では最大の圓墳である。固より畿内地方には、如上三古墳の及ばない大古墳は數多くあり、その中から石製下駄の



第一四六圖 石製下駄 (上野國高野山古墳出土)

であるから、石製下駄の出土例が無いからといって、庶民の間に下駄の用が無かつたとは言へない。要は下駄は豪族にも用ひられた、而して態々石を以て模造してこれを副葬する向上、日常の用ではあらうが、多少は晴れの意味を持つてゐたのである。

出土を見ないが、前にも述べた如く石製模造品の出土古墳には時代的にも制限があり、殊に下駄のみならず案・埴の如き類もかかる大古墳から出土した例が無い。又當時沓の如き履物の用もあつたことは、埴輪人物像の履物によつて察し得られるのであるから、下駄のみが晴れの用であつたとは言へないであらう。又大古墳のみから石製下駄が出土したとしても、これによつて當時庶民の間に下駄の用がなかつたとは言へない。庶民の墳墓の著しくなつたのは古墳文化後期のことであり、而して常に石製下駄とのみに限らず、副葬品は極めて乏しく、或はこれを缺くを常とするの

次に下駄が、男子・女子共に互つて用ひられたか否かといふ問題は、資料の不備から確言を躊躇させられる。ただ上野國高野山古墳に於いては、女子を葬つたと推定し得る石室から出土したことから見て女子もこれを用ひたとなし得るに過ぎない。

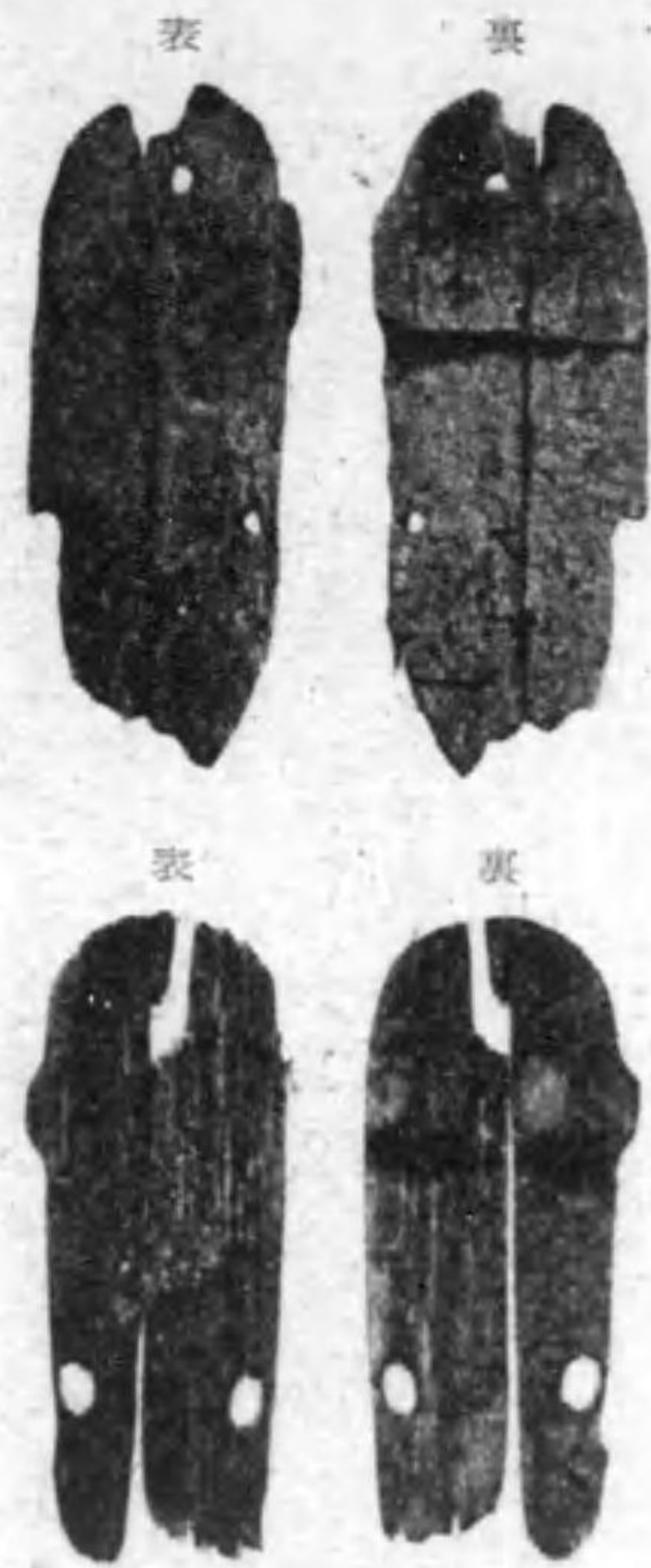
しからば上古時代の下駄の形はといふと、出土した九例の下駄が、それ／＼形を等うしてゐない、種々の様式のものがあるといふことから、定型を得てゐないと言はねばならない。山城鏡塚出土の三足（中その一を第一四五圖に示す）は共に同一様式に屬し、鼻緒の孔は後世のと異つて一方に偏して穿たれて居り、根緒の孔は後齒の後にあり、脚、即ち下駄の齒は底開きとなつてゐる様式であり、大和加瀬發見のものは、脚の底が張り出たものであり、鼻緒の孔は中央に穿たれて居る。和泉岸和田附近發見のものは、『筑後將士軍談』に「梅村載筆」に「近於泉州岸和田發掘石棺、内外多得石履石合子」とあるのみであるから、その様式を知ることには出来ない。

武藏等々カゴルフリンクス内大塚出土のものは、頗る異形式に屬し、平面形卵形に近く、鼻緒の孔が前後合せで六孔あるは履としては頗る異とすべく、寧ろ後世いふ草鞋の乳を想起させられるが、裏に履脚四個あるによつて下駄の類に含ませてよいものであらう。高橋博士は越後國頸城郡地方の海岸地域で用ひられる砂下駄或は濱下駄と呼ばれるものが稍々これに類するものであり、鼻緒の孔が六個あるは、一方を前として緒をすけて穿いた後に、また反対側に緒をすけて換へて用ふる風を想起すべしと説かれてゐる。

上野國高野山古墳出土の一足（第一四六圖）は、左右の形をそれ／＼異にしたものとなつてゐるが、齒は稍々底窄みとなつて鏡塚例と全く趣を異にしてゐる。齒の高さは比較的低く、齒緒の孔は中央にあり、根緒の孔は後齒

の後に穿れてゐる。上野國藪塚出土のものは、左右同形、角丸の長方形をなし、齒の間隔は廣く、齒の形は今日の駒下駄と同一であり、鼻緒の孔は中央、根緒の孔は後齒の外に出て居り、恐らくこれを今日の下駄としても人は異としないであらう。

これを要するに、表面の形に定まるものなく、鼻緒の孔は中央にあるものもあり、側に偏するものがあるが、



第一四七圖
(平城宮遺跡出土)

根緒の孔は後齒の外に穿たれて居り、兩齒の間にあるものはない。齒の形は底窄みもあり、垂直のもあつて一定した形式がない、一種の定型がないといふことになり、僅かに一木造りであり、齒を上げる

形式のものがないといふことが共通であるといふに過ぎない。

この形式の種々相といふことは、考へやうによつては下駄の起源の問題に觸れることにもなる。即ち若しこの下駄が大陸から傳へられたものであり、そして傳來以後數百年を経過してゐないならば、一定の型式があつて然るべきであり、これに反して若しこれが自生である、即ち内地に於いて自然に創始せられたものか、彌生式文化人が大陸から移任の時にもつて來たものから發達したものであるならばその形は區々となるのが自然の勢ひであ

らう。といふことになるとはいへ、遺品そのものが下駄そのものではなく、特に副葬品としてつくられた石製のものであり、随つて木製以上に加工の不便もあり、葬儀用であるが爲めにとる特殊の形式化もあらうから、下駄起源論は奈良朝時代以後の實用木製下駄を合せて後に論結すべきである。

奈良時代の下駄にも確實に年代を徴し得べき遺品がない。昭和二年二月、奈良市外都連村大字佐紀小字石田にある平城宮遺溝から木製下駄二個(第一四七圖)を出土した。これは古墳の如き遺蹟ではないから伴出價値の渺いものであり、隨つて絶對年代を定め難いが、伴出物のすべてが平城宮時代のものと思ふべきものであるところからして、この下駄も奈良時代のものとするに多分の可能性がある。しからば、この平城宮遺溝出土のものこそ、現存する我國最古の下駄遺品であるとしてよい。

遺物は共に檜柁の良材を用ひ、一は長さ七寸二分五厘、横二寸八分五厘、大體の輪廓が楕圓形であり、兩端のカーブが恰度足袋のやうに異り又鼻緒孔が一方に偏して居り、最初から左右それぞれ定まつたものであることが知られて居り、造り出しの厚齒は下方に擴がつてゐてその断面形が梯形をなして居り緒の根孔が兩齒の間に穿たれてゐる。他の一も大體同一型式である。

平安時代中期以降に於いては、文献も備はり遺物も稍々數を増して來る。即ち「倭名鈔」には

屐 一名足下、和名阿師太

とあり、「新撰字鏡」には、

屐又作跣、屐也有齒也、阿志加太又木久久豆。

古代の下駄

といふ名が與へられて居り、『枕草子』に、

「はつせなどにまうでて、つぼねなどするほどは、くれはしのもとに、車引よせてたてるに、おびばかりしたる若き法師ばらの、あしだといふ物をはきて、いささかつつみもなくおりのぼるとて云々」

とも、また「見ぐるしきもの」の一に、

「はかまきたるわらはのあしだはきたる、それはいやうのもの也」

ともあり、『雅亮装束抄』に「ぬりあしだ」の名があり、『海人藻芥』に「塗足駄准沓」云々とあり、『空穂物語』に「くれなるのあしだ」の名があり、『榮花物語』には、藤原顯光が「小袴きてあしだはかせ給ひ」云々とあるが如く、公家・庶民の別なく下駄を用ひたことを知ることが出来るが、『宇治拾遺物語』に慈覺大師の御弟子に相應和尚といふものがあるとしてその服飾について「信濃布を衣にき相の平足駄をはき」云々とあり、『古事談』に平燈大徳なる叡山僧が「足駄計を踏脱て暗跡了」とあるが如く、僧侶と下駄とが特に關係深いといふ記事を當時の物語本等から検出することが出来るし、『寺家雜筆至要抄』建長四年の條に有職以下從僧並中間法師等に塗下駄を禁ずる語さへある程であり、随つて後世山法師を描くものは足駄着用の姿を寫すを普通とするのである。この風は鎌倉時代以後も同様であつたらしい。鎌倉時代の繪卷物に、往々下駄を穿いてゐるを描いてゐるのを見るのであり、而して『伴大納言繪詞』等によつて見るに婦人も男子も少年も法師も通じてこれを用ひ、以つて當時一般庶民の間に下駄が相當廣く行はれてゐたことをも知ることが出来る。

下駄そのものの遺品として著しいのは伊勢國桑名郡多度村柚井から發見した十六個(第一四八圖)であらう。これ



第一四八圖 下駄 (伊勢伊藤井田土)

はかつて貝塚出土品と傳へられた事もあるが實際には貝塚附近の発見のことであり、伴出品に所謂藤原鏡もあり、古錢もあつて（包含遺蹟で伴出價値は渺いが）これが藤原時代か鎌倉時代前期あたりのものに比定してよい。而してその遺品を見るに形も小判形のものもあり、長方形角丸のものもあり、鼻緒孔は中央のものもあり、片寄せのものもあり、齒は直のものもあり、底開きのものもあつて一定してゐないが、齒を造出しに緒の根孔を兩齒の間に穿つてゐる。即ちこれを上古時代のものと比較するに齒の形に底穿みと底開きの差があり、緒の根孔の位置に異なるものがあるが、大體に見て同一系統のものとしてよいし、奈良時代のものとするものとは全く同一趣であり、随つて中世の下駄の形にも定まるものがないというてよい。要するに上代から奈良時代を経て中世に至る間に於いて、下駄としての定つた形はなく、各自自家の用として好むがままの形のを成形したのであらうと思ふ。しからは、前に右製下駄について試みた下駄自生説は、この中世に於いても肯定せらるべく、一方舶載説を可能ならしめる何物もないといふことになる。而してこの考説は、又、その用途より見ても、又、大陸の履物の形より見ても、更に可能性を増さるべきものと思ふ。

即ち中世の風を見るに、僧侶の如き外來文化に親しいもの間に盛行したことは、一應考へさせられるのであるが、また一公式の場合、舶載様式たる東帯・直衣・狩衣等の服装の場合、沓あきくつ又は靴くわくつの如き大陸に行はれてゐる履物を用ひるが、襪の服の場合殊に庶民級にまで、老弱の別なく、貧富の差なく、男女兩性に互つてこの下駄が用ひられてゐることは、これが大陸舶載の様式でなかつたことを物語るものでなくてはならぬであらう。又朝鮮・支那には下駄らしいものがない。尤も支那に「屐」の文字があり、「釋名」に

「屐者也爲兩足踏以踐泥也」

と見え、『本草綱目』には、

「木屐、時珍曰屐乃木屐之下有齒」

とあるのを見ると、如何にも我が下駄と同一物の彼にあつたことを想はしめられるのである。殊に『佩文韻府』

に『風俗通』を引いて漢の延熹年中京師の長者は皆屐を著け、婦人始めて嫁至するや、屐に漆畫し五彩系をなすとあるに至つては、『倭名鈔』編者もこれを考定したが如く、わが下駄と全く同一様式のものであることを想はしめられるのである。

併し『三才圖繪』に屐の形として描かれたもの（第一四九圖）を見るに、前掲の諸文獻の示すが如く齒のあるものであり、その形は全くわが下駄と同一様式のものであることを知るが、その緒は全く異り、所謂スリッパ系統のものであり、我が下駄が鼻緒を有するのとは全く異なるものである。即ち、若し支那に於いて屐と呼ぶものが、すべてこの『三才圖繪』所載のものと同様式であるとするならば、我が下駄は文字を彼から借りてはゐるが系統を異にするものであり、我に於いて「アシダ」と呼んでゐたものに、平安時代の人々が彼の屐の文字を充てたに過ぎないといふことになるのである。

かくして、我が古代の下駄は、全く自生文化の現はれと見るべきであるといふことになる。しからは、全く支那大陸とは關係ない、自個獨特の形であらうかといふことになる、多少斷定を躊躇させられる。



第一四九圖 三才圖繪の屐

支那に於いて屐の始原の時代は、明かでない。「佩文韻府」所引の「圖書見聞志」には屐が既に三代より行はれてゐたとして居り、「論語隱義」には孔子屐をはくことを説き、「事物紀原」には「異苑」に介之推木を抱いて焼死す、晉文公伐つて以つて屐を製すとある。之等の諸書は共に一等資料とするには足りないが、併し大體に見て春秋戰國時代に既にその用のあつたことを認めてよい。

漢を経て、三國時代に入つてはその用漸く廣く、「晋書」宣帝紀青龍二年には「關中羨藜多し、帝軍士三千人をして軟材の木屐を着けて前行せしむ」云々とあり西晉太康年中に入つては、男子の屐の頭は方、婦人のは圓と「晋書」にあり、「三才圖繪」には司馬晉に至つて遂に常服となるとある。しからば六朝文化の流入の熾盛であつた我が上古時代に此の支那式の屐の傳來があり、これに教へられて我が民俗に下駄の用が起つたのであるかも知れないと思ふ。併しその場合でもその形を決定したのは、飽くまで自生文化の力であり、これを發達せしめたのも、自生文化の力であるとしてよい。要は今後の大陸研究、殊に南亞地方の研究の結果に俟つてその起源を決すべきである。

註

- (1) 神田孝平男報告(東京人類學會報告第二十號)
 (2) 下村三四吉「山城國大原野村鏡山古墳の發掘品」(考古學會雜誌第一卷第四號)
 (3) 高橋健自博士「古墳發見石製模造器具の研究」(帝室博物館學報第一冊)
 (4) 鈴木敏雄「三重縣桑名郡多度村柚井貝塚誌考」(考古學雜誌一八ノ一〇・一一)及び同氏「柚井貝塚發見の木屐」(考古學雜誌二一ノ五)

- (5) 岸熊吉「平城宮遺溝及び遺物の調査報告」(奈良縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第十四冊)
 (6) 八木井三郎「石履の發見地」(東京人類學會雜誌第一六七號)
 (7) 伊東富太郎氏談

(昭和十一年ミネルバ第一卷第一號掲載)

上古時代の杏葉に就て

一 杏葉の名義

馬具三繫の垂飾品の一をなす杏葉は、平安時代に「杏葉」と書かれ、和名を「ひら」といひ、「きやうえふは俗名」と『和名類聚抄』に説いてゐる。

「杏葉」の文字を以てすることは、支那に於ける風であつたらう。『三才圖繪』にこれを見るべく、『倭名類聚抄』亦唐名としてゐる。併しその名稱の意義は明瞭を缺くものがある。新井白石は、『本朝軍器考』に「杏樹の葉の形に似たれば、かくは名付しにや」と説き、『諸鞍日記考註』は、杏樹の春に至つて新芽を生ずるに、その葉の重なつて出るを象つたのであらうとしてゐる。

この杏樹葉説に對して、屋代弘賢は、『古今要覽考』に、水草の荇あきす（杏葉）の葉を象つたものであり、馬は火性であるので、この水草を採つて馬具裝飾に用ひたものであらうと説き、かつ日本産の杏葉は、その形が稍丸い

が、『本草綱目』によれば、支那産のものは形馬蹄に似て微尖長きもの、馬具杏葉と形の類似があると述べてゐる。

熱田神宮又は手向山八幡宮藏のもの如きは、如何にも新芽の叢生に象つたと思はれるが、共に杏葉後期のものであり、杏葉名出現當時の制を傳へてゐるとはいへない。随つて『諸鞍日記考註』の説は詳かを缺くものといはなければならぬ。單に外形を以て論ずれば、杏葉・苦葉共に相似た形である以上、『本朝軍器考』『古今要覽考』の孰れの説を採るもよからう。併し唐代馬具に杏葉モチーフの裝飾が好んで用ひられ、王勃の「春思賦」に「杏葉裝金轡」、蒲桃鏤玉鞍」とあり、白居易の詩に、「塵土空留杏葉鞍」とあるが如く、或は金莊の轡に、又は鞍に杏葉文を飾つたと思はれるものがあるところを見ると、或は屋代弘賢の馬は火性、配するに水に縁ある苦葉を以てしたといふ説の方が妥當かも知れない。

支那の杏葉を、少數の遺物及び畫圖・明器泥馬裝具等に見るに、必ずしもそのすべてが杏葉形をなすとは言ひ難い。殊に後項述ぶるが如く、わが古墳時代のものに、支那六朝代の制を求め得るものがあるとすれば、それは更に杏葉形とは縁が遠い。しかるにわが平安時代のもものが唐以降の風を傳へたものとすれば、支那に於いても、時代の降るに隨つて杏葉形に固定したらうと考ふべく、而してこの固定につれて「杏葉」の名を得たのではなからうか。わが平安時代には「ひら」の和名を用ひつつも、「杏葉」の文字が一般化されてゐたことは、前引『和名類聚抄』の外に、『西宮記』『北山抄』『兵範記』『明月記』『長秋記』『物具裝束抄』『世俗淺深秘抄』等の諸書にその文字が記されてゐることによつて明かである。

しからば、「杏葉」の名の下に、上古時代のものを説くは穩當を缺く嫌ひがあるが、彼此、三繫の垂飾品たるの故を以て、その名を用ふることとし、ただ質を金屬製のものに限ることとする。わが中世、絲總のものは總稱「總鞞」と呼ぶべく、性質にも多少の差異ありとしてゐるに因つたのである。

二 杏葉の意義

平安時代の「唐鞍」の構成に、杏葉を主要なる要素としたことは、注意に値する。

「唐鞍」は、飭馬、即ち馬具裝飾の第一位にあるものとされ、「延喜式」左馬寮の條に、蕃客の乗騎する唐鞍云々とあり、「西宮記」に、大嘗會御禊の行幸に公卿が唐鞍、四位五位は倭鞍に杏葉をつけたものを用ひて供奉すとあり、又四位五位のものは、唐鞍・和鞍有するに随つてよいが、杏葉を着けよとあるが如く、宮廷大儀に於ける行列に従ふ馬の裝飾様式である。即ち大嘗祭御禊行幸は、奈良時代に於いて、大祀元日と共に宮廷三大儀禮の一たる大嘗祭の一節であり、今日を以ていへば第一公式兩簿をたてられるのであり、蕃客即ち唐使迎接も亦當時としては大儀としたのである。「衣服令」に、上述三大儀には、公家五位以上のもは支那色の濃厚なる「禮服」を着用すべく定められてゐる。

平安時代に入つては、禮服の著用は漸く廢れて來たのであらうが、しかもなほ、その行列に唐鞍を裝うた馬に乗ることを規定してゐる以上、唐鞍裝馬の意義のあるところを察すべく、随つて唐鞍に於ける主要なる要素であ

るとした杏葉の意義も亦察するに難くない。これを以て、公家が往來に牛車を用ふるに至つた平安時代後期以後、

唐鞍が漸次廢れ、随つて杏葉も實用から離れ、唯縵かに神馬等に形式を遺存するに至つた大勢を推知することが出來よう。

即ちわが王朝時代には、杏葉を以て儀禮のものとし、唐鞍の態をなさずとも、四位・五位のものに於いては、杏葉を装ひさへすれば、第一公式のものと認むべきことを定めたのである。

しからば、大體に見て同一文化體であつた奈良時代に於いても趣を等うしたのではなからうか。正倉院御物馬具に於いても十具の馬具の中、杏葉を具するものは、その鞍橋が後世いふ唐鞍の鞍橋の形に類する二具のみであり、倭鞍の形を有する他の八具にはこれを缺いてゐる。

固より、この特殊の風は平安時代に於いてのみのものであつたかも知れない。支那に於いては狩獵にさへ、その乗馬に杏葉着装のものを用ひたらしいが、その裝飾要素に見て、かつ杏葉裝馬が馳驅に不自由なるに徴して、飭馬用であることは明かである。随つてわが古墳時代に於ける杏葉を、王朝時代の風と同



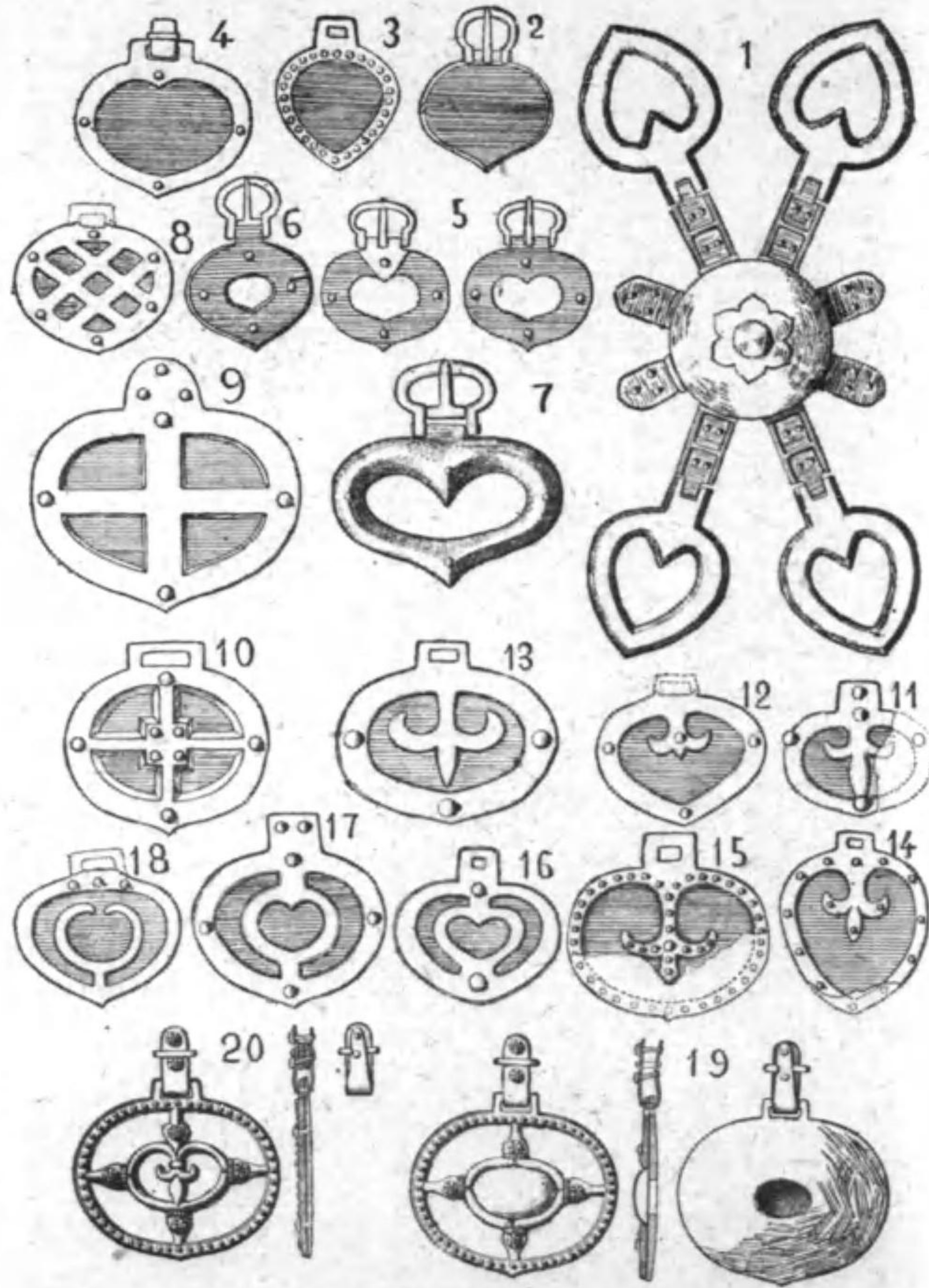
第一五〇圖 唐鞍 (奈良春日神社御物馬具)

一であらうと断ずることは出来なからうが、併しそれとは趣の相似たるもの、即ち軍事馳驅の際とか、狩獵耕耘の折とかに用ひるものではなく、豪族の威儀のものとして用ひられたのであらうと考へ得られる。即ち多分に裝飾的價值のあるものであり、同じく馬具とはいふものの、轡の實用性とは著しく趣を異にするものといはなければならぬ。『推古紀』十六年八月、唐使裴世清の入京を迎へて、「遺飭騎七十五疋而迎唐客於海石榴市衢」とある飭騎の如きも、當にこの杏葉着裝の馬を乗用に供したのであらうと思ふ。

三 上代に於ける杏葉の形式 (第一五一圖—第一五七圖)

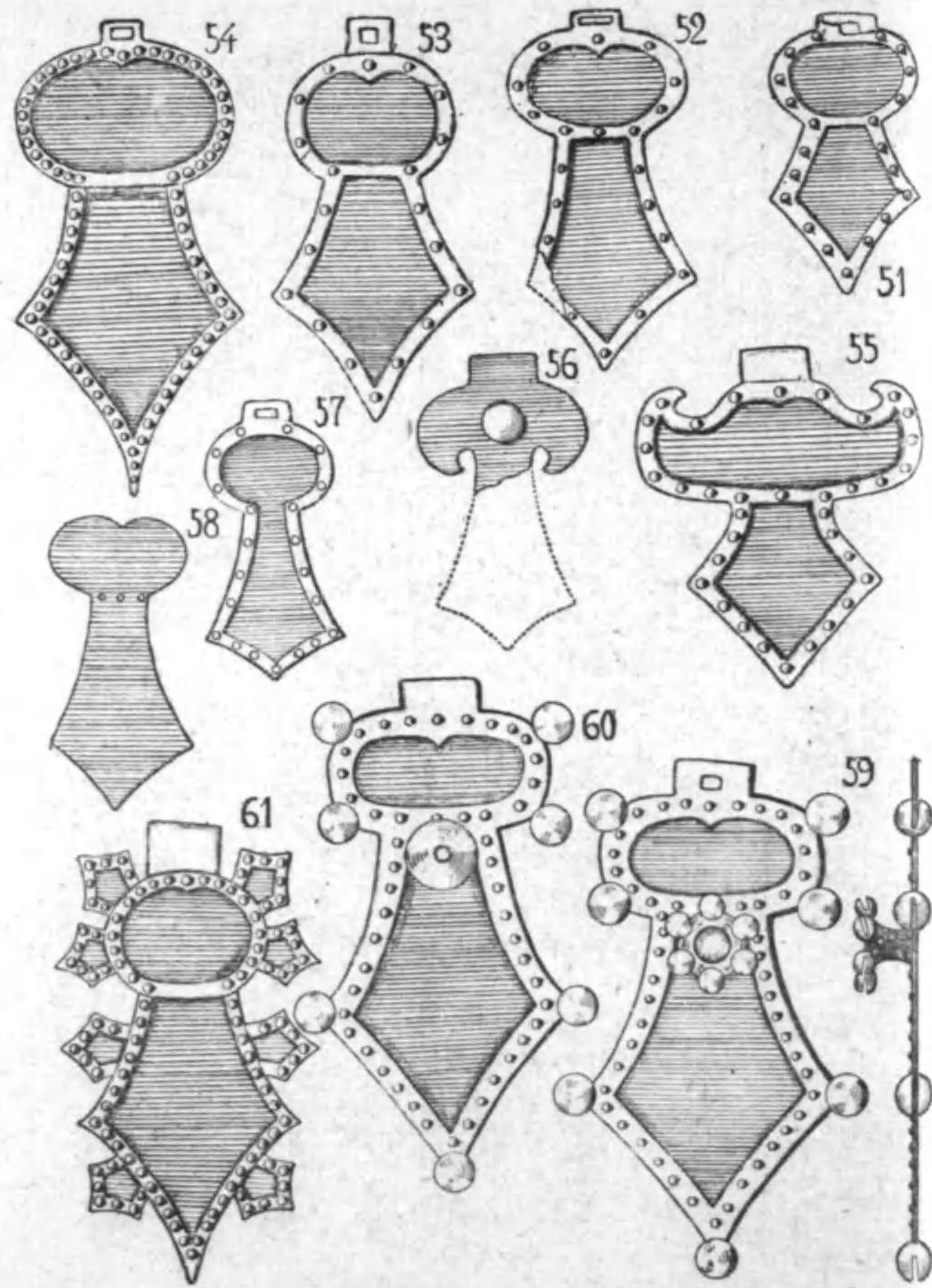
杏葉は、主體をなす「身」と、これを三繫に打つてある座金具即ち「攝蝶」金具(第一六二圖、熱田神宮藏及び6の大和國奈長手向山八幡宮藏のものに見る)に搦む爲めの力革(鐙の場合もあらう)とよりなるを普通とするが、上古時代のものには、雲珠の周邊に垂れる場合もあり、その場合には、雲珠脚金端につけられて、攝蝶も力革も用ひられてゐない。(第一五一圖、出雲國鹽治例及び第一五二圖、筑前國王塚例参照)

身には上端に力革搦みの張り出部がある。(後項述ぶるが如く、わが上古時代の杏葉には、雲珠繫着のものが多く、力革は餘り多く用ひられてゐなかつたらしい。併し今は便宜上、力革搦みのものを主とすると考へることとする) 普通は矩形の孔を穿ち、これに力革を搦ませるが、中には鉸具を有するもの(第一五一圖、信濃小丸山例)とか、又は單にその張り出部裏板に鋸留めしたもの(第一五一圖、遠江國高根森例)もある。

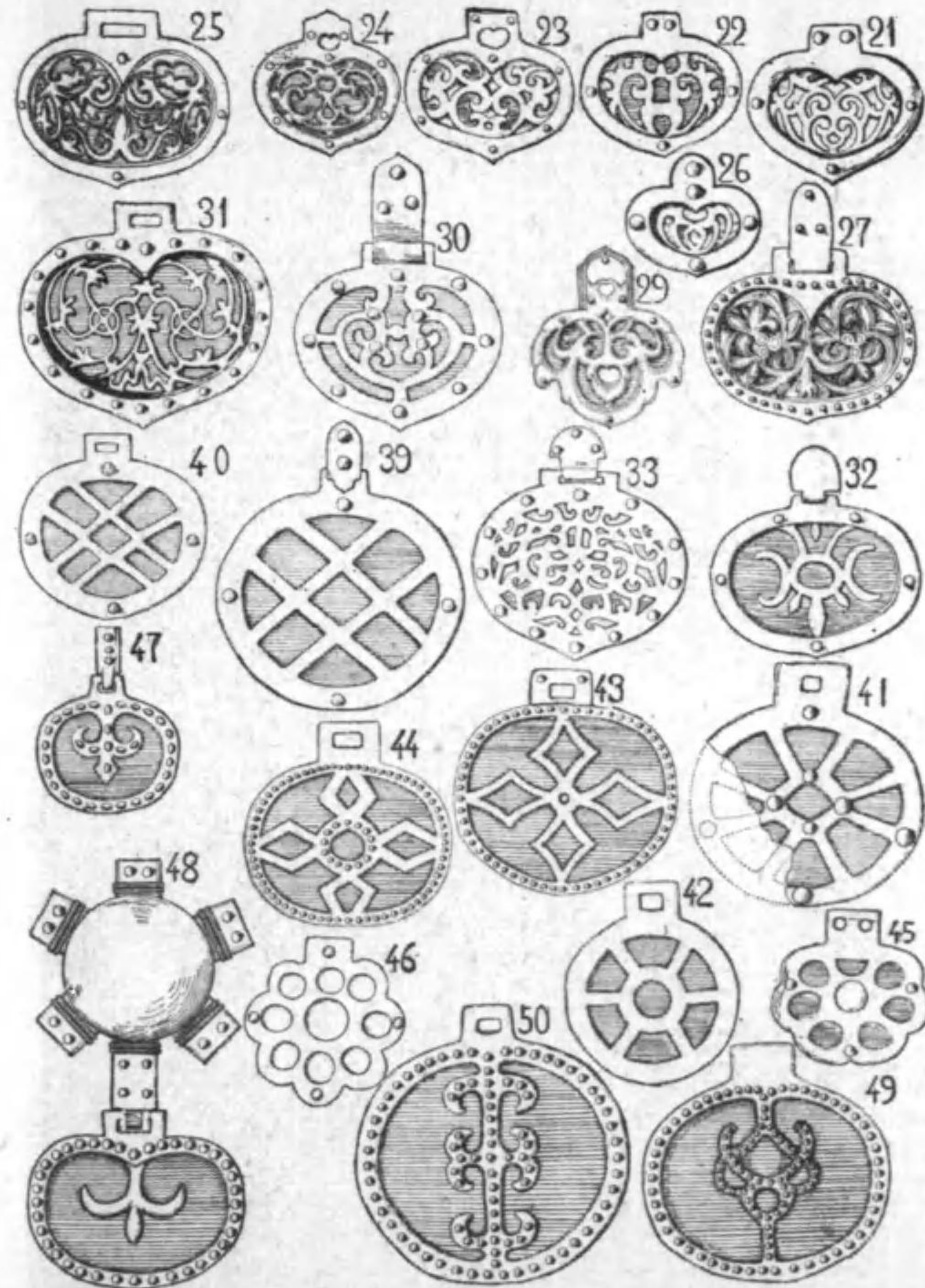


第一五一圖 上古時代杏葉聚成圖

上古時代の杏葉に就て

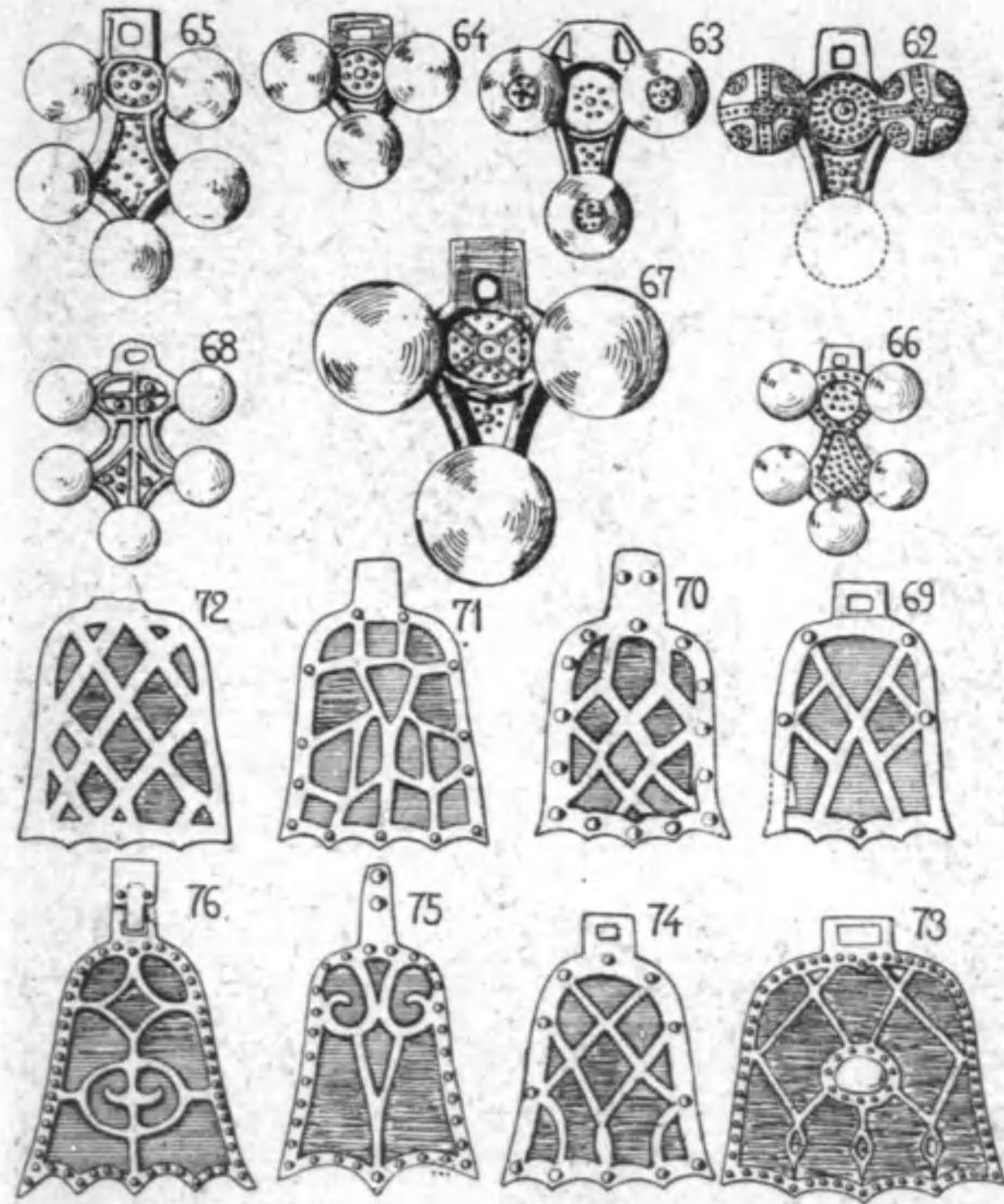


(三のそ) 圖成聚葉杏代時古上 圖三五一第



(二のそ) 圖成聚葉杏代時古上 圖二五一第

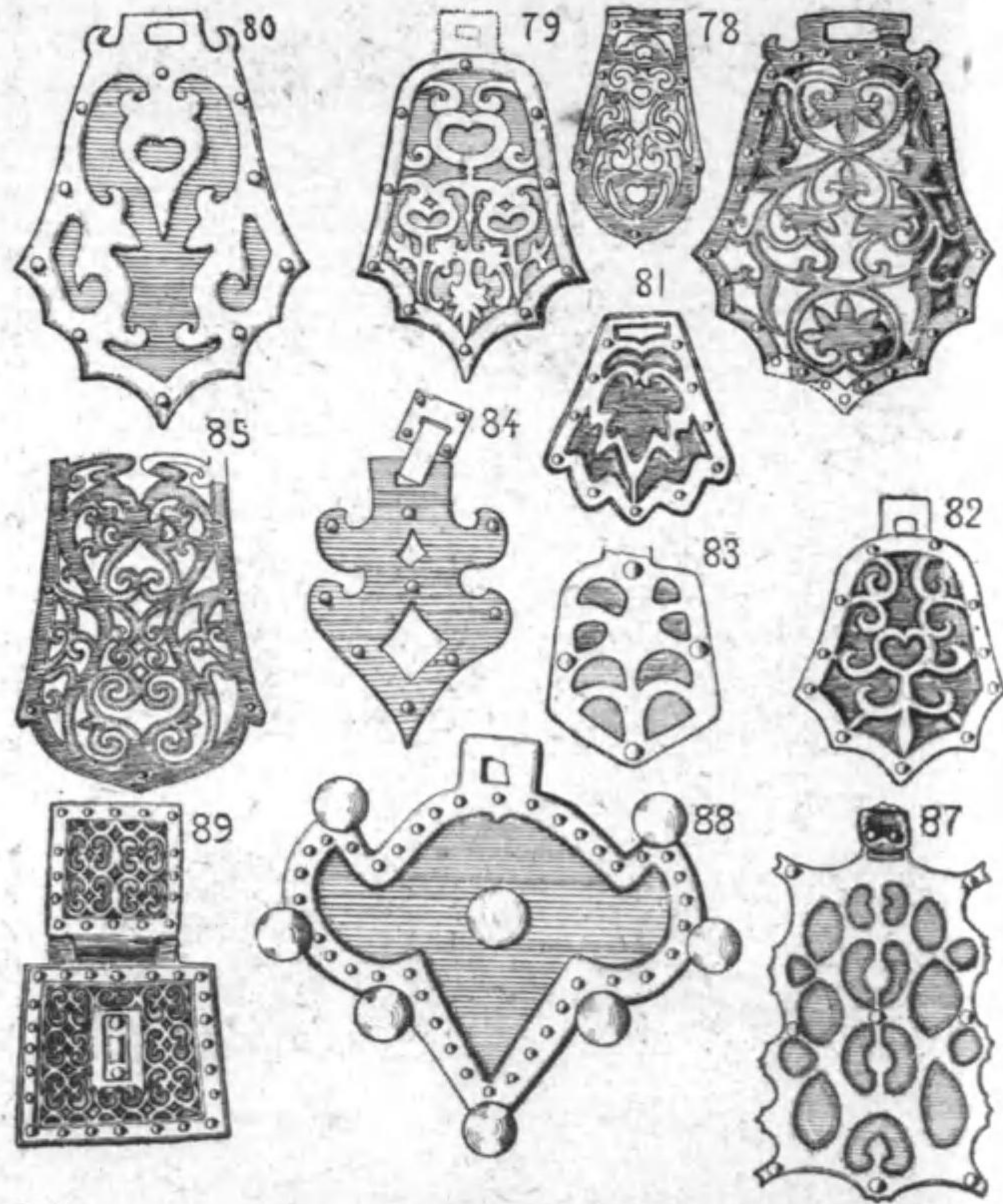
杏葉の身は、「臺」即ち臺板の上に上板たる「地板」を載せ、透彫裝飾のものにあつては、「縁板」と地板との間に、更に透文地板を重ねるものが多い。併し拵の簡單のものにあつては、臺板地板の區別なく一枚板を以て形をなした



（四のそ） 圖成聚葉杏代時古上 圖四五一第

ものもあるし、殊に鑄造のものにあつては、製作の關係上この一枚造りを普通とする。而して重ね造りの場合には笠簀を打つて固着と裝飾とを兼ねしめてゐるのが多い。即ち上古時代の杏葉には、「一枚造り」と「重ね造り」との區別がある。

上古時代の杏葉に就て



（五のそ） 圖成聚葉杏代時古上 圖五五一第

次に杏葉を、身の外形より見て、心葉形・扁圓形・扁圓劍尾形・鐘形及び變形の五種に分ける。第二の扁圓形は、恐らく第一の心葉形の心尖部が平曲線に變つたものであらう。第三の扁圓劍尾形の名は雅を缺くが、扁圓形を頭部とし、劍菱形の尾部へ連なつたものである。第四の鐘

形といふのは、その輪廓が鐘の平面形に似たものがあるからの名であるが、これも恰好の名稱とは言へない。兎も角も五種に分け、次にその各々を面の裝飾によつて小區分する。

1 心葉形杏葉の形式

心葉形杏葉を、「鏡地心葉形」、「心葉透」、「十字文莊心葉形」、「斜格子文槌起」、「三葉文莊心葉形」、「心葉形槌起」、「唐草文透」、「双鳳文透」の八目に區分出来ると思ふ。以下その拵を概述する。

1 鏡地心葉形杏葉 縁金を繞してゐるだけで、身の面に何等の裝飾も無く、全面の鏡地、即ち金銅地板を張つただけのものをいふ。2 3 4 がこれである。2 は信濃國諏訪郡豊田村字有賀小丸山古墳出土のもの、拵の簡單なものであり、臺板・地板を兼ねた金銅薄板の縁を裏に折り曲げただけで、縁金もない。力革拵みは鉸具作りとなつてゐる。2 の信濃國下伊那郡番木村阿島郭第一古墳出土のものも、鏡地であるが、その形が稍々縦長で、心葉形といふよりは後世いふ杏葉の形に近いものがあり、或は心葉形とは種を別にし、「杏葉形」の名の下に集める方が適當かも知れない。併し遺品の數も寡いので、今は形式別可能なるが如しと注意しつつ、しかもこの心葉形の中に含めておく。鐵臺、金銅地縁金に笠鉾を繁打ちしてゐるし、力革拵みは透出し、矩形孔を穿つて居り尋常の拵である。4 は尋常の鏡地心葉形、鐵臺金銅地、縁金には笠鉾を四ヶ所打ちしてゐるだけの簡素なもの、力革拵みに残つてゐる帯金は裏へ折返し、責金一つを巻いてゐる。この帯金は、力革の先金具の用をなしたものであり、拵み孔に通じて裏へ返した力革の外を包み、所謂力革の力となつたものであるから、「力革の便り金」と呼ばう。2 と出土地が同じである。(注意すべきはこの鏡地はうぶのものであるか、又は透し板が脱離したものであるかと



36



33



37



34



38



35

圖六五一第 圖落葉杏代時古上 (六のモ)

うかが明かでないことである。東京某氏所蔵のものに、この4と全く同形式のものがあるが、これは透板の脱離と認め得るものがある。守屋孝藏氏所蔵國寶日向國兒湯郡妻町西都原出土のものに、3と同形式のものが、四個一括をなし、32の唐草文透しのもの三個と伴出してゐる。

2 心葉形透杏葉 1567の四個がこれである。1は前述のと同様に杏葉形といふべきもの、臺板・地板の區別のない一枚造りであり、中央の透しも杏葉形をなしてゐる。金銅莊、雲珠に裝着してゐる。即ち大形擬寶珠鈕の雲珠から支出してゐる八脚のうち、前後の四脚は尻繫に搦む爲めのもの、左右に各二個の杏葉を垂れてゐる。出雲國簸川郡鹽冶村大字上鹽冶出土。5は表裏を圖示しておいた。金銅莊、一枚造り、力革搦みは鉸具造りとなり、その刺金の便り金を卷いた身の上端板は、裏に三角形をなして折返し、これの抑へとして笠鉾を打つてゐる。駿河國駿東郡大岡村大字中石田小字室下古墳出土。6は上野國群馬郡片岡村乘附出土、心葉透しは小さく、全體は鏡地の感がある。金銅莊、一枚造り、縁金がなく、縁を裏へ浅く打ち返して居り、四ヶ所に銀鉾を打つてゐる。これも鉸具造りの力革搦みとなつてゐる。7は法隆寺獻納御物で土中品でないし、さればといつて時代も明かでないが、寺傳聖德太子御料とあるに近いものではなからうか。一雙の中の一個缺失であらうが、若し一個といふ數が最初からのことであるならば、胸繫に附装せられたものかも知れない、而繫のには聊か大き過ぎる。金銅莊、一枚造、力革搦みは鉸具造。

3 斜格子文透杏葉 8の一例があるのみである。鐵臺、更に縁金をも兼ねる鐵地板を斜格子文に透し、その上板に金銅薄板を張り、六ヶ所に笠鉾を打つてゐる。力革搦みは、今は缺失してゐるが、矩形孔造のものであら

う。筑前國遠賀郡岡垣村大字吉木出土。⁽¹²⁾

4 十字文透杏葉 9 10の二例がある。9は遠江國榛原郡初倉村大字阪本字色尾高根森古墳出土、鐵臺、金銅地、緣金共造りの十字文透、力革搦みは、山形造出し、力革を笠鉾三個を以て鋸留めの様式である。10は信濃國下伊那郡龍丘村出土、金銅莊、十字文透の十字文組合に方形造出があり、笠鉾四個をその隅に打つてゐる。鐵臺。

5 三葉文裝飾杏葉 11 12 13 14 15の四例がある。11は上野國多野郡八幡村大字山名隠居山古墳出土、鐵臺、鐵地板を緣・三葉文を残して透彫、上張金銅薄板のもの。12の三葉文は萎縮してゐる。鐵臺、金銅地。なほ本遺品の裏中央に鐵銀殘片附着して、轉鏡板かとも見られる點がある。信濃國東筑摩郡島内村大字高松出土、東京帝國大學人類學教室藏。13は上野國群馬縣瀧川村大字上瀧出土、帝室博物館藏、拵は前者と同一であるが、三葉文が著しく弛緩してゐる。14は所謂杏葉形のもの、底尖部が缺失してゐるが、裝飾は整つてゐる。遠江國引佐郡都田村大字都田小字吉影出土⁽¹⁶⁾、15は丹波國氷上郡生郷村大字石負出土、二個對をなしてゐる。帝室博物館藏、鐵臺金銅地、三葉文は既に變形して、中央葉は劍尖をなし、かつ緣金及び三葉文の笠鉾は繁打となつてゐる。20は如上の三葉文裝飾のものとは多少趣を異にし、鐵臺金銅地板の中央に、三葉文の根を以て扁圓形をつくり、四方に十字文をなすやうに腕を支出せしめて、前に述べた十字文との合成様式たることを示し、その腕の根と、力革便り金とには、花形笠鉾を打ち、緣には笠鉾を繁打してゐる。今、力革便り金の中に、相重つた革殘片を遺存し、力革が一度力革搦みの孔を通して裏に折り曲げられ、その二個の花形笠鉾によつて鋸着させられ、その上に黃金を以て責められてゐることを示してゐる、攝津國三島郡福井村大字福井海北塚出土、帝室博物館藏。

6 心葉文槌起杏葉 16 17がこれであり、18 19はこれに類するものであらう。共に金銅莊、而して16 17の二例は、鐵臺二枚重ね、上臺板を緣金及び心葉文を残して切り抜き、金銅上板を以て全面を覆うたもの、16と17との間には、鉸具搦みの形式に、孔造と鋸着造との差異がある。18は心葉形が扁圓形となり、19は扁圓文と十字文との組合せ、しかも中心には金銅薄板を以て、扁圓形盤をなす槌起を嵌装してゐる。花形笠鉾・力革便り金等は20と同一手法となつてゐる。16は上野國群馬郡倉ヶ野町倉ヶ野出土、17は美濃國不破郡青墓村大字晝飯字牧野内車塚出土、19は攝津國三島郡福井村大字福井海北塚出土、共に帝室博物館藏。18は信濃國下伊那郡市田村武陵地第一號墳出土。⁽⁸⁾

7 唐草文透心葉形杏葉 類例が多い。第一五二圖21—27、29—32及び第一五六圖28等を擧げることが出来る。すべて金銅莊即ち鐵臺・金銅地板の上に金銅唐草文透し板をのせ、緣板で抑へ、笠鉾で鋸着したものである。

(30は唐草文透板と緣板とが共作りである) 23 24の緣板が蒲鋒形縁をしてゐるのは珍しいし、力革搦板造り出にある心葉形透は、力革搦みの爲めの孔ではなく、單なる裝飾のものらしい。力革の搦みは鋸留造となつてゐる。唐草文は21—29までが忍冬文であり、30 32はその變形、31は忍冬文の固縮化したものではあるまいか。

ここで吾々は忍冬唐草文の仿製如何といふ問題に逢着する。忍冬唐草文が飛鳥藝術に盛行するものであり、法隆寺を中心として當時の遺品の多くを見るのであり、しかもその殆んどすべてが、雄健なる手法を以て現はされてゐる。之等の中にはわが國人(歸化人を含めて)の作になるものもあつたらうが、又若干の舶載品があつたのではあるまいか。今、自分の問題とする杏葉遺品を採つて見るに、21—29の唐草文透のものと、次に述べる龍唐

草文透及び双鳳文透の群と、これに屬せざる他の群とを比較するに、その表現に著しい差異があるやうに思はれる。而してこの差異は、やがて内地製と舶載品との區別に基因するかの如くに想はれるし、法隆寺を圍む工人の一群はいざ知らず、地方に分散するこの杏葉製作の工人にあつては、31の如き唐草文は出来るにしても、21—29の如きものは、33—38までのものと共に、舶載品にその供給を仰いだのではあるまいか。而してこの所説の可否はいづれにするも、之等の遺品に支那六朝藝術（隋及び唐初のものも入るかも知れない）の影響が明瞭に印象されてゐることは明かである。21は上野國新田郡寶泉村大字由良字狐塚出土、22は常陸國新治郡（村名未詳）出土、24は三河國渥美郡高師村大字磯邊出土、25は筑前國宗像郡津屋崎町出土、26は駿河國安倍郡豊田村大字小鹿字堀ノ内出土、27は横濱市磯子區磯子町三九四番地古墳出土、28は遠江國榛原郡初倉村大字牧野字御原小屋原出土、29は上野國群馬郡清里村大字青梨子出土、30は出土地未詳、31は大和國高市郡白樫村大字妙法寺字ヨウガミ出土、32は武藏國兒玉郡（村名未詳）出土、35は筑前國筑紫郡席田村出土、而して21 23 24 26 27 28 31は帝室博物館藏、22は和田千吉氏藏、29は高橋嘉喜太郎氏藏、30は伊勢徴古館藏、32は天龍寺藏、35は京都帝國大學文學部藏。

8 龍文透杏葉 33の守屋孝藏氏藏國寶日向國兒湯郡妻町西都原出土のものと、34の文理科大學藏出土地未詳のものが著しい。33は双龍相對するものが、全く唐草文化されて、一見しただけでは双龍形を辨別することが困難であらう。34は單龍纏繞して中央に巨口を開いてゐるが、雄渾に龍軀を牛肉彫してゐる。蓋し上代藝術の尤品と稱すべきであらう。而してこの二例に於いても、忍冬唐草文が併用され、以て前者と系統親通にあることを想はしめられる。共に鐵臺・金銅地、金銅透板。

9 双鳳文透彫杏葉 36 37 38の三例がある。36は増田太郎氏藏、出土地未詳、37は東京文理科大学藏、美濃國稻葉郡前宮村出土。38は伊勢徴古館藏、出土地未詳、36 37は双鳳文が牛肉彫となつてゐるが、38は現在板彫の透文板のみを遺存して居る。

□ 扁圓形杏葉の形式

裝飾文より分けて、(1)斜格子文杏葉、(2)車文杏葉、(3)菱車文杏葉、(4)八曜文杏葉及び(5)三葉文杏葉の五目とする。

1 斜格子文杏葉 39の信濃國下伊那郡市田村武陵地第一號墳出土のものを典型的の斜格子文杏葉とする。鐵臺金銅地。40の攝津國三島郡福井村海北塚出土のもの（帝室博物館藏）は、同じく鐵臺金銅地の斜格子文であるがその形が稍々頽れ、中央に菱形文を置き、八方に脚を輻射させてゐる趣があり、次の車文杏葉への連絡を示し、車文杏葉がこの斜格子文から變形して來たものであらうといふ推定を可能ならしめる。

2 車文杏葉 41の武藏國北埼玉郡埼玉村若王子古墳出土（東京帝國大學人類學教室藏）のものは、40とその様式が著しく類肖してゐるが、斜格子文の頽れが一段と著しくなつて居る。ところが、42の下野國河内郡明治村大字大山出土（帝室博物館藏）のものに至つては、外形も圓に近く、かつ中核が圓文となり、全く車輪狀をなしてゐる。二者共に鐵臺金銅地。

3 菱車文杏葉 菱文を車輪狀に配したものの、43は駿河國安倍郡有度村中吉田出土、44は出土地未詳（帝室博物館藏）共に鐵臺・金銅地、縁金に打つた飾鋸が著しい。

4 九曜文杏葉 46の上野國群馬郡瀧川村大字上瀧出土のもの(帝室博物館藏)を典型的のものとする。鐵臺金銅地、輪廓を七花形又六花形とし、中央に稍々大きく、その周圍に稍々小形の圓形窪みをつくつてゐる。前述の車文杏葉との關係も考へられ得るものであるが、外形に新機軸を試みてゐる。これを扁圓形の中に含めるのは、穩當を缺くものがあるとも思はれるが、假りにここに置く。輪廓を七花形とし、隨つて九曜文ではなく、八曜文となつたものが、上野國勢多郡芳賀村大字五代から出土してゐる。鐵臺金銅地。

45の駿河國富士郡大宮町大字別所出土のもの(帝室博物館藏)は、中央の圓文が凸文となり、かつ力革搦み下の半圓となつてゐるが、同一形式のものとしてよからう。鐵臺金銅地。

5 三葉文杏葉 4748を典型的のものとする。47は近江國高島郡水尾村鴨稻荷山古墳出土のもの(京都帝國大學文學部藏)、緣金及び三葉文・力革便り金等に打つた鋸が、普通見る笠鋸ではなく、依鋸となつてゐる。48は筑前國嘉穂郡桂川村大字壽命字坂元王塚出土のもの。雲珠に附裝の様を遺存してゐる。二者共に鐵臺金銅地。

50は全く圓形輪廓のものとなつてゐる。複合三葉文ともいふべきものであらう。珍しや鐵臺銀地、大和國(郡村名未詳)出土、帝室博物館藏。49も變形三葉文のものといふべきものである。信濃國下伊那郡下川路村正清寺古墳出土、鐵臺金銅地。

ハ 扁圓劍尾形杏葉の形式

扁圓を上體とし、下體即ち尾に劍菱形を附着せしめた様式である。朝鮮出土のものに、これと相似た形式のものであり、下體を魚尾の如き形のものとした(第一五八圖1314)のがある。これを梅原君は「結紐形」と呼んで

ゐられる。總角結の形に似てゐるので、朝鮮出土のものには「結紐形」の名も相應してゐるが、内地出土のものには、尾の形が朝鮮出土のものと同異つて居り、劍菱形をなすので、稍々生硬の嫌ひはあるが、「扁圓劍尾」の名を用ひることとする。

51の如きは小形の例であり、5253を普通の大ききとする。54は特に大形のものであり、裝飾の笠鋸の繁打となつてゐる。555657はこの扁圓劍尾形の變形と見るべく、58は恐らく臺が失はれ、地板のみを遺存してゐるのであらうかと思ふが、縊れ目に一孔だけでなく、三孔があるのは52と併せ考ふべきであらう。

596061の三例は、大形であり、かつ鈴又は小劍形の附繞飾があるもの、即ち59は縁に七鈴を附飾し、かつ縊れ目下に於いて、喇叭形の縁に六鈴を附飾したものを副へて居り、60はその喇叭形附飾の位置に大形圓球をつけてゐる。61は縁に七個の劍形附飾をつけたものであり、共に珍奇の遺品といふべきものであらう。

5960が銅地である外は、51以下61まで鐵臺金銅地。

51は大和國磯城郡朝倉村字笠間出土(東京帝國大學人類學教室藏) 52は筑前國飯塚市大字西町出土(帝室博物館藏) 5356は出雲國能義郡荒島村大字荒島字佛山出土(帝室博物館藏) 54は美作國眞庭郡八束村大字上長田出土(帝室博物館藏) 55は備前國邑久村大字山田庄出土(帝室博物館藏) 57は備前國邑久郡美和村大字西須惠字築山出土(帝室博物館藏) 58は信濃國諏訪郡宮川村字高部熊野堂疱瘡神塚出土(帝室博物館藏) 5960は國寶上野國群馬郡上郊村大字保渡田藥師塚出土(西光寺藏) 61は筑前國嘉穂郡桂川村大字壽命字坂元王塚出土。尙51—53に類する形式のものが、遠江國磐田郡袋井町高尾大門大塚、信濃國下伊那郡下川路村正清寺古墳、上野國群馬郡上郊村大字保渡田八幡塚、

上野國勢多郡上川淵村大字朝倉古墳、常陸國眞壁郡關本町大字上野古墳等から出土してゐる。

ニ 鈴杏葉の形式

62—68の七例をあぐべく、すべて鑄銅製であり、外形は前述の扁圓劍尾形に類似するものがあり、殊に五鈴のものに於いてその類肖が著しい。62は信濃國下伊那郡下川路村正清寺古墳出土。尾鈴を缺失してゐるが、作の精緻稱すべきものがある。なほこれと様式を等うし、かつ完形のもものが、上野國勢多郡粕川村庚申山古墳から出土し、近戸神社に藏せられてゐる。63は下野國河内郡豐郷村大字瓦谷小字宮下出土、力革搦みの手法が特異の様式をなしてゐる。64は前者と出土地を等うし、著しく小形である。共に帝室博物館蔵。この64の小形なるに比し、67は鈴杏葉中の最大のものといつてよい。「撥雲餘興」に「大和田十市郡なる山陵のほとり」よりとして圖示してゐる。今の高市郡地内であらう。

五鈴杏葉としては65の下野國河内郡雀宮村大字雀宮出土（帝室博物館蔵）のものを普通形とする。66の上野國邑樂郡多々良村高根出土（東京帝國大學人類學教室蔵）のものは、作の表現に力を失つてゐるし、68は扁圓劍尾にある裝飾文が他のものと趣を異にしてゐる。出土地未詳（帝室博物館蔵）

ホ 鐘形杏葉の形式

底邊が二又は四の山形をなし、鐘身の如くに一文字をしてゐないが、大同を採つて鐘形と呼ぶこととする。69—74例の如く斜格子文のものが多く、75 76は特異の様式といつてよい。すべて鐵臺金銅地。

69 70は備中國都窪郡庄村大字日畑西組字赤井出土、71 72 74は出土地未詳、73は武藏國北埼玉郡埼玉村大字埼玉

出土、75は紀伊國海草郡和田山出土、76は上野國勢多郡藤岡町附近出土（本山産一及び松原長南兩氏蔵）

ヘ 變形様式

77 79 80 82 83等は前述の鐘形の變形様式であらうし、78 81 84も亦それに近いものであらう。而してこの變形様式とするものに、忍冬唐草文透の優秀にして、舶載のものと思はせられるものがあり、寧ろ鐘形形式の普通のものとなされたものに、内地製の趣を有するもの多きに徴して、この變形様式を本形式とし、鐘形としたるものを變形とすべきであるかも知れない。

77は忍冬唐草文裝飾杏葉中の中での尤なるものといつてよいが、惜しむべし、出土地が未詳である。（伊勢後古館蔵）78は金銅地板のみで、臺板を缺失してゐる。上野國碓氷郡八幡村大字下大島出土（根岸武香氏舊蔵）、79は下野國足利市足利公園第三號墳出土（饒阿寺蔵）、80は武藏國北埼玉郡埼玉村大字埼玉將軍塚出土（帝室博物館・東京帝國大學人類學教室及び下忍村増田氏蔵）大様に忍冬唐草文を透彫してゐる。81は力革搦みの方孔を身の内に穿ち、造出をつくつてゐない。鐵臺銀地銀上板造り、周防國佐波郡石田村片山出土、82は攝津國武庫郡本山村田邊古墳出土（京都帝國大學文學部蔵）、83 84共に地名未詳、83は鐵臺板二枚重ね、その上板に扁圓形を透彫し金銅地板を槌起してゐる。（二者共に帝室博物館蔵）85は忍冬唐草文金銅板を遺存するのみであるが、缺失してゐる上端部の形が稍々異状をなし、果して杏葉であるか否かにも疑問があるが、さればとて杏葉以外に求めることも出来ない。

87 88 89は名の如く變形様式であり、普通の杏葉と頗ぶる趣を異にするものがある。87の上野國勢多郡平井村白石古墳出土のもの（帝室博物館蔵）は、その拵の様式が83と趣を等うして鐵臺金銅地、88は銅製、國寶上野國群馬

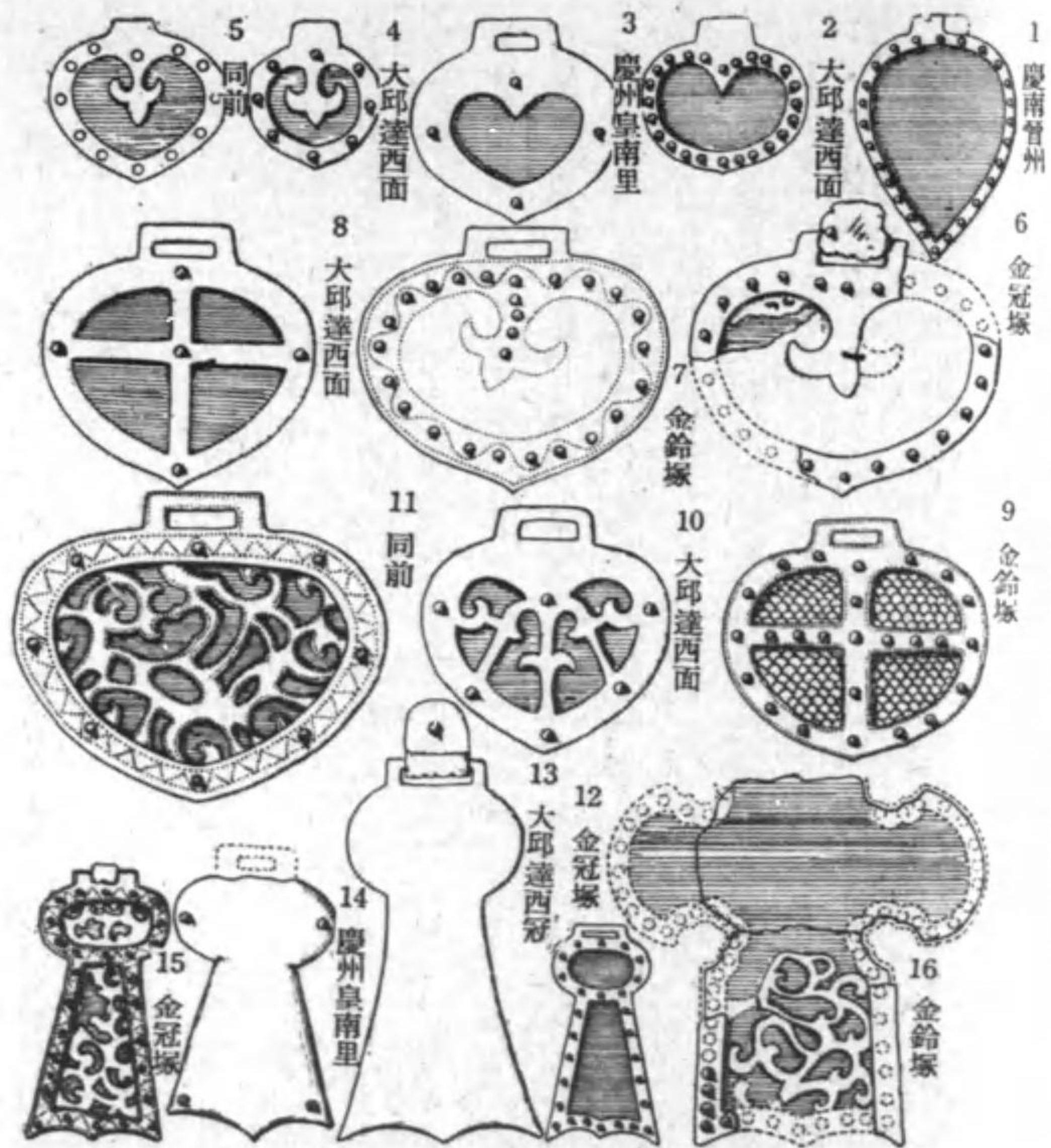
郡上郊村大字保渡田藥師塚出土(西光寺藏) 89は連環唐草文透彫のもの、國寶河内國南河内郡道明寺村 應神天皇御陵側丸山古墳出土、鐵臺金銅地。

四 古代朝鮮の杏葉(第一五八・第一五九圖)

樂浪遺物には杏葉が発見されてゐない。高句麗遺物にも、杏葉は発見されてゐないが、所謂高句麗古墳壁畫に杏葉裝飾の馬の圖を見る。平安南道龍岡郡池雲面雙楹塚壁畫弓矢を持つ人物騎乘の馬が、尻繫の雲珠? から垂れてゐる輪廓五角形のもの、恐らく自分の求めてゐる杏葉であらう。北鮮に於ける高句麗古墳は、西紀四二七年至長壽王が滿洲國輯安縣から平壤に遷都された以後の時代のものとされてゐる。而してその輯安縣治都時代築造の古墳である輯安縣古墳群に於いて発見された壁畫の馬には、杏葉垂飾のものを見ないところを見ると、西紀五世紀以前にも杏葉はあつたかも知れないが、盛行したとはいへない。

1 南鮮出土杏葉の形式 南鮮の古墳遺物には杏葉がある。今その形式を概観するに、杏葉形・心葉形及び内地の扁圓劍尾形と同一形式とすべき扁圓魚尾形又は總角結形との三種がある。杏葉形は、1の慶尙南道晋州郡晋州面出土一例あるのみである。

心葉形杏葉には、23の鏡地、4567の三葉文、89の十字文、1011の唐草文の三目がある。鏡地のものにあつては、2の慶尙北道達城郡達西面第三十四號墳出土の鐵臺銀地のものは笠簀繁打、3の慶尙北道慶州郡慶州



第一五七圖 古朝鮮杏葉聚成圖

邑皇南里八十二號墳出土のものは、鐵臺銀地二重ね、蒲鉾形縁で、笠簀四所打のものである。三葉文のは、比較的數多い。45の達西面第三十四號墳出土のものは、鐵臺銀地の小形のもの、6の金冠塚出土のものは、三葉文に唐草透文板を、地板の上に重ねたものらしい。今、一隅にその殘片を遺存してゐる。7の金鈴塚出土のものは、臺板を缺き、金銅

地板のみのものであり、珠文樋起を以て縁及び三葉文を現はした特異の拵のもの、なほ同形式のもの六個出土の中、一個には爪形革先金具を附けた紫又は紅染の力革着装のままで発見されてゐる。

十字文のものにあつては、8の達西面第五十一號墳第二石櫛出土のもの如く、鐵臺銀地のもので、十字文打



第一五八圖 古朝鮮葉聚成圖 (二)

出、間を鏡地としたものもあるが、又9の金鈴塚出土のもの如く、鐵臺金銅地、間を鱗文打出、縁金の小縁には裏から珠文帯を樋起した如き、複雑裝飾のものもある。唐草透文のものにあつては、10の達西面第三十七號墳出土、鐵臺銀地、縁金及び間の透彫文は共金とし、鐵胎銀張としたもの、11の達西面第五十號墳第二櫛出土ものは鐵臺金銅板重ね、縁金に小縁及び間の山形文を珠文樋起してゐる。9の唐草文は忍冬文系統のものと思はれるが、10のは獸文唐草の如くに考へられる。

12以下は梅原君のいふ結紐形であり、その結紐といふは、わが總角結びをいふのであらうとして「總角結形」といつてもよいし、わが扁圓劍尾形の名と連繫し、尾が魚尾をなすを以て「扁圓魚尾形杏葉」と呼んでもよからう。南鮮出土の杏葉としては類例が多い。大きさからいへば、長さ一〇釐に及ばないものが多く、13の如きは特大に屬する。金銅一枚造のものが多く、かつ1314の如く縁金もなく惣鏡地のもを普通とする。(作からいへばそれに當る) 12の銀張鐵地のもをを表裏二枚重ねたものは特異の例で

あるが、鐵臺のものは稀にある。(附略) 1215の金冠塚出土例、16の金鈴塚出土のもの、地板に唐草文透彫が施されてゐる。17(第一五九圖)の魚尾は、中尖稍と延びて内地の扁圓劍尾形と相似たものとなつて居り、以て扁圓魚尾形と扁圓劍尾形との連繫をつとめてゐる。中央に蝦蟇と見えるものをおき、左右に鳳凰文を配せるものであり、五個伴出の中で一個は肉彫的となつてゐる。

2 南鮮出土杏葉の形式觀 外形とすれば、杏葉形・心葉形・扁圓魚尾形の三種であり、内地出土杏葉に多い鐘形が見當らない。而して扁圓魚尾形のものの中、17(第一五九圖)が稍と趣を異にして、魚尾の中尖を延して劍尖の形をなし、爲めに内地の扁圓劍尾形に近似し、而して龍鳳文を現はして、支那船載様式たることを想はしめられるものがある。

裝飾文の中、唐草文又は鳳龍文が支那的のものとするれば、彼の有する三形式の中、心葉形及び扁圓魚尾形の中に支那的のものがあるといひ得られるし、杏葉形が鏡地のものではあるが、これが類似形を支那内地に求めることが出来る以上支那的のものであるとするに誤りはない。9の金鈴塚出土のもの又は15の金冠塚出土のもの如き、繁煩に過ぎる裝飾のものは朝鮮所産のものかも知れないし、多くの鏡地小形の扁圓魚尾形のものも、同じく朝鮮所産かと想ふ。

内地出土のものと比較するに、種目の變異に乏しく、工藝的價値に於いても、寧ろ劣つてゐるといふことは出来るが、優れてゐるとは言へない。併し形から見ても、内地のものを受けたとは言へない、反つて朝鮮から内地に及ぼしたとは考へられ得るし、尠くも朝鮮と内地とは系統を一にし、同じ母胎から生れたものといつて差支な

5。

3 南鮮出土杏葉の年代 南鮮出土の杏葉の殆んどすべては、新羅又は任那の地から発見されたものであり、かつ西紀六世紀代前後のものであると思はれる。慶州の金鈴塚・金冠塚がその時代のものであり、大邱附近の達西面古墳の多くも、それと前後する時代のものであることには、異議を挟むものが無からう。即ち内地の古墳時代後期のものが多いといふことに於いて、内地出土の杏葉の年代と併行してゐると思ふ。

五 古代支那の杏葉 (第一六〇・第一六一圖)

古代支那の杏葉については、原田博士・駒井和愛兩氏の「支那古器圖攷舟車馬具篇」に、支那に於ける杏葉の初見は六朝時代であり、漢代に行はれてゐなかつたことは、漢代畫象石の馬圖に杏葉を附けてゐるものがないことによつても知るべく、唐代に盛行したことは、正倉院御物琵琶に描かれてゐる虎狩圖中の騎馬並びに西域発見の泥馬の繫部に杏葉形の垂飾のあるを以て知るべく、かつ支那周囲の民族の中に杏葉に似たものを馬具の中に有するものがあるが、支那に於いては六朝以後に顯出するところから見ると、北方の遊牧民族よりも寧ろ西域地方からの影響に基くものとすべきであると説かれて居り、かつ梅原君によつて詳細に報告されたアルタイ地方バズリック發掘木製繫飾品又はササン朝石刻鐵馬に房狀の裝飾を施したものを注意し、かかるものに杏葉の祖型を求むべきであるとされてゐる。

六朝代の明器泥馬に杏葉裝飾のものは尠い。大塚稔氏藏明器泥牛の尻部裝飾として尻繫様(鞍橋がない)のものがあるが、それに厚總と共に杏葉形のもの(第一六〇圖1)八個を垂れ、中四個は雲珠に繫飾してゐるのは面白い。唐代明器泥馬には、杏葉垂飾のものが多い。ロンドン山中商會蒐集(余の外遊當時のこと)の明器泥馬二頭(第一



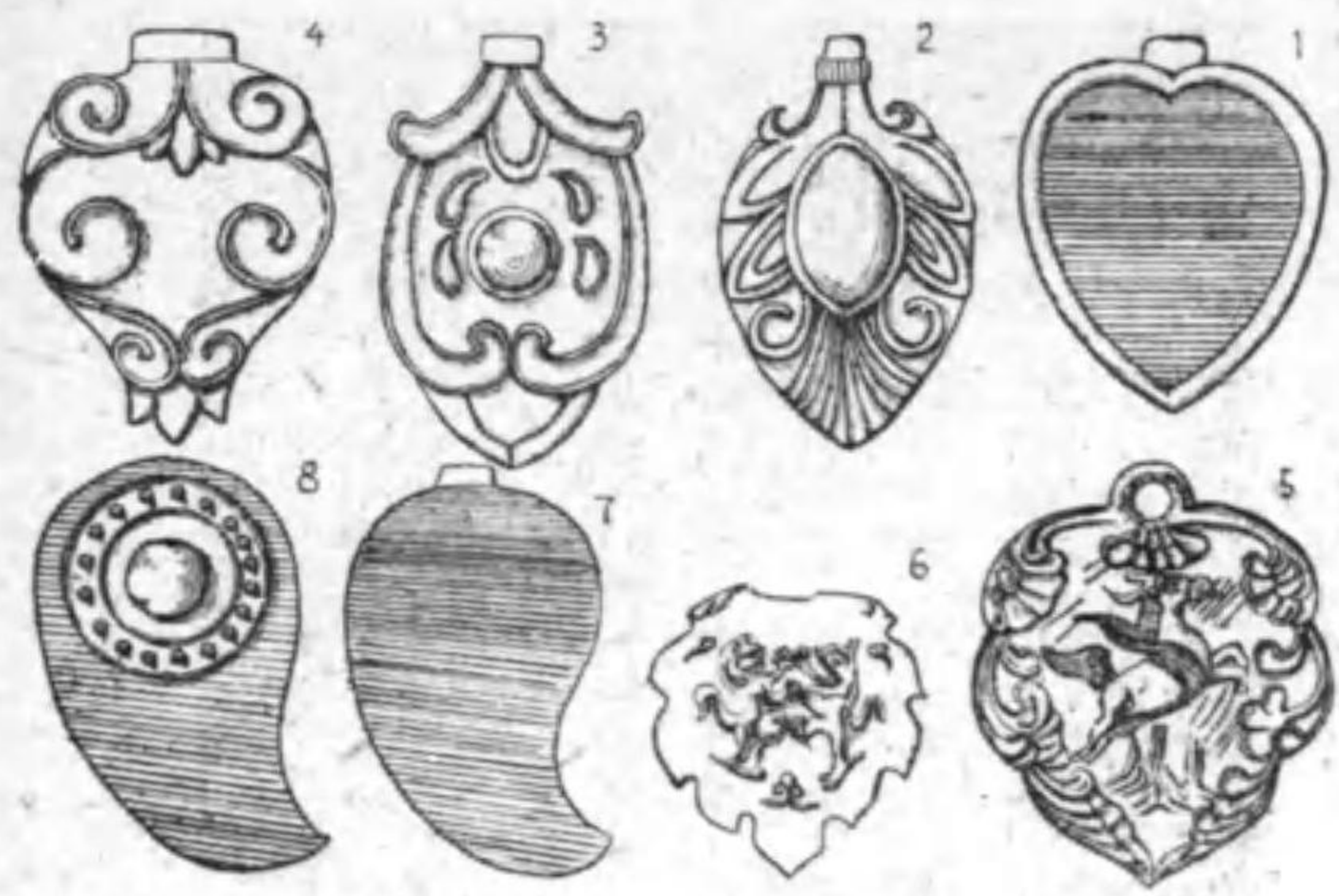
第一九一圖 唐代明器馬 (ロンドン山中商會蒐集)

五九圖はその一)にはそれ／＼尻繫に六個(第一六〇圖2)及び面繫に一個の杏葉を垂れて居り、大塚稔氏藏明器泥馬には、尻繫に厚總と交互に垂れて四個(第一六〇圖3)と面繫に一個、伊東庄兵衛氏藏明器泥馬には尻繫に八個(第一六〇圖4)及び面繫に一個、又他例に於いて尻繫に六個、胸繫に五個(第一六〇圖8)、又尻繫に四個、胸繫に二個(厚總と交互垂飾)(第一六〇圖7)を用ひてゐるを見るべく、原田博士に注意された正倉院御物琵琶捍撥皮

畫虎狩圖に於いては第一六〇圖7形式のものを胸繫に五個、尻繫に六個、西域發見泥馬は同じ形式のものを、胸繫に四個、尻繫に六個繫飾してゐる。

上古時代の杏葉に就て

かくして唐代杏葉には、杏葉形のもものが漸く多くなるとしてゐるが、又一方、原田博士によつて紹介せられた巴里蘆商會藏金銅八手葉の形をなせるもの（第一六〇圖6）及び巴里ダビッドワイル氏藏金銅製葉形のもの（第一六〇圖5）のもあつて、必ずしも杏葉形が時代の特徴をなすものともなし難い。而して裝飾文のモチーフも、寶相華文あり幾何學文あり、又動物文もあつて定まるものないことも、わが奈良時代のものと同趣を等うしてゐる。



第一六〇圖 古支那杏葉例

杏葉裝馬の様式に於いては、面繫・胸繫・尻繫の三繫に繫飾（カ革を用ひたかどうかは泥馬だけでは明かでない）してゐるし、六朝代のもものは雲珠に繫飾してゐるが（一例だけでかくいふのは無理とは思ふが）唐代のものには、直接に尻繫（後にいふ副條式）に繫飾してゐる。面繫に用ひられた場合に、一個のみを普通とするは、わが正倉院御物にも見るところであり、随つて面連にかかるものであり、わが平安時代のもの如く轡搦みに連飾することはない。

正倉院御物琵琶捍撥皮畫、虎狩に驅乘する馬に杏葉垂飾をしてゐるところを見ると、支那に於いては、杏葉を飭馬用としたものではないといふことを考へさせられる。併し又

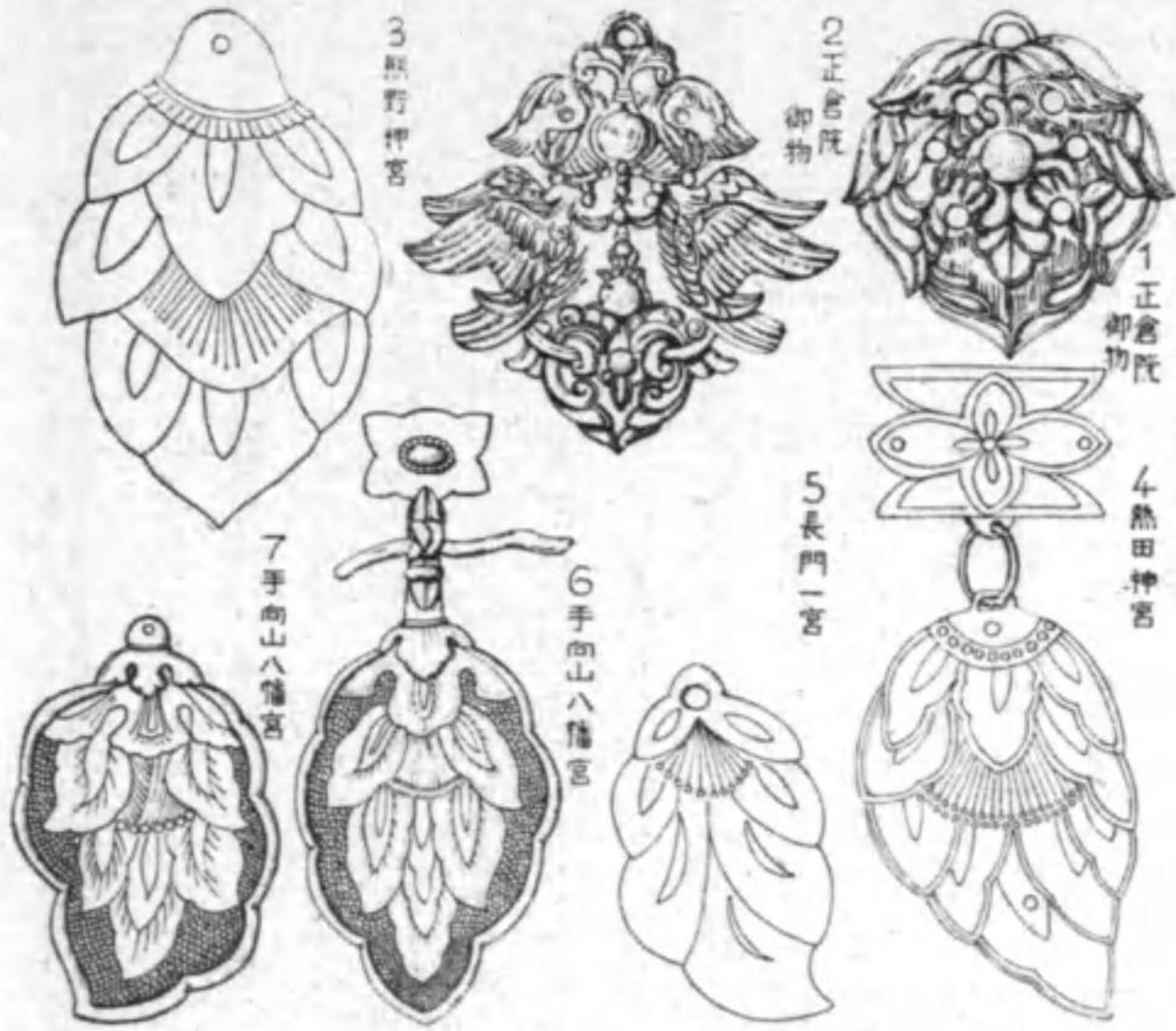
一方、山野に馳驅する馬が、輕装をこそ旨とすべきであるに、杏葉十數個を連飾するのは、可成り不便のものであり、或はこれが繪噓といふべきものではないかと考へさせられるものがある。随つてよしやわが中世の如く、唐鞍所用といふ特殊の用に限定されたものではないとしても、これを裝馬の風であらうと考へることに支障を來す程に有力な資料となるとは思はれない。

六 奈良時代及び以降時代の杏葉（第一六一圖）

奈良時代杏葉遺品には、正倉院御物の二例（第一六一圖1・2）がある。正倉院御物鞍十具の中、杏葉裝備のものは二具あるのみであり、1・2個を尻繫辻金具に附飾したものと、2を同じく尻繫辻金具に附飾し、1を胸繫及び面繫に用ひたものがある。1は輪廓葉形をなし、寶相華文鑄出裝飾、2は1よりも稍々大形であり、寶相華文を踏まへて双鸚鵡相對するものである。共に唐式裝飾といふべく、奈良時代に盛行した文様を採つてゐる。

平安時代に入つては唐鞍にのみ杏葉を用ひ、和鞍に杏葉を用ひたものが、準唐鞍として取扱はれてゐたことは、『西宮記』『北山抄』等に記すところであることは既にこれを述べた。併し當時の杏葉にして、今日その遺物の傳世するものなく、纔かに春日神社御神殿繪馬（第一五〇圖はその一）及び『年中行事繪卷』にその略形を描かれてゐるによつて、その形制を察し得るに過ぎない。

春日神社大宮本殿の御間板には唐鞍飭の馬二頭を描いてゐる。社傳 後三條天皇の御代御造營に際して始めて



第一六一圖 奈良時代以降の櫻葉の例

描かれたものとあるものであるが、その一（第一五〇圖）は尻繫に六（左右各三）胸繫に一、面繫に四（左右各二）の杏葉、他の一は尻繫に八、胸繫に六、面繫に四つを垂飾してゐる。杏葉の形式は兩馬共通、かつ三繫共通のものであり、猪目透しを中央底に有する深い笠形を有し、左右拗入の杏葉形のものである。

『年中行事繪卷』には、『賀茂祭繪』及び『二宮大饗繪』にこれを見る。前者に於いては、尻繫に六、胸繫に五（推定）、後者に於いては、尻繫に八、胸繫に七（推定）の杏葉を飾つてゐる。前者は、鈕の座に三葉形座があり、杏葉形をなし、身は覆輪を有し袈裟襷文地裝飾のもの、後者は杏葉形素文（『古今要覽』による）をなしてゐる、而し

て尻繫垂飾に於いて、春日神社繪馬は雲珠とは無交渉であるが、『年中行事繪卷』二例とも、尻繫が雲珠に結ばれると共に、杏葉の各二はその雲珠から垂れてゐる。

『物具裝束抄』に唐鞍に於いては、胸繫に七、尻繫に十、面繫に十の杏葉を用ふと記してゐる。胸繫・尻繫に用ひられる数は未しも、面繫は餘程の小形にしても、十個は多過ぎる感がある。

熱田神宮・手向八幡宮・紀伊熊野神宮・長門一宮の如き古社の神馬に唐鞍を飾る風の起源は、恐らく平安時代にあつたらうし、今その社に傳へる唐鞍馬具には、所謂再版物も多いがその形は平安時代のもので多しと思ふ。随つてこれを準平安時代様式とする。すべて一枚造りであり、所謂杏葉形をなしてゐる。手向山八幡宮藏品に見る6の如く、中軸線垂直のものは胸繫中央におかれたものであり、これを中心として、その左右のもの形は、尾をそれ／＼右又は左に曲げて、中央に尾を向けることとしてゐる。（7はその一例）

鎌倉時代以後は、唐鞍の用が廢れると共に、杏葉も行はれなくなり、その形は胸丸・腹巻の如き甲冑のみ残ることとなつた。随つて杏葉は、奈良時代のもとのみあるといつてよい。而して奈良時代以後の杏葉は、奈良時代と平安時代とによつて、著しく形式を異にし、奈良時代のものには定型をなさず、又裝飾のモチーフにも動物文・植物文とあつて一定するものがないが、平安時代のものにあつては、所謂杏葉形をなしかつその裝飾文も定まるものがある。固より、奈良時代のものには、正倉院御物の二例あるのみであり、この二例を以て全體を推すことは出来ない。平安時代の定型となつた杏葉形が、奈良時代に行はれなかつたとは斷じ難いが、當時の特徴をなす程に著しくなかつたことは察するに難くない。

又、杏葉装馬の様式に於いても、尻繫・胸繫だけでなく、面繫にも装ふことは、兩時代を通じて行はれてゐるが、奈良時代のものは、尻繫交叉の場合即ち雲珠を装ふ場所に垂繫してゐるに對し（後述尻繫に於ける杏葉装飾の第5式）、平安時代のものは、雲珠を避けて副條式尻繫の副條に連飾するを普通とするところに、稍と趣を異にするものがある。

七 上古時代の杏葉の年代

杏葉の年代を、出土古墳の年代から求めよう。

遠江國磐田郡袋井町高尾大門大塚・遠江國榛原郡初倉村大字阪本字色尾高根森古墳・近江國高島郡水尾村鴨稻荷山古墳・上野國群馬郡上野村大字保渡田藥師塚・筑前國嘉穂郡桂川村大字壽命王塚の如きは、古墳時代中期末から後期初頭に比定して差支ないであらうし、これらの古墳を以て杏葉出土の最初の古墳とすべく、他の古墳はすべて後期に比定してよい。

今、その初頭年代にあつた古墳出土の杏葉を見るに、遠江大塚からは三葉文心葉形（第一五一圖14）、遠江高根森からは十字文心葉形（第一五一圖9）、近江稻荷山古墳からは三葉文扁圓形（第一五二圖47）、上野藥師塚からは扁圓劍尾形（第一五三圖59、60）及び變形（第一五五圖88）、筑前王塚からは變形扁圓劍尾形（第一五三圖61）及び三葉文扁圓形（第一五二圖48）が出土してゐる。大陸色の濃い三葉文のものゝあるのは當然であらうが、扁圓劍尾形、殊に複

雜化したもののあるを見るのは注意に値する。即ち大陸色が薄く、内地發達のあとの著しい扁圓劍尾形の、更に一段と發達したと思はれるもののあることによつて、杏葉流行の初頭に於いて、寧ろ内地色が強く反映されてゐることになるのである。

前に挙げた諸古墳に次ぐ年代のものとしては、攝津國三島郡福井村大字福井海北塚・三河國渥美郡植田村字八尻車神社古墳・遠江國磐田郡田原村三ヶ野二山・武藏國北埼玉郡埼玉村大字埼玉將軍塚古墳・常陸國眞壁郡關本町大字上野・美濃國不破郡青墓村大字晝飯車塚・下野國河内郡雀宮字牛塚・備中國都窪郡庄村大字日畑西組字赤井古墳及び筑前國飯塚市西塚檀山古墳等を擧げることが出来る。而して攝津海北塚からは、複合三葉文（第一五一圖20）複合十字文扁圓形（第一五一圖19）及び斜格子文心葉形（第一五二圖40）、三河車神社古墳・遠江二山古墳・下野牛塚からはそれ／＼鈴杏葉、武藏將軍塚古墳のは唐草透文鐘形（第一五五圖80）、美濃車塚からは、心葉文植起心葉形（第一五一圖17）、備中赤井古墳からは十字文鐘形（第一五四圖69、70）、常陸關本町及び筑前檀山（第一五三圖52）からは扁圓劍尾形が出土してゐる。なほ遺蹟の状態が明かでない爲めに確言することが出来ないが、この後期に比定し得るものが多からうと思ふ。

双鳳文透彫心葉形は、その文様から見て古墳時代末期としてよからう。この種のものゝは、出土古墳の様式の明かでないもののみであり、忍冬唐草文の多くも後期の初頭に遡り得るものではない。心葉文透しのものの中、力革搦みに鉸具造のものは、法隆寺獻納御物に一例（第一五一圖7）あるが如く、末期様式のものと思はれる。駿河中石田出土のもの（第一五一圖5）は、伴出遺物から見て、その推定の可能を裏書する。

上古時代の杏葉に就て

以上の大観を以てすれば、舶載様式に於いては三葉文古く、扁圓劔尾形及びこれから進展した鈴杏葉等もこれに併行するものであり、鐘形これに次ぎ、忍冬唐草文・双鳳文等の舶載様式のもものは、末期形式というてよい。

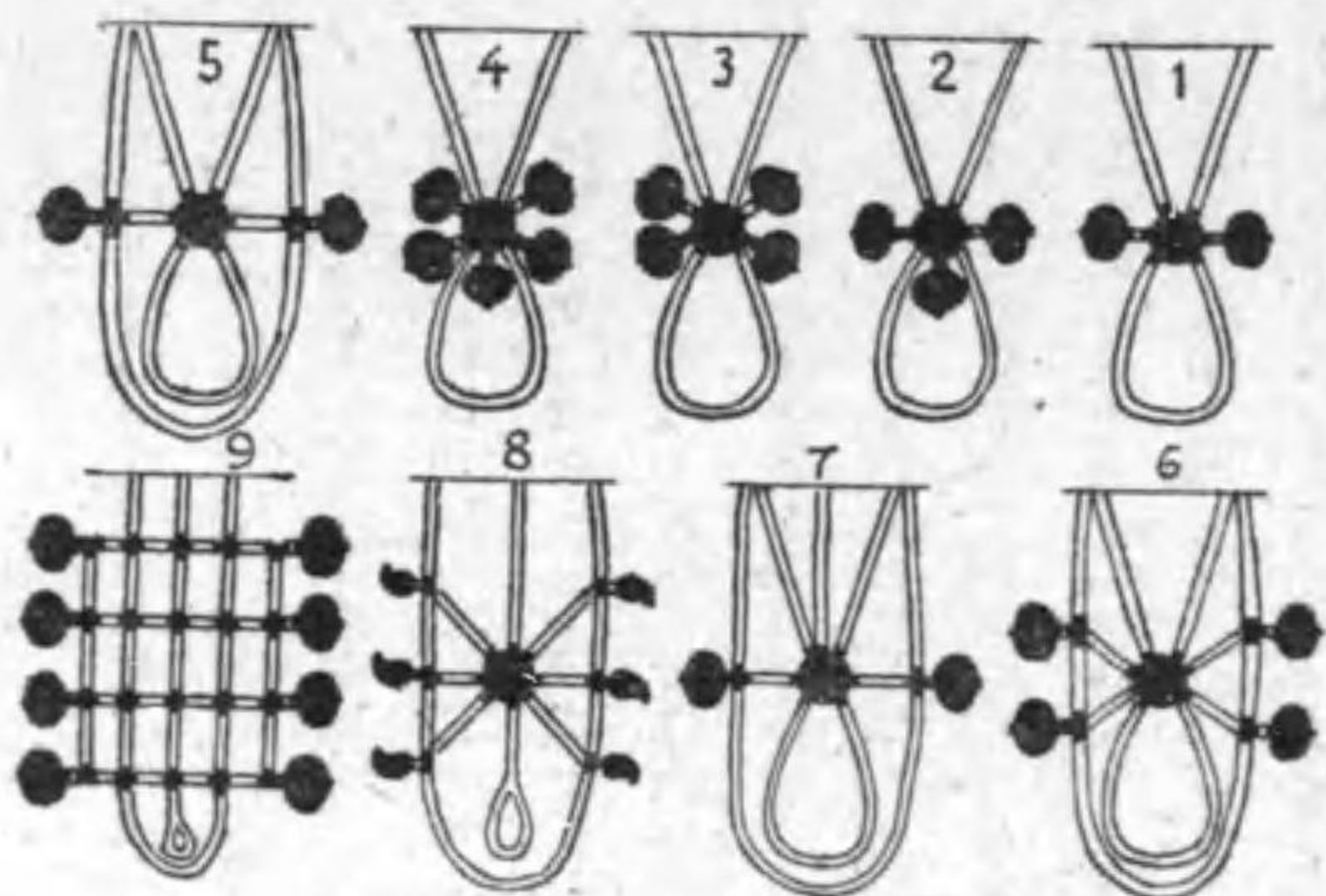
八 上代に於ける杏葉装馬の様式

上代に於ける杏葉装馬の様式は、埴輪馬及び石馬に見る装馬様式を經とし、支那明器馬象・正倉院馬具及び平安時代唐鞍の様式を緯として、その大要を察することが出来る。

埴輪馬に於いては、胸繫・尻繫にのみ繫飾されて居り、面繫に用ひられてゐない。併し支那明器馬(唐代のものが多い)及び正倉院馬具以降平安時代のものには、面繫装着のもののあるを見るところに考へると、わが上代に於いても面繫装着のこともあつたかも知れない。

胸繫に杏葉繫着の様式を見るに、鈴等と合せて一具をなすものもあるが、杏葉のみの例に於いては、上野國邑樂郡大川村出土埴輪馬は鏡地扁圓形杏葉三個を聯繫してゐる。又上野國(郡村名未詳)出土のもものは、中央に鈴を、その左右に心葉形杏葉一個宛を繫着してゐる。又正倉院御物に於いては杏葉一個のみであり、唐代明器馬には五個聯繫の例があり、わが平安時代に於いては、春日神社馬圖に中央に一個の杏葉を、左右に鈴一個づつを配せるものと、中央に鈴一個、左右に杏葉二個宛を聯繫し、『年中行事繪卷』には杏葉五個を聯繫して居るし、『物具装束抄』には、胸繫の杏葉七個とあるが如く、鈴・總等を合せても、又杏葉のみの場合でも奇數であるを式とする。

する。



第一二六二圖 上代杏葉装馬の形式

尻繫繫飾の様式は、尻繫の様式の變異に従つて複雑となつてゐる。尻繫は、鞍橋後輪の鞍から出て、尾根を繞

るものを基本形とし、普通その途中に於いて打違へるのであり、唐鞍に於いてはその打違へに雲珠をおくを普通とするが、正倉院御物には辻金具が用ひられてゐる。わが上古時代の飾馬に於いても、雲珠又は辻金具が用ひられたことは、埴輪馬装馬に於いても見ることが出来る。而して正倉院御物鞍から始めて、中世以降の和鞍の尻繫がすべてこの様式を採つてゐることを注意すべきである。一筋の尻繫を以てすることが出来る(雲珠の場合は三條となるが)ので、これを單條式の尻繫とする。

この單條式尻繫の打違部から左右兩側に一個宛の杏葉を垂れたのを、常陸國東茨城郡上野合村大字神谷出土埴輪馬装馬に見ることが出来る。正倉院御物の二例とも、これと様式を等うする。これを尻繫に於ける杏葉装馬の第一様式(第一六二圖一)とする。

尻繫の雲珠の左右兩側及び眞後に垂れてゐる。これは奈良時代以後のもの又は支那唐代のものには見ないが、埴

上古時代の杏葉に就て

輪馬には比較的類例が多く、これを上代装馬の二様式と見られる。尻繫に於ける杏葉装馬の第二様式とする。

(第一六二圖2)

出雲國簸川郡鹽冶村大字上鹽冶出土の雲珠に、左右兩側をなすが如く、四個の杏葉が繫着してゐる。(第一五一圖1)前に述べた第一様式の複合形と見られるが、これを第三様式とする。(第一六二圖3)この第三様式の爲めには、八脚ある雲珠を必要とする。随つて九脚あるものは、第一六二圖4に示したが如く、雲珠の眞後に更に一個、計五個の杏葉を繫飾したのであらう。これを第四様式とする。埴輪馬には實例がない。

上野國佐波郡三郷村大字安堀出土埴輪馬に於いては、單條式の尻繫に加ふるに、その外を繞つて更に一條を副へてゐる。上古時代の後輪に、鞍四個を有するもののあるのは、この副條式の尻繫の爲めのものであらう。この副條に一個宛の杏葉を繫飾する例は、わが埴輪馬には見ないが、南鮮金鈴塚出土の陶馬にこれを見るべく、唐代明器馬にもこれを見る。これを第五式とする。(第一六二圖5)

第六式はその複合様式と見るべく、わが埴輪馬には類例を見ないが、唐代明器馬にこの種の装馬様式を見るし、或はわが上代にも、この種の様式が行はれたかも知れない。

大和國添上郡樺本町出土の埴輪馬尻繫に於いては、第五式に更に中央一條の紐を加へたものを見る。杏葉は附飾されてゐないが、若しあるとすれば第七式となるであらう。(第一六二圖7)

副條式尻繫は、唐代明器馬に類例が多いところを見ると、或は支那色の尻繫といつてもよからう。平安時代の唐鞍も、この様式のものがかつたらしい、春日神社繪馬及び『年中行事繪卷』唐鞍にも、この様式のものを見

る。今、春日神社繪馬の一例をあげて第八式(第一六二圖8)とする。これには左右各三、計六個であるが、『年中行事繪卷』には左右各四、計八個であり、『物具裝束抄』には尻繫の杏葉十個とあつて、副條に杏葉聯飾の様を見ることが出来る。わが上代杏葉にかく多數の杏葉聯飾のことはなかつたらしいが、支那には例多く、かつ朝鮮にも十個以上(十六個の例もある)の同一形式の杏葉を一括發見することがあるのは、この第八式か又は第七式のものを用ひられてゐたからではあるまいか。

第九式(第一六二圖9)としたのは、筑後國八女郡福島町正福寺石馬に見る尻繫様式である。(尾摺みのところは推定)三條並列の革緒の外に、更に各一條を副へ、かつこれに直交する四條の革緒によつて網狀に組んだ尻繫をつくり、その外側副條に各四個の杏葉を繫飾してゐる。この種のもものは、支那北魏正光六年有銘石刻供養行列圖裝馬にこの様式の尻繫をかけ厚總を垂れてゐることによつて、支那に制を受けたものといつてよい。

唐代又は奈良時代以後の例を見るに、三繫を通じて同形式のものを用ふるを普通とし、二形式を用ふる場合は正倉院御物例に見るが如く、大形の尻繫に、小形の胸繫に用ふる式としたらしい。

第一―第八様式に於いては、雲珠又は辻金物を中核に必要とすべく、その場合、第一第五の二様式は六脚のもの、第二第六の様式は七脚、第三第八の兩様式は八脚、第四様式は九脚、第七様式は七脚のものを必要とすべく、第九様式にあつては十字形脚辻金物二十個を必要とする。なほ第五様式以下の副條式にあつては、革緒の組み合せ及び杏葉繫着の爲めの力革摺みの座金具として、攝蝶金具・辻金具又は小形雲珠を必要とする。

平安時代唐鞍の三繫は革緒を用ふるを式とする。正倉院御物に於いても、組緒三繫もあるが、杏葉繫飾のもの

は、すべて革緒であり、上代杵葉遺物にも力革に用ひられた革緒附着のものが往々あり、かつ埴輪馬に於いても革緒の三繫を表現してゐるが如くに思はれるから、杵葉繫着の三葉は、恐らく革緒を普通としたらう。併し進んで上代に於いて、杵葉装備の場合は革緒の三繫を式としたと断することは出来ない。

杵葉遺物によつて、装馬様式を確實に知ることが出来ない。三繫の緒を完存するものないと言ふ迄もなく、學術的發掘によつたものがない爲めに、三繫の何れに繫着されたかを推知することも出来ないし、密掘の結果のものであるが爲めに、散佚したものもあり、原数を知ることさへ困難である。今、大略を推知し得るを満足するとして、比較的散佚事情のない遺物について大観を試みよう。

攝津國三島郡福井村大字福井海北塚からは、三葉文心葉形(第一五二圖20)二個及十字文心葉形(第一五二圖19)一個と斜格子文小形扁圓形四個とを出土し、鞍橋一脊を伴つてゐるから、大形のは尻繫に、小形のは胸繫に用ひられたと思ふし、尻繫の三個は、同じく伴出した大形雲珠に左右及び後へと繫飾したものであらう。即ち胸繫に於いては中央に總の如きものを用ひ、尻繫には第二様式を考へることが出来る。

三河國渥美郡植田村字八尻車神社古墳では、鈴杵葉三個發見とあるから、雲珠の有無は明かでないが、第二様式とする。

遠江國引佐郡都田村字吉影古墳からは、三葉文心葉形杵葉(第一五二圖14)一個出土と報ぜられてゐる。伴出品を見るに比較的よく點數が注意せられて居り、散佚も無いやうに見えるので一個といふのを確實とすると、これは胸繫のみに用ひたことになるが、前に見た装馬様式にもかかる例はなく、かつ杵葉遺物自體缺損もしてゐるの

で、他にもう一つあつたとし、かつ雲珠も伴つてゐるので、第一様式とする。

遠江國磐田郡田原村三ヶ野二山古墳からは五鈴杵葉二個出土とあるから、第一式か第五式かであらう。(雲珠が發見されてゐない)馬鐸五個伴出、これで胸繫を飾つたのであると思ふ。

遠江國磐田郡袋井町高尾大門古墳からは、扁圓劔尾形三個出土、第二様式とする。又遠江國榛原郡初倉村大字阪本高根森古墳からは、十字文心葉形(第一五二圖9)二個出土、大形雲珠もあり、馬鐸三個を伴つてゐるから馬鐸を胸繫に飾り、杵葉は尻繫第一様式をとつたと想ふ。

駿河國富士郡大宮町字別所古墳から、九曜文式(第一五二圖15)五個出土、五個といふ奇數に見て、尻繫に三個、胸繫に二個又は反對に尻繫二、胸繫三であつたらうし、雲珠一個を伴うてゐるから、尻繫に於いては雲珠に繫けたであらう。即ち第一か第二様式であらう。

常陸國眞壁郡關本町大字上野古墳からは、扁圓劔尾形三個出土、雲珠を伴つてゐないが、馬鐸三個伴出に見て、第二様式とすべきである。

信濃國下伊那郡喬木村阿島郭第一古墳からは、鏡地心葉形(第一五二圖3)三個及び三葉文心葉形二個出土、何れが尻繫か面繫かは明かでないが、三葉文の方が大形でもあり、二個でもあるから、これを尻繫用とする。即ち第一か第五の様式である。

信濃國下伊那郡下川路村正清寺古墳からは、扁圓劔尾形三個と、變形三葉文扁圓形(第一五二圖4)二個出土、前者を尻繫用とし、第二様式とする。

上野國群馬郡上郊村大字保渡田築師塚からは、鈴付扁圓劔尾形(第一五三圖5960)三個及び變形様式(第一五五圖88)七個出土、若しこれが一具をなすものとするれば、恐らく前者は尻繫、後者は胸繫用かと思はれ、第二様式となるが、尻繫に於いてこれを受けたと思はれる雲珠又は辻金具が発見されてゐないから、これは有機質で腐蝕し去つたものと思ふ。ところが胸繫用としたものを七個連繫すると、相接近せしめても、全長一米以上となり、各個間十種内外の間隔をとると、更に五六十種の長さを増すことになり、少し長過ぎることになる。

上野國群馬郡清里村大字青梨子からは、唐草透文變形心葉形(第一五三圖5971)三個出土、第二様式であらう。

上野國多野郡八幡村大字山名隠居山古墳からは三葉文心葉形(第一五一圖11)出土、第一か第五の様式のものであらう。下野國河内郡雀宮村大字雀宮牛塚からは、五鈴杏葉三個(第一五四圖65)出土、第二様式たるべく、下野國河内郡横川村大字下栗字本郷山から三鈴杏葉二個出土が確實とすれば、第一又は第五様式、足利市助戸町字西畑十二天塚から五鈴杏葉五個(帝室博物館蔵は二個)が確かとすれば、尻繫は第一様式から又は第七様式までが可能であらう。丹波國氷上郡生郷村大字石負からは、三葉文心葉形二個(第一五一圖15)二個出土、第一・第五又は第七の様式である。出雲國能義郡荒島村大字荒島字佛山からは、扁圓劔尾形二個(第一五三圖53)及び變形扁圓劔尾形二個(第一五三圖56)出土、第一・第五様式又は第七様式であらう。

出雲國簸川郡鹽冶村大字上鹽冶古墳からは、心葉文透し(第一五一圖1)六個出土、中四個が雲珠に附着してゐるから、他の二個は胸繫のものとするべく、尻繫は第三様式であることは既に述べた。

備前國邑久郡美和村大字西須惠字築山から扁圓劔尾形二個(第一五三圖57)出土、第一か第五の様式とする。同

上邑久郡邑久村大字山田庄からは、變形扁圓劔尾形三個(第一五三圖56)出土とあるから、第二様式と見るべきである。

備中國都窪郡庄村大字日畑西組字赤井からは斜格子文鐘形(第一五四圖6970)三個出土、第二様式か。

周防國佐波郡石田村片山からは鐘形(第一五五圖81)五個出土、第二様式か第四様式かであらうが明かでない。

紀伊國海草郡和佐村大字禰宜からは、三葉文扁圓形二個出土、第一様式から第七様式までが可能となる。

筑前國嘉穂郡桂川村大字壽命王塚からは、變形扁圓劔尾形五個(第一五三圖61)と、三葉文扁圓形六個(第一五二圖88)とが出土し、しかもその各一つが雲珠に繋着してゐることによつて、尻繫に用ひられたものであることを想はしめられる、而して遺品を精査せられた梅原博士は、その装馬様式が余のいふ第九様式に近似したものとされてゐる。今、一應遺物について見よう。

尻繫用杏葉が既に二種もあり、しかもその形式が前然異つてゐるところから見ても、二具分の杏葉を豫想させられる。本墳に於いては、鞍橋は一脊分だけが検出されてゐるが、鐘は輪鐘二雙(報告書に二隻とあるは二雙の誤植であらう)壺笠が一雙あり、轡も三具あり、かつ正倉院御物に鞍金具を全然缺き、木骨木製の鞍橋のあるが如く、本古墳にも、木骨の鞍橋があつたかも知れないとして、ここに一具以上、即ち二具か三具かの馬具があつたと推定してもよからう。而して轡鏡板に、杏葉の扁圓劔尾形と一具をなすと考へ得る劔菱附飾のものがあり、三葉文扁圓形のは複合三葉文扁圓形轡鏡板のものと思はれる。かくして本古墳出土の杏葉は二具分のものとす。

扁圓劔尾形杏葉は五個といふのを、原數、即ち散佚したといふ懸念のないものと假定する。五個一具の例は往來あることは既に述べてゐる。而して本例に於いては、その杏葉の一つが、四脚十字状脚の雲珠に繫飾してゐるとすれば、一應他の四個の杏葉も繫着様式を等うしたと見てよい。ところが雲珠に於いては、この杏葉附着のものと同じ形式のもが他にも十字形脚の雲珠のある以上、その尻繫は單條様式のものではなく、梅原君指摘の石馬に見るが如きものかも知れない。

三葉文扁圓形六個のものに至つては、更に難解である。既にその一個は、大形雲珠に繫着して居り、しかもその雲珠に於いて、杏葉繫着の爲め脚が他に無いとする梅原君の實測圖に誤りなしとすれば、その雲珠附着の杏葉は、側面に垂れたものではなく、第一様式の如く、眞後のものとせなければならぬ。しかば、折角六個三對あつて、第五様式たる聯飾を考へさせられてゐたのに、一個の所謂後家を生ずることとなり、それを胸繫に懸けなければならぬこととなる。而して残りの二對は、尻繫に連飾することになり、その爲めの座金物に十字形雲珠を充てるとすると、これも尻繫は石馬に見るが如き様式のものとするのが可能である。即ち尻繫は石馬に見るが如き様式であるが、杏葉は左右聯飾だけでなく、中央の雲珠に繫飾して眞後に垂れたものであり、しかも一個あるのみであり、その他には、十字形ではあるが、稍々小形にしてしかも杏葉繫着の爲めの脚の様式が異なるのが二個あるのみであるといふから、この調査記録に誤謬がない限り、杏葉二對の繫着雲珠は検出し得たが、他に一個分の雲珠が明かでないことになる。

五個といふ奇數である以上、他の一個は尻繫眞後に繫ける(第二様式)の外はなく、然らざれば胸繫中央に持つ

て來なければならぬ。今、雲珠又は辻金物に於いて、對をなさず、一個のみのものを求めると、梅原君が異形品、中央の四角のものとしたものがある。これを五個の杏葉の中の残り一個の繫着用と推定してもよい。又既に推定した二對分も、大きさを異にしてゐるのであるから、その小形のものの方を當てたのは誤りとして、大形雲珠一個の六脚あるものと勘入なき三脚を杏葉繫着の力革搦みの爲めのものとする、第二様式の上に、鞍と雲珠との間の尻繫に一對の杏葉を繫飾したものと考へることも出来る。併しその場合に於いて、胸繫にも垂れるのである。併し若し三葉文心葉形のが十字形雲珠に、變形扁圓劔尾形のが大形雲珠に繫着してゐるならば、尠くも三對六個ある前者は、梅原君推定の如く、第九様式、殊に石馬に示されたが如き様式を考へ得られるが、これは三葉文のものが大形雲珠に繫着してゐるといふ事實に反することとなる。かくして、この筑前桂川村王塚例は、二具ともに、第二様式に近いものといふ外はない。

日向國兒湯郡妻町西都原出土のものは、動物唐草文透彫心葉形三個と鏡地心葉形(第一五二圖に近きもの)四個とが伴出してゐる。而して鞍橋一脊と轡一具(鏡は見當らない)とがあるから、若し散佚混入がないとすれば二種の杏葉は一具分とするが穩當であらうし、而して六脚の大形雲珠一個あるのみであるから、三個の杏葉は一組をなし難く、第一様式を採つて二個が尻繫に飾られ、残りの一個は鏡地心葉形四個と一組をなして胸繫用となる。後者の力革を受ける座金物たる攝蝶が見當らない。

以上遺物について、杏葉裝馬の様式を考へて見たが、その資料のすべては密掘のものか、又は密掘の後を受けたものであり、生ぶな遺蹟を學術的發掘によつたものが無いとすれば、極めて不完全な推定以上を求めることは

出来ない。而してその不完全な推定に於いては、埴輪馬又は石馬に見た裝馬様式の何れかに歸し得るといふことで満足するの外はないと共に、支那色が強いとした副條式尻繫のものよりも、内地色の多い單條式の中の第二式が比較的多いことは、注意に値する。杏葉が支那色の強いものであり、彼に受けたところが多に拘らず、裝馬様式に於いて、日本独自の風を現はしてゐることは、上代文化の獨自性を物語るものであらう。

九 上代杏葉の形式考察

わが上代杏葉の形式考察の爲めの資料として、古代朝鮮・古代支那及びわが奈良時代以降中世の杏葉の瞥見を試みた。

わが上代杏葉が、古墳時代中期末に最初の時代をおき、殆んどすべてを後期のものとする考説にして誤りなしとすれば、これを支那六朝時代のものとの對比を求めても差支ない。

わが上代杏葉の中、扁圓形は心葉形のもの變形であり、相對的年代も後れたものであらう。又鈴杏葉も扁圓形から變つて來たものであり、鐘形に二三の變形様式の生じたことも前に述べた。しからばわが上代の杏葉は、心葉形・扁圓形及び鐘形の三型式を主流とすることが出来る。

古代朝鮮に於ける杏葉に於いては、心葉形・扁圓魚尾形の二型式が主流をなし、支那六朝代のもものは、心葉形系統の杏葉形が知られてゐる。而して朝鮮の扁圓魚尾形の一様式として扁圓魚尾形(第一五八圖17)があるから、

心葉形系統の杏葉形は、内地・朝鮮及び支那を通じて共通様式といふべく、扁圓魚尾形は、朝鮮特種のものであるが、内地の扁圓魚尾形と同一系統のものと考え得られる。かくして、支那六朝代の遺物の寡少の爲めに、外形のみを以てしては、わが上代杏葉形式の出自を論ずることは出来ない。併し裝飾文を考へると、わが上代杏葉の多くは、恐らく支那六朝代の制を受けたらうといふことが出来る。

即ち忍冬唐草文・龍文又は雙鳳文の如きは、明かに母國を支那に求むべきである。而して之等の文様は、内地に於いては心葉形及び鐘形のものにあり、扁圓魚尾形は朝鮮出土のものに龍鳳文があることによつて、わが上代杏葉のすべての形式は、支那に起源を有することになり、隨つて六朝代に尠くも心葉形・鐘形及び扁圓魚尾形の三形式の杏葉が行はれてゐたらうといふことになる。

かくして、わが上代杏葉は、支那六朝代の形式を受けたものであるといふべく、かつ古墳時代後期のものが多いところから見て、支那南朝の文化所産のものを受けたとすべきである。

わが古代文化に、北亞要素のものが多いことは人の知るところである。而して南船北馬の言の如く、事、馬匹文化に關する限りは、一應北亞との交渉を考ふべきである。轡の如きものには明かに北亞系統と目すべきものがあるし、隨つて杏葉に於いても、北亞文化との關係を顧みるべきであらう。朝鮮に數例を有する動物にモチーフを有する唐草文は、内地のものに日向西都原出土例(第一五二圖33)がある。スキタイ又はサルマチャ藝術に、この種動物唐草文が行はれてゐることは、既に多くの學者によつて説かれてゐるところであるが、支那殊に南朝藝術にこの種の文様の行はれてゐることの有無が明かでない今日、支那流行説を否定して、これを北亞起源と斷ず

ることは出来ない。況んやわが古代杵葉には、支那起源を説き、しかも原田博士の高説の如く、更にこれを西域に求め、延いては文様のモチーフ又は表現様式を西亞にまで遡及し得る忍冬文又は雙鳳文の如きものあるに於いては、積極的にわが杵葉は支那南朝文化、尠くも支那に形を得たものと斷じて差支あるまい。

固よりわが杵葉のすべてを舶載様式とするものではない。扁圓鋸尾形に鈴を附けたと思惟し得る鈴杵葉の如きは明かに内地創製のものといふべく、扁圓鋸尾形の殆んどすべても、同じく内地製と見るべきである。心葉形・鐘形の中にも、多くの内地製のものがあると思ふ。斜格子文系統のすべては、恐らくそれであらうし、三葉文の中にも仿製があり、又唐草文透に於いても、大和白樞村例(第一五二圖31)の如きは仿製とすべきである。

かくして、わが上代杵葉は、一方に今なほ明瞭をかく支那六朝代杵葉の形式を明かにすると共に、朝鮮に於いては見ることの出来なかつた程度にまで著しい發展を遂げたことを知ることが出来る。

次に古墳時代文化と飛鳥時代及び奈良時代以降の文化との關係を、杵葉を通じて見よう。飛鳥時代は、古墳時代後期、尠くもその大部分の時代と併行するものであることは明かである。杵葉の形より見るに、かの法隆寺傳來御物の心葉形透のもの(第一五一圖7)は、その絶對年代を明かにし得ないが、寺傳聖德太子御物とあるもの、今、古墳出土のものにも類例を求め得るところから見て、その所傳を信じて差支なからうし、進んでこれを以て、飛鳥時代杵葉の一例としようと思ふ。忍冬唐草文透のもの及び雙鳳文杵葉を、飛鳥時代に求めるにも異議なかるべく、雙鳳文のもの如きは、これを大化以後に比定しても非難をあびせるものは尠からう。孰れにするも古墳出土の杵葉は、内に小異はあるも、大同に見て同一文化の所産たることを知る。

然るに奈良時代に入るや、杵葉の形及び裝飾文は、遽然として一大變化を來し、古墳時代とは全く異色を呈することとなり、更に平安時代に入つては、漸く定型化すと共に、名實共に杵葉となつたのである。而してこの奈良時代及び平安時代のものには共に前代より形を受けたものとするよりは、寧ろ新に支那唐代の系統の中に屬し得るものである。即ち古墳時代文化には、支那六朝代、殊に南朝の影響を受けたものがあるし、それが内地に於いて自己發展を遂げ終り、奈良時代に於いて、新文化によつて全面的塗り換へをしたものあることを杵葉によつて見ることが出来たのである。

固よりこれは古墳文化の一の相たるに過ぎない。古墳そのものの如く、その後期に入つて漸次自己を亡ぼす相へ進展し來つたものもあり、又鐵鍬及び帽の如く、その後期と奈良時代との間に、著しい間隙のないものもあり、天冠の如く、古墳文化後期に入つて起つたことはこの杵葉と同様であるが、形骸を奈良時代以後に傳へたものもあるのである。

而して古墳時代の外來文化の中、裝飾要素の著しいものが、その後期に支那南朝より傳へられ、しかもそれが遠く西亞に起源を有するものであることを、この杵葉又は天冠の如きものによつて知ることの出来るのは、實にわが上代文化のみならず、暗黒と稱せられる支那南朝文化の闡明にも寄與するところの多いのを思ふのである。

更に亦、杵葉裝馬の様式を見るに、古墳時代ものは、尻繫・胸繫垂飾のものを普通とし、かつ尻繫に於いては、雲珠に繫飾のものを多くを見るし、奈良時代以降のもの如く、面繫垂飾のものを見ない。併し偶然かどうかは明かでないが、正倉院御物によつて代表せられる奈良時代ものは、上代のもの如く雲珠の位置におかれ

た辻金物に繫飾せられてゐるに比し、平安時代のものは支那唐代のもの如くに、辻金物又は雲珠に繫飾せず、尻繫の副條に連飾してゐることに於いて、上代とは全然趣を異にする。

この趣向變異は、杏葉裝馬の本質的變異に基くものではなく、裝馬様式の繁褥化即ち退化の相と見るべきであり、尻繫に二個垂飾の場合、尻繫の中央部即ち喰違部に繫ぐは裝飾効果を最も高めるものであり、杏葉裝馬の始原様式としては普通とするものであらう。しからば正倉院御物に於いてすら十脊の鞍具の中、杏葉裝馬のものは二具あるのみであり、平安時代に入つては、裝馬第一位にある唐鞍又は準唐鞍に限つて杏葉を用ひた、否、和鞍に杏葉を用ひることによつて準唐鞍としたこと、及び杏葉の金銅製を普通とするに見て、上代の杏葉裝飾の馬具にも、この唐鞍的の裝飾効果の認められてゐたことは察するに難くない。固より上代の杏葉は、地方に散在して出土することから見れば、未だ唐鞍の如き制のものに完成されたものではないことは明かであるが、地方豪族の裝馬として用ひられたものであるとなすべきであり、轡の一般的用途を有するものとは、全く趣を異にするものといふべきである。かの埴輪馬が、これに騎乗する人物を併せ現はさず、かつこの杏葉裝飾のもの多いのを見て、死者たる貴人の乗用として葬列に加へたものであり、中世の神馬と趣を等するものとするも、全くこの杏葉の有する特殊的價値に重きを置いたのである。

註

(1) 杏葉を胸繫・尻繫の飾りとする説が多い。わが上古時代のものに於いては、それ正しいらしい。併し唐代明器馬又は

わが正倉院御物馬具及び平安時代以降の例を見るに、胸繫・尻繫の外に面繫をも飾つた例が多い。

(2) 鞞の垂飾であることに於いて、杏葉と相似てゐるが、中世に於いては杏葉より一段格下りのものとしてゐる。又總轡でないといふだけであるから、若し木・皮革製のものがあるとすれば、これをも杏葉といはうと思ふ。又上古時代の馬鐸・鈴は意義異なるものとして、採らない。

(3) 『左馬寮式』「凡蕃客乘駝唐鞍察家掌收、若有壞損隨即修理、其馬子前飼丁容鏡端正者充云々」

(4) 『類聚國史』「弘仁十四年十二月甲申詔曰：頃者陰陽錯謬、旱疫更侵、年穀不登、粟疋殘耗：其時世醜、邦國頽瘁、禮服難辨、多闕朝賀、凶年之間、欲停着用品：かくして禮服は漸次廢れ、和風のみに加つた束帯が朝の裝束として用ひらるるに至るのである。

(5) 杏葉を装ふことが、儀禮の一大要素であることは、同時に第一位の儀禮に非ざる時とか、馬具の装ひが第一位に非ざるものに、杏葉を装ふの非禮を難することにもなる。『長秋記』に文治四年齋院野宮御禮の際、隨從の四位五位の者が、連着鞞に杏葉を着けたことは僻事である。尋常の儀には、總轡を用ふべきであると論じてゐることからも、杏葉の意義を察することが出来る。

(6) 正倉院御物木蓋紫檀箱毳毳撥にある虎狩の圖に、獵人等は胸繫・尻繫に杏葉垂飾の馬に乗つてゐる。併しこれによつて、狩獵に於いてすら、杏葉を装うた馬に乗つたと考へるには、多少躊躇する。虎狩に馳驅する馬は、杏葉の激動で大いに苦むであらう。

(7) 島居博士『諏訪史』第一卷 大正十三年

(8) 島居博士『下伊那の先史及び原史時代』 大正十三年

(9) 梅原末治「出雲に於ける特殊古墳」(考古學雜誌第九卷第五號) 大正八年

上古時代の杏葉に就て

野津左馬之助『鳥根縣史』

自分もかつて實査したことがある。本古墳からは六個同型式のものが出土してゐる。雲珠に八脚ある以上、四個がその雲珠に附装されたものであることは明かであるが（今は一個のみ附装、他は離れてゐる）、他の二個は胸繫にでも附装されたものであらうか。

- (10) 『静岡縣史』第一卷 昭和五年 ほぼ自分もかつて實査してゐる。
- (11) 帝室博物館蔵、但舊銅鞍坊所蔵のものであり、出土遺蹟及び伴出品不明。
- (12) 八木井三郎「九州地方遺蹟調査報告」(東京人類學會雜誌第百七十五號) 明治三十三年 (遺物は東京帝國大學人類學教室蔵)
- (13) 後藤「遠江國榛原郡初倉村高根森古墳」(考古學雜誌第十一卷第八號) 大正十一年
- (14) 實査、某氏舊所蔵、古墳は明かでない。
- (15) 柴田當恵「上野國八幡村山名の古墳發掘品」(東京人類學會雜誌第二百九十四號) 明治四十三年 同型式のもの二個對をなす。東京帝國大學人類學教室蔵
- (16) 『静岡縣史』第一卷 昭和五年
- (17) 石野瑛「横濱市磯子區室ノ木古墳調査記」(考古學雜誌第二十五號第六號) 昭和十年
- (18) 『撥雲餘興』所載「有渡郡吉田村出土」とあり。
- (19) 濱田・梅原兩博士「近江國高島郡水尾村の古墳」(京都帝國大學文學部考古學研究報告第八冊) 大正十三年
- (20) 梅原博士・小林行雄「筑前國嘉穂郡王塚裝飾古墳」(京都帝國大學文學部考古學研究報告第十五冊) 昭和十五年 川上市太郎「筑前王塚古墳」(福岡縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第十一輯) 昭和十年
- (21) 梅原末治「慶州金鈴塚飾屋敷發掘調査報告」(大正十二年度古蹟調査報告第一冊) 昭和七年

(22) 高橋照之助「鈴吉業に就て」(上毛及び上毛人第一頁一三二號) 昭和十年

(23) 坪井正五郎博士「足利の古墳」(人類學雜誌第一卷及び第三卷)

坪井博士は伴出のプロペラ翼状のものを、左右兩側に副ふものとされてた。それ以來、學者は皆これに據つてゐる。或は博士所説の如きものかも知れないが、自分はその翼状金具は鞍橋の海金具とする説がよいかと思ふてゐる。なほ本古墳は坪井博士指揮の下に發掘調査されたものであるに拘らず、香葉一個出土といふは不思議である。

- (24) 柴田當恵「武藏北埼玉村將軍塚」(東京人類學會雜誌第二百三十一號) 明治三十八年 松村清・高木豊三郎「史蹟埼玉」 明治十一年
- (25) 『朝鮮古蹟圖譜』第三卷
- (26) 『慶尙北道達城郡達西面古蹟調査報告』(大正十二年度古蹟調査報告第一冊) 昭和六年
- (27) 『慶州皇南里第八十二號墳第八十三號墳調査報告』(昭和六年度古蹟調査報告第一冊) 昭和十年
- (28) 『慶州金冠塚とその遺寶』(古蹟調査特別報告第三冊)
- (29) 原田博士・駒井和愛「支那古器圖攷舟車馬具篇」
- (30) 梅原博士「アルタイ地方に於ける考古學上の新發見」(史學第十卷第一號)
- (31) 『光源院殿御元服記』に「天文十五丙午歲御元服當日十二月十九日中畧定親進上折紙目錄也御弓重藤征矢ハササレス砂金千兩包金銀同盆白銀御鍔紅綠扇紫御馬一疋橘毛置唐鞍元造朝臣披露之」とあつて、室町時代末期に於いてすら唐鞍裝馬が行はれたこともあるらしいが、これは一時的のことらしい。
- (32) 大野雲外「愛知縣下旅行調査報告」(東京人類學會雜誌第二百三十號) 明治三十八年
- (33) 高橋博士「下野國足利町助戸の古墳及び發掘遺物」(考古學雜誌第三卷第六號) 大正三年 (栃木縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第二輯) 昭和二年

上古時代の香葉に就て

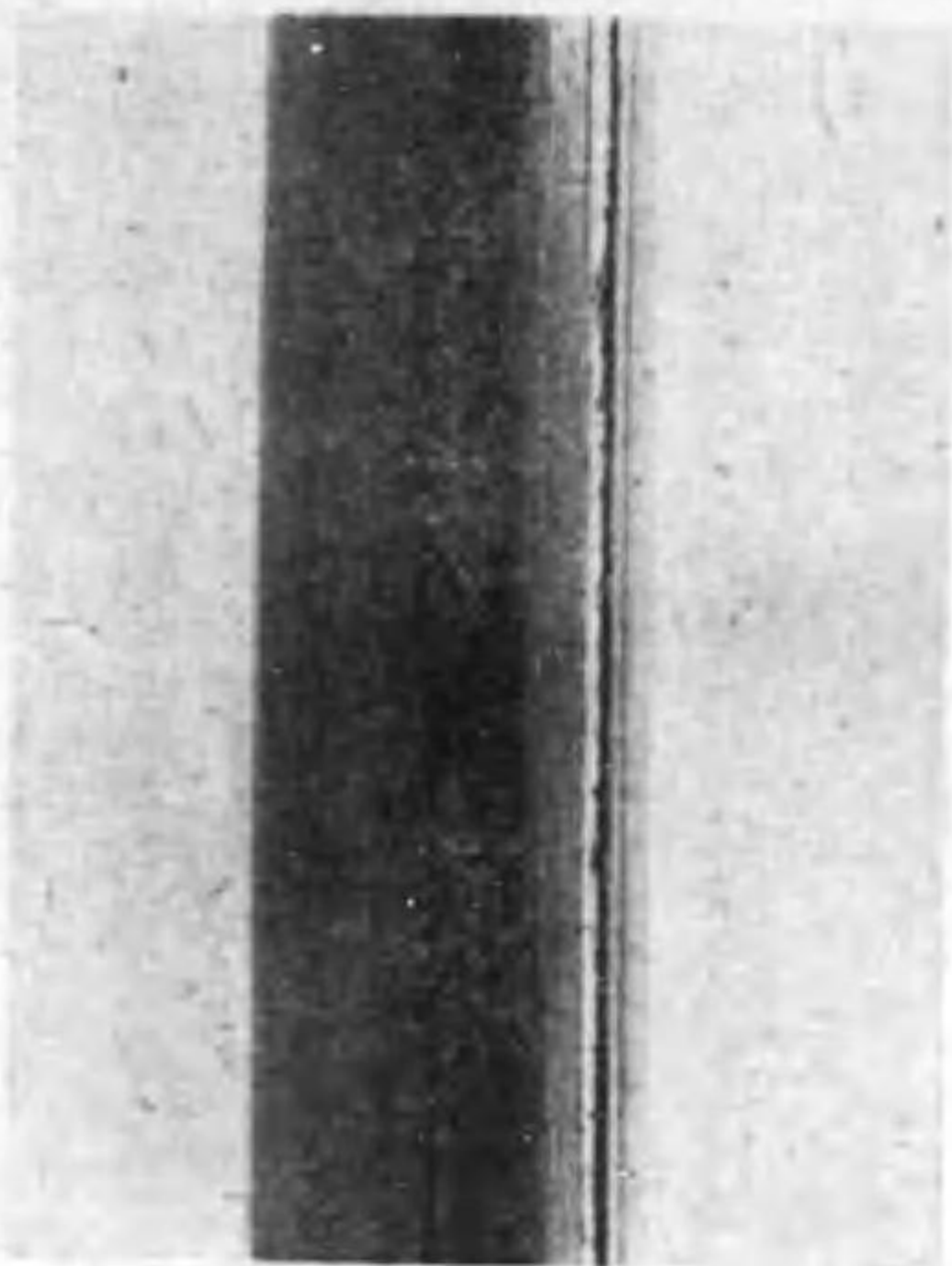
- (34)小川五郎「周防國佐波郡右田村片山前方後圓形古墳調査報告」(山高郷土史研究會考古學研究報告) 大正十四年
(35)後藤「上古時代鐵鏃の年代研究」(人類學雜誌第五十四卷第四號) 昭和十四年
(36)後藤「上古時代の帽に就て」(人類學雜誌第五十五卷第五號) 昭和十五年
(37)後藤「上古時代の天冠」(史潮第十年第三・四號) 昭和十五年

(昭和十六年考古學評論第四輯掲載)

上古時代の弓

一

弓矢は、鏃と共に刺兵に屬する武器であり、人類がその原始文化の時代からこれを用ひてゐたものである。わが上古時代に於いても、繩文式文化の早期に於いて既に石鏃の發見せられる以上、弓矢はわが石器時代の當初からあつたとしなければならぬ。爾來幾千年、古墳文化を終つて奈良時代に入る迄の弓矢は、僅かの出土品と繪畫によつて、その一端を明かにし得るに過ぎない。しかもその出土品は斷片であり、完全に原形を保つてゐるものはなく、繪畫は極めてラフの素描であり、これらのみを以つて、弓の發達を説くことは出来ない。そこで先づ古墳文化に接する奈良時代の弓の大體を説き、然る後に上代の遺品を説くを便利とするであらう。



部一幹弓の弓鋒蒲 圖三六一第
てれまとのもの第一第の弓せ合のと木と竹は弓幹曲
のもたせ其著にひだ面一を竹しと木全部買するみ
るあも説ふいとらあてれこはと弓器系

奈良時代の弓は、正倉院御物弓によつてその大體を窺ひ得られる。「東大寺獻物帳」に百三張の弓を記してゐるが、現在御物は二十七張を數へる。獻物帳所載のものとはいへ、百三張を數へる弓のすべてが、聖武天皇御用のものとのみはなし難いし、また惠美押勝の亂鎮定の爲めに一旦は武器類を出藏し、後にこれを還納したとされる以上、弓矢の如きものが、出藏のものを正確に還納したは斷じ難いのであるから、現在の御物二十七張が必ずしも獻物帳所藏のものとはなし難い。随つて獻物帳弓は兎も角、現在の御物弓は、至尊御手廻品といふが如き特種のものではなく、恐らく當時に行はれた普通の様式のものであつたらう。

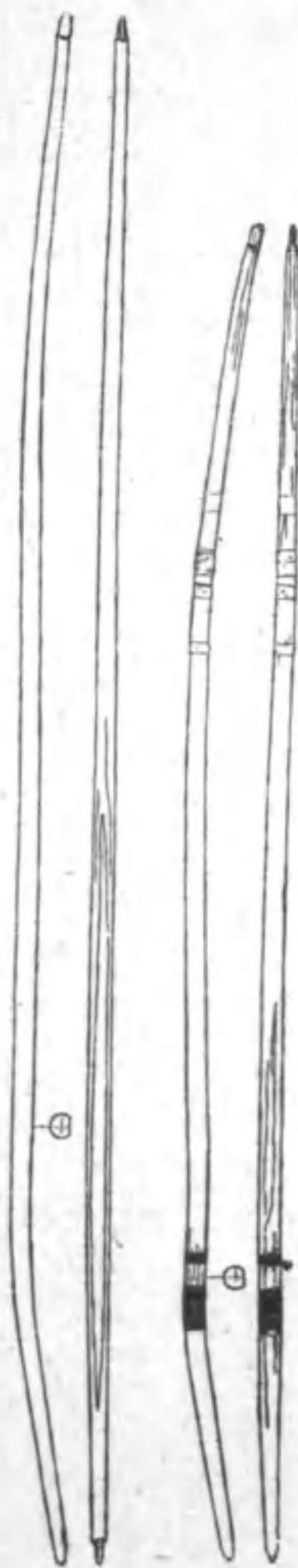
獻物帳所載百三張の中、「水牛純角御弓」一張とあるを別として、他の百二張は所謂丸木弓であり、御物弓（現在實藏のものといふ、以下從之）はそのすべてが丸木弓である。奈良時代又は平安時代のものとするべき春日神社御神

寶弓のすべでも丸木弓であり、上代の制を遺存したと思はれる皇太神宮御遷宮御神寶御弓も亦それである。否平安時代兵仗の弓が、丸木弓を普通としたことは、「延喜式」によつてこれを見るべく、今日普通とする竹と木とを矧合せた弓は、鎌倉時代以後に於いて漸く著しい。竹弓もあつたらうと思はれるが明證はない。

「東大寺獻物帳」にある「水牛純角御弓」は百三張の中の一に過ぎないが看過し難い。水牛純角製とあるのを字句通に解すれば内地製とはなし難く、かつ長さ三尺九寸との註記によれば短弓であり、旁と支那あたりから舶載のものとするべきであり、質は水牛とあるが、角弓は北亞一帯に行はれた所謂スキイテン弓に普通とするところであり、わが丸木弓が直弓であるとは異り、所謂合せ弓(Composite Bow)の系統のものと思はれる。

弓幹(Arme)の長さは、「東大寺獻物帳」によれば、前述の水牛純角御弓一張が三尺六寸、もう一つ小檀御弓と特に小の字を冠したのが四尺七寸五分とある外は、最長七尺五寸七分、最短六寸三分、平均七尺六分、御物弓は最長八尺五寸五分、最短六尺六分、平均七尺九寸五分となる。「延喜式」「兵庫寮式」にある弓(以下延喜式弓とする)には、一様に長七尺六寸とある。

弓幹に絲又は樹皮を以て纏いたのが纏弓、何等の纏きのないのを裸弓とし、同じ纏弓でも重藤弓の如く通體に纏いたのを「總纏弓」、相當間隔を設けてあるのを「處々纏弓」とに分けると、獻物帳には纏弓が總數の二分の一を占めてゐる。即ち梓御弓二十張が「赤漆纏弓」、更に二十張が「黒漆纏弓」、一張は「黒漆纏系」、一張は「黒漆處々纏弓」、一張は「赤漆、本末纏弓」、一張は「赤漆、處々纏系」、一張は「赤漆微彫如纏系」一張は「赤漆、



禪杖藤計四十五張、楳御弓は一張が「禪杖藤」、一張が「黒漆纏糸」とあつて二張の纏弓、楳御弓は一張が「赤漆、處々纏杖」、一張が「背黒腹赤、處々纏杖」、一張が「黒漆纏糸」とあつて三張の纏弓が數へられ、都合五十張となつてゐる。

御物弓に於いては裸弓が多く、纏弓は二張を數へ得るに過ぎない。その一（第一六四圖右）は本弭近くに絲纏三所、末弭近くに禪杖四所あり、他の一張は弭と鳥打との二ヶ所に絲纏があり、その纏幅には多少廣狭があり、その間隔も一定してゐないが、絲纏には絹糸を用ひ繁卷としてゐる。しからばこの二張のは、獻物帳にいふ「處々纏」に當るものであらう。延喜式弓には弓幹を纏くことがない。即ち當時軍陣の用は裸弓を普通としたのかも知れない。

又獻物帳弓には塗弓が多い。漆塗をしたものであり、裝飾をかねて弓幹の堅牢を期したものと思ふ。「東大寺獻物帳」の記載によると、梓弓四十八張・楳弓一張・檀弓二張・小檀弓一張、計五十二張が赤漆、梓弓二十二張・

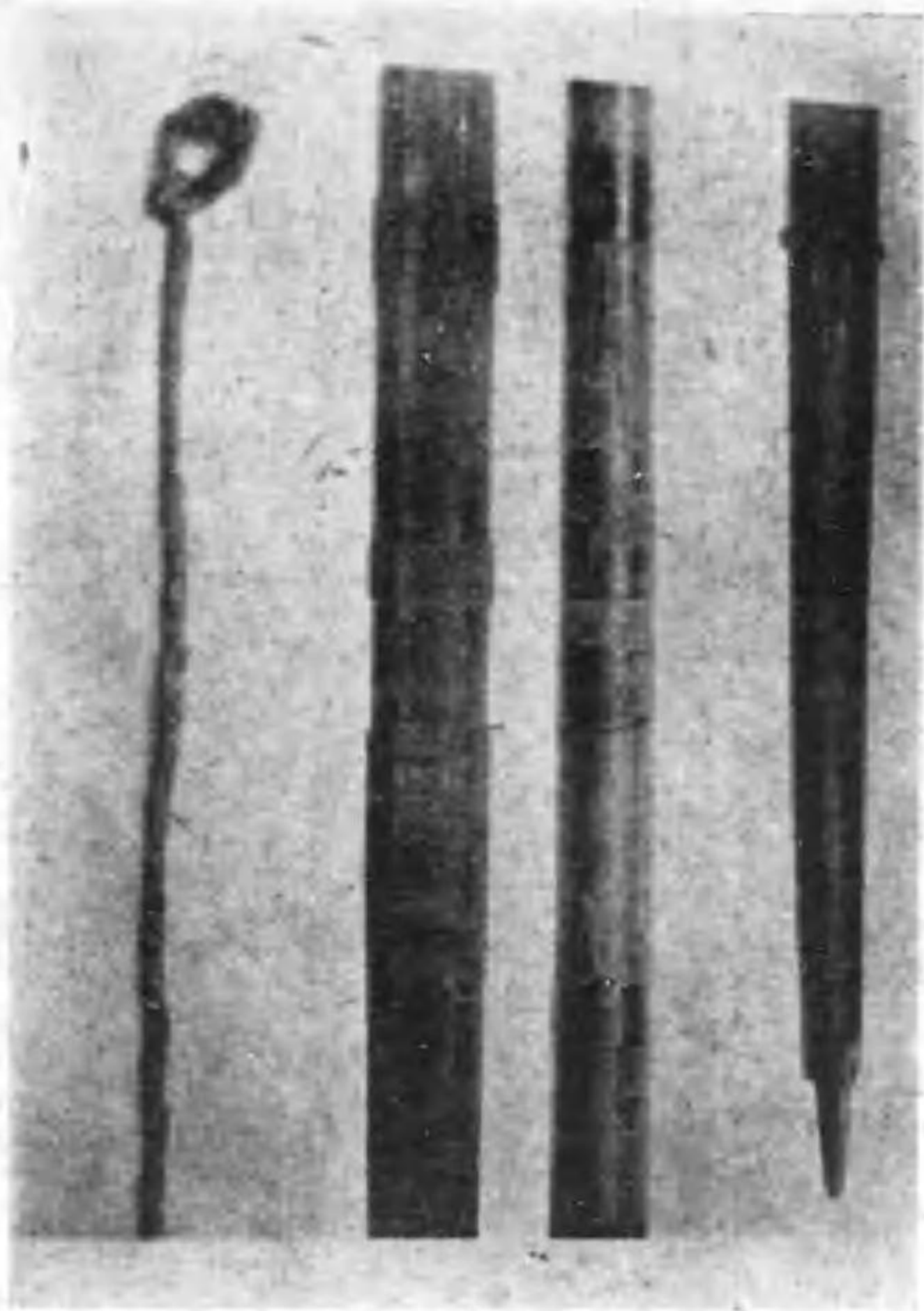
檀弓一張が黒塗、背を黒漆、腹を赤と塗り分けたのが梓弓に四張、檀弓に一張、「鹿毛漆」とあるものが梓弓に四張、「赤塗鮎皮斑」とあるのが梓弓に一張・檀弓二張、「黒塗既纏糸」とあるが楳弓一張・檀弓一張、「鹿毛漆鮎皮斑」「黒塗鮎皮斑」「背黒腹鹿毛黒斑」「鮎皮斑」「赤漆腹削」の類もそれ／＼二張、「腹小白」「色白」から、「赤漆微彫如纏糸、腹斑」とあるが如く精巧なものもある。かくして殆んど全部が塗弓であるといつてもよい。これに對して御物弓二十七張には、素木ものが五張、一張が黄黒斑塗である外はすべて栗色塗であるが、それに於いても、弭は黒塗となつてゐる。而してその黄黒斑塗といふのを見ると、通體生漆を塗り、これに黒褐の斑を表してゐるのであり、これが獻物帳にいふ鮎皮斑塗の類であらうとされてゐる。

かくして塗弓を普通とするが如くに見えるが、これは或は獻物帳に弓をすべて「御弓」と記してあるが如く、至尊御用のものであるを意味する爲めかも知れない。併し御物弓は前述の如く必ずしも同性質のものとなし難いものがあるに拘らず、依然として塗弓の多いところを以てすれば、地方獵人のものはいざ知らず、一般軍陣の用となる弓は、塗弓を多しとしたのかも知れない。「延喜式」「兵庫寮式」にも「塗漆三遍」と記してゐる。

併し又一方、春日神社御神寶の弓の大多數は素木弓である。神寶として奉納のものであつたとすれば、素木を寧ろよしとしたのかも知れないが、その場合はしからば古代弓が素木を旨としたからといふことにもならう。何れにするも、塗弓を普通としつつも、兵仗には素木弓も尠くはなかつたらうと考へることも出来る。

弣、獻物帳にいふ弓把は、獻物帳に於いては絲纏にしたものと、皮纏のものが殆んど相半して、それ／＼五十張内外ある。即ち黒紫組―黒と紫との二色の絲を以てした組紐製のもの二十一張、赤紫組が二十張あり、計

四十一張が絲繩、紫皮が十九張、紫洗皮が二十張、黄皮が十張、日刺紫皮が三張、日刺洗皮が二張あつて計五十四張ある。「布細縫」といふのが一張あるが、恐らく布を細く裁ち、これを纏いたものであらうと思ふ。



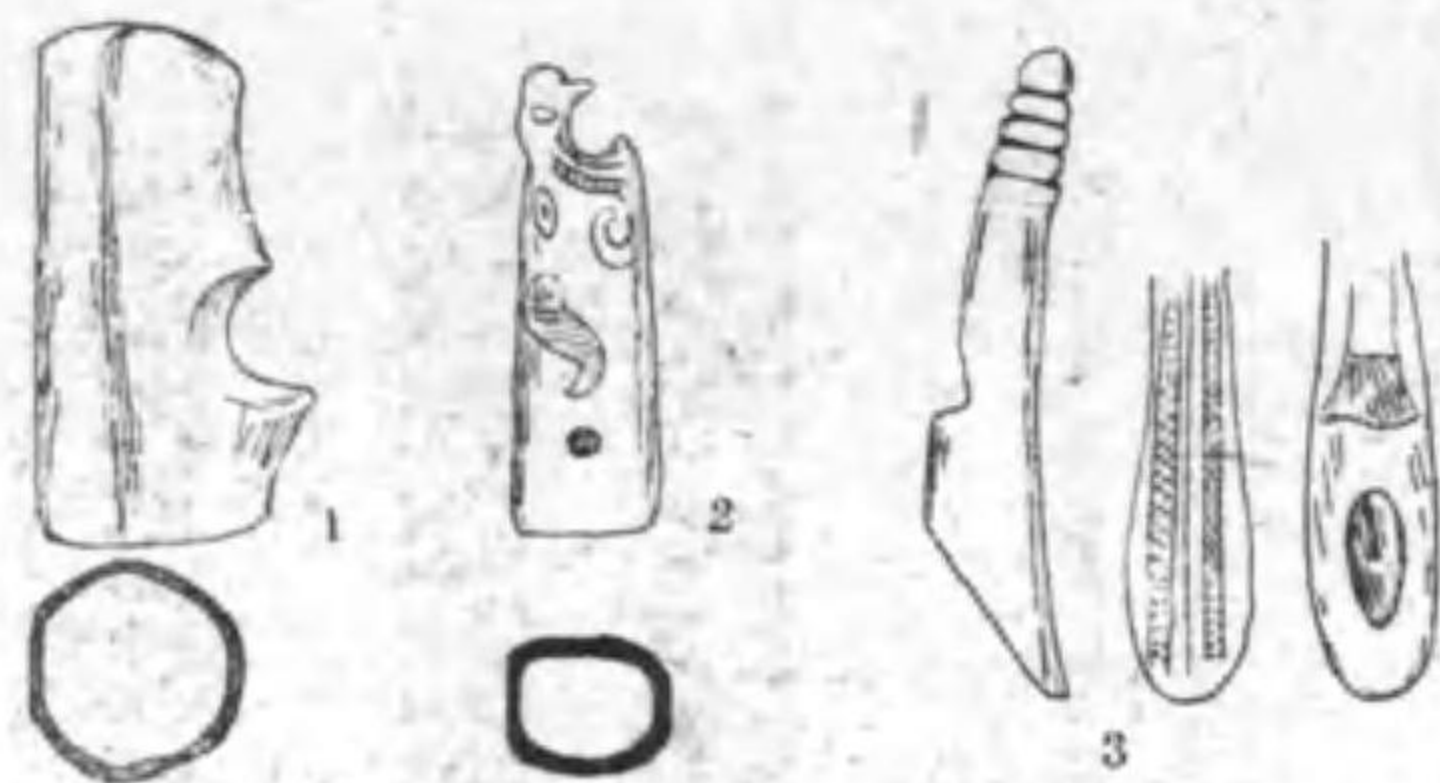
圖五六一第 正倉院御物梓弓及び各部弓と弦
圖の右は梓弓の等身、左は弓の各部と弦の等身

なければならぬ。

御物弓の弓腹に樋、即ち浅く、幅廣で底の平坦な溝の拵のあるものあることは一の特徴である。これが弓幹通體に互るものもあり、又短くして鳥打あたりに止まるものもあるし、かつ樋の幅も廣狭區々としてゐる。樋は

御物弓は、絲繩拵を存するものが一張（第一六五圖中）あるのみである。絹絲撚紐を密に蛇腹纏してゐる。「延喜式」「兵庫寮式」によれば、拵は皮革を普通としたのである。かくして拵の拵は奈良時代のものに於いては必備のものではなく、獻物帳弓に於いてさへ、その半數はこれを缺いたとすれば、上古時代のものに於いては、更に多數の拵を缺くものがあつたとし

弓幹の歪曲を防ぐ爲めのものであらう。丸木弓は弓幹の乾燥につれ、形に歪曲を來すことが往々あるし、これを不便として工夫されたものであらう。



第一六六圖 支那及び滿洲發見の箭飾

3 京都帝國大學考古學部 21 東京府博物館

「東大寺獻物帳」に梓御弓の一張に、「末弭繼銅」とある。恐らく弭飾り金物の附裝をいふのであらう。御物弓に金銅製のものを兩弭に嵌裝するものがある。

「延喜式弓に「弭角」の語がある。「弭角」の誤寫ではあるまいか。而してその工程を記して「長功日十枚、中功日八枚、短功日六枚」とあるを見ると、拵につける板の工程としては遅きに失し、弭角としては稍々早きに過ぎると思はれて直ちに決し難いが、拵に角板をおいてこれを韋纏するが如き特殊の拵を考へるよりは、弭被せのものとするべきではなからうか。中世有職の弓は、弭金物嵌裝を普通とする。

この弭被せの金具は支那の弓にもある。「詩經」小雅采芣に「象弭」の語があり、「釋名」釋兵に「又謂之弭、以骨爲之」とあるし、殊に金屬製のものを「鈇」と呼んだことは、「爾雅」釋器に、

「弓有緣者謂之弓、無緣者謂之弭、以金者謂之鈇、以唇者謂之珓、以玉者謂之珓」とあつて、貝製の珓、玉製の珓と並べ稱せられてゐるによつて知る。

第一六六圖12は恐らく漢代のものであらう、3は關東州の牧羊城址發見のもの、これも亦漢代のものである。しからば、正倉院弓の弭飾り金具は、或は支那の様式を受けたものかも知れないが、後項述ぶるが如くわが石器時代のものに、この弭飾り骨角具のあることから考へると、必ずしも正倉院弓又は中世のを支那に受けたとすることは出来ない。況んや延喜式弓のが、弭被せに角を用ひたとしたら、一層この外來説があやしくなる。

弓弦は御物弓に残片一條(第一六五圖左)あるのみである。後世のものと同様に苧麻でつくり、弦輪の形も後世のものと同趣を等しうしてゐる。延喜式弓のも、弦は菜即ち苧麻とある。

三

わが上古時代の文化は、石器時代に始まる。而して石器時代文化は縄文式文化に於いて著しい。縄文式文化の關係の弓については、僅かに陸奥國三戸郡是川村から五張の弓(殘缺)が發見されてゐるに過ぎない。これについては、杉山壽榮男君の精査がある。

第一例は、杉山君の「朱漆樺櫻皮卷弓」と呼ばれたもの、弓幹が十一片に斷折し、かつ缺失部分もあるので、復原形の全長を知ることが出来ないが、尠くとも四尺一寸以上の長さを有し、長弓の一といへる。現在での弓幹の幅は五六分、厚さは僅か二分といふ扁平のものであるが、これは永い土中埋存の爲めの變形であり、原形ではすつと太いものであつたらう。弓幹に纏かれた樺の皮が著しくたるんでゐることによつても、これを察すること

が出来る。

丸木弓であることは言ふ迄もないが、弓幹は通體朱塗? を以て飾られ、かつ三寸位づつ間隔を設け、幅五分位の樺皮を三卷四卷と蛇腹巻してゐるところは、中世の重藤弓を見る感がある。弭としての特別の拵が遺存してゐないから、その位置を察することも出来ない。弭の一つが遺存してゐるがその拵が後世のものとは稍々趣を異にし、丸削りであり、後に述べる骨角器の弭被せといはれるものに似てゐる。

その二は「黒塗弓」と呼ばれてゐるものである。比較的によく原形を遺存し、僅かに一ヶ所の破損があるのみである。全長五尺二寸五分、中央部の幅七分、弭の部分に於いて幅が三分又は二分となつて、兩端への瘦せ方が度に過ぎてゐる。丸木弓であることは言ふ迄もなく、通體黒塗、五寸間隔に朱塗の樺皮で纏いてゐる。

杉山君は弓幹に沿うて樋があることとされ、それが奈良時代のものに見るが如き平底のものでなく、薬研底をなしてゐるとされてゐる。薬研底の樋が用に立つかどうかとも疑はしいし、所謂ひわれを誤つたのではないかと想はれる。

第三例は白木弓である。今は二片に折れ、尙ほ缺失部分もあらうが、全長四尺内外はあらう。杉山君はアララギの枝を以てしたのであり、アイヌのオンコの弓と同一のものであらうとされて居り、弭部に蔓狀の細い纖維質を巻きつけた木地面が残されてゐると注意されてゐる。兩弭の形がよく残つてゐる。兩肩を有し、端を細くした形は、後世のものにも見るものである。

第四例は、「塗小弓」といはれてゐるもの、六片に折れて居り、かつ缺失部分が多いので全長を確めることは

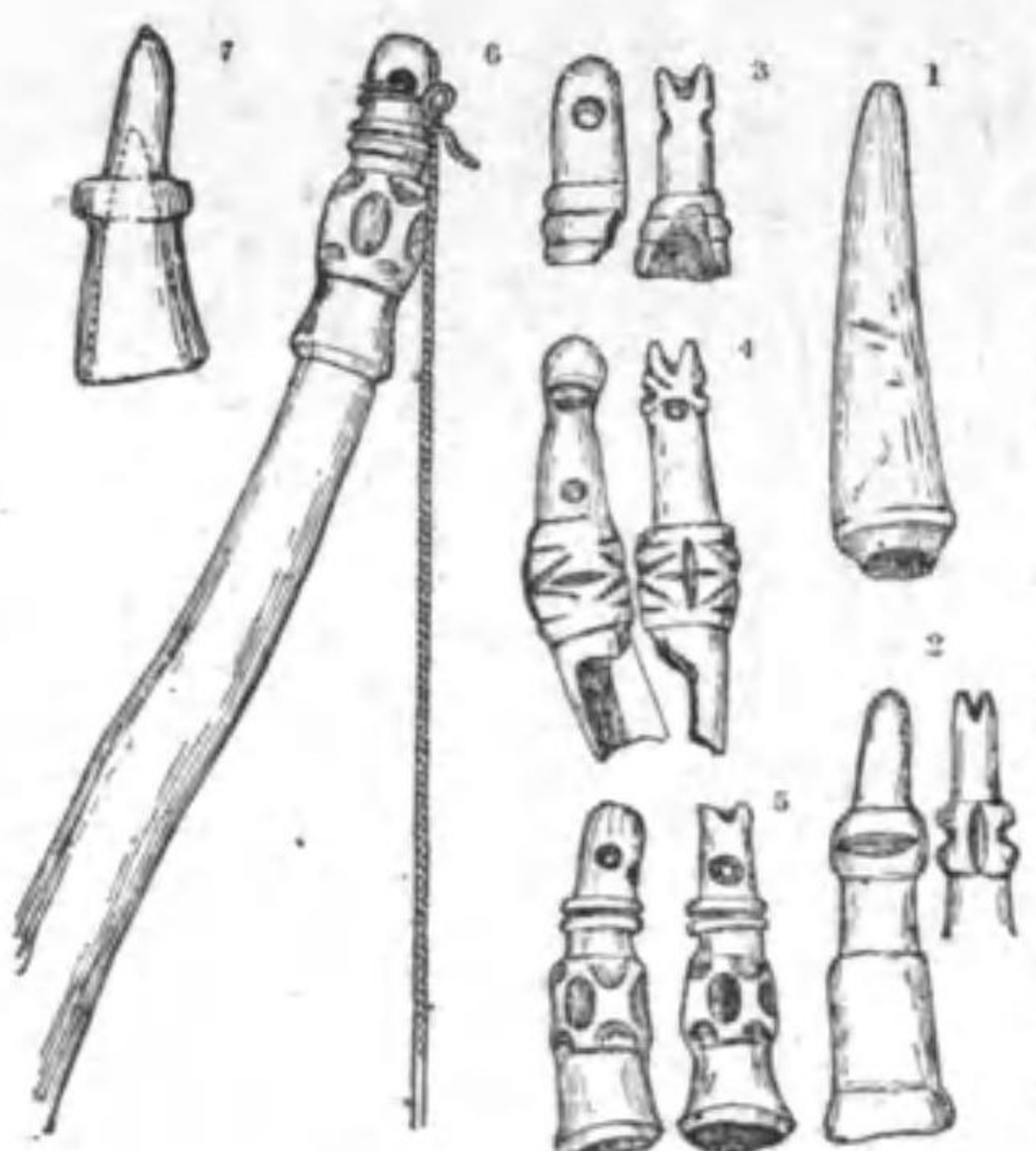
出来ないが、大體に見て三尺内外の短弓らしい。弓幹通體丹塗、その上を一寸隔位に二筋の並行線を蛇腹巻に描いて居り、弰と思はれるところを絲卷の姿の如くに描いてゐるところは、裝飾方面に著しく、既に一種の儀弓ではないかと想はしめられる。

第五例は、杉山君が「合せ弓」とも繼木弓とも呼び、「中央と覺しき處、太さ六分、二つの木を張り合せて密着させて居ると説かれてゐるが、それでは實用にならない。繼木が確實であれば、儀弓かも知れないし、又割れたのかも知れない。桑或は梓の如き緻密質の木材を用ひ、五寸隔きに、樺皮を二分許の幅に四五回纏き、その上を丹塗してゐる。

五張の弓の拵は極めて變化に富んで居り、長さも五尺二寸五分の長弓もあり、三尺の短弓もあるが、通じて纏弓であり、かつ白木が尠い。穂のあるものもありして、これを奈良時代のものに比して殆んど異色を認めることが出来ないのは注意すべく、かつ同一系統のものとしても差支ない。唯々第一號弓の弰の形が稍々趣を異にするのみである。

以上五張の弓は、是川村中居にある泥炭遺蹟から發見したものであり、随つて他の遺物との間に同時性に乏しいが、常識的にいへば、東北地方縄文式文化の末期とされる龜ヶ岡式土器の時代のものといふべきである。龜ヶ岡式土器の終末時代は、恐らく古墳文化の時代に連るものであらうし、この南部地方に古墳文化の波及したのは相當後の時代のことであらうから、この木弓五張の年代も、相當降るものであらう。而してこの龜ヶ岡式文化には、大和文化の影響が無いとは斷じ得ないが、併しこれを以てしても、この弓が石器時代文化のもので無いとはいへない。とはいへ、これを以て縄文式文化の弓は、すべてこの形式のものともいへないし、恐らくその多くは裸弓であつたのではあるまいか。

四

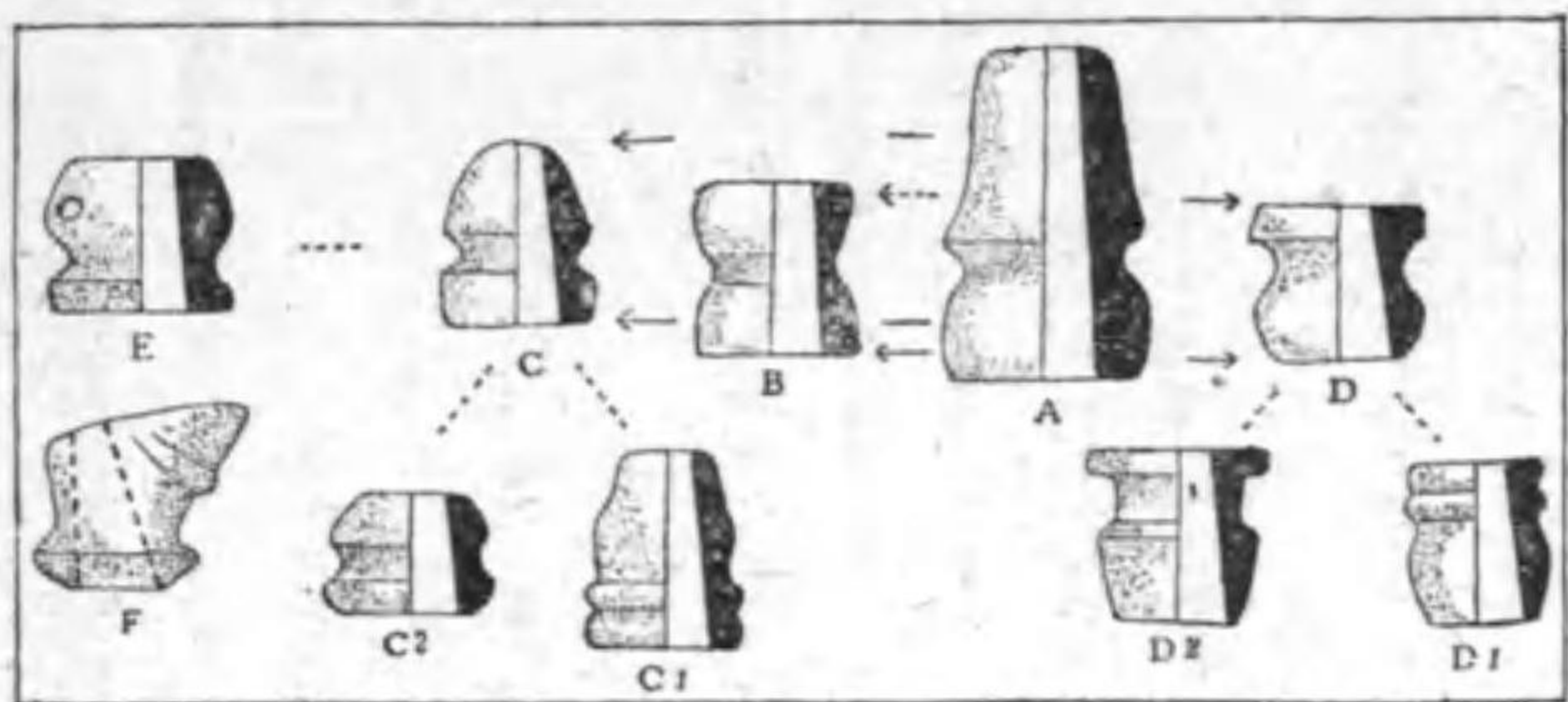


上古時代の弓

第一七六圖 骨角製弰飾

縄文式文化の弓遺物は、前述の是川出土弓以外にはその制を徴し得るものが無い。ただ骨角製品にして弰飾りとされたものがあり、又從來浮袋口と稱せられた骨角製品を、最近甲野勇君は同じく弰飾りと推定されてゐられる。

前者については、古く大野雲外氏が三河國寶飯郡豊秋村大字平井出土の鹿角製品(第一六七圖12345)を以て弰飾りとし、6の如き推定圖をつくられてゐる。前に述べた如く奈良時代の弓に弰飾金具があり、後項述べるが如く古墳文化の弓にも弰飾金具がある以上、その先容をなすものとして如上の角製品を以て弰飾りとするは、一應尤もなものと思はれるが、遺品そのも



（右よに氏野甲） 圖式形口の袋浮 圖八六一第

のを見るとこれを認めるに多少の疑念が湧いて来る。

即ち1は根のところに刻目が入つてゐるが、弦をかけるには不適當である。2は頭に近く弦受けの溝らしいものがあるが、溝は水平位にあつて弦受けには便りが悪い。345は先端近くの孔を以て弦受けとしたが、4を除いてはその孔が端に寄り過ぎて居り、弦を強く張ると持ち堪へることは出来まい。しかも五個共に弓幹を受ける袋の部分の浅きに過ぎ、弓幹の端即ち弭に形式的に挿込まれてゐるに過ぎないので、この装ひの弓に矢を番ひ、弦を強くはつてこれを放つならば、その弭飾りは弓幹から離れ落ちて仕舞ふであらう。單に儀弓としての装ひならば兎も角も、實用の弓の用としては不向きのものであらうと思はれる。

7は下總國海上郡余山貝塚出土のもの、袋部は比較的口が廣くかつ深く（圖に於いて虚線を以て示す）割られ、弭飾りとして實用に堪へるものと思はれる。随つて弭飾りの骨角製品かとするものすべてが、實用に不向きとすることも出来ないであらう。又後項述べるが如くアイヌの弓に見る弭飾りを参考する時、一層然るものあるを思ふ。唯尠くも大野氏想定装ひ方（弦のかけ方）では、矢を放つことは出来ない。

次に縄文式文化の鹿角製品に「浮袋の口」なるものがある。甲野勇君はこれをA：Fの六種に分ち（第一六八圖）Aから順序變形したものであり、かつ關東に於いて發生し、東北に至つて發達したのである。而して浮袋口は離脱式の銚に伴ふべきものであるのに、關東地方にはその種の銚が用ひられたと思はれない點がある。かつ體孔内部にアスファルトの如き膠着料の殘存してゐることに注意して、これを弭飾りと推定されたのである。かつ前述の是川出土の弓に弭を丸刻りとして、この浮袋口と相似た形のものとしたもののあるを注意し、是川弓に儀弓と目すべきものがあり、又丹塗りの木刀の伴うてゐるを指摘して實用を離れた儀弓の存在し得ることを説かれてゐる。

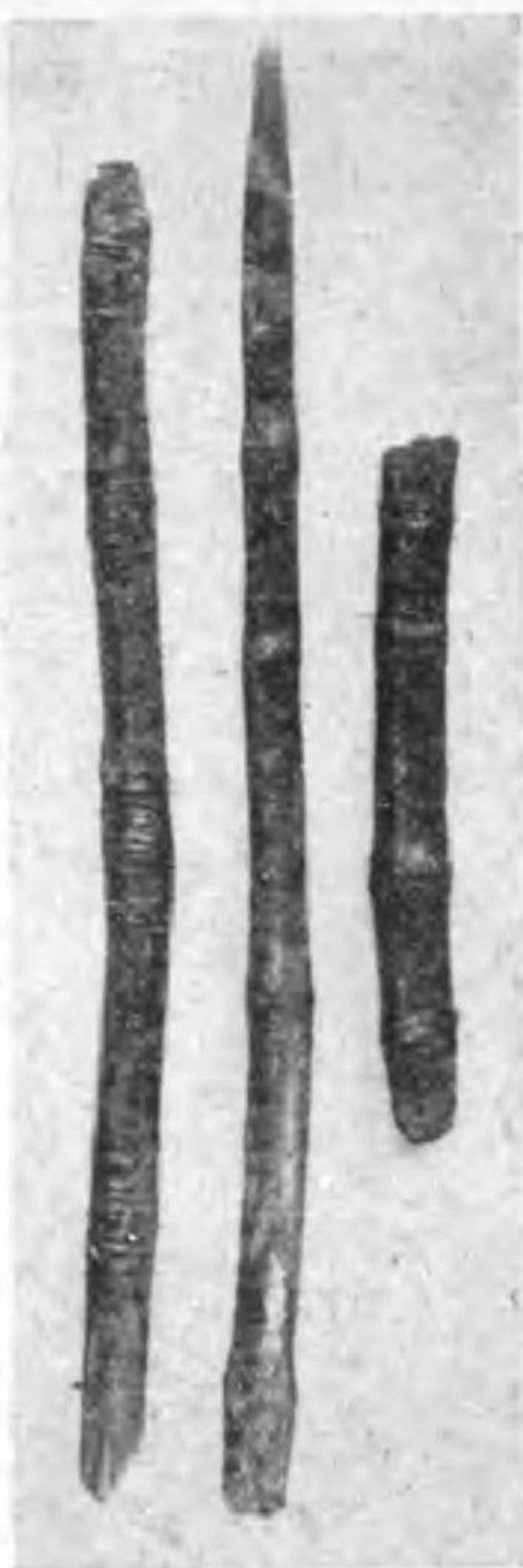
縄文式文化の末期にせよ、（浮袋口は縄文式土器後期のものに併行するとされる）既に儀弓の存在したとすれば、我國に於ける弓文化の發達見るべきものがあるとしなければならぬ。

狩獵が彼等の生業の半ばを占めてゐたらうと思はれる時代、石鏃に各種様式の發達を致し、その成形に實用を超越したと思はれる裝飾要素の加へられてゐるのを見る時、儀弓の存在を否定することは出来ない。否、是川弓には既にその存在を實際としてゐる。しからば多少の躊躇を感じつつも、この縄文式文化の弭飾りを認めてもよい。

而してこの弭飾りを認め、又一方に是川弓を縄文式文化末期のものとするとき、縄文式文化の弓は丸木弓であり、長さ五尺内外或はそれ以下のものとするし、儀弓は勿論、實用弓に於いても儀弓の制が既に發達してゐたであらうとすることが出来る。

五

彌生式文化の弓は、大和國磯城郡川東村唐古出土のものが著しいし、又銅鐸繪畫にある狩獵圖によつて極めてラフであるが、概観を得ることが出来る。ただ唐古出土の弓は、報告書が公刊せられてゐないので、發掘調査擔



第九六一第

弓片殘
土山古墳群大
(發掘報告書)

當者たる末永雅雄君の公表された日記によるの外はない。
末永君は第十九日の發掘に於いて、丸木弓一張を檢出、弓は排にして、

片面に黒漆を塗布し節の部分に樺を巻きたり、先端僅かに切込を附して弭を成す」とあり、第三十日に「木弓の甚だ精巧なるものにして、節に樺を巻き、その他を黒漆にて塗りたるを檢出、但し黒漆は表のみなり。この弓は反り強く弾き激し。今日迄に出土の弓はすべて排なり。」とあり、第四十九日のに、「出土の弓は一は手法精巧なる漆塗樺卷の頑丈なる丸木弓にして長弓、他の弓は小枝を撓めて作れる小弓にして、共に上代弓を見るに重要な資料と思はる」とあるを見ると、唐古出土の弓はすべて丸木弓であり、長弓を普通とし、すでに黒塗のもの及び

び樺を以て獻物帳にいふ處々誤したと思はれる。第一六九圖はその一例である。

しからば唐古弓は、丸木弓ではあるが、長弓であり、弭の拵もあり、かつ樺皮を以て處々纏をするとか、黒塗をするとかしたので、前に述べた陸奥是川弓とも似て居り、又、奈良時代の弓とも相似たものであり、相當程度に發達したものであることを推知することが出来る。



銅鐸繪畫に於ける獵圖 第一〇七圖

唐古遺蹟の年代は明かでない。彌生式文化の前期たる遠賀式系統のものを出し、近畿地方の彌生式文化の初端の時代に、既に聚落の發達を知るべく、而して中期文化の時代のものであるから、唐古弓の年代は前期から中期に互る時代の何れかに比定しなければならぬ。喜田博士は、唐古遺蹟の大部分の地域をなしてゐる唐古池が、應神天皇の御宇に設けられた韓人池であるとし、かつ聚落が廢墟となつた直後に池になつたと思惟せられ得る點のあるに見て、遺蹟の下限年代を、應神天皇御代近くに比定されてゐる。

併し吾々は、中期彌生式文化の下限をしかく降し得るかに多少の疑義を有するものであるが、これはその解決を今後の研究に期すべきであり、今はただ大和古墳文化以前のものとすに止めねばならぬ。

この彌生式文化の中期のものと比定し得る銅鐸にある狩獵圖（第一七〇圖）に弓が描かれてゐる。その圖は極めて印象的に描かれてゐるが、しかもなほ矢を番へる時とか、矢を放つ時の姿態が明かに描かれて居り、しかもそれが後世のものと何等異なるものがない。

弓は長弓といふべく、かつ直弓、即ち反弓ではないし、かつ弣が本弣に稍々近接する、即ち中央より稍々下位にあることに於いて注意に値する。かのは川弓又は唐古弓の如き丸木弓であるならば、反弓でなくして直弓であることは疑義なかるべく、随つてすべての資料を通じて以て石器時代又はこれに近接する時代には、尠くも丸木弓が普通であつたとなしなくてはならない。

かの『魏志』『倭人傳』の中にも、わが西紀三世紀代の弓、尠くも九州地方の弓について

「兵用矛楯木弓、木弓短下長上、竹箭或鐵鏃或骨鏃」

として、丸木弓の専ら用ひられてゐることを述べてゐる。又弣が本弣に稍々近接することは、中世以降今日に至るまでの長年月に互つての日本弓の特徴であり、正倉院御物弓も亦趣を等うしてゐる。而してこれがこの銅鐸弓に見られるし、又前引の『魏志』倭人傳に「短下長上」とあるもこれをいふのであらう。

六

古墳時代の弓そのものを遺存してゐるのは僅かに帝室博物館藏羽前國東村山郡出羽村大字漆山衛守塚出土の殘

片があるに過ぎない。この衛守塚は、發掘者自身の經驗談を聞くと、遺蹟の構造が内地發見の一般の塚とは趣を異にし、北アジア地方のものに似たところがある。併しこれは後日の研究に委ねることとし、常識を以て解し得るところでいへば、主體を地表而下に有する圓墳であり、中に割竹形木棺があり、副葬品に櫛・櫛箭・石製品と弓の殘片が發見されてゐるのであり、これだけでは遺蹟の年代を明かにすることは出来ないが、恐らく古墳文化後期のものであらう。

出土の弓は殘片で、全形は勿論、部分にも明瞭を缺く點が多い。木弓であり、丸木弓であることはこれを確言して差支ない。材質は未だこれを確めてゐないが、黒塗りであり、完存してゐる部分（弣に接近してゐるところであらう）について見ると、長徑二九・五耗、短徑二六・五耗、腹部に當る側に、幅一六耗、深さ一・五耗といふ淺い樋が長くつくられてゐる。

弣の形も、弣の構造も、また全長も明かでない。併しその太さから見ても、又現存部分の形から見ても、全長は相當長く、二米近くもあらうし、かつ所謂スキイテン弓の如き反弓のものではなく、その腹にある樋のあることと併せて見て、かの正倉院御物の弓の如き形のもの、即ち自分のいふ長弓にして直弓の系統に屬する丸木弓の類であることは明かである。

